

行因甚疲衝御杖稍步故號其地謂杖衝坂也到坐尾津前一松之許先御食之時所忘其地御刀不失猶有爾御歌曰袁波理邇多陀邇牟迦幣流袁都能佐岐那流比登都麻都阿勢袁比登都麻都比登邇阿理勢婆多知波氣麻斯袁岐奴岐勢麻斯袁比登都麻都阿勢袁自其地幸到三重村之時亦詔之吾足如三重勾而甚疲故號其地謂三重

發、こは、上に息坐、こあるを承たり、【他所には此言なし】○當藝野上は、和名抄に、美濃國多藝、【多岐】郡、神名式に、同郡多伎神社、万葉六に、美濃國多藝行宮にて、從古、人之言來、老人之、變若云水會、名爾負瀧之瀨、【瀧之瀨は、いはゆる養老瀧の流を云て、此の地名をよめるには非ず、思混ふべからず、此事なほ次に辨ふべし、但し名爾負云るは、此の地名に負る云こなり】、田跡河之、瀧平清美香、從古、宮仕兼、多藝乃野之上爾、なきあり、此歌に依れば、此野所謂養老瀧近きあたり之間ゆ、【今も此野ありて、いざ廣き野なり云り】、不破郡より、伊勢の尾津前への路次なり、【不破郡より此多藝郡及石津郡を経て、伊勢の桑名郡に達る道なり、師は此當藝を、美濃の多藝には非ず、別に近江國の地名なり云れつれど、其は居宿を、近江の醒井心を得られたるよりのひがこなり】野上は、怒能字閉訓べし、万葉廿五に、多可麻刀能、秋野乃字倍能、又多加麻刀能、努乃字倍能、美夜波、こ

見え、又乎能字倍こもあり、字閉はあたり云意にて、野上は、野辨云こ同言なり、【字閉を、字を省きて、野之閉、山之閉、河之閉なきも云、又之をも省きて、野辨、山辨、河辨なきも云、何れも同じこなり、然るを後には、字閉こいへば、必上下の上の意このみ心得、閉云へば邊の意こ心得て、別意の如く、閉こいへば、必濁るここ、なれり、古は字閉こも閉こも云、又其を連の便によりて、辨こ濁りても云り、皆一なり】○恒は、都泥波訓べし、こは上巻海神宮段に、三年雖住、恒無歎、こある恒こ同くて、今までは云意なり、○自虛は、虚空をも云意なり、○翔は、書紀仁徳巻歌に、等弭簡儻梨、万葉十七卷に、久母我久理、可氣理伊爾伎等、○念は、淡母比都流袁訓て、下なる然字は、讀べからず、袁は、母能衰の意にて、此辭に然云意をもてり、さて恒にかく所思したりしは、甚武く雄々しく勇みたる御心なればぞかし、大丈夫の心は、誰も如此こあらまほしけれ、○歩は、足讀の意の言ならむか、物の數を讀さまこ似たればなり、【吾伊勢國の山里人なきは、阿余夫こいへり】さて此は御馬にも御輿にも乗賜ふべきに、かく疲惱賜ひながらも、なほ御徒より歩ませるは如何云に、さばかり雄々しき御氣の故なり、得歩賜はぬまでも、歩まであるべきかは、甚勵み賜へる御心、恒念自、虛翔行こある御言にて知られたり、○當藝斯は、和名抄舟具に、唐韻云、舵【字亦作舵】正船木也、楊氏漢語抄云、舵船尾也、或作柁、和語云多伊之、今按舟人呼挾抄、爲舵師、是こあり、延佳此を引て、疑此物也云る、信に然り、【玉篇に、舵正船木也設於船尾、與舵同云、釋名に、舟尾曰柁、柁正船、使順流不他戻也、云り】師云、舵は、今世に加遲云物なり、万葉なきに加遲こあるは、今世に體云物にして、舵には非ず、然るに歌又祝詞なきには、加遲又加伊をのみ云て、多藝斯を云るこ無し、そは歌によみなれず、句の調も叶はねば、おのづから漏たるならむ、祝詞も調を擇べばなり云れき、さて多藝斯を多伊斯云は、中古より音便に類れたるなり、倭の地名の當藝麻をも、後には多伊麻云が如し、【其外も、伎を音便



に伊云格、いこ多し。多藝志耳命なご云名も、此物に因れるにや、名義は、万葉七軒に、大舟乎、荒海爾擲出、八船多氣あるは、船を彌多氣云こにて、力を致し、左右に擲ひて船をやるを云るなれば、船を思ふ方へ擬ひ行る由の名なるべし、【斯の意は、詳ならず、多氣多藝志は、通はし云る例多かり、】さて當藝志は、今の加連なるこは決けれも、其形状はいかゞありけむ、今世と同じかりきや、異なりきや、詳ならず、○成——形は加多知術那禮理と訓べし、又加多知術那禮理も訓べし、【那禮理は、如しの意なり、然れも、此は、爾那禮理云、方まさるべし、】さて船の形に爲れりこは、如何なる形にか、此物の形詳ならざれば、此、御足のさまも知りがたけれき、和名抄に、毛詩注云、腫足曰、腫又云、卑濕之地、其人多、腫、辨色立成云、於賈阿志、此間云古比、こある、【今も腫の腫たる者を、古比受泥云なり、説文に、腫、脛氣腫と注せり、又今世に、油を造る具に、古比云木あり、其形中太くして、兩端はやすぼりて細し、これ腫足の形に似たる故に、古比は云にやあらむ、】今此、王も、山、神の毒氣に中り坐て、此疾を得たまへるにやあらむ、古への腫は、此、腫の状に似てやありけむ、なほよく考ふべし、【師は、御足の、船の柄の曲れるに似たるよしなり、次に又吾足三重勾、而、こも詔へるこ合せて知べし、云れつれき、船若今の加連ならむには、其柄は然云ばかり曲れる物には非ず、又古へのは形異ならば、其は曲れりや、いかゞ知べからざれば、曲れるが似たりこは云がたし、なほ次なる三重勾の下に云べし、】○故號其地、謂當藝也、こは、此地名の由縁なるこを云なり、【續紀七に、靈龜三年九月、天皇幸美濃國云々、幸當者郡、覽多度山美泉、十一月、詔曰云々、改靈龜三年、爲養老元年、こありて、此、美泉は、世にはゆる養老の瀧にして、右に引る万葉六の歌も、此、泉をよめるなり、然るに其歌一首も、瀧よめれば、多藝郡、又多藝野なご云名は、此、養老瀧に因れる如聞えて、まぎらはしかるめれこ、然には非ず、多藝てふ地名は、此に見えたる如く、倭建、命の御言より起れるなり、】○自其地、差少、幸行云々、

謂杖衝坂也、こある文は、延佳本、頭書に、按伊勢國自桑名郡入來、則經尾津、次三重、次杖衝、次能登野、是今之順路也、由之考、則自自其地、至謂杖衝坂也、二十四字、當在下文、謂三重之下乎、云云考、の如し、其故は、杖衝坂云は、今も伊勢の三重郡に在て、名高ければなり、【此、地の事、三重の次に云べし、】但し其は別ならむとも云べけれも、多藝野より尾津までの間には、坂路は無し云り、然れば此、杖衝坂の事は、本の傳には、下文の三重の次に在けむを、成當藝斯形、こあるこ、如三重勾、こあるこ、事のさまの似たるに因て、中ごろまぎれて次序を誤りて、當藝の次に語り傳へたるを、其、任に記されたる物見えたり、差少幸行、こあるも、三重より、今云、杖衝坂まで程近きに、よく合へり、【書紀には、當藝三重杖衝坂の事は皆無し、】○因甚、疲、因、字諸本皆誤りて固作り、今は師の改められたるに依りつ、○稍は、夜々夜々爾と訓べし、万葉五、に、須臾毛、余家久波奈之爾、漸々、可多知郡久保里、七、に、奥津梶、漸々爾水手、【この爾水手を、本に志夫乎と誤れり、漸々の訓も誤れり、】こあり、漸は、常に夜々夜々久と訓れれも、【右の万葉五なるをも、本には然訓り、】此言古書に正しく書る例なければ、さだかに知りがたきを、よく考ふれば、夜々夜々は、夜々夜々の音、便に轉り訛れるなりけり、【右の万葉なる二、共に、漸々三重ねて書るも、夜々夜々三重なる言なる故なり、さて夜々夜々を、音便に夜々夜々云るなり、中古の物語書なご、又今世の言にも、やうく云り、然るを漢籍なごを讀には、やうくは何こかやはかなく聞ゆる故に、下の字を久と讀ならはして、夜々夜々久はなれるなり、其はやうく云は、能をよう、如此をかう、疾をさう、なき云同例さ心得、久云を正しと思ひて、さは讀なせる物なるべし、】言の意は、急にはあらで、緩々徐に物する意にて、今俗言に會呂會呂登云に同じ、【字書にも、稍、漸也と注し、漸、徐而不速也と注せり、さて其にこりて、此、言用る意、あり、一は、右の万葉七なる歌の如く、徐にそろく、こいふ意に用ひ、一は俗言に次第に、段々に、漸々に云意に用ふ、右の万葉五



なるは、此意なり、○尾津前、此なる御歌に依に、津は清て讀べし、和名抄に、伊勢國桑名郡、尾津【乎都】郷、神名帳に、同郡尾津、神社もあり、此地なり、今は地名も社名も遺らず、たゞ戸津村云があるを、其語傳へたり、【今桑名より二里許西北方、多度神社より廿町ばかり東南方に、溝野村、戸津村云ありて、東西に並びたり、其間に、八劍宮云社のあるを、尾津神社なり云、戸津を尾津なり云、此なる倭建命の御故事をも語傳へたり、其地美濃より伊勢に通ひし古道にて、今も然なり、美濃の多藝郡より、石津郡を経て至る處にして、美濃の國堺より、一里あまり南なり、此あたり今は海邊よりは遠けれども、古はやがて海邊にて、尾張の津島より渡る、泊なりしよし云傳へたり、まことにさざありけむ、凡て今の桑名郡の長島あたりの地より、尾張の海西郡海東郡の地なごは、古は多くは海にてありしを、やうく南の方へ地を廣げて、今の如くにはなれるなれば、尾津崎は此戸津村のあたりにて、上代には尾張の年魚市縣に、直に向へる地にぞありけむかし、内山眞龍云、此あたりは多度山の尾崎の長く引延たる地にて、其山崎を、里人は鼻長云り、まことに崎云べき地形なり、又今は、海は遠けれども、入海のさまして、古海へたなりけむこと、著く見ゆることなり云り、此言に就て思ふに、多度山の尾崎の地なる津なるを以て、尾津云は云しにもやあらむ、又今世、桑名郡に、尾津云名は遺らざるに就て、前に思ひけらくは、今尾張の海東郡に、小津村云あり、此あたり延喜式和名抄のころまでは、伊勢の桑名郡に屬て、上代にはもこより海邊なりけむ、其處の崎ならむかとも思ひしはわろし、書紀云、日本武尊、於是始有痛身、然相起之、還於尾張、爰不入宮寶媛之家、便移伊勢而到尾津、云あり、まことに伊吹山より下坐て、當藝野のあたりいますまでは、なほ尾張の美夜受比賣の許に還坐む所念つらむを、御身の疲勞ますくに堪がたままに、國戀しく所念看す御心の起りて、【思國の御歌のあるにても知べし、】尾張へは還り坐さず、倭に還り坐む所思て、伊勢へは趣坐るなるべし、【伊勢より伊

賀を歴て、倭に至る、】此記にも、書紀にも、尾張には還り坐さずて、伊勢へ趣坐る其所以をば記されざれども、必右の故なりけむ、【書紀に、還於尾張、云あるは、尾張に還り坐むして、其道に趣坐しを云なり、既に尾張國に入坐るにはあらず、次に不入宮寶媛之家、云あるぞ、尾張國には入坐ざりし由にはありける、】○一松之許、許は下なり、万葉六音に、登活道岡、集一株松下、飲歌、一松、幾代可歴流、云々、後の歌にもよむことなり、【今俗言に、一本松云物なり、さて此尾津前なるは、今もかの八劍宮云地に、劍掛の松云て、其蹟をのこせり、】○先御食之時、之字諸本になし、今は眞福寺本、延佳本に依れり、かゝる所には、之字ある例なればなり、【は、佐伎爾夫袁斯勢志斯登伎訓べし、先は、かの倭比賣命の御許を發して、東國に趣坐して、此地に來坐し時を云、古の伊勢より東國へ物する大道は、【今の如く桑名より熱田へ直に海をば渡らずて、】此尾津のあたりまで來て、吉蘇川の川尻を渡りて、【古尾津は、此川の海に入あたりなりけむ、】尾張の津島のあたりを歴て、年魚市縣に至りしなり、其間、凡て南は海邊にぞありけむ、【今津島より甚目寺なき云處を経て、名兒屋に至る道のあたりぞ、古の大道なりけむ、古は其甚目寺の門前まで、浪うちよせつなき云里人の語傳へもあり、今は其あたりより南へ海邊までは、二里ばかりもあるべし、古は其間の地は、多くは海なりしなり、】御食は、書紀に食、飲食、進食なき、みなミナシス訓り、上卷に、訓食云袁須、見え、息長帶比賣命の大御歌に、袁勢なきあり、勢志斯は、勢斯を延て云古言の格にて、爲賜ひし云むが如し、【古言に、爲を延て勢須云、其を活して、爲しを勢志斯云なり、下の斯は過去し事に云辭ぞ、此格は、立をたす、たし、行をゆかす、ゆかし、取をみらす、みらしなき云、同じことなり、】○所忘は、和須良志多理斯訓べし、万葉五音に、多都多夜麻、美麻知可豆加葉、和周良志奈牟迦、これも、和須流を延て、和須良須云、古言にておのづから敬云言なり、○御刀、こは草那藝、劍は別なり、思ひ混ふべからず、書紀云、昔



日本武尊、向東之歲、停尾津濱而進食、是時解一劍、置於松下、遂忘而去、今至於此、劍猶存、故歌曰、云々、○袁波理邇は、尾張になり、○多陀邇牟邇幣流は、直に向在なり、【直には、俗言に眞づくに云意ぞ、】此、地のさま、上に云るが如し、万葉四十六に、夷乃國邊爾、直向、六丈に、淡路乃島二、直向、三犬女乃浦能、○袁都能佐岐那流は、尾津之崎在なり、書紀なるには、此、句無し、無きも宜しけれ、上二句よりの連きは、有る方勝れり、○比登都麻都、阿勢袁は、一ッ松、吾兄よなり【延佳本に、勢、字を藝、作り、下なるも同じ、其は吾君の意を見て、さかしらに改めたるか、諸本皆勢なり、】朝倉、宮、段の歌にも、阿世袁あり、又同段の大御歌に、此、記には、波理能紀能延陀ある句を、書紀には、波利我曳陀阿西鳴あり、さて吾兄は、松を賞愛、み親みて詔へるなり、此、阿勢袁を、書紀には、阿波例あり、○比登邇阿理勢婆は、人なりせばなり、○多知波氣麻斯袁は、大刀佩せましをなり、波氣は、令佩を切めたるにて、令浮を字氣、令間を、伎氣、令向を、牟氣、令同例なり、【此、格なほい多し、】○伎奴岐勢麻斯袁は、衣着せましをなり、一ッながら麻斯は牟の意、袁は母能袁の意なり書紀には、此二句下上に替りて衣の方上に、大刀の下方にあり、【強て其、劣勝を云、】衣の方先にあるやまさりなむ、○比登都麻都阿勢袁、此、句書紀には無し、○一首の意は、聞えたるまゝにて、御刀を失はず、今まで存せたる功を賞て、よみ賜へるなり、【さてふと思ふには、此、御刀は、此、松の枝に掛置賜ひつらむと思はるれ、】此、記にも、所忘其地云、書紀にも、置於松下、みあれば、然には非ず、松下の地に置賜へるなり、然るを此、松をかく賞賜へるは、其、木下に在物なれば、松の守衛りたるが如くなればなり、○三重村は、和名抄に、伊勢國三重【美倍】郡、天武紀に、到三重郡家、万葉九十六に、吾疊、三重乃河原之、なきある是にて、朝倉、宮、段に、伊勢國之三重妹も見えたり、三重、村云は、和名抄に、此、郡に采女郷ありて、【今も采女村あり、】三重川も、其處に近ければ、【此、川は、今四日市の北なる、三瀧川云川なら

む云なれども、然には非し采女村の北なる、今はうつべ川云川ならむと思はる、】其、あたりなるべし、○亦詔之は、先にも吾足云々詔ひし事あるによりて、亦は云るなり、○如三重句而は、美幣能麻賀理那志豆訓べし、句は、和名抄、飯餅類に、楊氏漢語抄云、糰餅、形如藤葛者也、和名方加利、【説文に、糰、糰、糰也、齊民要術に、糰、糰、糰餅、象環釧形、なご云り、】字鏡に、餌、方加利餅、また饅飴同、方加利見え、大嘗祭式、供神雜物、中にも、句餅、五合、土左日記に、都へのぼるついでに見れば、山崎の小櫃の繪も、まがりのほらの形もかはらざりけり、賣人の心をぞ知らぬ、【或註に、まがりは餅なり、關東に餅をまがり云、山崎より、ほら貝のなりなる餅を、油あげにして、京都へ出すなり、東寺にて、稻荷祭の時これを供す云り、庭訓往來にも、伏兔曲煎餅云り、伏兔も同類の物にて、和名抄に見えたり、拾遺集物、名にもあり、】なきある物なり、其形、蟠、旋りて、土左日記に云る如く、寶螺貝【寶螺、和名抄に見ゆ、】のさまにぞ似たりけむ、故、句は名負るなり、【漢語抄に、形如藤葛、みあるも、藤葛の繞へる如く旋れるを云なり、漢國の糰餅は、象環釧形云云れば、中を空にしたる輪、聞えたり、皇國の句は、た、旋れる形にこそあれ、輪には非し聞ゆ、】三重は、其、形の三重に旋れるを云、抑此、物大嘗祭、供神物の中にあるを以て、上代より有し物なることを知べし【凡て大嘗祭は、諸の事も物も、上代の例に依らるることなり、】さて御足の此、物の如くになれるは、初めに施の形に譬、賜ひしほごよりも、又益々いみしく腫まさりて、今は其、狀、緒を以て物を幾重にも繋ぐ絞、隔たらむ如く、俗言にしぎりの入たる云狀にて、長き物の蟠、旋り重なる如くなる形なるを、詔へるなるべし、【甚く腫たる物は、處々絞りたる如くなることあるものなり、そのさま、かの寶螺貝の形、思ひ合すべし、】すべての形の曲れるよしの譬には非ず、【いかに歩み疲れても、足は曲る物には非ればなり、師は、此、三重、句を、阿理岐奴能三重、重みあるに合せて、阿理岐奴は珠衣なり、三重は三重の句玉なり云て、三重に勾れる玉にせられたれ、いか、其



故は、勾玉の三重に勾れる云々、古書に見えず、勾玉はたゞいさ、か曲れるのみにこそあれ、幾重も曲り旋りたる物には非れば、三重云々、べき由なし、そのうへ、勾玉をたゞ勾玉のみ云々、さらし例なきことなり、又勾玉は、書紀にも、其、曲れる形を、妙なること、に賛たることありて、めてたき物なるに、御足の曲りて見苦き形を、さる美玉の形に譬へ賜ふべきにもあらず、凡て譬へは、よき事をあしき物に譬へ、あしき事をよき物に譬へるものには非るをや、かの阿理岐奴の三重は別意なり、其事は朝倉、宮、段、かの歌の處、傳卅二の三十四葉に云べし、たま〜三重てふこと同様に因て、一ツに勿思ひ混へそ、式に、此三重、郡に、足見田、神社あり、倭建、命を祭る云傳へたり、和名抄に、葦田、安之美多云郷も見ゆ、此も此、御足の事に因れる名にやあらむ、○甚、疲、は、たゞ歩坐て、疲賜ふ【俗に云々たびれ】のみには非ず、御足を病賜ひて、惱坐を詔へるなり、○杖衝坂の事、必、此、次に在るべき由、上に云るが如し、此坂は、三重、郡にて、采女村の西に在て、今も杖衝坂云云り、三重、能煩野、の間なり、【今四日市驛、石薬師、驛、の間にて、采女村の西のはづれより即ち登る坂にて、坂、上は平地なり、】但し古の大道は、今の大道より三町ばかり北方なりしを、近世に今の筋には移せり云云り其時に此、坂の名をも、今の大道に移せるなり、【此、處、古の大道は、采女村の神社の北方に、今も道ある是なり、然るに、弘治元年に、關氏龜山、城を築て、龜山石薬師を驛して、大道を南方に移せり云云り、然れども此、杖衝坂、今の道も、古の道、たゞ、細き谷一ツを隔てたるのみにて、一ツ山の内なれば、さしも遠く異なる地には非ず、】抑此、倭建、命の、今來坐し道は、尾津、前より、桑名、郡朝明、郡を歴て、此、杖衝坂までは、今の路程にて、七里餘許のほごなり、

自其幸行而到能煩野之時思國以歌曰夜麻登波久爾能麻本

呂婆多多那豆久阿袁加岐夜麻碁母禮流夜麻登志宇流波斯  
 又歌曰伊能知能麻多那牟比登波多多美許母幣具理能夜麻  
 能久麻加志賀波袁宇受爾佐勢曾能古此歌者思國歌也又歌  
 曰波斯那夜斯和岐幣能迦多用久毛韋多知久母此者片歌也  
 此時御病甚急爾御歌曰袁登賣能登許能辨爾和賀淤岐斯都  
 流岐能多知曾能多知波夜歌竟即崩爾貢上驛使

能煩野は、伊勢、國鈴鹿、郡なること、諸陵式に見えて、下に引り、煩濁音なり、【書紀には、褒字を作られたれども、清、唱るはわろし】此、野は、今其、地形を見るに、大かた鈴鹿、郡の北方は、半にも過て、皆野なる、其、内に村里も數多あり、田畠なる地も多かれども、又遙々、廣き曠野なる處々も多くして、すべては一連の大野にして、【上代のさもおしはからる】當郡の東西の極までわたれる、西方は漸々高くして、【ミころく、卒に高き所もある、さる所は、低き方より望れば、山の如くにて、登れば上へは又平なる野なり、万葉に、山、邊の、五十師、原、さある地も、此、野の内、の東方にて、東より登る所は山にて、上へは平にて、西へ廣き野なり、なほ其地の事は、別に委き考あり、】漸、に登る地なれば、名義登り野なるべし、かくて西の極は、高山並連きて、【近江、國の堺なり、】其、中に野登山云云ありて、最高し、是も野より漸々登る故の名なるべし、さて此、野の名、今は各所にて、或は廣瀬野云、或は鞠が野云



も云て、これらは總ての名も聞えぬを、古に能領野云しは、大名にぞありけむ、【此名は、今は土人なごは知らざるなり】○思國以は、久爾志怒波斯且訓べし、志怒布に思字を書るは、万葉に例あり、又偲も慕も書り、さて此言、中昔よりは志能夫云へども、古は志怒布云り、万葉に多かる、みな思奴布思努波武なき書り、又布をも後には濁れども、此も古は清て呼しにや、万葉に皆清音の波比布の字をのみ書て、濁る假字を用ひたる所は無し、【二】には濁れども、思奴幅武書る幅も濁音には非ず、凡て言の清濁の、今古は同じからざるが、多くあること、初巻に云る卷に、思奴幅武書る幅も濁音には非ず、凡て言の清濁の、今古は同じからざるが、多くあること、初巻に云る【ごごし】さて此は御病漸々に重り坐るまゝに、いよいよ倭國を慕はしく、戀しく所念看せるなり、○夜麻登波は、倭はなり、○久爾能麻本呂婆、【婆字、舊印本、延佳本なきには、波ミ作れど、今は眞福寺本、又一本、又一本なきに依れり】書紀には、摩保羅摩あり、此言は既に國號考に解り、さて此二句は、倭國は、大八島國の中の、麻木羅なる國ぞ、稱給へるなり、○多々那豆久は、多々那波理那豆久にて、【然らば多々那豆久云べきに、多々那豆久にては、今一ッ那てふ言足らぬに似たれども、凡て同音の重なる言は、多く一ッをば省き約めて云る例にて、那々云べきを約めて、ただに那は云るなり、旅人を多毘登云るが如し、此事既に上にも云り、されば豆久をたゞに附心得て、たゞなはり附なり云る説は、こゝたらず、又橋名著、橋並附なき云る説も、みなわろし】多々那波理は、契沖、禮記に、主、佩垂則臣、佩委、云を引たり、此委の意なり、枕冊子に、そばの方に、髪のうちた、なはりて、ゆらゝかなるこあるも、同くて、長き物なきの縮まり倚合て、疊まりたるを云、青垣山に云るも、其狀同じければなり、那豆久の事は、下なる那豆岐田の處【傳廿九の四葉】に云り、考合すべし、○阿袁加岐夜麻は、青垣山なり、此、事上卷、倭之青垣東山こある下【傳十二の二十五葉】に云り、万葉一々に、疊付、青垣山、【付字を、本に有ミ作て、タ、ナハルミ訓れきたたなはる云に、有字は添ふべき例に非ず、有字ありてはタ、ナハルミ訓べき例なり、故こは師の付の誤云れ

たるぞよろしき】十二行に、田立名付、青垣山なきあり、○恭母禮流は、隱有なり、【恭字、書紀には許ミ作りて、清音なり】万葉六行に、芳野離宮者、立名附、青垣山もあり、書紀神武卷に、抑又聞、於鹽土老翁曰、東有美地、青山四周、即倭國を云るにて、此意なり、○夜麻登志は、倭にて、志は助辭なり、○宇流波斯は、美しなり、凡て此言は、宇良久波斯の約りたるなり、ミ師云れき、【良久は、流ミ切まる】書紀雄略卷、大御歌に、據暮利矩能、播都制能夜麻播、阿野備子羅處波斯、万葉十三行に、浦妙山會、泣兒守山、十七行に、宇良久波之、布勢能美豆宇彌爾これら殊に此に叶へり、又此は愛しみ賜ふ方にてもあるべし、輕島宮段、太子の御歌に、古波陀袁登賣波、云々宇流波斯美意母布、万葉十五行に、宇流波之等、安我毛布伊毛乎、此外にも、愛しむこを、宇流波斯云るなほ多し、【此は、美麗を云ミは異なるが如くなれども、云もてゆけば本は、一ッ意に落るなり】○又歌曰は、たゞ麻多訓べし、○伊能知能は、命之なり、○麻多祁牟比登波は、【多字、舊印本には、會多並書て細字にせり、其は會字は後人の書紀に依て傍へ書添しなるべし、一本、又一本には會ミ作り、今は眞福寺本、延佳本に依れり、書紀には、會ミ作るなり】將全人者なり、万葉四行に、吾命之、將全幸限、十二行に、信吾命、全有目八目、十五行に、伊能知乎之、麻多久之安良婆、○多々美許母は、疊菰にて、次の幣に係れる枕詞なり、然連くる由は、疊みたる菰重云るなり、【重は、二重三重八重なきの重なり】疊むこは、重ぬるこにて、菰を疊ねて幾重もある意に重云り、又疊をば、既に疊ミ云物にしたる名として、疊の菰も見べし、【菰なきを疊み重ねて造れる物を、疊云なり】其も幣ミつゞく意は、上に同じ、【冠辭考に、疊にせむ料の菰を編を、隔ミ云ミあるは、いさゝか違へり、幣陀都云は、重を立ッ云ミなれば、本は重ミ同じけれども、其に二ッの意あり、一ッには重をなして疊ぬる意、二ッには物ミ物ミの間を塞絶つ意にて、隔字は此意に當たる字なり、然れども此も本は重を立ッるより出たる意なり、されば菰を編隔つ



さあるも、重をなす意に取れば違はざれども、其意には非ず、隔字の意に云れたり。聞ゆるをや、万葉十六行に、  
 薦疊、平群もあるも、同意のつげなり、又、八重疊、平郡乃山もあり、又十一行に、疊薦、隔編數、十二行に、  
 疊薦重編數なごあるも、幾重も重ねて重をなす意にて同じ、これに隔もあるも、重を立るを云て、加佐泥云に  
 同じ、同じ事を重編も云るにて知れし、さて又編數云は、疊は細密に繁くある物なる故に、編目の數の多くしげ  
 きを云なり、重の數の多きを云にはあらず、○幣具理能夜麻能は、平群之山にて、大和國平群郡なる山なり、【大和  
 志に、平群山、平群谷、上方、數峯平齊成群、因名云云、今平群谷云處あれば、其あたりの山にてはあるべし、然れ  
 ども平齊云々云るは、群は假字なることを知らざる、いみじきひがこなり、】此の地の事は、上【傳廿二の二十九葉】に出、  
 【或人云、此の平群山は、倭なるには非ず、神名帳に、伊勢、國員辨、郡平郡、神社ある、其地なり、社は今志知村云云  
 に在て、山を平郡山と書て、へいづ山云、此、山今も櫻木い多し云り、されど此、御歌は、國を思はしてよみ給へ  
 るなれば、大和國の平郡山なること決し、】○久麻加志賀波袁は、隱白禰之葉をなり、此、樹の事、玉垣宮段に、葉  
 廣熊白禰ある處【傳廿五の廿葉】に云り、朝倉宮段、大御歌にも、久佐加辨能、許知能夜麻能、多々美許母、幣  
 具理能夜麻能、許知基知能、夜麻能賀比爾、多知邪加由流、波毘呂久麻加斯、みあり、さて此、句、書紀には志邇伽之飯  
 延場みあり、○宇受爾佐勢は、髻華に挿せなり、髻華は、書紀推古卷に、十一年十二月、始行冠位云々并十二階、  
 並以當色純縫之、頂撮摠如、而着緣焉、唯元日著髻華、髻華此云于孺、また十六年八月、召唐客於朝  
 庭、云々是時皇子諸王諸臣、悉以金髻華著頭、また十九年五月五日、藥獵於兔田野、是日、諸臣服色、皆隨冠色、  
 各著髻華、則大德小德並用金、大仁小仁用鈿、尾、大禮以下用鳥尾、孝德卷に、大化三年、是歲制七色一十三  
 階之冠、云々小錦冠以上之鈿、雜金銀爲之、大小青冠之鈿、以銀爲之、大小黑冠之鈿、以銅爲之、建武之冠無鈿也、

【釋に、宇須者珠之玉冠、兼方按之、髻華者鈿也、今世挿頭花象、此歟云云、これに、珠之玉冠歟云云るは非なり、  
 鈿字は、説文に、金華也とせるなり、】万葉十三に、五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚山蔭、見者之文、【山蔭は、  
 日影葛にて、其を鈿にしたるなり、今、本は、山字を玉に誤れり、】十九行に、豐宴、見爲今日者、毛能乃布能、八  
 十伴雄能、鳥山爾、安可流、橋、宇受爾指、紐解放而、千年保伎、々々言等餘毛之、惠良々々爾、仕奉乎、見之貴左、又、  
 彈、鳥山爾、照在橋、宇受爾左之、仕奉者、卿大夫等、【者は誤字にや、】なき見えて、本草の枝を頭に挿すを云、【宇  
 受にさす云は、別に宇受云物ありて、其に挿には非ず、挿物ぞ即宇受なる、】後、世に挿頭云物、即古の髻華な  
 り、然るに、右の推古紀、孝德紀に見えたる冠位の級に隨て、金銀及物の尾なきを以て造りて挿るは、上代の爲には  
 非ず、【其は推古天皇の御時に、始て制られたるにやあらむ、】万葉の歌によめるぞ、古のさまなる、○會能古は、【三  
 言一句】其子にて、上に命の全けむ人はみある、其、人を指して詔へるなり、書紀には、許能固みあり、凡て古は、男  
 女共に人を子云るこ多し、いざ子等、なき云るが如し、○此、御歌の凡ての意は、御病漸々に重り坐まゝに、いよ  
 倭戀しく所念看てよみ賜へるにて、命の全くて在む人等は、倭國に還りて、平群山の白禰の葉を【此、山は殊に白禰の  
 名所にぞありけむ、朝倉宮、天皇の大御歌にも、よませ給へるこ、右に引るが如し、】折挿頭して、歡樂く遊ぶ、【諸  
 木の中に、白禰は古、殊に賞て、何にも用ひし物なる故に、此をよみ賜へるなり、契沖は、白禰は常葉なる木なれば、命  
 のまさきくあらむ人は云々云へれど、如此よみ賜へるは、必しも常葉なる故には非ず、たゞ此、木は常によく髻華に用  
 る木なるが故なり、さて樂く遊べ云意なるこは、右に引る万葉十九の歌にて、准へ知べし、】吾は倭にも得還ら  
 ず、此處にして今死なむとするが悲哀きこ、讀給へるなり、甚も甚もあはれなる御歌にぞありける、○此歌者、凡て  
 記中に、某歌也と記せる例、一首なれば、此、歌者云、二首以上なれば此、二歌者、此、三歌者なき其、員を云へれ



ば、此も其例に、此二歌者あるべきに、然らざるを思へば、右の二首本は續きて一首なりしか、書記にては一歌なる、此に叶へり、【但し神功皇后段の、酒樂之歌も、二首を云聞えたるに、二首云ざるを思へば、此も若くは、思國歌名けたるは、伊能知能云々の一首のみなる故に、二歌者は記さるにやとも思へば、夜麻登波云々の上に、思國歌曰あれば、其歌をも併せて云ふことは決し】○思國歌は、久爾志怒比宇多訓べし、書記にも、是謂思國歌也とあり、○波斯祇夜斯、書記には、波辭根豫辭とあり、同じことなり、此言師の万葉考別記に委く解れたり、【その中に、波斯を細してふ言の畧なりとあるは、いかゞ、其は返つて波斯を本にて、久波斯は奇愛なりとこそ思はるれ、續紀の宣命に、久須波斯伎も見えたり、】波斯伎云々の例は、万葉二冊に、三吉野乃、山松之枝者、波思吉香聞、三坪に、波之吉佐寶山、又、坪波之吉可聞、十八坪に、波之伎故毛我母、【故は、子にて、女を云なり、】廿坪に、波之伎都麻良波、又、坪波之伎多我都麻、なごあり、又愛伎書る所もあり、【此をラシキ訓るは誤なること、契沖も云り、】かくて伎と祇【此はけの假字なるを、キよめるは非ず、】こは、通音にて、万葉にも、四坪に、波之家也思、不遠里乎、【此二句同じつゝ、異なるを、六には、愛也思書り、】十五坪に、波之家也思、都麻毛古村毛母、なご見え、又加那志伎を、加那志祇なご此彼あり、さて夜斯余斯の例は、余斯惠夜斯、【續紀の歌に、誰人も云ふことを、歌例夜矢比等母とあり、此、夜矢も同じ】意布袁余志、阿袁爾余志、麻須賀余志、なごの如し、【此も通音にて、夜志余志同じ】○和岐幣能迦多用は、吾家之方自なり、和賀伊幣を約めて和岐幣云るは、高津宮段、太后御歌にも、和賀美賀本斯久通波迦豆良紀多迦美夜、和藝幣能阿多理見え、万葉にはい多くして、古への常なり、【五卷には、和何幣ともあり、】さて古へは、旅にして本郷のこをば、家、又吾家と多く云り、【國もいへり、】万葉の歌なきも、皆然なり、【然るを中昔よりこなたは、其を多く故郷云り、古へは万葉の旅の歌なきにも、他國にて本郷のこを、故郷こ

よめるは、一ッも見えず、古風の歌よまむ人なき、心得おくべし】○久毛章多知久母は、雲起來もなり、久毛章こは、常には雲の居る處を云へとも、古へは又直に雲を云るこも多し、万葉三冊に、雲居多奈引、七坪に、卷目之、由槻我高仁、雲居立良志、十一坪に、香山爾、雲位棚曳、十七坪に、由布佐禮婆、久毛爲多奈毘古なごあるも、皆然なり、【契沖が、雲の居たるが立來るなり云るは、いかゞ】結の母は、辭にて、余云むが如し、【余云夜母と、意相通ひて聞ゆ、母余、又母夜と重ねてもいへり】古への歌に如此結めたる多し、高津宮段なるに、和賀且登良須母、書記崇神卷に、比賣那素麻殊望、神功卷に、異根迺倍呂之茂、允恭卷に、虛豫比辭流辭毛、雄翠卷に、阿遙比那陀須暮なごなほあり、万葉にも多き中に、七坪に、他回來毛、こもあり、【此來母の例なり、】○此御歌は、國思慕賜ひて、倭の方を望り賜へるに、其方の天に雲の立來るを視給ひて、愛く思ふ吾家の方より、雲の立來よこよみ給へるなり、【物の悲哀き時には、何もなく見ゆる物、聞ゆる物にも、心のこまりて、あはれなるは、人情なり】○上件三首の御歌、書記には、十七年春三月、幸子湯縣、遊于丹裳小野、云云是日、陟野中大石、憶京都而歌之曰、波辭根豫辭、云云夜麻登波云々、異能知能云々、是謂思國歌也、こありて、日向國にして天皇の歌はせる大御歌とし、又續きて一首なるは、此記に甚く異なる傳へなり、今何方を正しけむとも云がたし、【されど強て云はば、先天皇倭建命のけぢめを申さば、伊能知能云々は、倭建命のよみ賜へるにて、よく當れり、御病重きによりて、よみ賜へるさま聞ゆればなり、天皇の御歌にしては、たゞ何もなく京を思ひ賜ふには、似つかはしからざる御詞なり、さて夜麻登波云々は、何れの御歌にしても宜し、波斯祇夜斯云々は、何れの御歌にても宜きを、其次第は、書記に首にある方まさりて聞ゆ、そは京の方の天の雲を見放給ひて、其方を思はして、夜麻登波云々、詠はせるつゞき宜しければなり、次に三首せざるこ、一首せざるこは、劣り優りなく聞ゆるなり、○片歌、すべて思國歌、片歌なき云類の目は、其歌を古より然名



け來たるなり師の云れたるが如し、かくて樂府にては、諸の歌に、皆如此様の目ありて、其部を分たるものなり、此、事上卷夷振の下【傳十三の七十二葉より】に云り、考合すべし、其目の記中に見えたるは、酒樂之歌、志津歌、本岐歌、志良宜歌、讀歌、天語歌、宇岐歌なごある是なり、【これら某歌名けたるものなり、此、外に某振名けたる歌は、かの夷振の下に舉たるがこし】さて片歌名けたる由は、三句にして、なべての五句六句の歌の半にして、片なるが如くなればなり、【五句の歌も、上三句を本とし、下二句を末とすれば、三句は半なり、又六句の歌にては、三句はもこより半なり、其、中に、後に旋頭歌云々は、その句五七七、五七七なれば、片歌は正しく其、半なり、建武年中行事、加茂、臨時、祭、條に、もろ歌云云こあり、畧解に、神樂之歌、有本末是也云り、然れば、もろ歌云云は、片歌に對へる目にて、本末具へたるを云なり、】抑かく名けたるは、や、後のこなるべけれど、上代よりして此、【五七七の三句】をば、半なる物にしたりとおぼしくて、白檮原、朝の御世よりして、此、舞なるは、何れも物を問かけたる、答へたるなきにして、此、記書紀なるかぎり、未まで皆然なり、【白檮原、宮、段に、加都賀都母、伊夜佐岐陀且流、延袁斯麻加牟ある大御歌、三句の歌の始なる、これ大久米、命の、歌以て問奉れるここの御答へなり、其次に二首あるも、問、答へなり、さて此、御段なる、遙比婆理云々、迦賀那倍且云々も、問、答へにして、其處に贊、御歌こあるも、三句にては半の如くなればなり、次に高津、宮、段に、多迦由久夜、波夜夫佐和氣能、美淤須比賀泥こある歌も、大御歌の問に、答へ奉れるなり、其後なる書紀なるも、或は問、或は答へなきなり、書紀仁德、卷、大御歌に、瀨能會虛赴、於瀨能鳥苦咩鳥、多例椰始儺播務こあるは、御問にて、此、御答へは、五句の歌なり、さて皇極紀の諸歌三首が中に、一首は三句なる、其も一首はなれたるには非ず、三首つらねて其意を終たるなるべし、又齊明紀に、三首つきたる大御歌の第三なるも、三句なる、是も上なる御歌に、餘、意を、歌ひ足し給へるさまなり、されば三句なるは、もこより片なる

が如くなりしなり、かくて後、万葉よりこなたには、三句の歌は見えす、いはゆる連歌も、本末を合せて一首はなす物なり、故、一首離れたるが三句なるは、いこゝ稀なるに因て、殊に片歌こは名けたるなるべし、さて記中に、此の外に、高津、宮、段、建内、宿禰の歌、那賀美古夜、都毘邇斯良牟登、加理波古牟良斯こあるをも、本岐歌之片歌也こ記せり、【これらの外に、唯一首離れたるが、三句なる歌は、此、次なる波麻都知登理云々の歌のみ見ゆ、此、も四首並びたる中の一にてはあれば、かの齊明紀の大御歌のたぐひすべし、此らも目を擧げば、片歌ぞ云べき、さて上、件、三首の歌、書紀には一首こしたる傳によらば、此、三句を片歌云は、後に別に抜出て、一首こしてぞ名け、む】○甚急は、爾波邇爾那理奴こ訓べし、万葉十六に、將死命、爾波可爾成奴、【こは車持氏、娘子が、夫を戀て、病して死なむこするきはよめる歌の語なり、考合すべし】こあるに依れり、是、死ぬべき際に迫れるを云るにて、【急、字、字書に迫也こも、寤也こも注せる意なり、常に思ひまうけず、速に出來たる事、爾波加爾云こは、意異なり、】古今集哀傷に、在原、滋春が死なむこする時の歌の端詞に、病をして今こなりにければ、【大和物語に、業平、朝臣の、つひに行の歌を載たる所にも、死なむこするこいまこなりて讀たりけるこあり】こあるに當れり、○御歌曰は、此は美宇多袁こ訓べし、○袁登賣能は、嬪女にて彼、尾張の美夜受比賣を指して詔ふなり、○登許能辨爾は床之邊になり、○和賀波岐斯は、吾置しなり、○都流岐能多知は、大刀の利きを美て云る稱にして、都流岐陀知も云り、都流岐こいふ名の由は、上卷都牟刈之大刀の下【傳九の卅五葉】に云り、此はかの草那藝、大刀を指して詔へるなり、○曾能多知波夜は、其、大刀はやなり、波夜てふ辭の事、上【傳廿七の八十一葉】に云り、○此、御歌は、上に似、其、御刀之草那藝、置、美夜受比賣之許、而取、伊服岐能山之神、幸行こありし、其、御大刀のここを所念見て、歌ひ賜へるなり、抑御病今こなり坐る際にも、なほ此、御大刀の事をしも忘れ賜はず、如此まで深く所念入たる御心、勇、御氣の、たゆみ坐るはこ、



又此、御子の御心の、永世までに、此、御大刀に留まり坐すはご知られて、いごもくあはれに難有き御歌なりかし、【武士  
 三あらむ人なごは、殊に恒に此御心を憶ひて、臨終のきはに至るごも、要なくあぢきなき儒佛の意を思はず、深く此  
 御歌を憶ひて、亡らむ世まで、あまかけりても、子孫の勇を助け護らむごをぞ思ふべかりける、又此、御子の御霊は、  
 ミこしへに此、御大刀に留まり坐しごを思ひて、熱田、社をなほざりに勿思ひまつりそ、】○崩、天皇に坐すて崩さ書る  
 例、宇迦之和紀郎子の下に云べし、此、倭建、命は、殊に萬を天皇に准へて申せる例なれば、さらなり、【書紀にも  
 尊、字を書、阿波、國、風土記には、倭、健、天皇命ごさへ記せり、】○貢、上、驛、使、ごは、早馬使を京に差上せて、此、崩  
 の御事を天皇に告奉るなり、驛、使、の事は、上【傳廿三の二十八葉】に出、書紀曰、速、子、能、褒、野、痛、甚、之、則、以、所、俘、  
 俘、夷、等、獻、於、神、宮、因、遣、吉備武彦、奏、之、於、天、皇、曰、云々既而崩子能褒野、時、年、三十、二十七年の下に年十六  
 ごありて、崩は四十三年ごあれば、御年三十二にあたるを、三十にては二年違へり、なほ此、御子の御年紀の事、後にも申

# 古事記傳二十九之卷

本居宣長謹撰

## 日代宮四之卷

於是坐倭后等及御子等諸下到而作御陵即匍匐迴其地之那  
 豆岐田字自那音下三而哭爲歌曰那豆岐能多能伊那賀良爾  
 波比母登富呂布登許呂豆良

后等は、倭建、命のなり、此、命は萬を天皇に准へ奉る故に、御妻をも后に申せるごも、上【傳廿七の六十四葉】に云  
 るが如し、さて后に申すは、一柱に限らざりしかば、【此事、事傳十一の卅葉 廿の十葉なごに委、云り】等ご云り、下に  
 此、命の御子等を擧たる處に出たる御妻等の中に、後の班なる此彼ありけむ、其、中に布多遲能伊理毘賣、命は、玉垣、宮、  
 段にも、爲、倭建、命之后ごあり、○御子等は、同、命のなり、○諸は、后等にも係れり、上卷に天神、諸ごある如く、  
 上に屬る言なり、○下、到、は、倭より伊勢に下り來坐るなり、○御陵は御陵式に能褒野、日本武尊、在、伊勢、國、鈴鹿、郡、  
 兆城東西二町南北二町、守戸三畑【續紀に大寶二年八月震、倭建、命、墓、遣、使、祭、之、ごあるは、此、御陵なるべし、】ごあ  
 る是なり、能褒野の事は上【傳廿八の四十五葉】に云り、御陵は今ほさだかならねご、高宮村に云に【莊野、驛、石、梁



師、驛之間大道の少、西、方なり。丸山云あり、茶白山も、經塚も、白鳥塚も云て、甚大に高く圓にして、周  
に堀の形なきもかつく、残りて、全上代の御陵の御陵の形なり、まづは此ならむとぞおぼゆる、【谷川氏も、今高宮村に  
ひよざり塚云あり、能煩野御陵は此なるべし云り、此塚のこゝなり、又或人も御陵は此塚なりとて、此、あた  
り高宮、郷にして高飛野云、此、白鳥塚のほゞりの地に、王子、田、寶、冠、塚なき云字もあり、又七八町ばかり北、方に、  
御所、垣、内、云、田、地の字もありて、土、入、鑿、入、し、な、ぎ、す、れば、崇、あり、云、傳、へ、た、る、地、な、ぎ、も、あ、る、な、り、云、り、然、る、に  
延佳云今鈴鹿郡長世郷驛野中有三陵墓、俗云多氣比墓、是能憂野墓、而、多氣比建部之訛乎云云は、上代の陵墓のさ  
まをよくも考へず、たゞ後、世の心以て大方に思ひて云るものなり、此、武備塚云家は、石薬師、驛より二里餘、西、方、  
長澤村の地、村の北なる野中の林、中、にありて、高さ六七尺許の小塚にて、小木竹なき生茂れり、前、に社あり、又  
同、林、中、其、冢の後、方に、車塚、又一町許、東南、方に、寶、冠、塚、寶、裳、塚なき云もあり、並、い、こ、く、小、き、塚、な、り、大  
かた近きころは此、武備塚を、能煩野御陵と定めて、世、人も然心得たるめれど、此、冢はさらに上代の御陵のさまに非  
ず、若、し、これ御陵ならむには、假令、遙の代々を経て崩れ、今、の如く、小くならむには、必、内なる石構の露れた  
るべきに、然る物もすべて見えざるをや、吾徒、白子人坂倉、茂樹が考へにも、此、武備塚は倭建、命の御伴に從ひし吉備武  
彦或は大伴、武日、連なき墓ならむか云り、さもあるべし、御伴せられし故を以て、此、人々なきをも、薨、後、に、此、  
同、能煩野の内に葬、しにもあるべければなり、又倭建、命の御末に建部氏ありて、後に此、國の安濃、郡なきにも、其、氏  
人ありしかば、其人なきを、遠祖の御陵、邊、を慕ひて、同、此、野に葬、し墓なきにもあらむか、其は何れにまれ此、武備  
塚、御陵には非るべし、又右の長澤村の少、西南、方の野中に、高さ一丈あまり周り十丈許、もあらむと見ゆる古、塚あり、  
東面の半腹の土の崩れたる所に穴ありて、石構の口顯れたり、口は狭くして、穴の内は奥へ八九尺、横七八尺ばかり

にて、上は大石を覆ひ、横も石を重ねて構へたり、是を里人二子塚とも二子穴とも云り、其、邊、こゝ、かしこに大石も  
の地に埋れたるが、いさゝか顯れたるも幾つもあり、此、も此、冢の石構の散たるなるべし、又此、冢の西、方にも今一  
冢あり、抑此、二子塚は、正しく上代の貴人の墓と見えたり、されど此、も御陵とは定めがたし、或人大碓、命小碓、命  
雙生に坐ませば、此、塚の名由あり、又長澤村に長瀬、神社あり、其、神、像は背の長き御像なり云も、倭建、命御長一  
丈餘ある由あり、又此、近きあたりに御門云地もあるなき、彼此由ありて聞ゆ云り、されど大碓、命雙生に坐  
まさむからに、其を御墓の名に負むこゝもいかゞと思ふ、又龜山、驛に莊野、驛の間、大道の北、方、名越村近き地  
に、丁子塚云あり、周、廿丈許なる圓き山にて、東、方へ長く引たる尾あり、此、形をもて丁子は云なるべし、内に  
石構あり、土物を掘、出るともありとぞ、又其山の廻、に、や、離れて、小丘五つあり云り、此、冢は未、行、て見ざれ  
ども、其、形、狀を聞、に、是、も上代の陵墓のさまにてはあるなり、又石薬師、驛を西南、方へ出、はつれたる所、大道の右、  
方に、日之坪云小山あり、此、も陵墓の形に似たり、此、山後、方は山、上、即、平地にて廣、野なるを、かの大道より見  
上げたる、頂、の處は、後、方より見るも一、つの塚なり、是、を此、御陵なり云人もあれいかゞあらむ、或は此、は中、ご  
ろの城、蹟なりとも云なり、抑此、能煩野御陵の事上、件の如く、古、冢は處々にあれども、今何れを其、も體、には決、む  
べき由なし、なほ當郡、内をあまねく尋ねば、右の冢をも除、ても、古、冢はなほ有、べきなり、よく尋ね考へべし、○  
那豆岐田那豆岐は、上なる御歌の多々那豆久の那豆久と見て、靡附なり、【岐は加伎久祁、活用言なり、さて那美は、  
那思伎にて、藤那美又物の那美與流なき云是なり、】人又鳥獸なきの懐く云も本同じ、【これらを以、て思、に、和名抄に  
腦、頭中、髓腦也、和名奈豆岐、これも頭中へ歸集まる意の名にやあらむ、されど此はさだかならず】さればかの多々那  
豆久青山隠れるとあるも、四面にたゞなはり周れる山の其、中なる國に靡附たるを云るにて、【中なる國より見れば、



周れる山々は皆其國へ靡附たるが如し、那豆岐田も其同くて、四方の周に在りて、御陵に靡附たる田を云なり、靡は必しも其形は靡かねども、依附を云なり、さて又かの青垣田は、其形の委れる故に、多々那豆久云るを、田は委れる物には非る故に、たゞに那豆岐のみ云り、さて契沖は此那豆岐を地名なり云れ非なり、其地之あるにて地名に非るこは著し、又師は豆を助辭して稻つ城田にて、稻城あるあたりの田を云か云れつれき、此も信られず、稻つこは云べくもあらず、稻城ならんには、直に伊那紀こ云べけれ、さて出雲風土記に、腦磯又腦島云見たり、こはいかなる由の名にかあらむ、腦は正字にや借字にやさだかならず、○匍匐は、上卷に匍匐御枕方、匍匐御足方而哭あるが如し、傳五の六十五葉】○迴は、母登富理訓べし、此言白禰原宮段の大御歌に、波比母登富呂布、志多陀美能伊波比母登富理、云々ある下に云るが如し、傳十九の四十五葉】但し彼波比は蔓延にて、匍匐には非ず、其由も同卷四十七八葉に云るが如し、万葉三評大納言大伴、卿薨之時の歌に、若子乃匍匐多毛登保里、朝夕哭耳曾吾泣君無二四天、又二評に、鶺鴒成伊波比迴、伊は發語なり】三評に、鶺鴒曾伊波比回禮云々、○哭は、師の美泥那加志都々、訓れたるに依れし、但し那加志は、師の訓は、伎なるを、今改めつ、那加志は、那伎を延たる古言にて、尊む言なる、そは書紀欽明卷に、奉哀於、殯孝德、卷に、阿倍大臣薨天皇幸朱雀門、舉哀而慟云々、及諸公卿悉隨哀哭、天武卷に、威著喪服三週舉哀、なごある奉哀哀哭舉哀なご又發哀【齊明、卷天武、卷持統、卷】發哭【天武、卷】慟哭【持統、卷】なごみな、美泥多豆麻都流訓、又皇極、卷に、蘇我臣蝦蟇及鞍作、屍許葬於墓、復許哭泣、天武、卷に、發哀なご、これら泥都加閉泥都加布訓る、泥は喪を悲哀みて哭を云て、美泥は視哭なり、其殯葬なごのさまを視て、哭よしなり書紀、神代、卷に、弔喪大臨ある臨を、美那伎訓る【視て泣なり】こ合せて、心得べし、奉るこ云事云るは、上たる人のためにするを云るにて、尊みたる辭なり、故右に

引る孝德、卷なる天皇の舉哀をば、カナシミタマフ訓、天武、卷に、十市皇女を葬たる處に、天皇臨之降恩以發哀、さある發哀をば、ミネシタマフ訓、さて泥は即泣こなるを、泥那久も重言も常のこなり、【ねになく、ねのみなくも云り、如此重言例は、寐は即寝るこなるに、寐寝も云ひ、寐を寝ぬなごも云是なり、同じ云こもなり、】泥は體言、那久は用言なればぞかし、【寐寝も、伊は體言、泥は用言なり、同意ながら、體用を重言例はなほ多し、歌をうたふ、儼をまふの類なり、さて泥那久の泥を音こ心得るは非ず、又後、世の歌に、涙を指て泥云るこ多し、此は哭よりうつれるものなり、】○那豆岐能、用言なれば、之云むこ、いかん思ふ人あるべけれ、萬の言、物、名こなりては、用言も發言の如くなりて、之承る例多し、此は殊にかく之こいはては、句のこひわろきをや、】四言の句なり、【次なる多能の二言を、此句に屬て、六言に讀はひがここなり、句の調を味ひて知るべし、此なる四首の内、次々なる三首みな、初、句六言なるに依らば、此も六言ならむかこ思へき、此、歌は然らじ、】○多能伊那賀良邇は、田之稻幹になり、書紀、神代、卷に、粟莖、【字鏡に、秆稈阿波加良見えて、説文に稈禾莖也云り、】万葉十一に、吾屋戸之穗麥古幹採生之實成左右二君平志將待見え、字書に、草木莖曰幹云り、○伊那賀良爾、かく同、言を返してうたふは古歌のつねなり、○波比母登富呂布は、蔓延廻るふなり、此言、白禰原宮段の大御歌に見えて、【傳十九の四十五葉】上に引り、○登許呂豆良は、禰葛なり、和名抄【芋類】に、崔禹錫食經云、禰味苦小甘無毒、燒蒸充、類、和名土古呂、俗用、菘字、漢語抄、用、野老、二字、今按所出並未詳、兼名苑注云、黃蘗其根黃白而、味苦者也、見え、大膳式に、菘二合、また禰四葉なごあり、万葉七【十一葉】に、冬薯蕷葛強常敷爾九評に、冬薯蕷都良尋去、禰禮婆【これらを今本に、サネカヅラ訓、六帖に、まさきづらして出せるなき、皆誤なり、田中、道麻呂云、万葉七、卷九、卷なる冬薯蕷をまさきづらとするは心得ず、まさきは、冬薯蕷云べき由なし六帖に右の歌を、まさきづら



さあるは、万葉の此冬葉積の訓をつくべきやうを知らざりしから、妄に然訓て、取たるものなり、又冠辭考にも、是をまさきづらに訓てまさきの説は精しけれども、その冬葉積に當るべき由は、さらに見えず、いかゞ、冬葉積は野老なり、其故は、野老は葉も葛も薯蕷に甚よく似て、まぎるばかりの物なり、さて薯蕷は、十月の初ごろまで葛ありて、其後は枯る物なるを、野老は大方は薯蕷と同じく枯るれども、物の陰なきにあるは、冬も葉青くて、春までも残るもある物なれば、まことに冬葉積云つべし、万葉七の歌に、いやまこしくに、こつけたるは、登許てふ言を重ねたるにもあるべく、又常葉なる故にもあるべし、九なる歌に、尋去みつづけるは、此物葛を尋行て根を掘ればなり云云、此考、甚よく當れり、拾遺集に、春物へまかりけるに、女ごもの野べに侍りけるを見て、何わざするぞこ問ければ、野老はるなりこいらへければ、春の野に、處求む云々、返し、云々なきあり、葛は俗云御流なり、凡て蔓草に某豆良云名多し、葛の事、上卷「傳六の十九葉に」委云り、○此御歌、如此よみ賜へる意、契沖も云る如く、悲哀に堪ずて匍匐廻賜ふことを、其地なる田の稻莖に、隣の葛の蔓繞へるに譬へ賜へりこは聞えたれども、然るにては、末に言足らず、末の句を傳へ脱せるにやあらむ、「今こころみに云はど、末に、伊波比母登富理、泥能美斯那久母、なき云二句なきあるべきなり、彼、白禰原、宮、段の大御歌に照して考ふべし、」

於是化八尋白智鳥翔天而向濱飛行以智音爾其后及御子等於其小竹之荊杙雖足跡破忘其痛以哭追此時歌曰阿佐士怒波良許斯那豆牟蘇良波由賀受阿斯用由久那又入其海鹽而

那豆美以音行時歌曰宇美賀由氣婆許斯那豆牟意富迦波良能宇惠具佐宇美賀波伊佐用布又飛居其磯之時歌曰波麻都知登理波麻用波由迦受伊蘇豆多布是四歌者皆歌其御葬也故至今其歌者歌天皇之大御葬也

八尋白智鳥、八尋は、記中に、八尋和邇なきある類にて、其、大さなり、(鳥の八尋ならむは、よの常ならず、異に甚く大なりしなるべし)、白智鳥は、書紀には、白鳥とありて、此、記にも、御陵の名は、白鳥とあり、【次に見ゆ】書紀仲哀ノ卷に、詔曰朕未逮于弱冠而、父王既崩之乃、神靈化白鳥上天、仰望之情一日勿息、是以冀獲白鳥、養之於陵域之池、因以觀其鳥、欲慰願情、則令諸國、俾貢白鳥、云々、越國貢白鳥四隻、云々とも見ゆ、何鳥ならむ、詳ならず、万葉四に、白鳥能、鳥羽山松之、【冠辭考に、此、白鳥は、必しも鶯のみを云にはあらじ、仲哀紀に、獲白鳥養之とあるは、鶯のこゝならむか、出雲國、造、神賀に、白鳥乃生貢とあるをも、しらこりこ訓ムべければなりとあり、鶯の事は、傳廿五の六葉に委云り、】九に、白鳥鶯坂山【こはたゞ鶯は白鳥なる故に、かくつづけたるか、又鶯の一名を白鳥とも云しか、決めがたし、からぶみ詩、疏に、鶯謂之白鳥、云云ともあり、さて此の白智鳥を、即ち白鶯なりと云説もあるなり、】なきもあり、さて其を此に、白智鳥と云る由も、詳ならず、【白鳥千鳥を云るかとも思はるれど、千鳥にはあるべからず、千鳥ならむには、たゞに白鳥と云べからず、右の仲哀紀の趣も、千鳥とは聞えざればなり、又此も元は白鳥とありけむを、次なる歌に、知登理とあるに依りて、後、人のさかしらに、智



字は加へたるかとも思へど、智字以音注まであれば、然にも非じ、故なほつらつらに思ふに、后等御子等の千鳥に譬へて、波麻都知登理よみ給へる哥につきて、推て此白鳥を白智鳥と呼ぶを、始へもめぐらして、然語り傳へたるか、彼哥に知登理よみ給へる由は、哥の下に云べし、又彼仲哀紀に、御陵域の池に白鳥を養て、大御父、王を戀慕ひ坐御情を慰めむ詔へるにつきて思ふに、當時其白鳥を、父鳥三天皇の呼へるを、世中にも傳へて然呼るを、始へもめぐらし及ぼして、白父鳥は云るにやあらむ、智々を智のみ云は、凡て同音の重なれる言は、一省きて云例多きなり、又明宮段の哥に、麻呂賀知よめるたぐひもあるをや、○化は、葬奉りし倭建命の御屍の化爲たまへるなり、書紀云、即詔群卿命百寮、仍葬於伊勢國能褒野陵、時日本武尊化白鳥從陵出之、指倭國而飛之、群臣等因以開其棺櫛而視之、明衣空留而屍骨無之、○翔天、高津宮段歌に、比婆理波、阿米邇迦氣流、書紀仁德卷、歌に、破夜歩佐波、阿梅珥能朋利、等弭簡慨梨なき見ゆ、【伊勢國鈴鹿郡なる石薬師寺を、高富山に號く、高富は、高飛にて、此あたりの舊名にて、石薬師、驛も、舊名は高飛云り、其は倭建命の、白鳥に化て、飛去り坐しより起れる名なり云傳ふ、】○向濱飛行、こは書紀には、指倭國而飛之ある異なるに似たり、【倭國は西方なるに、鈴鹿郡より海濱は東方に當ればなり、】されど回旋飛行には、方にはさしも拘るべきに非ず、【鈴鹿郡能煩野より、濱に向ひ往坐むには、奄藝郡河曲郡三重郡の内海邊なるべし、鈴鹿郡の東南方より、東北方に亘りて、此三郡並て、海は其東なればなり、又神名式に、朝明郡に鳥出神社あり、或説に、此倭建命の白鳥に化て、飛出給ひし地なる故に、鳥出は云なり、今は此あたりを、富田云は、登理傳を訛れるなるべし、大和國の琴彈原の地をも、富田云る、同故事にて、同名なるを思ふべし、さて此鳥出神社、今は飛鳥社云なり云り、朝明郡は、三重郡の北なれば、能煩野より倭國を指て往坐むには、いよ、方は迂遠し、然るに舊事紀に、日本武尊、

平東夷還參、未參於尾張國矣云云の説あり、さて又尾張國愛智郡白鳥村に白鳥社ありて、此尊の陵なり云傳ふ、一説には、此は天武天皇の御世に、かの白鳥三陵に准へて、彼尊の神靈を此處に祠り給へるなりとも云、何もさだかならぬことなれども、若しくは能煩野御陵より出賜ひて、先初に、東北を指て、朝明郡の海邊に向て、飛行坐て、尾張國に至りて留坐る地に、御陵を造れるが、愛智郡なる白鳥社にやあらむ、さて次に其御陵より又飛去て、倭國には往坐しにやあらむ、然るを書紀には、初に尾張國に飛行坐し事をば傳漏し、此記には尾張をも倭にも漏して、後の河内のみに傳へたるにや、さて舊事紀の説は、かの白鳥の留坐し地に御陵を造しを誤りて、彼國にて、薨ぬ傳へたるにもやあらむ、これらは體に云べき事には非れども、此記に、向濱飛行あるに、尾張國にも白鳥陵あるに、舊事記の説に、かれこれを合せて思へば、若然ることもやありけむ、尾張國には、草薙劍を置て來坐つれば、神靈の先其國へ飛行坐むことも由なきに非ず、朝明郡の鳥出社も、尾張へ向ひ給ふには、由ある地方なれば、かれこれ、ろみに云のみなり、○於其の下に、地字或は野字なき脱たるか、【其野ならば能煩野を指なり、】されど諸本に、然る字あるは無ければ、姑く其字會許那流と訓てあるなり、【眞福寺本、延佳本には、其字を是と作り、されど於是云べき處にも非ず、又下に係て、許能云むもいかなり、】○小竹は、志怒と訓べし、【上卷には、訓小竹云佐々云あれども、此は然は訓まじきなり、】御歌に、士怒あればなり、書紀神功卷に、小竹此云之努見え、万葉一に、しぬひつ云借字にも、小竹櫃書、又細竹も書り、和名抄に、篠細竹也、和名之乃、一云佐々、俗用小竹二字、謂之佐々あり、【古は志怒云るを、後には志能云は、野角樂忍なきの類なり、然るに、万葉一に、人麻呂の哥に、四能あるはめづらしきことなり、】さて志怒は、細竹を始めて、其外薄葉なきにも云て、然類の物の、幹の總名なるを、【万葉一に、旗須爲寸四能乎押摩なきあるも、薄の幹を云り、しの薄云も、た、薄の、】







り、此ノ外四評に、吾者將戀名云云、なき矣那三つきたる、なほ此彼あり、終にあるは、十評に、間使遣者、其將知名、○一首の意は、いかで追及む勤けきも、吾等は白智鳥の如く、虚空は得行ず、歩より行けば、小竹原に難遊て、すがくも得行やらぬこよなり、○入其海鹽ニ而云々、海鹽は宇斯本訓べし、上卷【傳十の七葉】に出たり、さてこは、白智鳥の海へ飛行賜ふを、后たち御子たちの猶慕行て、其海鹽の中まで入て、追及むし賜ふなり、○宇美賀由氣婆は、海行者なり、【契沖が、賀は加良なり、良ノ字の落たるか、畧語か云るも、師の賀は、隨にて、海のまゝにの意なり云れたるも、皆わろし】陸に對ひて、海を宇美賀は云なり、共に賀は、處の意にして、【在所、住所なきの加、又坂岡なきの加、又山里を夜麻賀云も同じ】陸は國處、海賀は海處なり、【國なる處、海なる處云意ぞ】書紀、此御卷及崇峻卷に、北陸をクニガノミチもクヌガノミチも訓、【此を崇神、卷に、クメガノミチも訓る、メはヌを誤れるなり、又崇峻卷に、クルガノミチ訓、西宮記北山抄なきにも、北陸道、久流加乃道あるは、奴を流ミ唱へ詛れるものなるべし】欽明卷に、陸海をクヌガウミ訓、孝徳卷にも、水陸ある陸を、クヌガミ訓り、此らに對へて、海を宇美賀云こを知べし、【然るを久奴賀云稱は、後までのこりて、今に久賀云を、宇美賀云方は、早く亡て傳はらざりし故に、右の欽明卷なる陸海の海をも、たウミ訓たり、然るに此の御哥に、宇美賀あるは、正しく陸に對へたる言なれば、凡て海陸水陸なきある海又水は、ウミガミ訓べきなり、但し右の、孝徳卷なる水陸の水は、海のみを云るに非ず、田又川なきをすべて云るなれば、ミヅミ訓べし、同卷に又水陸あるをば、タハタケミ訓り、その用へるさまによるべし、其中に、海陸の意にいへる水陸の水は、ウミガミ訓べきなり、】○許斯那豆牟は、上なる同意なるうちに、此は彼仁徳卷の大御歌の如くにて、腰まで海潮に入て煩むなり、○意富迦波良能は、大河原之なり、かくて此は、水中を河原云り、【つねには、河水のほりの地をのみ河原云は云て、水中をば云されきも、然らず、】

然る例も多し、【万葉七に、弓削河原之埋木之、十一に、大野川原之水隠なき、これら水中を河原云り、猶多し、】海原波原なきも云が如し、○宇惠具佐は、植草なり、生るを植云なり、万葉十四云、宇惠多氣能毛頭左倍登與美云云、契沖云り、又万葉三評に、東市之殖木乃、十九評に、吾屋戸能、殖木橋、廿評に、宇具比須波、宇惠木之樹間乎、奈伎和多良奈牟なきある、皆同じこにて、宇惠は、師の生立てある謂なり云れたるが如し、【宇惠云は、人の植たる木草云如く聞ゆれきも、必しも然のみに非ず、但し万葉三に、春日里爾殖子水葱、十四にも、此つとけあり、是は植たる水葱云こをこゆ】さて此二句は、譬にて、大河原の殖草の如く伊佐用布につく意なり、【其由は次に委く云べし、凡て譬を擧て、其下に之如く云意を含むるこ、古への哥はさらにも云す、中昔の哥にもつねのここなり、此二句、當時に后御子たちの河原の草を分行賜ふ由にはあらず、よくせずは思ひまがへつべし、】○宇美賀波は、海者なり、○伊佐用布は、【佐は清音なり、凡て伊佐用布の佐は、万葉なきにも、皆清假字をのみ用ひたり、濁るはひがこみぞ】万葉三評に、雲居奈須、心射左欲比、又評山之末爾、射狭夜歷月乎、又評山際爾、伊佐夜歷雲者、十四評に、安乎爾呂爾、多奈婢久君母能、伊佐欲比爾なきありて、猶豫ふこ似て、行前へ進まずためらひやすらふ意なり、【多由多布は、万葉二に、猶豫不定も、十一に、猶豫も、書、又四に今者不相跡絶多比奴良思、又吾背子之情多由多比不合頃者なき見え、又十一に、天雲之絶多不心吾念莫國、十二に、天雲乃絶多比安心有者なきある、其中に、雲に伊佐用布も、多由多布もよめる、同じこなるを以て、似たる意なるこを知べし、さて似て同じからざるは、多由多布は、雲なきにては、此方へ彼方へたよひて、専一方に定まりては進みゆかざるを云、人の心にては、こやせましかくやせましと思ひやすらひて、進まざるを云を、伊佐用布は、たよやすらひて進まざる意のみにして、左右に定まらざる意は無し、故月には、いさよふこのみ云て、たゆたふこは云す、又猶豫不定なきの字は、たゆたふに用ひ



て、いさよふには用ひたるこなし、此らをして其、差を知べし、此は、海中を進行むすれば、腰まで潮に没て、進み難き故に、海は得行ずてやすらひ賜ふこなり、【師の、上の那豆牟同くて、滞るなり云れたるは、いさよか違へり、那豆牟は、物に障へられて滞るなり、伊佐用布は、みづからためらひやすらひて、進まざるなれば、其意同じからず、此も潮に煩める故にてはあれども、直に其を伊佐用布云には非ず、其故に心ためらひやすらひて、進まざるを云なり、よくわきまふべし】さて其やすらひ給ふ状を、大河原の殖草三賢へ賜へる由は、海水の中に徘徊ひ立給へる状の、川水上へに生立る草の、水と共に流し行きはせず、浪にゆられ立るに似たればなり、【契沖、此意を得ずて、大河原をゆけば、又草の繁きに煩みて、海も河もいさよひて、行かぬるなりと解たるは非なり、上文に、入其海鹽、而云々こそあれ、河原を行給ふ事は見え、又字美賀波の賀字の、濁音なるを以ても、河の謂に非るこし知べし、且彼説の如くにては、詞のつゞきも、穩ならざるをや、】○又飛居其磯は、白智鳥の事なり、又云云るは、下の歌曰へ係れる辭にて、又歌曰の意なり、【又飛三飛へ係ては見べからず、海上へ飛行坐しが、又飛返りて磯に居賜ふ意も聞ゆめれき、然には非ず】さて上に、飛行三あるを、再此に飛三云るは、后御子等の事三分て、此は白智鳥の事なるを、知らさむためなり、【上に、於其小竹之蒨杖云々、また入其海鹽云々云る皆、后御子等の事なる故に、此處も飛三云はては、同く后御子等の事に混るればなり、】其こは、其あたりの云むが如し、磯の事は、歌の下に云べし、居は降集賜ふなり、○歌曰は、后たち御子たちのなり、○波麻都知登理は、【登は此には、清音字を書れども、上卷なる歌に、杼字を書、次に引る書紀なるも濁音字なり、万葉十九にも、智利利書り、濁るべし、】濱つ千鳥なり、【都は例の之に通ふ辭にて、鳥つ鳥、野つ鳥、家つ鳥なき云が如し、】書紀、神代、卷、御歌にも、播磨都智理譽あり、後の哥に、濱十鳥云り、【又磯千鳥、河千鳥なきも云り、】○波麻用波由迦受は、【舊印本、又一本、又一本なきには、由字を脱し、

眞福寺本には、波字無く、延佳本には、用字無し、かく各互に一字少きを、今は彼此を合せて定めつ、眞福寺本も延佳本も、さても聞ゆれども、波も用も有方まさればなり、契沖が厚顔抄には、今定めたる如く書るは、舊印本に延佳本を合せて、補へるなるべし、從濱者不行なり、○伊蘇豆多布は、磯傳ふなり、傳三は、往たる處より、即又異處に移り往るを云、此、事上【傳二十五の九葉】に委云り、此は海の上を、渚近き處を傳ひ行なり、○此、御哥は、先濱つ千鳥は、下に濱云々、磯云々を云む料に、かの白智鳥を、千鳥に譬へてよみ賜へるなり、千鳥は、濱磯にむねこ在る鳥なればなり、【されば、此、哥に依て、彼、白智鳥を千鳥ぞこ心得るは非なり、彼、鳥、千鳥なる故に如此よみ給へるには非ず、彼、白智鳥は、何れの鳥にまれ、此はた、其を千鳥に譬へたるなり、よくせずはまされぬべし、】さて次に、濱三磯を對へて云る事は、先濱も磯も、共に水際を云名にて、同きが如くなれき、精く云は、いさよか差あり、同き水際にて、濱は陸の方の名にて、磯は水の方の名なり、万葉二に、水傳磯乃浦回乃、【これ磯は水の處にて、其、磯のあたりの陸を浦回云り、】六に、奥島、荒磯之玉藻、云々、【藻は水、中に生る物なり】七に、遠近磯中在白玉、【中にあるは、水、中なればなり、】十二に、磯回從、水手運往爲、【こくこあれば、水、中なり、】なき、みな水の方を磯云り、又十五に、多麻能宇良爾、布爾平等杼米豆、波麻備欲里、宇良伊蘇乎見都追、こは正しく濱三磯を別てよめり、【舟を留めては、陸にあがりてなり、】又相通はして、陸なる物を、磯某、水、中なる物を濱某なきも云るこあり、其も濱三云は、水、中ながらも、陸の方に就て云、磯三云は、陸ながらも、水の方に就て云るなり、【衣通媛の哥に、海の濱藻のよる時々をこあるなき藻は水、中に生る物なれども、陸によるに就て、濱藻も云、万葉に磯の室、木なきある類は、陸なれども浪のよする際にある意にて、磯のこは云なり、凡て此らに准へて心得べし、】此、上に、居其磯三あるも陸なれども、哥に磯傳ふこあるに就て、此も水、上を行方より云るにて、時々其、水際に降息



ひ賜へるよしなり、【字鏡には、濱、水涯也、水支波又伊曾又波万、また淵、水際也、波万又伊曾なきありて、波麻も伊蘇も同じなきも、然らず、漢字の濱淵なきこそ、波麻も伊蘇も同じなきは云べからず、たこへば、歸、字はユクもカヘルも訓べけれき、さりてゆくかへるも同じなきは云がたきが如し、萬の言此に准へて知べし、和名抄には、唐韻云、濱、水際也、和名波万のみありて、磯は見えず、玉篇に、磯、水中磯也、云、又字書に、石激、水曰磯なきあり、伊蘇は此、字なるべきか、されき此方の古書には、皆磯、字を用ひたり、磯、字には伊蘇の義は見えざれども、古書に隨ふべし、】さて濱從者不行は、陸よりは行ずして云意、磯傳ふは、海を行、云意にて、【陸海、云、すして濱云、磯云は、水際なればなり、又海、方を澳なき云ざるも、遠く澳へは飛去、給はず、渚近き處を傳ひ行給ふ故なり、右に引る万葉十二の哥を以て、其、さまをささるべし、】然よみ賜へる意は、濱を飛行賜はましければ、追及もせましを、濱をば行ずして、磯傳ひ飛行賜ふ故に、水中は追行難くて、終に得及奉らざるこよ、愁歎き給ふなり、○四歌は、余宇多訓べし、四首云こなり、高津、宮、段に、六歌者云々、遠飛鳥、宮、段に、此三歌者云々、また此二歌者云々、朝倉、宮、段に、此四歌者云々なきある、皆同じ書紀神代、卷に、此兩首歌辭云々、皇極、卷に、謠歌三首、古今集、序にも、此、ふたうたは云々、土左日記にも、一うたにここのあかねは、今一うたなきあり、皆幾首を幾首云り、【今、人哥一首二首なきを、一くさ二くさ云なるは、いみしきひがこなり、一、二、三は云るこあれき、一くさ二くさなき云る例はなくこわりもなきこなり、其は古今集序古注に、大よそ六くさにわかれむこは云々あるなきを、六首の義心得誤れるにや、此は六種にこそあれ、】○其御葬は、【葬、字諸本多くは釜作り、此、次なるも、他所なるも同じ、其も寫誤には非じ、古、より然書ならへるものなり、】此、後に、河内、國の御陵に葬奉る時に歌ひしを、後より如此云るなり師の云れつる、誠に然るべし、【其故は、此、御哥もは、能

煩野に既に葬奉て後の事なれば、かの能煩野の御葬の時歌へるには非るこ、著ければなり、但し能煩野には、わづかに御陵を作れるのみにて、未、葬奉らざるほきに白鳥に化て飛去坐しきも云べけれき、書紀の趣、既に能煩野にも既に葬奉しこ明らけく、此、記も、次なる河内の御陵の處の文の例によるに、能煩野にも既に葬奉りしこは、決、こを、】さて此の葬は、波夫理訓べし、次なる大御葬も同じ、此は御屍を送奉る儀を云ればなり、凡て波夫理【波夫流云も然り】は、其、儀を云り、【同じ葬、字も、葬、其處なきあるはカクシマツル訓べきこ、上卷傳五の六十八葉に云るが如し、】さて然云意は、遠飛鳥、宮、段、歌に、意富岐美袁、斯麻爾波夫良婆、續紀卅一の詔に、彌麻之大臣之家内子等乎母波布理不賜失不賜慈賜波牟云云なきある波夫流三本同言にて、放るなり、【今俗言に、物を擲るを富袁流云も、波夫流の音便に類れたるなり、又、溢も互に通へり、万葉十四に、久爾波布利爾爾多都久毛乎こあるも、國に滿溢る、を波布利云り、十九に、食國之四方之人乎母、安夫左波受感賜者こあるも、放さずなり、今、本に夫、字を天に誤れるを、師は末の誤にして、不餘なり云れつれき、不餘云は俗言なり、かの續紀の詔合せて、不放なるこを知らべし、又物語書なきにも、はふらかすこも、あふらかすこも、通はしていへり、】葬は、住なれたる家より出して、野山へ送りやるは、放かし遣る意より云るなり、【万葉二に、秋山の黄葉を茂み、迷はせる妹を求めむ、山道しらすも、又かぎり火の、もゆる荒野に、白妙の天雲、隠、鳥じもの、朝立いまして、入日なす、隠にしかば、三に、白妙の、袂を別れ、にぎびにし、家ゆも出て、緑兒の、哭をも置て、朝霧の、髻、髪になりつ、山代の相樂山の、山際を、往過ぬればなき、みな葬をよめるにて、放れ往さまなり、】万葉二、高市皇子尊城上殯宮之時の歌に、言左敷久、百濟之原從、神葬々伊座而、十三行に、朝裳吉、城於道從、角障經、石村乎見乍、神葬、々奉者、伊勢物語に、崇子さ申す親王うせ賜ひて、御はぶりの夜、其、宮の隣なりける男、御はぶり見むこて云々〇歌、凡て葬に歌をうたひし



こま、上卷に天若日子が死れる段に、日八日、夜八夜以遊也、こあるにても知られ、【傳十三の五十四葉考へ合すべし】書紀武烈卷に、鮪、臣が戮されたりし時、影媛が其、戮されし處に追行てよめる哥、伊須能箇瀨云云、於是影媛収埋、既畢云云、孝徳卷に、皇太子間造媛祖逝云云、野中川原史瀨進而奉歌、歌曰、耶麻駟播爾云云、模腦葉等爾云云、皇太子云云、乃授御琴而使唱、齊明卷に、皇孫建王八歳薨、今城谷上起、殯而收、天皇云云、傷慟極甚云云、作歌、曰伊磨紀那屢云云、伊喻之々乎云云、阿須箇我播云云、天皇時々唱而悲哭、なごあるも【葬にはあらざれども】其、たぐひなり、【漢國に挽歌云も、葬にうたふ歌なり】○其歌者は、此歌者云云べきに似たれども、倭建命の御葬に歌ひしを指て、其、は云るなり、○天皇之大御葬、凡て上代の御葬の儀式、天皇のも御子たちのも、其餘の如何ありけむ知がたし、喪葬令に、親王諸王諸臣の定をいさか載られたれき、凡て令の御制は、漢事多ければ、上代の據にはなりがたきうへに、委き事は見えす、天皇のは凡て載らず、【世に天武天皇の御時に定められたる葬の式にて記せる物あれども、いみじき偽書なり、孝徳天智の御世より萬事多く漢をまねばれたるほかに、其後の、葬も漢事多く雜り、其後は又おしなべて、佛法に依るほかに、上代の式は大かた亡はてたるあり、されど邊鄙には、今もなほ上代よりの事の、遺れり見ゆることも多かるを、其も漸々に變りゆくは、いさ惜らざるなり、物知人の、是ぞ上代の式よきて行ふ葬の式は、後の漢意以て考、定めつるものなれば、中々にひがわざの多きぞかし、】さて御々代々の天皇の大御葬に、此御哥等をしも唱へる所以は、まづ此倭建命は、仲哀天皇の大御考會に坐々て、萬を天皇に准奉ることはさるものにて、神も神坐々て、世に比なき大功を立賜ひて、終に白鳥化て飛去坐ぬるなご、都て尋常ならざるうへに、壯の御齡にして、旅行にしも崩坐ぬるなご、其、悲哀さも又尋常ならず、此御歌ごもはた、殊に優れて悲哀の甚深きなご、彼此を以てなるべし、

故自其國飛翔行留河内國之志幾故於其地作御陵鎮坐也即號其御陵謂白鳥御陵也然亦自其地更翔天以飛行

自其國は、伊勢國よりなり、【上に向濱飛行いひ、飛居其磯なご云るつゝ、きなるに、今さらに自其國飛翔ごあるは、少しいかゞなるに似たれごも、此は留河内國ごを云むとする處なれば、端を改めて、伊勢國より云むごも、さもあるべし、又思に、書紀に河内國より前に、倭國に留、給ひし事あれば、此記にも、此上に倭國の事ありけむが脱たるにて、其國ごは倭を云るにやごも思へごも、若し上に倭の事あらば、自其國の上、若し下に、亦或は更なご云辞のあるべきに、然る辞の無きは、此記にはもごより倭の事はなかりしなり、】○飛翔、書紀仁徳卷、歌に、破夜歩佐波、阿梅理能朋利、等弭箇儼梨、○河内國之志幾は、和名抄に、河内國志紀、郡志紀、郷あり、是なり、神名帳に、同郡志貴、縣主、神社、また志紀長吉、神社なごもあり、朝倉宮、段に、志幾之大縣主の家の事見えたるも、此地なり、【此地、名、此記の例倭國のをば師木書、河内國のをば、志幾書り、なほ此、地の事、傳世一の四葉に云り、考へ合すべし、】さて是を書紀には、留舊市村ごあり、其は和名抄に、河内國古市、郡古市、郷ある是なり、古市、郡は、志紀郡の南に連きて、今も古市云地、志紀郡の堺より遠からざれば、上代には其あたりまでかけて、大名を志紀ごぞ云けむ、されば舊市、邑ごあるも、志紀の内にて、異地には非じ、熱田社、寛平、縁起には、更飛至河内國志紀郡、留舊市邑ごあり、【さて舊市云も、一邑の小名にて、本よりありし名か、又は其はや、後の名なるを、書紀は後の名を以て記されたるにもあるべし、古は志紀郡なりしが、後には鄰郡に屬たる地なほ彼此あれば、舊市も本は志紀の内なりけむごは決し、】○作御陵、此御陵今も古市、郡古市にあり、【河内志云、陵上有祠稱伊岐宮、泉州大



鳥神社流記曰、石津者孝德天皇造伊岐宮之日、其石從讚岐國運置此津、仍名之云、伊岐宮は、御陵をば作りながら、白鳥は生て坐神靈にて、其を祠れる宮云意にて、生宮の謂にやあらむ。○鎮坐は、生て坐白鳥なる故に、葬奉れるには非るが故に、かく云るなり、さるは神社に、其御靈を祀る如くに、其地に鎮祭りしなるべし、【然るを神社云すして、御陵を作云るは、此白鳥も能煩野、御陵に葬奉りし御屍の化賜へる故なるべし】鎮坐云言の意は、上卷【傳十一の四十九葉】に委云り、○白鳥、御陵【白鳥は、讚岐國の地名は、和名抄に之呂止利ミあれき、書紀万葉なきの訓に依て、斯良登理ミ訓つ、万葉九なるは今本にはシロトリミあれき、其も六帖にはシラミあれば、古は然ぞ讀けむ】御陵は、此は美佐邪紀ミ訓べし、其由は上卷【傳十七の八十四葉】に云るが如し、さて彼河内の古市なる御陵、今も白鳥、陵ミ申すなり、書紀云、於是遣使者追尋白鳥、則停於倭琴彈原、仍於其處造陵、焉白鳥更飛至河内、留舊市邑、亦其處作陵、故時人號是三陵、曰白鳥陵、然遂高翔上天、徒葬衣冠、因欲錄功名、即定武部也、是歲天皇踐祚四十四年焉、【倭、琴彈原は、允恭卷に琴引坂ある同地にやあらむ、其御陵は、今葛上郡富田村云に在て、今も白鳥、御陵ミ申すなり、彼仲哀紀に、陵城之池に、白鳥を養て親つ、慰むミ詔ありしは、此倭なる御陵のこゝにやありけむ、又仁德紀六十年、差白鳥、陵守等、充役丁時、天皇臨于役所、爰陵守目杵忽化白鹿以走、於是天皇詔之曰是陵自本空、故欲除其陵守而、甫差役丁、今視是怪者甚懼、之無動、陵守者、則且授土師連等、こあるは、河内なる御陵なるべし、さて號是三陵云々こあるは、能煩野のをも、琴彈原のをも、舊市のをも、皆白鳥、陵ミ云こなり、然れども此記の趣は、た、河内、國なるをのみ白鳥、御陵ミは云如く聞えて、能煩野なるをも然云りこは聞えず、傳の異なるにや、さて徒葬衣冠ミに、いかなる事にかあらむ、白鳥に衣冠はあるべくもあらざれば、別に此命の衣服なきを將來て、琴彈原、又舊市の御陵にも埋收しに

やあらむ】此記には、倭の琴彈原の事は無きは、早くより漏たるなるべし、【そは阿禮が誦うかべたりしほきなきに、脱したるか、はた其より前に既に漏たりしか知べからず、此記録さる時は、既に此、事無かりし聞ゆる文のさまなるこゝに、上に云るが如し、されば後に寫脱せるには非るなり】○翔天、此は阿麻賀氣理ミ訓べし、【前にありしこは、語の勢異なるべきなり】出雲、國造、神賀詞に天翔國翔云々、万葉五音に、久堅能阿麻能見處、阿麻賀氣利、【中古の物語書なきに、死たる人の靈の、此世に物する事を、天かけりて云々云り、うつほの物語倭陰卷に、あまかけりても、いかにかひなく見賜ふらむ、なきあるたぐひなり】○飛行、【書紀に、上天こあるは、例の漢籍めかしく書れたる文のみにこそあらめ、實に天上へ登り坐るにはあらじ、たゞ此記の如く見べきなり、さて和名抄に、和泉國大鳥郡大鳥、郷ありて、神名式に、同郡大鳥神社あり、倭建命を祭る云り、河内國より更に飛去たまへる時に、彼處にもしばし留まり賜ひし由なき有けるにや、又式に同郡多治速比賣命、神社あり、弟橘比賣命を祭る云り、又源平盛衰記に、日本武尊白鶴に化して、西、方に飛て讚岐國に至り、白鳥明神ミ爲云り、和名抄に、讚岐國大内郡白鳥郷あり、白鳥之呂止利ミあり、此郡白鳥村に今も白鳥大神宮云あり、海邊にていこく、大なる森なり、此、森に、いみしく大なる白鶴の、昔より今に住る、長は七尺ばかり、頭の大さは人の頭の如くなり、をりく、森の外へも出居るこゝあるに、人あまた群來るに逢ても、いさ、かも怖る、けしきなしミぞ、土人の云傳へたるは、倭建命此、鶴に乗て、此地に來坐り云傳ふミ、彼國人の説なり、或云此、神社もこは、白鳥明神ミ申せしを、寛文のころ此、あたり領す、高松なる主の請奏されしに依て、大神宮云號を賜へり、社領も二百石公より附らる云り、】

凡此倭建命平國廻行之時久米直之祖名七拳脛恒爲膳夫以



從仕奉也

凡は、須倍且訓てあるべし、その由は白檮原宮段終、【傳廿の六十三葉】に例ありて云るが如し、○平國は、久爾牟氣爾訓べし、【國を牟氣に云意にて、牟氣は用言なり】牟氣の事、上卷言趣ある下【傳十三の十葉】に云るが如し、書紀神代卷に、令平牟原中國、また以平國時所杖廣予云々万葉五叶に可良久爾遠、武氣多比良宜且なきあり、此は上件熊曾蝦夷なきの事を、凡て云なり、○久米直、上卷に出、【傳十五の八十一葉】其氏にやあらむ、○七拳脛は、脛の長き人にて、此名は負るなるべし、越後國風土記に、美麻紀天皇御世、越國有八人、名八擲脛、其脛長八擲、多力大強云云類もあればなり、書紀孝德卷に、高田首根麻呂、更名八擲脛、姓氏錄に、竹田連祖八束脛命なきもあり、さて書紀には、蝦夷を平に幸行す處に、天皇則命吉備武彥與大伴武日連、令從日本武尊、亦以七擲脛爲膳夫、こありて、姓をば記されず、【尾張國水上社の祠官、久米直氏にて、其系圖に大久米命十世孫、久米直七拳脛ありて、彼祠官の祖なり、其子に久米八瓊あり、熱田社、寛平緣起に、稻種公係從久米八腹云云あるは此人か、】○恒は、伊都母訓べし、万葉四叶に、伊都藻之花乃、何時何時、【十卷にもかくあり】なき見ゆ、平國に幸行す毎に、何時にもなり、○爲膳夫は、加斯波傳登志且訓べし、膳夫選且云意なり、【倭建命の、此人を膳夫爲たまふ云意は少し異なり、又膳夫なりて云云も少し異なり、これら云もてゆけば一に落るに似たれども、語の意は、おのくいさかけぢめあるなり】膳夫の事は、上卷【傳十四の五十五葉】に出、さて膳夫云へば唯賤き職の加聞ゆめれき然らず、上代には、凡て御膳を嚴重みせられつるからに、膳夫も其人を選ばれて、輕からざる職にぞありけむ、上卷楠八玉神の事、【傳十四】又書紀に景行天皇の、東の淡水門にて白蛤を得給ひし時に、磐

鹿六鷹の膳夫仕奉し事、應神卷に吉備臣祖御友別が、兄弟子孫を以て膳夫にして、御饗奉りしこなきを思ふべし、此倭建命の御平國の時なき、諸の司々は多かるべき中に、此にかく殊に此職をのみ舉たるを以ても、其輕からざるほご知られたり、○從は、美登母訓べし、玉垣宮段に、所遣御伴二王等云々、

此倭建命娶伊玖米天皇之女布多遲能伊理毘賣命自布下八生

御子帶中津日子命柱一又娶其入海弟橘比賣命生御子若建王

柱一又娶近淡海之安國造之祖意富多牟和氣之女布多遲比賣

生御子稻依別王柱一又娶吉備臣建日子之妹大吉備建比賣生

御子建貝兒王柱一又娶山代之玖玖麻毛理比賣生御子足鏡別

王柱一又一妻之子息長田別王柱一是倭建命之御子等并六柱

伊玖米天皇は、師木玉垣宮御宇、天皇垂仁に坐、○女は、此は比賣美古訓べし、○布多遲能伊理毘賣命、上【傳廿四の九葉】に出て、爲倭建命之后、こあり、さて御姑に御坐し例、御母方は、鶺鴒草實不合命の、玉依毘賣命、綏靖天皇の五十鈴依媛【こは書紀の傳は異なり】なきあり、御父方は、雄略天皇の波多毘能若郎女【亦名若日下部命】舒明天皇の田眼皇女【書紀の説なり】なきあり、今、京になりての代にも、阿保親王の伊登内親王なきも然なり、○帶中津日子命、御名意、帶は足なり、中津日子は、此御子第一には舉たれども、御長子に



は坐まさして、第二御子に坐まし故の御名なり、書紀には、初日本武尊娶ムス二兩道入姫皇女ニ爲な妃ハ生ナ稻依別王ニ次ニ足仲彦天皇ニ次布忍入姫命ニ次稚武王ニあり、異なる傳トなり、【なほ此御子の次第の事、次なる稻依別王の下に云べし】仲哀ニ卷にも、足仲彦天皇日本武尊第二子也、母皇后曰ク兩道入姫命ニ活目入彦五十狹茅天皇之女也ニあり、○其入海ニ弟ト橘比賣命ニ上ニ傳廿七の六十一葉ニに見ゆ、其レは上に記せるを指て云り、加能ニ訓レべし、【師は其入海の三字は、後人の注せるなり、削るべし云れしかき、然らず、此記の文かゝる例多し】さて此比賣命は、上にも后ニ見え、此にも比賣の下に命ニ云ニこニを加へたる、次なる御妻等のなみくの列に非るなり、○若建王ニ御名義ニこニなるこニなし、書紀には、右に引る如く、此御子をば兩道入姫命の御腹ニして、又別に次、紀穗積氏忍山宿禰之女弟橘媛、生ニ稚武彦王ニあり、異なる傳トなり、【孝靈天皇の御子に、稚武彦命あり、其レまがひつるなるべし】○近淡海之安、國造の事は、伊邪河宮段に、近淡海之安、直あり、其處ニ傳廿二の七十一葉ニに云り、○意富多牟和氣、名義、多牟は地名にやあらむ、【倭に田身山云例あり】伊邪河宮段に大多牟坂王ニ云あり、同人か詳ならず、其處ニ傳廿二の七十五葉ニに國造本紀を引たる、考合すべし、○布多遲比賣、名義、詳ならず、地名ならむか、○稻依別王、名義、稻は字の如くなるべし、依トは宜トなり、【其由は上に云り】舊事紀に、別に稻入別命ニ云ニもあれニ、別には非じ、【たゞ御名の傳のいさゝか異なるにて、同王なるべし】大神宮儀式帳に、大歲神兒、稻依比女命ニ云ニも見ゆ、【こは同名の例なり】さて書紀には此御子も右に引る如く、兩道入姫命の御腹ニにて、御長子ニせるは、異なる傳トなり、【御母は、其御名に依てまされつるなるべし、其は實は別なるが、御名の似たるに依て混て、書紀の傳の方は一トになれるか、はた一トなるがまぎれて、此記の傳の方は別になれるか、何れ正しからむ決め難し】但し御腹は如何ニまれ、帶中津日子命の【中津日子ニ申す】御名に依テに、此稻依別王は必ズ御長子ニにぞ坐マせむ、然るを此記に舉たる次第は、

【御子の先後にはよらず】御母の尊卑に依れるものなり、○吉備臣建日子は、上に吉備臣等之祖、御鈕友耳建日子ありし人にて、其處ニ傳廿七の三十九葉ニに云るが如し、○大吉備建比賣建ニ云は、兄ニ名ニに因レれるなり、○建貝兒王、貝字諸本みな見ニ作るは誤なり、今改めつ、【書紀ニ相照して、貝字なるこニ著レければなり、下卷他田宮段なる靜貝王、貝鮪王、小貝王ニなニの貝字をも、見ニ誤れる例あり】名義、卯或は蠶ニに由ありしか、書紀には、又妃吉備武彦之女、吉備穴戸武媛、生ニ武毅王ニ與ニ十城別王ニあり、【毅字、今本に鼓ニ作るは誤なり、即次に武卯王ニも書るにて、毅なるこニ著し、舊事紀に、別に武養蠶命ニ云ニをも舉たるも、別には非ず、此御名の字の異なるなり、さて毅字は、字書に卯甲ニ注せる意を以て、加比古ニに用ひたるなり、文選潘岳西征賦に、危ニ素卵ニ之累ニ、毅ニなニもあり、又毅又毅ニなニもカヒコニ訓レ、こニも、なほ毅字なるべし、】○玖々麻毛理比賣玖々麻は、地名か【和名抄に、上總國市原郡に、菓麻ニ書て久々万ニ云郷名の例あり、又書紀仲哀卷に、來熊田造祖云々】和名抄に、山城國久世郡栗隈、【久里久米】郷あり、【仁德紀推古紀に、山背栗隈縣ニあり】其レを約めて【理を省く】も云るにや、詳ならず、毛理は守か森か、此もさだかならず、さて此媛は、姓も父の名も傳はらざりしにや、○足鏡別王、足は阿斯ニ訓レべし、【書紀に、蘆ニ書れたればなり】名義未ニ思レ得ず、書紀には、此御子無きは、脱たる傳トなり、其故は、仲哀卷に、元年十一月、越國貢ニ白鳥四隻ニ於是送レ鳥使人宿ニ菟道河邊ニ時、蘆髮蒲見別王云々、天皇於是惡ニ蒲見別王無ニ禮於先王ニ乃遣ニ兵卒ニ而誅ニ矣、蒲見別王、則天皇之異母弟也ニあるは此王にて御名の傳のいさゝか異なるなればなり、【此に天皇の異母弟也ニ記しながら、其御兄弟を舉たる中に舉レざるは、前後合はず、故脱たるなりニは云なり、】舊事紀には、即倭建命の御子等を舉たる中に、葦敢ニ菟見別命ニあり、【敢字、カムの音なれば、カミの假字に用ひたるこニさもあるべし、又髮字を誤れるにてもあらむ、】さて書紀に、宿菟道河邊時云々ニあるは、此王御母山代國の人なれば、其、



御許にぞ坐しけらし、○又一妻は、師の麻多阿流美賣と訓れたる宜し、此、御段の初に、又妾之子もありしに同じ、○息長田別王、息長は近江國の地名にて、上、傳廿二の六十一葉に出、田の意は未思得ず、【息長之、之を添へても讀まべけれき、息長帶比賣命、其外も之云ぬ例多ければ、今も其に效ひて訓り】書紀には此、御子無し、○并六柱、書紀には美ありて七柱なり、【其は此、記に見えざる御子、布忍入姫命十城別王、稚武彦王ありて、息長田別王無く、足鏡別王も、此、御卷には出さればなり、仲哀、卷に出たる、蒲見別王を入れば、八柱なり、さて舊事紀には、十五柱を舉たる其中に、武卵王、武養彥命、又五十日彦王、伊賀彦王、これらなさは、一柱を二柱としたる誤なるべし、】

故帶中津日子命者治天下也次稻依別王者

次建貝兒王者

犬上君、犬上は和名抄に、近江國犬上、【以奴加三】郡これなり、万葉十一卷に、狗上之、鳥籠山爾有、不知也川云云、さて此、王の御母、近江國人なれば、此、姓由縁あり、書紀にも、其兄稻依別王是、犬上君、武部君、凡二族之始祖也見えて、氏人は、神功、卷に、犬上君、祖倉見別、推古、卷に、犬上君、御田、孝德、卷に、犬上、健部君、【此、健部は名か】齊明、卷に、犬上君、白麻呂な見ゆ、天武、卷十三年十一月、犬上君、賜姓曰朝臣、姓氏錄に、【左京皇別】犬上、朝臣、出自、景行皇子日本武尊也○建部君、まづ建部云者は、書紀に、日本武尊化、白鳥云々因欲、錄、功名即定、武部也見え、出雲風土記に、出雲郡健部郷、所以號健部者、纏向、檜代宮、御宇天皇、勅、不忘、朕、御子、倭健命之御名、健部定給、爾時、神門臣古爾健部定給、即健部等自古至今猶居此處、故云健部、【此、神門、臣古爾は建部に定められたる中の一人なり、建部此、一人に限れるには非ず、國々に多く定められたるなり、】こある是なり、建部云は、即

倭建、命の御名を取れる稱なり、【此事、玉垣、官、段、子代、ある下、傳廿四の廿五葉に例を引て委く云り、】さて稻依別王は、御子に坐し故に、其、御子孫此、建部の輩を帥、掌り給ふに因て、建部君云姓を負給へるなり、かくて諸國に建部云地の多きは、此、建部の部の住居るより負る名にて、【右に引る出雲風土記にて、皆准へ知べし、】和名抄に、伊勢、國安濃郡建部、【此、建部を太介無倍とあるは、多祁流倍を流を音便に無云るなり、書紀にもタケルベミ假字を附たり、これらに依らば、凡、タケルベミ訓べきに似たれども、御名の倭建も多祁唱へ來つれば、凡てのはなほ多祁倍と訓べきなり、】美濃、國多藝郡建部、石津郡建部、出雲、國出雲郡建部、美作、國真島郡建部、備前、國津高郡建部、神名帳に、近江、國栗太郡建部、神社な見ゆ、【此外にも猶有べし、】さて建部君氏も處々に有つこおぼしき【舊事紀に、稚武王、近江、建部君、祖、武田王、尾張、國、丹羽、建部君、祖、見え、又同書五に、阿努、建部君云もあり、こは伊勢のなるべし、】中に、此の建部君は、何國のならむ定めがたし、姓氏錄に、【右京皇別】建部、公、犬上、朝臣、同祖、日本武尊之後也見ゆ、【氏人は、續紀十七に、建部、公、豐足、廿七に近江、國志賀郡人、建部、公、伊賀麻呂、賜姓朝臣、續後紀十七に、肥後、國飽田郡人、建部、公、弟、益、男女等五人賜姓長統朝臣、貫附左京三條、な見えたれき、何れの族ならむ詳ならず、又續紀廿五に、健部、公、人、上等十五人賜姓朝臣、こあるは、垂仁天皇の御子の後にて異姓なり、其由同紀卅八に見えて、傳廿四の廿二葉に引るが如し、】○讚岐、綾、君、綾は和名抄に、讚岐、國阿野、綾、郡これなり、【今綾、北條、綾、南條とて、二郡に分てり、】姓は書紀にも、武卵王是、讚岐、綾、君之始祖也見え、天武、卷に、十三年十一月、綾、君、賜姓曰朝臣、こあり、續紀四十に、讚岐、國阿野郡人、綾、公、菅麻呂等言、己等祖、庚午年之後、至、子、己亥年、始、蒙、賜、朝臣、姓、是以和銅七年以往、三比之籍、並記朝臣、而養老五年造籍之日、遠按、庚午年籍、削、除、朝臣、百姓之憂、無、過、此、其、請、據、三比籍及舊位記、蒙、賜、朝臣、之、姓、許、之、續後紀十九に、讚岐、國阿野郡人、綾、公、姑、繼、綾、公、武



主等、改本居貫附左京六條三坊。【靈異記に、讚岐國香川郡坂田里有二富人、夫妻同姓綾君也。】なきあり、姓氏錄には、見えず、【讚岐國鷓足郡に讚留靈王云祠あり、そは彼國に讚留靈記云古き書ありて記せるは、景行天皇廿二年、南海に悪き魚の大なるが住て、往來の船をなやましけるを、倭建命の御子、此國に下來て、討平賜ひて、やがて留まりて國主となり賜へる故に、讚留靈王と申奉る、これ綾氏和氣氏等の祖なり云云】を記したり、或は此を、景行天皇の御子神櫛王なりとも又は大碓命なりとも云傳へたり、讚岐の國主の始は、倭建命の御子、武卵王の由、古書に見えれば、武卵王にてもあらむか、今こても國內に變事あらむこては、此、讚留靈王の祠、必鳴動するなりと、近きころ、彼國の事をも記せる物に云り、今思ふに、讚岐國造の始ならば、神櫛王なるべし、然れども倭建命の御子云、又綾君和氣君等の祖云るは、武卵王と聞ゆるなり、さてさるれい云は、いかなる由の稱にかあらむ、讚留靈王書は、後人の當たる文字なるべし、○伊勢之別、こはも伊豫之別君なりけむを、豫を勢に誤り、君を脱せるなるべし、【そは後に寫誤れる物は見えず、中ごろ傳へ誤れるか、はた阿禮が誦たりしほきに誤れるか、何れにまれ此、記撰へる前よりの誤見ゆ、】其故は、和名抄に伊豫國に和氣【和計】郡あり、又次に引る、書紀の十城別王の事を考へ合せて、知べく、姓氏錄にも、【右京皇別】別、公、建部、公同氏、【建部、公、日本武尊之後也】あり、【又【和氣、國皇別】和氣公、犬上朝臣同祖、倭建命之後也なきあらばなり、さて此、別は地名なれば、必下下に君あるべきなり、【某之別】のみありては、別云云こ戸になるなり、】○登袁之別、【袁、字諸本赤に誤れるを、今は眞福寺本、延佳本に依れり、記中に、袁を赤に誤れる例なほあり、】此、地名未物に見あたらず、思ふに、書紀に武卵王の同母弟に、十城別王ありて、是伊豫別君之始祖也とあるは、此、記傳の異なるにて、其は此、記に依て云はば、武卵王、登袁之別伊豫別君之祖ありしを、書紀は誤て、登袁之別を別に一柱の御子の名【十城別王】として、伊豫別君を、其末

こせるなり、【若し然らば、登袁は必地名なり、其地なほよく考ふべし、】若し又書紀に依て云はば、十城別王を此、記には誤りて、登袁之別云姓名として、伊豫別君をも、共に建見兒王の末こせるなり、【若し然らば登袁は御子の名なれば、必地名も決めたし、】此は何れか正しからむ決め難けれき、何れにまれ、彼、【御名の】十此、登袁元一、こぞ思はるゝ、【前には、袁、字は寫誤にて、陸奥國の登米郡か、備後國奴可郡の斗意郷か、筑前國志麻郡の登志郷か、なき思ひよれりしは非ず、】○麻佐首、【麻、字、眞福寺本には鹿と作れきも、佐、字假字なれば、上も假字ならてはいかゞ、若し上なる字、鹿ならば、佐、字誤なるべし、されきも思ひよれる事もなければ、本のまゝにてあるなり、】地名も姓も考へなし、○官首之別官首は、二字ながら決く寫誤なり、【書紀孝德卷に、官首阿彌陀云人見えたれき、そは首は戸なり、又續後紀四に、宮人朝臣云姓の人見えたる、首は、續紀に必登こもあれば、是かこ思へき然らじ、又常陸國鹿島郡に宮前郷、又續紀四十に、居に依て宮原宿禰云姓を賜ひしこもある、これらの地名にやこも思へき、皆然らじ、】官道なるべし、其、據は、舊事紀に、稚武王、近江建部君、官道君、祖とある是なり、さて其は此、記と相照して思ふに、稚武王云るは、例の御兄弟の間の、傳の紛れにて、官道君、祖は、武員兒王なるべし、【景行天皇の御子に、官道別、皇子と申すも、書紀に見ゆ、此はた彼、十城別王の類にて、官道之別の紛れには非るか、】さて其、地は、和名抄に、參河國寶飯郡官道、【美也知】郷ある是なり、【官道山云も此、地なり】かくて此、姓は、【姓氏錄には見えざれきも】續後紀四に、賜官道宿禰吉備麻呂同姓、吉備繼等朝臣、姓、こ見え、【此、氏初は別の戸なりしが、君になり、宿禰になりしこ此より先にありけむ、】三代實錄三十に、官道朝臣彌益てふ人見え、【此は醍醐天皇の御外祖母の御父なり、新國史に、延喜十一年、山科神二前依官道氏内藏少允官道良連等解、備伴氏神、按醍醐天皇外祖母、官道氏之祖とあり、神名式に、山城國宇治郡山科神社二座、並大月次新嘗とあり、此、社



勸修寺村に在て、宮道大明神云、若しは建貝兒王なごを祭るにやあらむ。○足鏡別王、例に依るに、此上に次字あるべし、脱たるにや、○鎌倉之別は、和名抄に、相模國鎌倉【加末久良】郡鎌倉これか、姓は考へなし、【舊事紀には、葦敢竈見別命、竈口君等祖あり、】○小津石代之別、かくの如く地名を二重ねたる姓は、記中に例なければ、【國名を連ねたるは別なり】小津の下に君字脱たるか、はた石字君の誤にて、代字の上に字脱たるか、何れにまれ、小津君一ツの姓なるべし、次に引る舊事紀に、尾津君あればなり、さて小津てふ地名は、彼此にある中に、此は神名帳に、近江國野洲郡小津神社ある、此地なきにやあらむ、詳ならず、姓も他に考へなし石代は、紀伊國日高郡の磐代か、【万葉一二七に哥もあり】此も詳ならず、姓も考へ無し、若し又石字は君の誤にて代の上に字の脱たらむにては、殊に考ふべき由なし、○漁田之別、漁字は決く寫誤なり、然れども、何レ字の誤ならむ、考ふべきたづきなし、たゞ舊事紀に、稚武彦命、尾津君揮田君武部君祖ある、稚武彦命は、例の御兄弟の間の紛れにて、此揮田ならむか、尾津君も由あればなり、【若し此ならば、布伎多なり、皇極紀に、揮劍見え、此記神代卷に、於後手布伎あるを、書紀に、背揮書れたり、布理を古言に布伎云り、さて万葉九に、振田向宿禰云姓も見えたり、又姓氏錄に、吹田連云あれき、こは布伎多には非ず、吹字は、次の誤にて、須岐多なるを、音便に須伊陀云なるなり、三代實錄六に、次田連ある是なり、】但し此もおぼつかなくはあれき、【若し布伎ならむには、吹或は振なきこそ書べけれ、揮字は、此記の文字用ひの例にあらぬこちせらるゝを、又吹振なきの字の誤りも見えず、】他に考へ無く、漁田にては如何にも訓べき由なければ、舊印本にスガタミ假字を附たるは、スナドリ云訓を思ひて、妄りにスナダミ訓の本のありしを、ナをカに誤れるなるべし、延佳本にも、スガタミ訓は、訓べきさまを知りしによりて、舊印本のまゝに附おきたるなり、皆云に足らず、】姑く布伎多訓であるなり、なほよく考ふべし、○上件の外にも、倭建命の御末の氏は、姓

氏錄に、縣主和氣公同祖、日本武尊之後也、また聖木倭建尊三世孫、大荒田命之後也、【木字一本には本あり】なきあり、

次息長田別王之子杵俣長日子王此王之子飯野眞黑比賣命  
次息長眞若中比賣次弟比賣三柱

杵俣長日子王、名義、杵俣は地名にて、和名抄に攝津國住吉郡杭全【久末多】郷これなり、【久末多】あるは、久の下に比字の落たるなるべし、本より久ならむには、杭字を書べき由なければなり、されば和名抄に依て、此の杵をも久訓むは、中々にひがここなり、此記は、殊に久に杵字なき書べき例に非ず、下には昨字を書るをや、○飯野眞黑比賣命、飯野は和名抄に、伊勢國飯野郡、又神名帳に、同國河曲郡飯野神社なきあり、これらの内の地名にやあらむ、女名に黒云こ、上なる詞具漏比賣の下【傳廿六の十二葉】に云り、さて此兄弟三柱の女王の中に、此一柱のみ命あるは、いかなる由にか、【次に出たる處には命字なし】○息長眞若中比賣、中は那加都訓べき例なり、【此例津字は添へても省ても書り】第二の御女なる故に、中比賣云り、應神天皇の妃になり坐て、彼御段に出たり、猶其處【傳卅二の】に云べし、○弟比賣、御名殊なるこなし、若沼毛二俣王の御妻にて、明宮段の末に出、なほ其處【傳卅四の】に云べし、○三柱、諸本に二柱あるは、寫誤れるなるべきを、延佳本に三柱あるは、改めつるなるべし、今も其に依れり、

故上云若建王娶飯野眞黑比賣生子須賣伊呂大中日子王須自



此王娶淡海之柴野入杵之女柴野比賣生子迦具漏比賣命故大帶日子天皇娶此迦具漏比賣命生子大江王。此王娶庶妹銀王生子大名方王次大中比賣命。故此之大中比賣命者香坂王忍熊王之御祖也。

上云、かく云る例、輕島宮段の末にあり、又伊邪河宮段に、上所謂きもあり、さて此は、息長田別王までは、上に擧たる次第の隨に擧たるに、此若建王を此處に云は、上の次第に異なるが故に、端を改めて如此云るなり、【抑上の次第に差ひて、若建王を此に云るは、其子孫の姓を擧る例は、異なるが故なり、然るに、息長田別王も、子孫の、姓を擧たるに非ず、此同例なるに、彼をば先に擧たるは、いかに云に、彼は上に擧たる次第のまゝにて、例に違はざる故に、上の次第のまゝに擧たるなり、されどなほ次第を正さば、かの息長田別王云々は、此、若建王云々の下に擧べきことなり、然れども、又思ふに飯野眞黑比賣の事も、息長田別王云々も、先前に云はてはいかゞなり、】○飯野眞黑比賣は、若建王の御甥の子なり、○須賣伊呂大中日子王は、上に云、【傳廿六の十二葉】○柴野入杵、【柴字諸本此等、二字に誤れり、其は等をうちきけて、ホミ、】このあるより誤り初たるなり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、女、名の柴字も同じ、】柴野は、近江の地名なるべし、【今彼國に此名無しや尋ぬべし、】入は伊呂に通ふ、其由上【傳廿一の十葉】に云り、杵は君なるべし、崇神天皇の御子に、大入杵命申す坐り、○柴野比賣、名義上に同じ、○迦具漏比賣命、上に出、【傳廿六の十二葉】○大帶日子、天皇娶云々は、傳の紛にて、上に論あり、【傳廿六の十三葉】

考へ合すべし、○大江王も、上に出、【傳廿六】此は日子人之大兄王なるが紛れつること、上に云るが如し、【江を上には枝さかけり】○庶妹は、麻々伊毛に訓べし、【アラメイロトなき訓るは非なり】字鏡に前々妹也とあり、【前字は心得ず】凡て庶をば麻々に訓べきこと、白檮原宮段に、庶兄とある下【傳廿の卅九葉】に云るが如し、【庶字にはかゝはらず、たゞ異母のよしなり、】○銀王、景行天皇の御子には、此記にも書紀にも、凡て此名は見えず、但し此族かにかくに、紛ありとおぼしめて、大江王、なほ疑はしければ、【まづ大江王は、日子人之大兄王のこゝなるを、其、日子人之大兄王は、書紀には、仲哀、卷に見えて、此御卷には見えざるは、御兄の、五百木之入彦命を紛ひて、脱たりけむこと、上に云るが如し、然れば、此なる大江王の御女の、大中比賣も、其、五百木之入彦命の御孫の、中津比賣に紛れて、此御父の大江王も、彼、中津比賣の御父、品陀眞若王に紛れしこともあるべし、若し其紛あらば、此、銀王は、五百木之入彦命の御女にて、品陀眞若王の庶妹ならむも知難し、】強て明らめがたし、且名のさまも聞つかぬこと、こちするは、若くは字の寫誤にもやあらむ、【師は、銀は鏡字を誤れるかとも云れたり、又思ふに、鐸字をうちこけ書の草に記し書るを、寫誤れるか、若し然らば、奴且に訓べし、其は大江王の異母兄弟に、沼代、郎女に申すありて、上に見えたるを、奴能斯呂は訓つれど、此若しは奴且にもあらむか、其事傳廿六の十葉に云り、考へ合すべし、されど此らもなほ決め難ければ、姑く銀字の隨に、志漏加泥に訓てあるなり、】○大名方王、名方は長田に同くて、【允恭天皇の御女、長田、大郎女をも、書紀には名形、大娘と書れたる例のごとし、】地名なるべし、攝津國八田郡の長田にやあらむ、【此地、地名なほ國々にもあり】○大中比賣命、延佳本に、中の下に津字あるは、訶志比宮段に、然あるに依て、さかしらに補へたるなるべし、すべて中津といふ名、津字をば省きて書る例、常のこゝなれば、此字無きも何てふことかあらむ、今は諸本に無きに從へり、さて此、次に出たる、此御名延佳本、誤りて比賣二字を脱せり、



書紀には、叔父彦人大兄女あり、是ぞ正しき傳なる、【其由は傳廿六の十三葉十四葉に云るが如し】仲哀天皇の后となり坐り、彼御段に見ゆ、○香坂王忍熊王の事は、訶志比宮段に云べし、【傳卅の】○御祖、凡て古言に、御母を御祖と申せりしこゝ、上卷【傳十の十六葉】に云るが如し、さて此は、爲帶中日子天皇之后なごあるべきに、然はあらで、たゞに其御子たちの御名を擧て、かく云るは、右の二柱の御子等、御名高ければなるべし、かくて其王の御祖と申すときは、仲哀天皇の后に坐すこゝは、申さねさおのづから炳きなり、

此大帶日子天皇之御年壹佰參拾漆歲御陵在山邊之道上也

御年一百三十七歲、書紀には、六十年冬十一月乙酉朔辛卯、天皇崩於高穴穗宮二時、年一百六歲あり、【崩於高穴穗宮一よしは、五十八年春二月幸近江國、居志賀三歲、是謂高穴穗宮、ある是なり、さて大御父天皇の三十七年に、立爲皇太子、時年廿一とあるによらば、百四十三歲なるべきに、一百六歲はいたく差へり、若崩の年に百六歲ならば、彼太子に立賜ひしころは、未生坐さる前なるをや】或書には、百十三と云り、【こはかの太子に立賜ひし年、廿一とあるより計へて、百四十三と云るが、後に四、字の落たるにこそ】○山邊之道上、此地の事、崇神天皇の、山邊道勾之岡上、御陵の下【傳廿三の九十六七八葉】に云り、書紀成務卷に、二年冬十一月癸酉朔壬午、葬大足彦天皇於倭國之山邊道上陵、とあり、諸陵式に、山邊道上陵、纏向日代宮御宇景行天皇、在大和國城上郡、兆城東西二町、南北二町、陵戸一烟、大和志に、在柳本村東、稱御陵、陵畔有家六と云り、【或は云、山邊郡上總村の東にあり、里人王、墓山と云て、此あたり山邊城上、二郡の堺なりと云り、大和志には、此をば荒墳の中に収て、かの柳本村の東なるは別なり、何れか此御陵ならむ、詳ならず】此御陵の事も、なほかの勾之岡ト、御陵の處に云り、考合すべし、

志賀宮卷

若帶日子天皇坐近淡海之志賀高穴穗宮治天下也此天皇娶穗積臣等之祖建忍山垂根之女名弟財郎女生御子和訶奴氣王

此、天皇後の漢様の御證、成務天皇と申す、○志賀は、和名抄に、近江國滋賀、【志賀】郡これなり、【今も志賀と云地もあり、郡は、南は勢多の川より、北は、比良山の北まで亘れり、古より廣き名にぞありけむ】万葉一七七に、樂浪之、思賀乃辛崎、また左散難彌乃、志我能大和太、二七五に、近江志賀山寺、また神樂波之、志賀左射禮浪、三三三に、志賀乃大津、七拜に神樂浪之、思我津乃白水郎者、なごなほ多く見え、後の歌にも多くよめり、【後の哥に、志賀の故郷よよびは、天智天皇の、大津宮の跡なり、万葉一の、長哥其反哥を以て知べし、然るに、是を此、高穴穗宮の跡と心得るは非ず】○高穴穗宮、書紀景行卷に、五十八年春二月、幸近江國、居志賀三歲、是謂高穴穗宮、六十年冬十一月、天皇崩於高穴穗宮と見えたり、【成務卷には、都を遷されたること見えす】然れば景行天皇の幸て、此宮にて崩坐しより、此天皇も、御從に侍ひ坐せりしが、即其宮に坐々しなり、此宮の地は、神明鏡に、今の志賀寺是なりとあり、姓氏錄に、志賀穴太村主と云姓もあり、朝野群載十一に、穴太驛見ゆ、【其文云、右辨官下近江國、右衛門府生正六位上國造恒世云々、右爲賜渤海客冬時服、差使者云々、今日發遣於越前國、云々、差件人等、至于穴太驛家、云々、延喜二十年三月廿二日】今も穴太村と云あり、【京より山中越きて、近江の坂本へ越る



間なり。】高云は、高き地なる由か、はた宮、號に稱へたるにもあるべし。【石、上、廣高、宮なき云る類あり。】○穗積、臣は、上に出、【傳廿二の二葉】○建忍山垂根、忍山は地、名か、神名帳に、伊勢、國鈴鹿、郡忍山、神社あり、【同國朝明、郡に穗積、神社もあり。】垂根の事は、上大筒木垂根、王の下に云り、【傳廿二の五十二葉】さて倭建、命の後、弟橘比賣、命の御父を、書紀に、穗積氏忍山宿禰とあるは、即ち此人か、別なるか、紛らばし、女の名の弟財も、彼、弟橘比賣は、兄弟か非るか、此はた、いさゝか紛らばし、なほ次に云べし、又書紀繼體、卷にも、穗積、臣押山と云人見えたり、【此を韓國の書に、委意斯移麻岐彌と云る由見ゆ。】○弟財郎女、名義、弟はかの、弟橘比賣の弟の如し、【廿七の六十四葉】財は、美稱へたる名なり、万葉十六に、女をほめて、寶之子等と云るが如し、郎女の事は、上【傳廿一の十葉廿二の七十葉】に云り、仁賢天皇の御子にも、財、郎女、反正天皇、又敏達天皇の御子にも、財、王【寶、王とも書り】と申すあり、皇極天皇の御名をも、寶、皇女と申せり、○和訶奴氣、王、御名、義、奴は主か、又出雲、國造、神賀詞に、若水沼間能彌若、御坐と云こもあれば、さる由か、氣は、食か、應神天皇の御子にも、若沼氣二侯、王と申すあり、【神武天皇の御名、若御毛沼、命もや、似たり。】さて書紀には、此、天皇には、御子坐、まさす、其に就て考るに、此は御外祖父の名、及御母の名も似たるに因て、倭建、命の御子の、若建、王と紛れて、此、記と書紀と、傳の異はありしにやあらむ、【其、紛れ云は、彼、若建、王の御外祖父を、書紀に、穗積氏忍山宿禰とあると、此、王の御外祖父と、姓も名も同く、又御母の名も似たるうへに、王の御名も、和訶多氣と和訶奴氣とは、たゞ多と奴との異なるのみなればなり、さて此を書紀に依て云は、此、和訶奴氣、王と申すは、彼、若建、王にて、倭建、命の御子なるを、此、記には誤りて別として、此、天皇の御子とせるものなり、又此、記に依ていは、彼、倭建、命の後、弟橘比賣の御父は、忍山、宿禰には非るを、此、天皇の忍山垂根の女、弟財、郎女を娶て、和訶奴氣、王を生坐る其御母と御子の名の、彼、弟橘若建と似たるから紛れて、書紀

には誤りて、忍山を彼、弟橘比賣の父とし、此、和訶奴氣、王を、彼、若建、王のこゝとして、此、天皇には御子無しとせるものなり、此、二の傳、何れの方が正しからむ、決めがたし、なほ書紀に依ていは、若、此、天皇に御子坐ましたらむには、必、其、御子と御位を嗣、坐すべきに、倭建、命の御子の嗣、坐るを以て思へば、此、天皇には、御子坐、さる傳の方や正しからむとも云べけれ、倭建、命は、景行天皇の殊なる大御變子に坐て、誠になべてならず、世に勝れたる御威徳坐して、父天皇の詔にも、是、天下、則汝、天下也、是、位、則汝、位也なきもあれば、たゞひ成務天皇の御子は坐ましたらむにても、御位は必、彼、命の御子の嗣、坐すべき故ぞありけらし、又此、和訶奴氣、王は、早く薨坐ししも知がたし、されば倭建、命の御子の、御位を嗣、坐るを以て、此、天皇には、御子坐、まさすは決めたきこになむ、】

**故建内宿禰爲大臣定賜大國小國之國造亦定賜國國之堺及大縣小縣之縣主也。**

建内宿禰は上に出、【傳廿二の十五葉】○大臣は、意富美訓べし、【古、の大臣は、皆、如此訓べきなり、和名抄に、大臣の訓、於保伊万宇智岐美、太政大臣は、於保万豆利古止乃於保万豆岐美とあるは、後の制なり、凡て麻字知岐美と云は、麻門都岐美の、音便に類れたる唱なり、万豆岐美は、侍従の訓にも、於毛止比止万知岐美とあれば、麻門都岐美の、門を畧きたる唱なり、さて麻字知岐美を、北山抄江次第なきに、末不千君とあるは、字の音を誤りて、不、假字を書るなり、此はも音便なれば、必、字、書べき例なるをや、さて麻幣菟者彌と云こは、書紀、景行、卷の哥に見えて、前君の意にて、天皇の御前に候ふ公と云こにて、臣等のこゝこなり、万葉一に、物部乃大臣とあるは、オホマヘツギと訓べし、こは和銅元年、天皇の大御哥なり、そのかみ、既く如此唱へしにこそ、さて後世には、大臣をおとと云、そは殿



舎をも云ミ一ツにて、大殿の訛れるなり、又物語書なきに、おほいさの云るも大殿なり、書紀に三年春正月、以武内宿禰爲大臣也、初天皇、與武内宿禰同日生之、故有異寵焉ミあり、さて大臣云號は、師も云れたる如く、後世の如き官名には非ず、たレ臣云に、大ト美稱を加へて、尊み賜へるにて、漢籍に大臣云ミあるを取れるなりなき云は、古を知らぬ者のみだりミなり、連姓の人に、大連云號を賜へるミ同じ、大連も官名には非ず、故レ此號は、連姓の人に限れるミなり、なほ大連の號の事は、下卷玉穗宮段、荒甲大連の下、傳四十四の十六葉に委テ云べし、なほ戸に大トふ言を加へたる例は、伊邪河宮段、又朝倉宮段に、大縣主云見え、續紀には、大國造、大忌寸、大宿禰なき云も見ゆ、されば此號は、古は何れの御代のも、臣姓の人に限れり、建内宿禰は、いまだ姓氏を云るミ見えざれども、其子等の子孫、皆、臣姓なるを以て見れば、必シ此人も臣云ミなるべし、そは必しも、姓に著たる戸ならでも、然呼ふミは、固のミぞかし、さて此號は、此を始ニて、此後書紀に見えたるは、雄略卷初に、以平群臣眞鳥爲大臣、以大伴連室屋、物部連目爲大連、これ大臣大連並置れしミの物に見えたる始なり、是より大臣大連、相並びて政を申せり、大臣大連の列は、何れ上ミも定まれるミはなかりし見えて、大連を先に列ね云る處もあり、其時其人によれるにや、清寧卷元年、云々、平群眞鳥大臣、爲大臣、並如故、繼躰卷元年、云々、許勢男人、大臣爲大臣、並如故、敏達卷元年、云々、以蘇我馬子宿禰爲大臣、用明卷初に、云々、崇峻卷初に、云々、此より後は大連は見えず、舒明卷初に、云々、當此時蘇我蝦夷臣爲大臣、皇極卷元年、以蘇我臣蝦夷爲大臣如故、孝德卷初に、以阿倍内麻呂臣爲左大臣、蘇我倉山田石川麻呂臣爲右大臣、阿倍内麻呂臣は、倉橋麻呂も云し人なり、是左右の大臣を置れし始なり、大臣の號、何時よりミなく、やうやく

に官の如くなり來つるを、此時より全く官名なれり、然れども、なほ此人たちも、臣姓の人にてありしを、これまで、他の戸の人の、大臣になれる例なし、然るに舊事紀に、尾張連の祖、建諸國命、孝昭天皇御世に、大臣ミなり、其後にも、其氏人大臣になりしミを記し、又物部連の祖、出石心、大臣命も、同御世に大臣ミなり、又同氏の齋色雄命も、孝元天皇の御世に大臣ミなりしよし記せるは、皆古を知らざる者の、妄なる僞ニなり、又此記、遠飛鳥宮段に、大前小前宿禰大臣云あり、物部氏の人なり、こは大使主の紛れたるにて、大臣には非るミ、彼處に委く辨ふるが如し、さて皇極天皇御世まで大臣を考るに、皆建内宿禰の子孫にして、其他の氏は、一人も見えざるを思へば、此の子孫に限れりし如くにも見ゆれども、大連の一氏には限らざりしを以て思へば、大臣も、彼人の子孫の氏に限れるミにはあらざりけむを、御世々々の間に、他の氏人のなれるが見えざるは、偶然のミなりけむ、其は彼人の、殊なる世の長壽忠臣にて、御世々々を重ねて、政申し給ひし餘烈にて、其子孫の氏々、殊なる威勢にてありしかば、御世々々に大臣になるべき人は、おのづから此子孫の内ノ氏々の人にぞありけむ、其の中に、蘇我氏の殊に世をかさねてなりしも、又其時の、おのづからの勢なり、されば此孝徳の御世に、阿倍氏の人のなれるは、なほ古の例に違へるミなきなり、同御世、大化五年夏四月、巨勢德陀古臣爲左大臣、大伴長徳連爲右大臣、この長徳連は、臣姓に非るを、連姓なり、大臣ミせられしは、古の意に非ず、同御世、此より先にも、既に中臣鎌子連爲内臣、こは大臣には非れども、連姓の人に、此號を賜へり、此人つひに、天智天皇八年に、内大臣ミし給へり、同十年春正月、以大友皇子、拜太政大臣、以蘇我赤兄臣爲左大臣、以中臣金連爲右大臣、これ太政大臣の始なり、抑皇子にして、大臣になし賜へるミ、王臣の差別なく、いよ古の意ははたり、されき後々は又、親王の大臣になり給ふミは停ぬ、さて古、王臣の差別の事、傳十八の卅六七葉に云るが如し、○官職の事、神代より此ありて、官之



首、膳夫、齋主なきあるたぐひ、皆官也、又五部、祖神は、いはゆる文官、大伴、連久米、直二氏、祖神なきは、いはゆる武官なり、又中臣忌部なき云稱も、即官職なり、さて大倭、京となりて、ますく品々の職見えたり、某部某部云もの、中に、官職なる多し、後世の官の中にも、辨、掃部、大炊、主殿、主水、靱負なき云は、後にまうけたる名に非ず、古の官名ののこれるものなり、さて八十伴緒云しは、即漢籍に百官云が如し、然れども、かの戎國の、時々、あらぬ人を選び擧て、官に任すは、大く異にして、皇朝の上代には、各其職を世々に傳へて、仕奉りし故に、其家の職を、即姓氏に負るぞ多かりける、かれば、官職は神代よりしてありつるを、後世こそそのさまの異なるを以て、後人官職なることを知らず、上代には、官職なかりしが如く思ふあり、さて上代には、末の品々の官職はありしかども、主たる天、下の大政の官の名は無りしなり、其は如何云に、末の種々の官職こそ、各其名はあるべきことなれ、大政を執申す人におきては、天、下の諸の事を統掌て、何し局れる事なければ、其分て、官名はあるまじきことわりなればなり、故し御世々々に、其人はありながら、其官名はなかりしなり、書紀に、景行天皇の御世に、建内宿禰を、爲棟、梁之、臣あるなきも、官名には非ず、其由傳廿二の十七葉に委云るが如し、又大臣大連も、上代のは官名に非ること、上に云るが如し、舊事記に記せるは、論ふに足らざることなり、さて此大臣爲給ふ云ことは、別に一條にして、次なる事には係らず、○大國小國は、た國々云ことを、文に云るのみなり、【後世に、大國、上國、中國、下國なき品を云るは異なり、されば、何れは大國、何れは小國なき定まれるにもあらず、又万葉に、初瀬小國なきある小國は、ちひさき謂にはあらず、異意なり、】祝詞に、奥山乃大峽小峽、また遠山近山爾生立流大木小木乎なきある大小の如し、次なる大縣小縣も同じ、【國も縣も、さまざま小きもあるを、總て云る言なり、】○國造、上卷に出、【傳七の八十葉】○定賜、書紀に、四年春二月、詔之曰云々自今以後國郡立長縣邑置首、即取當國之幹了者、

任其國郡之首長、是爲中區之蕃屏也、五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、あるは、文をひたぶるに漢さまに書なされたる故に、國造縣主なき云名は見えされども、實は此記の如く、國造縣主の類を定め賜へる謂なり、【右の文、中に、造長ある造置稻置のみは、古の號にて、其他は皆、た意を得て漢文さまに書れたるものにして、國郡縣邑なきあるも、皆漢文なり、古の實の名には非ず、た意を取て、文には拘るまじきなり、並賜楯矛爲表云は、古の傳なるべし、】舊事記なる國造本紀云物に、國々の國造を擧たるにも、多く此御世に定賜へる事を云り、【此國造本紀、全くは信がたき事もあれども、ひたぶるに由なき事は見え、據はありけむかし、書紀推古、卷二十八年、皇太子島大臣共議之、錄天皇紀及國記臣連伴、造國、造百八十部、并公民等、本紀ある中に、國造本紀もあれば、此名を取て記せるなるべし、續紀二に、詔定諸國國造之氏、其名具國造記ある書には、諸國の國造の姓名なき、正しくぞ記されけむ、】さて國造云物を、此時初めて定賜ふには非ず、是より前にも有つれども、此時に更に廣く多く定賜へりしなるべし、さて國造のみ云て、是に其同類の、君直別稻置なきをも包たり、凡て作造、國造なき云るも、國造に此等を包て云るなり、皆國々にある御臣なればなり、かくて其國造等【國造君直別稻置等】の古のさまは、傳七、卷の末に云るが如し、【然れば、總てはこれを國造云、分て云こきは、國造君直別稻置なきなり、是漢國の古に、諸侯を公侯伯子男、五等に定めたる、おのづからよく似たり、然るを後世人は、た國造をのみ、漢國の諸侯に似たる者心得て、其餘はた姓の尸のみ思ふめるは、精しからず、古に味きなり、さて國造直別君稻置なき、尊卑差等ありつ見ゆれども、其次序は、今詳に知りたきを、國造は其中には、最上なりしは見えたり、又必しも右の五品に局れるにも非ず、其外にもなほ國々に、此彼三長の號はありしなり、】然るに孝德天皇の御世に至て、古の御制をば皆改められて、國造等をば擇びて其國々の、郡の、大領少



領なきに任されしこも、書記の彼御卷に見えて、其より後多く然なり、【三代實錄五に、孝德天皇世、國造之號永從停止あるは違へり、彼御世に、其制を改められたるにこそあれ、國造云號は、なほ其後も國々にありしをや、又世に國造國司を、一物の如く心得たるも非なり、國造は、世々其職を傳へて、其國に在し者、國司は、京より下されて、年の限ありて替る者にて、趣異なるをや、又孝德御世に、國造を改めて、國司とせらるる云も違へり、其は國造の治を改めて、國司の治にせらるるこそ云べけれ、さて又後世に國造云號の、まれに神社に遺れるこもは、まづ古は、神事國政一なりしを、孝德の御世より、國政は國司の知こもなれ、こも、國の神事は、なほ元のまゝに、國造の知行御制にて、續紀二に、爲班大幣、馳驛追諸國國造入京京なきも見え、其外にも、國造の神事に預かるこも、諸書に多く見えたり、されば、其御制の遺りて、後終には、全神職の如くなるなり、故に既に類聚國史にも、此を神祇部にぞ收られたりける、】天武紀に、天皇崩坐し時に、國國造等隨參赴、各諫之仍奏、種々歌舞、さあるなきは、猶古の儀の遺りて、然る時にも參上て、かゝる禮典にも仕奉りしなりけり、續紀廿八に、陸奥國大國造、國造を任し給へりしこも見えたり、【同紀廿九に、常陸國上野國なきの采女を、其國の國造になされしこも見えたり、いこ異さまなるわざなりかし、高野天皇の御世なり、】○國々の堺、書記に五年秋九月云云、則隔山河、而分國縣、隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日橫、山陽日影面、山陰日背面云云、【加宜登母は影都面、曾登母は背都面なり、共に都淡を切めて登云云、】こあり、抑上代の國境の御制は、細なる事は、詳に知がたけれとも、古書にも、事にふれて往々見えたる趣に就て考ふるに、後世の如く、際やかなるこも無かりつらめ、大方には、元よりも國々の堺限なきもありはしけむを、此御世になほ又隨に定め賜ひしなり、【此より先には、堺もなかりしを、初めて定賜ふこには非ず、】此後にも、姓氏錄に、坂合部大彥命之後也、允恭天皇御世、造立國境之

標一因賜姓坂合部連、また孝德紀に、大化二年、詔宜觀國々堺、或書或圖持來奉示、國縣之名來時將定云々、また天武紀に、十二年遣伊勢王羽田公、八國多臣、品治中臣、連大島、并判官、錄史、工匠者等、巡行天下、限分諸國之境界、然是年不堪限分、十三年遣伊勢王等、定諸國境、また續紀十三に、天平十年令天下諸國造、國郡圖進、なき云、こ見えたり、漸にぞ精くなりけむ、さて天下の國々の分屬の、古書に見えたるは、水垣官段に、高志道、後の北陸道なり、東方十二道、【日代官段にも見ゆ、東海道なり、十二は國の數ぞ、】書紀同御卷に、北陸、東海、崇峻卷に、北陸道、東海道見ゆ、【西道、【山陽道なり】また四道、【古の北陸東海西道丹波こなり】】景行卷に、東山道、十五國なき見え、孝德卷に、畿内の定め見えて、【此は後の定めこは、其界限いさ、か異なるこもありき、又此より前、崇神卷、仁德卷、欽明卷なきにも、畿内云こは見えたり、其はた文のみなり】】持統卷に、四畿内云こも處々に見え、【こは後の五畿内と同じ、當昔河内和泉は、一國なればなり、】天武卷に、山陽道、山陰道、【成務卷に、山陽山陰こあるは、此二道を云るに非ず、】又東海、東山、山陽、山陰、南海、筑紫、六道並て見え、【此に北陸の入さるは、いかなるこもにか、】文武紀に、七道こ見えたり、さて諸國の總ての數は、古に幾許こも云るこ物に見えず、【舊事紀の國造本紀に擧たる國々なきも、なほ漏たるも多かるべければ、據こしがたし、】これも孝德天皇の御世には、隨に定まりつらむ、【大凡諸國の古の分さまは、後世の國を分て郡こし、郡を分て郷こせられたる如くに、際々しくはあらで、國の内なる地をも、又國云るたぐひ多し、此記に陸奥、石城、國造、常道、仲國造なきあるが如き、陸奥も國なるに、其國内なる石城をも、同く國云、常道の國内の仲をも、同く國云、又書紀、繼躰卷の歌に、春日國、万葉に吉野國、初瀬國なきも云るが如し、是後郡こ定められたるほき地なきをも、通はして同く國こも云しなり、然れば天下なる國の數、都て若干國なききはやかに定め云るこもなかり



けむ、然れども大形を以て云ば、國云名は廣くして、縣なき云しは、國より小く、又里村なき云は、縣より又小し、つねに某國之某縣云、又神功皇后段に、末羅縣之玉島里、書紀、崇神卷に、茅渟縣陶邑、景行卷に、八代縣、豐村なきあるを以て、其稱の大なる小きを辨ふべし、後、世の分屬、大かたは違はざるなり、さて縣郡之事は、下に委云べし、郷里は、共に佐刀なれば、古は一なり、字に就て後の分ちをいは、孝徳紀及令なきに里あり、即郷のこなるに、出雲風土記なきにては、郷内に里あり、其外にも某郷之某里云るこあり、又郷を通はして里云るこもあり、さて古に國又縣云は、其凡ての地を云名、牟良又佐刀なきは、人居を云名にて、元其趣異なるを、凡ての地は廣く、人居は其内に在て狭ければ、其廣狭に因て、おのづから大小き名なれるなり、さて又牟良佐刀の差別は、牟良は大かた後に云も同じほごの名聞え、佐刀は大小にも小くも通はして、廣く云名聞えたり、京を美佐刀云、又奈良京の時にも、奈良里も云、舊都を布流佐刀云なきを以て知べし、牟良はかくさまに、京なきを云るこは無し、名の義も牟良は、人家の群りある意、佐刀は居住所の意なり、さて後にも一國を二に分、又二國を一に合せなき、御世々々に彼此變りしもありつるを、嵯峨天皇御世、弘仁十四年に、越前國を割て、加賀國を建られて、六十八國【此内に壹岐對馬をば島云て國とはいはず】に定まれる後、今の如くにして、永く革れるこ無し、【世に國々の名を、一字を取て、某州云こあるは、中ごろなまさかしき者の、漢國の定めに效ひて、云初たる、私こにして、公の御制にあらず、皇國には、州云御制はなきこなり、故古の正しき文書には、かりにも某州云るこあるこなし、凡てかゝる稱なきも、公の御制にはづれて、かにかくに、心に、任せて私こするは、可畏きわざぞかし、又近世に儒者なき、孝徳天皇御世より、天下郡縣の治なるに、某國云は、當る名なり云者あるは、中々に非なり、彼御世には萬を漢さまにならひて、改め給ひながら、國をばなほ國に定め賜ひて、

舊のまゝなるは、古意にて、いさめてたきはさらにもいはず、たゞ漢國の意を以て云むにも、かゝる事は、かにもかくにも其定むる王の心なれば、必一むきに云べきに非ず、故彼國にても、後世には、國郡の分さま、前代に例なき名なきも次々多かれ、必其當らずとも云ぬにはあらずや、況や皇朝の御制は、我國の例に泥むべきこかは、○大縣、小縣【凡て某縣云こは、多くは、阿は省く例なれば、此も意富賀多、袁賀多も訓べし】大小は、大國小國の例同くて、【後の制の、大郡、上郡、中郡、下郡、小郡なきの謂には非ず】たゞ縣々云むが如し、さて阿賀多は、上り田にて、元は島のこなり、【書紀仁賢卷に、曠此云波陀該、和名抄に、曠耕麥地也、また島一曰陸田、和名八太介】田云は、田をも島をも統たる名にて、其中に、水のつかぬを島も、上田も云、水田よりは高く上りたる由なり、【書紀神代卷に、陸田種子、水田種子とあるは、田に成物、島に成物に分て云るなるを、すべて云きは、二共に多那都母能云にて、田は島をも包たる名なるこを知べし、今俗にも、田地云ば、島も其中に包たるが如し】神代卷に、高田、万葉【十二】に、上爾種時なきあるは、水田の高きを云るなれ、是は高處を阿宜云證なり、さて阿賀多は、元島のこなり云據は、上卷八千矛神の御歌に、夜麻賀多爾、麻岐斯阿多泥都岐云々、下卷高津宮段大御歌に、夜麻賀多爾、麻祁流阿袁那那云々、なきある夜麻賀多は、山阿賀多の謂なるに、【郡名の山縣なきにて知べし】求し蒨蒨る青菜なきあるを以て、山なる島なるこを知べし、【されば諸國に地、名の下に、別に附て云、縣にはあらで、たゞ縣も、又某賀多も云地名、河内に大縣、美濃に方縣山縣、信濃に小縣、但馬に二方、安藝に山縣、日向に諸縣なき云郡名其外郷里の名にも多かる、皆本は島より負るなり、さて地名の下に附ても、其外も、上に言を連ねて言こきの縣の唱は、上代のは多く阿を省きて、賀多云り聞ゆ、右に引る郡名も、又年魚市縣、松浦縣なき云類是なり、然るにや、後には、海邊の濁混れて、かの年魚市縣、松浦縣なきの縣をも、たゞ濁







づから、たゞ國內の小分の名となりて、某郡某縣云云、又其に效ひて、此方にもや、後には、凡て國の小分の名に用ひらるゝことになれるなり、かくて後、孝德天皇の御世に至りて、其ほごまで縣云しほごの地を、みな郡名にて、【此は漢國にて、州を分て郡せせる代もありし、其制に因て、縣を郡は改められたるなり、抑漢國にては、郡縣は等しからず、大かた郡を分て縣したれば、郡は大にして縣は、小し、然れども、此方にては、此御世に郡定められたるは、大かた舊は縣云しほごの地なれば、大小の異あるに非ず、たゞ同じことなり、故書紀に、彼御世に、郡定められたる後の卷々にも、國縣云云、所々にあり、そは古より云なれたる隨に記せるにて、意は國郡云と同じことなり、】天下悉く國を分たる名を、郡定められて、【孝德紀に、凡郡以四十里爲大郡、三十里以下四里以上爲中郡、三里爲小郡、云々、これに里あるは、村里の數なり、途程を云には非ず、さて類聚國史にも、延暦十七年の詔に、昔難波朝廷始置諸郡、見えたり、此御世には、凡て萬の御制を改められて、漢さまになれる事多し、諸國の定めも、かく國を分て郡して、古より、國造、別、直、君、稻、縣主なきの、治め來つる地をも、ことごとく公に收められて、國に國司を任、郡に郡司を置る、類聚三代格、弘仁二年の詔に、郡領者、難波朝廷置其職、ある是なり、然るに書紀の雄略、卷、安閑、卷、欽明、卷なきに、郡司云者の見えたるは、例の撰者の文のみにこそあれ、當時の稱にはあらず、】某國の某許富理云云なり、【許富理云は、古よりありし名には非ず、新井氏云く、こほりは韓語より出たり、今の朝鮮語に、郡縣をこほる云云云、此、説さもあるべし、書紀、織絲、卷に、韓國の地、名に、熊備已富里、また背評云あり、評は彼國の方言にて、郡を云、故、コホリ訓り、漢籍梁史にも、新羅俗、其邑在內曰隊評、云云云あり、さて皇國にても、韓言にならひて、郡に評字を用ひたりしことあり、續紀一に、衣評督、衣君、縣助、督、衣君、互自美あり、衣評は、薩摩の穎娃郡なり、又廿五に、氷高評あるは、紀伊國の日高郡なり、又廿八にも、評、

督あり、大神宮儀式帳に、難波朝廷天下立評給時云々、新家連阿久良、督領、連、牟良助督仕奉云々、また評督領仕奉なき見えたり、督また督領あるは、大領、助督あるは、少領に聞えたり、さて郡云云を定められたるは、上件の如く、孝德天皇の御世より、始まれることなれば、書紀に、其より以前の卷々に、郡あるは、當昔の稱に非ず、たゞ撰者の文なれば、字に拘るべからず、訓もコホリは訓べからず、アガタ訓べきなり、但し孝德御世の以前より、既に縣通はして、かつく郡字をも用ひしこと、あるまじきに非ず、又韓國往來しげかりしころ、其國言を聞なれて、おのづから此間にも、許富理云云ともありはしつらむ、されど其はたしかならざることなれば、云がたし、凡て書紀は、ひたぶるに漢文の字面を修ひて書れたる故に、古の世々の文字用ひなき、詳に知られがたく、文字に因て紛らはしきこと常多し、其、心して讀べきなり、又縣字をも、コホリ訓る處多くあり、此はた孝德より前の卷々なるは、然は訓まじきなり、彼御世の後の卷々なるは、然訓てよろし、○縣主は、倭國內なるを始め、國々に在る縣を掌れる者の號なり、【此、縣は、上に云る如く朝廷の御料の縣なり、此御世のほごなきは、たゞ何なき、なべての地を縣云云は、いまだあらざりき、されば、縣主云物も、凡ての地にあるにはあらず、】其、記中に見えたるは、高市縣主、師木縣主、十市縣主なきあり、書紀神武、卷に、給弟獵猛田邑、因爲猛田縣主、【こは倭國十市郡なる、猛田にて其邑を賜ひて其處にある御縣の司し賜へるなり、同じ猛田の内に、御縣の地、此、人に賜へる地あるなり、此文に依て、縣主云は、たゞ其地を領ける者ぞ勿思ひまがへそ、】弟磯城、名黑速、爲磯城縣主なき見ゆ、神武天皇の御世よりありし物なり、さて此も國造君直別なきの類なる者にて、日代宮、段に、自其餘七十七王者、悉別賜國々之國造、亦和氣、及稻置縣主あり、【書紀安閑、卷に、津國の三島縣主、飯粒が良田四十町を、天皇に奉獻し、こ見ゆ、又天武、卷に、高市郡、大領、高市縣主許梅云人あり、孝德御世の御制よりして、



縣主なごも、郡司に任しがありし聞えたり。此も其職を、子孫世々に傳ふるからに、某縣主云、即姓なり、【縣主の姓は、此記にも、書紀にも見えたる、いさ少し、姓氏錄に出たるも甚少し、御縣にのみありし物なればなるべし、姓氏錄に、たゞ縣主とのみの姓もあるは、然る由ありけむ。】伊邪河宮段に、且波大縣主、朝倉宮段に、志幾之大縣主云もあり、此は臣に大臣、連に大連云如く、大を加へて稱へたる物か、又思ふに、此に大縣小縣もあれば、こは其縣の大なるを云るにもあらむか、【若らば、大は其縣に附たるにて、縣主には係らず】さて此に、縣主を定、賜ふごあるも、初めて此職を置れたりごには非ず、かの國造を定、賜へるご同じごなり。

### 天皇御年玖拾伍歲、御陵在沙紀之多他那美也。

御年九十五歲、書紀には六十年夏六月己卯、天皇崩、時年一百七歲あり、【大御父天皇の四十六年、立爲太子、年二十四ごあるに依らば、六十年は九十八歲なり、いかゞ、又景行卷には、五十一年秋八月立爲皇太子あり、これ又前後違へるはいかゞ、又武内宿禰同日に生ごあるにも合はず其故は、六十年崩百七歲ならば、景行天皇の十四年に生坐るなり、然るに同廿五年に、遣武内宿禰、令察北陸及東方諸國云々ごあるは、此人年十二歲にあたればなり、】或書には、百九ごあり、又九十八ごあり、【九十八ご云るは、彼太子に立、賜へる年ご合せて云るなるべし、】○舊印本、眞福寺本、又一本なきには、此間に細書に、乙卯年三月十五日崩也云十字あり、此例の細書の事、水垣宮段末【傳廿三の九十五歲】に云るが如し、乙卯年は、書紀にては、四十五年なれば、十五年の差あり、又月も日も合はず、此も古の一の傳なりけむかし、○沙紀之多他那美、沙紀は、玉垣宮段に、狭木ごある地なり、【傳廿五の七十一歲】書紀仲哀卷に、稚足彦天皇六十年崩、明年秋九月壬辰朔酉、葬于倭國狹城盾列陵、盾列此云多々那美、ごあり、【盾を多々云は、稻をいな、船をふなご云なき、同くて、下に言の連くごき、第四音、第一音に轉る格なり、神武天皇の大御歌に、楯並而を、多々那米豆ごよましたまへり、】諸陵式に、狹城盾列池後陵、志賀高穴穗宮御宇成務天皇、在大和國添下郡、兆城東西一町、南北三町、守戸五畑ご見ゆ、池後ごは、續紀十に従、楯波池、風忽來、吹折南苑樹二株、即化成雉ごある此池の後にて、後ごは北邊を云るべし、又は京より遠き方を云るか、若らば【此は、平城宮のころの稱ご聞ゆれば、】平城の西なれば、西邊なり、【さて此池は書紀垂仁卷に、三十五年作狹城池ごある池か、別なるか、詳ならず、今常福寺村の邊に大なる池あり、是なきにやあらむ、○前皇廟陵記に、扶桑畧記に康平六年、興福寺僧靜範此池後、山陵を發て、寶物を盜取れるに因て、同黨の犯人等十六人ご共に、流罪に行はれし事を記せるを引り、百練抄にも其事を記して、十二月十五日、盾列山陵修復、并返納盜賊所取之寶物、廢朝有宣命ご見えたり、】又諸陵式に、神功皇后の御を狹城盾列池上陵ごあり、此二の盾列【池後ご池上ご】御陵なりご、今云、御陵稻昇寺村の西北方に在て、西なるは成務天皇、東なるは神功皇后ご申して間近し、【其成務天皇御陵ご申すをば、里人は石塚ご云、其西方に山陵村ご云あり、神功皇后御陵ご申すをば御陵山ご云、】然るに續後紀十三に、承和十年、云々搜檢圖錄、北則神功皇后之陵、南則成務天皇之陵、世人相傳以三南陵爲三神功皇后之陵、偏依是口傳、每有神功皇后之崇、空謝成務天皇、今日改云々【今文を省きて引り全くは神功皇后御陵の下に引べし】ごある、今、世に云ご方位合はずいかゞ、【此には南北ごあるを、今世に云二、御陵の方位は東西なればなり、】抑佐紀、郷内に、凡て四陵あり、垂仁天皇の太后、比婆須比賣、命の寺間、陵【傳廿五の七十一葉に出たり、大和志に、在常福寺村ご云り、】ご、此盾列二、陵ご、稱徳天皇の高野、陵【今云盾列二、陵の西北方にある陵を是なりご云り、】ごなり、盾列二、陵彼、續後紀に、南北ごあるに依らば、若くは、今云神功皇后御陵は、まぎれつる物にして、今寺間、陵、高野、



陵ミする二の内の一や神功皇后ならむ、又成務天皇、御陵も、今其ミする方か、神功皇后ミする方か、二の内辨別ヘ  
がたくや、又池後ミ云名、池の北の謂ならば、彼世人、口傳【北、成務南、神功】の方や返テ正しからむ、【式は承和よ  
り後の書なれども、かの世人、口傳に隨ひたるころの稱のまゝに、池後ミ舉られたるにもあるべし、又此、池後ミ云稱、  
なほ古きことならばいよ、世人、口傳の方正しかるべくや】されど、其は京より遠なる方を【後ミは】云ることもある  
べければ、此はた決テは云がたし、かにかくに、右の佐紀の四陵、互に紛らはしくこそ思はるれ、【宣長いまだ、彼、あ  
たりの地形を、得精くは考へ知らざれば、かにかくに決めては論ひがたし、】なほよく考へ明らむべきことなり、

### 古事記傳三十之卷

本居宣長謹撰

訶志比宮上卷

帶中日子天皇坐穴門之豊浦宮及筑紫訶志比宮治天下也此  
天皇娶大江王之女大津比賣命生御子香坂王忍熊王又  
娶息長帶比賣命是大后生御子品夜和氣命次大靱和氣命亦  
名品陀和氣命此太子之御名所以負大靱和氣命者初所生  
時如靱宍生御腕故著其御名是以知坐腹中定國也

此天皇、後の漢様の御謚、仲哀天皇ミ申す、○穴門の事、日代宮段【傳世七の二十六葉】に委云り、此は其國名  
にて、今の長門國なり、此國の名、書紀崇神卷、欽明卷なごにも、皆穴門ミあり、孝徳卷にしも然あるは、其頃  
までは長門ミは云ざりしにこそ、【長門ミは、何レ御代に改められしにか、詳ならず、かの穴戸の間長き故に、長門ミ  
名られしなるべし、】彼御卷に、詔に、今我親神祖之所知穴戸國中、云々ミあるは、即此、仲哀天皇の坐々しことな



り、○豐浦宮は、和名抄に、長門國豐浦【止與良】郡、此地なり、【豐受神を登由氣に申す例に效は、此も古は登由良と云けむ、されど體に然云るを見ねば、和名抄のまゝに訓つ、浦は、字を省きてもいへばなり、】宮の地は帝王編年記に、長門、豐浦郡北、樹林是也と云り、【北字の上、或は下に、字脱たるなるべし、】源、貞世が道行ぶりに云、長門國府になりぬ、北濱きて東南に向て家居あり、此里一むら過て、神功皇后の御社の前に出たり、御社は南に向たり、云々此御社は、穴門豐浦郡の大内の跡にて侍るにかや、【國府は和名抄に、在豐浦郡に見ゆ、今、世に長府と云處なり、此地豐浦宮の跡なりと今も云なり、】書紀に、二年二月、幸角鹿、即興行宮而居之、是謂寄飯宮、三月、天皇巡狩南國、至紀伊國而居于德勒津宮、是時熊襲叛之不朝貢、天皇於是將討熊襲國、則浮海而幸穴門、夏六月、天皇泊豐浦津、且皇后從角鹿而行之、秋七月、皇后泊豐浦津、九月興宮室于穴門而居之、是謂穴門豐浦宮、こありて、八年正月まで、此宮に御坐ける趣なり、其明年天皇筑紫宮にて崩り坐て、竊收天皇之屍、付武内宿禰、以從海路、遷穴門、而、殯于豐浦宮、こ見え、神功、卷に、伐新羅之明年、春二月、皇后領群卿及百寮、移于穴門豐浦宮、即收天皇之喪、從海路、以向東京、こあり、【推古、卷に見えたる豐浦宮は、倭にて、異なり、】○訶志比宮は、和名抄に、筑前國糟屋郡香椎【加須比】郷、此地なり、【志を須と云るは、後の訛なるべし、凡て椎と書き、又書紀にも檀日と書れたり、加志比なること決し、】書紀神功、卷に、檀日浦こもあり、万葉六行に、香椎浦の哥【三首】あり、香椎廟、今も香椎村にあり、【續紀廿二に、天平寶字三年、八月、遣太宰帥船親王於香椎廟、奏、應伐新羅之狀、廿四に、同六年十一月、遣參議藤原朝臣巨勢麻呂、散位土師宿禰犬養、奉幣于香椎廟、以下爲征新羅、調習軍旅也、續後紀一に、天長十年夏四月、遣和氣朝臣真綱、奉御劍幣於八幡大菩薩宮、及香椎廟、告新羅、即位也、こあり、抑此廟は、仲哀天皇なりとも申し、神功皇后なりとも申して、決らざる由なり、右の續紀の趣に依

るに、神功皇后なるべし、兵範記にも香椎大多羅志姫宮こあり、さて此をば神社に申さずして、古書に廟とのみあること、他に例なきことなり、又神名帳にも載らず、いかさまにも所以あることなるべし、故に思ふに、まづ漢國の意を以て云はば、諸の神社はみな廟とも云べき物なれども、然云る例なく、凡て皇國に廟と云ることは無きに、此をのみ殊に廟と云は、神功皇后の征け賜ひし後、三、韓國ひたぶるに服従ひ參來し御代に、彼國より此、皇后の御靈を奉齋れる宮にやあらむ、されば皇國の凡ての神社の例に非ず、異國より奉齋れる宮なるが故に、其例を別むために、廟とは號奉り賜へるにやあらむ、此はこゝろみに、推度りて云のみなり、さて後、世の哥に、香椎宮こよめるは、此廟の御事なり、又宇佐八幡宮、緣起に、嵯峨天皇の御世、神功皇后の託宣に因て、弘仁十四年に、勅して新に大帶姫宮を造らしむるよし云るは、式に豐前國宇佐郡大帶姫廟神社ある社なるべし、宇佐宮三座の一なり、是をしも廟に申すは、香椎廟に效ひての稱なるべし、書紀に、八年春正月、幸筑紫、云々入岡浦、到儼縣、因以居檀日宮、こあり、【岡浦は、筑前國遠賀郡の浦なり、儼縣は、神功、卷に儼河、宣化、卷に、那津なごある、同處なり、齊明、卷に、那大津こありて、改、此名曰長津、こ見えたり、那珂郡は、即是しか、但し長の賀は濁音、珂は清音なれば、別か、】かくて神功、卷、初に、九年春二月、足仲彥天皇、崩於筑紫檀日宮、こあり、抑此、天皇、書紀に依るに、二年二月越國紀、國幸しより、倭國には還坐す、遂に西國に崩坐ぬる故に、豐浦宮、又訶志比宮に天下治すこは申せるなり、○大江王、大申津比賣命、共に日代、宮段に出、【傳廿六の十四葉廿九の四十四葉】○香坂王、香坂は、地名なるべし、【香字、書紀に廢し書れたるに依て、加菘訓べし、廢は、説文に、鹿子也と云り、】○忍熊王、例に依るに、此、上に次、字脱たるか、忍熊は地、名か、大和國添下郡に、今押熊村あり、是にや、【其村にある神社一座は、押熊神、一座は廢坂神、こ申すこかや、】此王、姓氏錄【和氣朝臣、條】には、忍熊別皇子こあり、書紀孝德、卷に、中臣連押熊と云人も見ゆ、



書紀云、云々、先是、娶、叔父彦人大兄之女大中姫爲妃、生、廣坂皇子、忍熊皇子。○息長帶比賣命は、伊邪河、宮ノ段に出、【傳廿二の七十四葉】此ノ御名を、書紀に、追尊皇太后、曰、氣長足姫尊、崩坐して後の御證の、記されたるは、心得ぬことなり、續紀十八には、氣長足媛皇太后見え、津ノ國、風土記には、息長足比賣天皇あり、さて此は他の例の如くならば、娶、息長帶比賣命、生御子、云々あるべきに、娶、言斷たるは、此、太后は、世に殊に坐が故にやあらむ、○太后は、皇后なり、【其由白檮原、宮ノ段に委く云り】○品夜和氣命、品は、本牟二音を合せての假字なり、次なる品陀の品も同じ、共に牟を髓にム唱ふべし、ホンミ唱るは、後に頼れたる音便にて、正しからず、書紀に、譽ミ書れたるにても知れべし、今、世にすら、譽をば、本牟ミこそいへ、ホンミは云ぬに非ずや、品夜は地ノ名か、但し御弟王の品陀ミ甚近きを思へば、品は共に同じ稱名にて、夜ミ陀ミを以テ分けたる御名にもあらむか、され其品の義も、夜陀の義も、未思得ず、和氣の意は、上【傳廿六の十九葉】に云り、書紀には、次娶、來熊田造祖、大酒主之女弟媛、生、譽屋別皇子あり、傳、の異なるなり、さて姓氏錄に、間人宿禰、仲哀天皇、皇子、譽屋別命、之後也、また、間人造、間人、宿禰同祖、譽屋別命、之後也、また、蘇宜部首、仲哀天皇、皇子、譽屋別命、之後也、書紀繼躰ノ卷の初に、今足仲彦天皇、五世孫、倭彦王、在丹波國桑田郡、云々あるは、何の皇子の御末なりけむ、是も此、品夜和氣命の御末にやあらむ、【和名抄に、丹波國天田郡に、土師郷、丹後國竹野郡に間人郷もあれば、彼、間人、宿禰なごの先祖には非るか、若、香坂王、忍熊王なごの御末ならむには、彼、時に擇出べくも非ず】○大柄和氣命、御名の由、次に見ゆ、○品陀和氣命、書紀に譽田別尊ミ書り、品陀は地ノ名にて、今河内國古市郡に、譽田村あり、是なり、【即此、村に此、御陵あり、さて此、地名古書には見えざれども、古き名なるべし、今、世には、こんだミ呼へども、其は後の訛なり、譽字を書にて、本牟陀なること決し、古は志紀、郡に屬けり、】御若かりしは

其、地に居住しなるべし、此、品陀、天皇、品陀真若、王の御女を娶たること、彼、御卷【傳廿二の五のひら】に見えたるも、此、地に居住しに由あり、【品陀真若、王ミ申す名も、此、河内の譽田に住坐しより負るなり、さて品陀和氣命も、其、地に居住して其、御女をば娶たりけむ】さて崩坐して、此地に葬奉りしも、初、居住りし由縁にやありけむ、抑此、御名の事、御兄王の御名ミ甚近きに就ては、地名には非じかの疑もありて、上に云るが如し、【彼、河内の譽田は、此、天皇御陵あるに因て、後に負たる名にて、元よりの名には非じかの疑もなきに非ず、書紀雄略、卷に、此御陵を、譽田、陵ミあるは、譽田、天皇の陵云々にて、地ノ名の謂には非るべし、地名は、蓬萊丘ミあればなり、其外譽田ミ云る地ノ名、古書に見えたることなし、然れどもかの品陀真若、王の品陀は、決く地ノ名ミ聞えたれば、決めかねてなむ、】吉野の國巢等が哥に、大雀ノ命を、本牟多能比能美古ミ詠へるは、品陀、天皇の日、御子ミ申すことなり、○太子、上に見ゆ、○初所生時、初ミは即生坐する時を指して云るなり【波士米ミ訓べし、波士米豆ミ訓ては、いさゝか意異れり、】○如柄安生御腕故は、美多陀牟伎爾柄那世流斯志阿理斯由惠爾ミ訓べし、腕は、和名抄に、腕和名太々無岐、一云字天ミありて、上卷沼河比賣の哥に、斯路岐多陀牟岐見ゆ、柄は、上卷に出、【傳七の卅九葉】穴は、和名抄に、玉篇云、肉肌膚之肉也、和名之々ミあり、穴は肉の古字にて同じ、さて此は、御胎中より既に此、御肉の有て生坐るなり、知、坐、腹中、定、國也、ミあるにて知れべし、【生坐たる時に出來たり云にはあらず、】故、生、字は、阿理斯ミ訓べきなり、白檮原ノ宮ノ段に、生、尾人ミあるも、尾の有る人なり、【其も元よりあるを生ミ書り、其時に出來たるにはあらず、】書紀應神ノ卷に、初、天皇、在、孕、而、天神地祇、授、三韓、既、産之、穴、生、腕上、其、形如、柄、是、肖皇太后爲、雄、裝、之、負、柄、故、稱、其、名、謂、譽田、天皇、ミあり、此は謂、大柄別尊、ミ云べきを、亦、御名ミ紛らかして、謂、譽田、天皇、ミ誤りたる傳、なり、【又右の文の次に、細書に、上古、時、俗號、柄謂、褒武多焉、ミあるは、かの譽田、天皇は、傳へのま



ぎれにて、大柄別なることを辨へずして、推當に注せられたるひがこゝなり、いこ上代より、柄は登母のみにこそ云れ、さらに褒武多云しこは無きをや、○著其御名こは、柄を御名に負せ奉りしを云、【つねに名云々こある名、字を、ナヅクこ訓も、名を著こ云こなり、物語書なきには、名こいはて、云々こつけてなきも云、今、世の言にも然言なり、然るにかのナヅクこ訓にのみ泥みて、命名なきあるをも、ナヲナヅクこ訓たぐひは、ひがここなり、既に名こ云うへは命はたヅクここ訓べけれ、名を名著こては、こ類はし、そも漢文を訓むには、かゝる類はいかさまに訓てもあるべけれ、世ノ人た、那豆久云をのみ雅言こ思ひて、名を著、名に著なき云をば、俗言のここ心得たるめ、故に辨へおくなり、○是以は、生坐る時に、柄の形したる御肉のありしを以てなり、○知坐腹中一定七國也は、美波羅奴知爾坐々且、久邇佐陀米賜閑理斯許登斯良延多理、こ訓べし、國字の上なる定字は、諸本に無きを、己今補へつ、然る故は、まづ此に字の脱たるこは、決し、【本のまゝにては、義理通えがたく、如何こも訓べき由なし、】かくて其は何の字こも今知りたけれ、舊印本に、クニサダメ玉ハムコトこ訓るを思ふに、若定字無からむには、サダメ玉ハムこは思ひ寄て訓べくもあらざれば、古本に此字ありて然訓りしが、其字は脱て、訓の残りしなるべし、さて定こありて、義理もよく當れり、故此に依て補へつるなり、【延佳本には、知字を補へて、依下文補之云云、】師も其に依られたり、依下文こは、神の御諭しに、凡此國者、坐汝命御腹之御子所知國者也、こある是なり、されば知字にてこもなく聞えて、誰も然思ふべきこなれども、なほ熟思へば、然には非じ、其由は次々に云、】さて腹中を美波羅奴知こ訓るは、書紀、仁徳、卷歌に、于池能阿屠俄波邇濃知波、云々、【濃は又の假字なり、】こあるに依れり、【万葉五、又十七に、國中をも、久奴知こあり、其は、爾字を切めて奴云なり、】國こは、何の國こなく、泛く云る言にて、指處は三韓國なり、【皇國を云には非ず、よくせずは紛ひぬべし、抑外國をしも、たゞに國云むは、いかゞ

こ疑ふ人もあるべけれ、此は指スこころは三韓なれども、言はた、何れの國こは無くて云るなれば、妨なし、たこへば、國あり、國なし、なき云む類の國なれば、外國にてもなきか然云、ざらむ、】其證は、書紀應神、卷初に、初、天皇在、孕、而、天神地祇授、三韓、既産云々、【此にかの柄如る御肉の事を云むこての端に、授三韓、こしもあるを思ふべし、】神功、卷に、神託の言に、汝不得其國、唯今皇后始之有胎其子有獲焉、【汝こは、仲哀天皇を詔ふなり、其、國は、三韓なり、上文にて知らる、】また、汝王必不得其國、唯今皇后懷妊之子蓋有獲歟、また、繼體、卷に、夫住、吉大神、初以三海表金、銀之國、高麗百濟新羅任那等、授胎、中、譽田天皇、また、自胎、中之帝、置官家之國、【官家之國は、三韓を云、】また、夫海表諸蕃、自胎、中、天皇置内官家、云々、宣化、卷、詔に、海表之國、云々、自胎、中之帝、泊于朕身、云々、なきある皆三韓國を得賜ひし事を、【神功皇后には係すして、】此胎、中之天皇に關て申し、又其胎中、天皇申す御稱は、韓國御言向の事に局りて申す御稱なり、【韓國の事に非ずして、たゞ天下所知看ここに、此、御稱を申せる例なきを以ても、此に國云は、皇國には非るこを知るべし、】又柄如る御肉も、もはら御征伐に因れる表なり、【柄は、何こなく平日に負る物には非ず、又軍には凡人も負る物なれば、國所知看し表には由縁なし、】大かたこれらを以て、國は三韓を指して云るこを知べし、定こは、下文に故是以新羅國者、定御馬廿、百濟國者、定渡屯家、なきある定にて、征伐服從へて、蕃國こし賜へるを云なり、書紀にも、新羅王、云々、高麗百濟二國王云々、永稱四蕃、不絶朝貢、故因以定内官家、なきあり、知は、彼御肉のありしに因りて、此、御子御腹中に坐々ながら、韓國を征伐定賜ひしここの、生坐る時に知られたるなり、

此之御世定淡道之屯家也



書紀に、二年二月云々、即月定ニ淡路屯倉ニあり、淡路は、淡道國なり、屯家の事は、上【傳廿六の三十七葉】に委

其大后息長帶日賣命者當時歸神故天皇坐筑紫之訶志比宮  
將擊熊曾國之時天皇控御琴而建內宿禰大臣居於沙庭請神  
之命於是大后歸神言教覺詔者西方有國金銀爲本目之炎耀  
種種珍寶多在國吾今歸賜其國爾天皇答曰登高地見西方  
者不見國土唯有大海謂爲詐神而押退御琴不控默坐爾其神  
大忿詔凡茲天下者汝非應知國汝者向一道於是建內宿禰  
大臣白恐我天皇猶阿蘇婆勢其大御琴勢自阿爾稍取依其御  
琴而那麻那摩邇以音控坐故未幾久而不聞御琴之音即舉火  
見者既崩訖

當時は、會能加美ニ訓べし、其時ニ云が如し、【後世人、そのかみを、たゞ昔ニ云こゝ心得たるは違へり、既往の事を語るにて、其時に指して云言なり、昔ニ云こは異なり、さて又書紀に、今時ニ云べき處に、當時ニ書れたるあり

て、タビイマニ訓り、訓は其處に叶ひたれども、當字の用ひさまあたらす、凡て皇國にては、當字を、今ニ云意此ニ云意に用ひて、今時を當時、今日を當日、此處を當處、此國を當國ニ云類、皆あたらす、當は大氏會能ニ云にあたりて、當時は其時、當日は其日、當所は其所、當國は其國ニ云意なり、】さて其時こは、西國に坐々しころほひを汎く指して云り、其由は次に云、○歸神は、迦微余理賜閉理伎ニ訓べし、【歸字は、記中に、余理ニ云に多く用ひたり、又万葉に、神依板ニ云あれば、余流ニ云こ古言なり、】又余理は、加々理ニ訓べし、大后に、神の託着坐るなり、なほ其狀は、上卷石屋戸段に、爲ニ神懸ニ而こある下【傳八の五十七葉】に云るが如し、【彼、神懸は、上に爲字ありて、躰言なり、故に加を濁りて訓るを、此は余理にても、加々理にても、用言なり、加濁るべからず、但し下なる歸神は、加々賀加理ニ訓べきなり、其由は彼處に云べし、】さて下にも大后歸神ニあるを、此處にもかく同じこ有て重れるは、此なるは徒なる如く聞ゆめれき、然らず、此大后に神の託て坐る事は、下文に大后歸神云々こある時のみには局らず、大凡其前後の常の事なりし故に、此は其前後の平常を先言おくなり、當時ニ云るも、此故ぞかし、【若し然らざれば、當時ニ云るここ、徒なり、又此に此事を先言おかざれば、下文の神歸、たゞ其時にのみ歸り給へる如く聞ゆるなり、抑書紀に見えたる、海中より如意珠を得給ひしなごも、直なる事に非ず、其ほごよりして、神の託坐し故にぞありけむ、】さて天皇崩坐て後の段の神歸も、大后こはあらざれども、此の語彼處まで響きて、此大后に聞ゆるなり、抑此大后にかく神の託し賜へりしは、尋常の細事には非ず、永く財寶國を言向定め賜へる起本にしあれば、甚も重き事ぞかし、【然るに書紀に、此皇后御卷初に、幼而聰明叡智、貌容壯麗このみ記して、甚も貴き靈き此神歸の事をしも漏し賜へるは、いかにぞや、漢めかぬ事なればなるべし、漢國に此大后の御事を、傳に聞奉りて、其國籍に、事ニ鬼神道、能以妖惑衆、なニ云るは、あなかしこ我人神道の正しく妙なるここを得知すて、例の漫



に云る狂語なり、」さて如此託坐る神は、下段に、今如此言教之大神者、欲知其御名、」あれば、何神も始のほごは知られざりしなり、かくて右の如く問奉りし時に、其御名告はありて、彼處に見えたり、○熊曾國、上卷に出、【傳五の十五葉】○天皇控御琴、天皇は、上にあれば此に又かくあるは煩はしきに似たれども、此は天皇は云々、建内宿禰は云々、其御事を分て申す處なれば、かくあるなり、琴の事は、上卷天詔琴の下に云り、【傳十の四十九葉】抑不服國を言向給はむこして、如此御琴を彈して、云々し賜ふこは、凡て上代には、何事を爲賜ふにも、先神の御心を問して、其命を承行ひ賜へるこなれば、此も此御伐の吉けむ凶けむを神に問し給ふこなり、【此所書紀はいさ、か異にして、此方より請問給へるには非ずして、神の皇后に託して、御諭のありし趣なり、然れども此記の趣は、控御琴云々あるこ、此方より請給へるさまなり、さて其は熊曾を伐賜はむこを問賜ふこせざれば、然神の命を請給ふこ、何の所以もなし、】書紀には、神功卷に、皇后親爲神主、則命武内宿禰令撫琴、喚中臣鳥賊津使主、爲審神者、因以千縷高縷、置琴頭琴尾而請、曰、云々あり、さて然神の命を請ふには、必琴を彈こにて、其琴上に其神の降來坐て、人に託りて命をば詔ふなり、此事彼天詔琴の處にも云るが如し、考合すべし、なほ万葉九卷に、神南備、神依板爾、爲杉乃、こある神依板も、此にて、神の託坐る料の板なり、大神宮儀式【六月例】に、以十五日夜乃亥時、第二御門仁、御巫内人仁御琴給、大御事請、以十六日、從宮西河原仁退出云々、また、【九月神嘗祭條にも】以十五日云々以同日夜亥時、御巫内人乎第二御門爾令侍、御琴給、請天照座大神乃神教、即所教雜罪事乎、自爾官館始、内人物忌四人館別解除清畢云々、【また、御巫内人、職掌條にも、三節祭、十五日夜、以亥時、第二御門令侍、木綿護、御琴給、請大神御命云々、同宮年中行事、六月、御祭、十五日條に、御巫内人自外幣殿、瑠尾御琴請、件御門外、東方候、御殿向、先詔刀申、其詞云、云々等不淨事疑、

於御前、御占清淨令占定給、恐々申、次以笏御琴搔、三度、度毎有警、一、次奉下神、其御哥、阿波利矢遊波須度、阿字佐奴阿佐久良仁天津神國津神於利万志万世、阿波利矢遊波須度万字佐奴安佐久良仁奈留伊賀津千毛於利万志万世、阿波利矢遊波須度万字佐奴安佐久良仁上津大江下津大江毛摩伊利太万江云々、御巫内人以同詞又申、御琴搔、内嘯、件嘯音鳴、以清知、以不鳴不淨知也、云々、其後又御巫内人三度御琴搔、擊、之後、奉上神、御哥如本、但所奉下神御名申、今度歸御、申云々あるも、儀式帳に見えたる同度の事なり、こあるは、上代の禮の遺れりしなり、【何事も漢様を學ぶ世になりては、上代の禮儀は多く亡て、たゞ後世までも、神事にぞかつくも残れる事はありける、今世にも、古き神社には、琴の板さて、板を叩きて神を降奉るかたを行ふ事、往々あり、かの万葉の神依板思合すべし、抑此の神の御命を請奉る事、上代には人心直かりしかば、正しき御諭の必有りしを、後にはなまきかしく漢心になりて、神の御命をも、疑ひて、信ぬこ多くなり來ぬるまゝに、正しき御諭も無きが如くなるなり、】○建内宿禰大臣は、上に出、【傳二十二の十五葉】大臣の事も上に云り、【傳二十九の五十葉】そもく天皇大臣の、如此御親仕奉り給ひしを以ても、古には神事を重みし賜ひしほごを知べし、○沙庭は、神を降し請せ奉て、其御命を請ふ場にて、齋清めたる由にて、清場の切りたる名なり、【佐夜は佐切まる、】書紀【神功卷】に、爲審神者、こあるは、清庭に候ふ人を云るなり、【されば此審神者は、サニハビト訓べきなれども、其意にて、其人をたゞに佐爾波云むも違はず、釋に、公望私記曰、云々、今代號撫琴人、爲沙庭、云るは、そのころも、此稱の遺れりしなるべし、】○居こは、たゞに居るのみを云には非ず、清庭に居て神の命を請奉り、其命を受賜はり、又推復して問奉るべき事あれば問奉りなき凡て神に對ひ奉りて物するを云、下にも如此ある、彼處の形狀を以て知べし、【たゞ居るのみをいはず、天皇の御琴彈給ふも、同く清庭に坐てのこなるに、かく殊に取分て一人を云るは、神に應對奉て物するを、殊に沙庭に居



言向賜はむこを問奉るなり、【上に云るがこし】續紀十四に、天平十四年十一月、大隅國司言云々空中有聲  
 如大鼓、野雉相驚、地大震動、遣使於大隅國檢問、并請聞神命、○歸神は、此は迦牟加理志豆訓べし、上なる  
 は、其ころの平常を先云おけるにて、此は其内にも正しく今教覺給ふ事あるを、分て云るにて、俗に託宣ありて  
 云が如し、【されば上なる文は同じけれも、意はいさゝか異なるこあり、然るを此をも上なると同じさまに訓  
 ては、同じこの重なりて煩はしきのみならず、意の差別も分りがたければ、必言のさまをかへて訓べきなり】○言  
 教覺詔者は、許登袁志幣佐登志賜比都良久波訓べし、言は、言依言向なきの言同くて、事なり、【言は、皆借字な  
 り、凡て古は字に拘らぬうちに、殊に言事事は常に多く通書たり】下文にも、言教之大神者云々、龍田風神祭  
 祝詞に、皇神乃辭教悟奉處仁云々、鎮火祭祝詞に、云々止事教悟給支、遣唐使時、奉幣祝詞に、皇神命以互  
 船居波吾作牟止教悟給比支、教悟給比那我良、船居作給部禮波、云々、○西方有國は、書紀に、即此御諭命に、  
 新羅國見え、此記にも下に御船之波押、瞻新羅之國云々あれば、新羅を主として、三韓に涉るべし、○金銀、  
 金は、万葉十八には、久我爾とあれど、和名抄に、和名古加爾とあるに依て訓べし、諸書にも常に、然のみ云れ  
 ばなり、名意は、黄金なり、黄を許ししも云は、木をも、木陰、木末なきの時は、許し云、其格ぞ、【其外荷を荷前  
 火を火影なき云たくひ、皆第二音を、第五音に轉し云、同格なり】銀は、和名抄に、和名之路加爾とあり、万葉五  
 に、銀も金も玉も何せむに、勝れる多可良子に及めやも、さて古には、皇國には金銀は出ざりし故に、【書紀神代、卷  
 に、採天香山之金、こあるは、高天原にての事なれば、云べくもあらざれども、是れも黄金を云るには非ず、た、加泥  
 にて、其品は鐵なり】今其、多に有國を附屬賜はむこなり、三韓のこを、書紀神功、卷、繼躰、卷に、金銀之國、顯

宗、卷に、金銀、兼國、武烈、卷に、銀、郷、【こは金字の脱たるにや思へき、上下を見るに、四字づ、にミのへたる、  
 漢文なれば、本より金字は無かりし見ゆ、いかゞはしき文なり】なきあり、かくて其國服歸ひてより、代々調物に、  
 必、金銀あり、推古紀に、高麗國、大興王、聞日本國、天皇造、佛像、貢上黄金三百兩、皇極紀に、高麗國所貢金銀等云  
 云、天武紀に、新羅調物金銀云々また、新羅貢調物金銀云々、別獻天皇皇后太子金銀云々、また新羅進調物云々、金銀云  
 云、持統紀に、新羅調物金銀云々見えたり、大かた用ふるかぎりの金銀、皆韓國より渡せるなり、然るに續紀二に、  
 文武天皇、五年三月、遣凡海宿禰、鑿于陸奥、治金、同月、對馬島貢金、建元爲大寶元年、八月、先是遣大倭  
 國忍海郡人三田首五瀬於對馬島、治成黄金、云々こある、此らぞ皇國に金の出たる始なる、さて同十七に、天平二十  
 一年二月、陸奥國始貢黄金、奉幣以告畿内七道諸社、【かの大寶元年のは、いまだ黄金成ざりしにや、貢りしこ  
 見えざるを、此に至て始めて貢りしなるべし、又彼、年既に對馬より金を貢こあるを、此に始貢こあるは、陸奥より貢  
 し始、云こか、はた彼、對馬より貢りしは、た、金こありて、八月云々の處に、治成黄金こあるを思へば、未熟  
 く黄金に成りしのはざる金なりし故に、此なる陸奥のを始、こするか、此、時の詔に、此、大倭國者、天地開闢以來爾、  
 黄金波人國用理獻、言波有登毛、斯地者無物止念部流仁、聞看食國中能東方、陸奥國守從五位上百濟王敬福伊、部内  
 少田郡仁黄金在奏豆獻、云々こ見え、万葉十八に、賀陸奥國出金詔書、云長哥あり、右の詔書のここなり、稱  
 德紀にも、天平年中云々、陸奥國馳驛貢小田郡所出黄金九百兩、我國家黄金、從此始出焉こあり、こ見え、銀は  
 天武紀に、三年三月、對馬國司守忍海造大國、言銀始出于富國、即貢上、由是大國授小錦下位、凡銀有倭國、  
 初出于此時、故悉奉諸神祇、亦周賜小錦以上大夫等、【持統紀に、五年秋七月、伊豫國司田中朝臣法麻呂等、獻  
 宇和郡御馬山白銀三斤八兩、鍊一籠、續紀三に、紀伊國云々、但阿提飯高牟瀨三郡獻銀也、なきあり、次々に處々よ



り出けるなり、見えたり、【顯宗紀に、銀錢のこ見えたりも疑はし、たごひそのかみ銀錢を用ひし事ありとも、其は韓國より渡せる銀なるべし、】さてかく金銀の有ながら、古は出せずして、異國なるを用ひしめ賜ひ、遙の後に初て、つぎ／＼に彌多に出ても来て、近世に至ては、萬國に比なきまで多く出る、是皆初よりあるもかゝるも、神の御心なれば、必自然るべきことわりあることなるべし、【凡人の、よのつねの理以て測り云べきにあらず、】○爲本は、師の波士米且訓れたる宜し、遠飛鳥宮段に、太后始而諸卿等云々、朝倉宮段に、大御刀及弓矢始而云々、續紀四の詔に、親王始而、王臣百官人等、なきある始而に同じ、○目之炎耀は、米能加賀夜玖訓べし、【目之を、マノ訓はわろし、又目ノ字、諸本に日ミ作るは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、】書紀に、眼炎あり、俗言にまばゆき、か、はゆきなご云意にて、物語書に目もあやなりある是なり、字鏡には、眩同、目女久留、又目加也久あり、【此は言の意は同じけれども、用る意異なり、】○珍寶は、二字を多加良訓べし、書紀神功卷、皇極卷なきに、珍寶あり、○多在其國、多在を、佐波那流訓、那流は、爾阿流の切れるなれば、即多に有なり、書紀に、即寶國あり、神功卷にも、財寶國、財國、財土なき見え、又百濟省古王開寶藏以示諸珍異、曰、吾國多有是珍寶、欲貢貴國、不知道路、【こは皇國の爾波移云人に示て云るなり、】また新羅寶物者、珍異甚多なき見え、欽明卷に、大將軍大伴連狹手彦、伐于高麗、盡得珍寶、比路七織帳鐵屋、還來、なきも見えたり、○歸賜は、師の余世多麻波牟訓れたるに従ふべし、余世は、令憑にて、憑從來らしむるなり、祈年祭祝詞に、遠國者、八十綱打掛豆、引寄如事、皇大神能寄奉波あり、又万葉十四註に、與西都奈波倍且須禰騰毛、云々こよめるも、女を此方へ依從來らしめむすれご云こなり、又十九註に、緣木積成將因兒毛我母、なき、從ひ來るごを余流云る、なほ多し、賜は、其國を賜ひて、蕃國せむこなり、【たと奪みて云、辭の賜にはあらず、】抑此三

韓國を附屬賜ふ事は、書紀神代卷に、素戔嗚尊曰、韓之島是有三金、銀、若使吾兒所御之國、不有淨寶者、未是佳也云々ありて、既く神代より幽契のありけることなり、書紀三云、八年云々居樞日宮、秋九月、詔群臣以議討熊襲、時有神託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是齊之空國也、豈足舉兵伐乎、愈茲國、而有寶國、譬如美女之味、有向津國、眼炎之金銀、彩色多在國、是謂榜衾新羅國者、能祭吾者、則會不血及、其國必自服矣、復熊襲爲服、其祭之、以天皇之御船及穴門直踐立所獻之水田、名大田、是等物爲幣也、【如美女之味、は、万葉六に、如眉雲居爾所見阿波乃山、こよめるが如く、其國の山の遙に然見ゆるを云、向津國は、海の遠にはるかに望くる國を云、繼勢紀の哥に、武智左履樓以祇能和歌、あり、さて上に三寶國こあれば、有向津國の有字は、ナリ訓べし、形式は、錦繡綾羅の類を始め、色美麗き種々物を云なるべし、天武紀に、新羅の獻物を、金銀霞錦綾羅金器屏風なきあるが如し、孝德紀に、金銀錦綾五綵もあり推古紀に、高麗僧曇徵能作彩色紙墨、こある彩色は、何物を云るにか、】○唯有大海、御答への御言は是まてなり、○爲詳は、伊都波理世須訓べし、世須は、爲を延て云古言にて、【見を美須、聞を伎許須、立を多々須、なき云と同格】爲賜ふ云むが如し、万葉十九註に、國看之勢志且、【せしては、爲てなり、】また、豐宴見爲今日者なきあり、さて今世には、詐云、空言云いへごも、古は詐空言なきをば、云こはいはず、爲云り、【中昔までも然り、】○謂は、淑母富志且訓べし、○押退、退は、曾氣且訓べし、【志理會久云は、後方へ會久こなり、此然には非ず、】後世の言に、押遣て云に同じ、○默坐は、母陀伊麻志奴訓べし、万葉三註に、默然居而、四註に、默然得不在者、又註、默毛有益呼、【十二、十三にも如此あり、】七註に、默然不有跡、十一註に、默然毛將有、十七註に、母太毛安良牟なきあり、【此言常には母陀須云へば、此も母陀志麻志奴も訓べけれご、古言に母陀須母陀志なき云る例を未見えれば、万葉の云さまに依て



訓つ、伊麻志奴は、万葉の居有にあたれり、母陀は、牟陀に、通ひて、徒然なる意なり、徒の意、又空の意を、俗言に牟陀云り、されば此はなほ御琴を彈て神の命を承はり賜ふべきに、然はあらず、徒に止て坐し坐をいへり、○大念、あな可畏、あな可畏、○凡は、此は意富加多訓べし、○茲天下者云々は、彼寶國を得賜ふことあたはざるのみならず、大かた此御國をも得所知看さじとなり、さるは、此教諭し給ふ神は、其時にこそ未何神も知られざりつれ、後に御名告ありつるに依れば、天照大御神に坐すを、痛可畏、其大命を信賜はずて、爲詐神さへ申し給へば、大念、あな可畏、あな可畏、天、下得所知看さぬも宜なり、痛可畏、痛可畏、世人よ、世人よ、此をよく思ふべし、よく思ふべし、天皇のみに坐すまざす、天下には、誰しの人か此大御神の大御心に背奉りては、日片時も得在べき、あなかし、○向一道は、黄泉國に罷坐せし謂なり、其は天下は諸道あり、黄泉國はたゞ一道なり、三師の云れたる如く、此食國天下は、四方八方を統て周偏きに對ては、何處にまれ、一國は、一方に片偏て、偏からざる故に、此如詔へるなり、書紀崇神卷に、豐城命、活日尊の御夢を判斷給へる詔に、兄則一片向東、當治東國、弟是悉隨四方、宜繼朕位、ある意は似たり、相照して曉るべし、道は、向あるに由れる御言なり、さて黄泉國は、根之堅洲國云て、殊に片隅なる國なれば、一片なることさらなり、【堅洲は、片隅なること、傳七の廿五葉に云るが如し、考合すべし、源氏物語若菜下卷に、道異になりぬればあるは、亡人の事を云るにて、此世とは異なる道に罷りぬる意なるべし、又万葉十一に、妻太人乃、打墨繩之、直一道、續紀廿七の詔に、一道爾志且なごあるは、一すぢの意なり】書紀には、天皇問神言有疑之情、便登高岳遙望之、大海曠遠而不見國、於是天皇對神、曰朕周望之、有海無國、豈於大虛有國乎、誰神徒誘朕、復我皇祖諸天皇等、盡祭神、祇豈有遺神耶、時神亦託皇后曰、如天津水影、押伏而我所見國、何謂無國以

誹謗、我言其汝王之如此言而遂不信者、汝不得其國、唯今皇后始之有胎其子、有獲焉、然天皇猶不信、以強擊熊襲、不三得勝而還之、之あり、又神功卷には、一云、足仲彥天皇、居筑紫橿日宮、是有神託沙摩縣主祖内、避高國、避高松屋種、以誨天皇、曰御孫尊也、若欲得寶國耶、將現授之上、便復曰、琴將來以進、于皇后則隨神言、而皇后撫琴、於是神託皇后、以誨之、曰、今御孫尊所望之國、譬如鹿角以無實國也、其今御孫尊所御之船、及穴戸直踐立所貢之水田名大田爲幣、能祭我者、則如美女之暎、而金銀多之眼、炎國以授御孫尊、時天皇對神、曰、其雖神何禮語耶、何處將有國、且朕所乘船既奉於神、朕乘一船、然未知誰神、願欲知名、云々於是神謂天皇、曰、汝王、如是不信、必不得其國、唯今皇后懷妊之子、蓋有獲、歟、是夜天皇忽病發、以崩之、もあり、○白は、天皇に白すなり、○恐は、神の御命を信給はず、返りて誹謗りさへし奉給へることを可畏みて、申すなり、○我天皇は、和賀意富伎美訓べし、然申せること、日代宮、段、朝倉宮、段なごの哥、又万葉にも多し、凡て天皇書たるにも、意富伎美訓べきが万葉なごにも多し、天皇あるをば、スメラミコト、又スメラギミのみ訓て、オホキミは訓ぬ、こころ心得たるは非なり、續紀四に、天皇を、我王、【こは元明天皇の詔に、聖武天皇を申し賜へるなり、又十に、聖武天皇の詔に、元正天皇をも、かく申し給へり、】九に、我皇天皇、十に、我皇太上天皇なごもあり、○大御琴、上にも次にもみな御琴あるを、此のみ大御あるは、白す語なればなり、【これらを見て、此記の古語を失はざること知られて、い貴し、又地詞に、人に對ひて云詞の差別をも辨ふべし、】○阿蘇婆勢は、彈賜へし云むが如し、うつほ物語俊蔭卷に、仲忠例の曲の手をばひかて、思ひの外の物をひく、時にかくては御祿もいかよはせむ、なほ少しこまやかに阿蘇婆世切にのたまへば、調かへてひく、源氏物語處女卷に、大臣和琴引依せ賜ひて、云々猶阿蘇婆佐牟夜にて、秋風樂に撮合せて唱哥し給へる、【又明石卷に、阿蘇婆須よりなつかしきまなるはい



づこのか侍らむ、紅梅卷に、うちきけても阿蘇婆佐泥杆時々うけ給はる御琵琶の音なむ昔おぼえ侍る、云々、いで阿蘇婆佐牟夜、御琴まるれこのたまふ、」なごあり、阿蘇婆勢は、阿蘇倍を延たる例の古言にて、敬たる言なり、凡て歌舞管絃をば、皆阿蘇夫云、舞言にして阿蘇備も云り、上卷天若日子段に、日八日、夜八夜以遊也、【傳十三の五十二葉、考合すべし】見え、石屋戸段に、爲樂あるをも、阿蘇備斯訓べく、【其由は、傳八の六十三葉に云り、考合すべし】神樂東遊なき云も是なり、【神遊は即神樂なり、此をかぐら云こは、古書には見えず、神樂哥を、古今集には、神あそびの哥あり、】中昔の物語書なきにも、管絃を、もはら御遊云り、續紀十五に、皇太子の五節舞を舞賜へるを御覽て、太上天皇の詔に、今日行賜布應乎見行波、直遊止乃味爾波不在之且、天下人爾、君臣、祖子乃理乎、教賜比越賜布止爾有良志止奈母所思須、【この遊字を、印本には、述に誤れり、今は古本に依れり、さて君臣祖子之云々は、こちたき漢意なり、樂はた遊なるこそ直き本の意にはありけれ、】さて哥舞管絃わざなさて君臣祖子之云々は、こちたき漢意なり、樂はた遊なるこそ直き本の意にはありけれ、】さて哥舞管絃わざならぬ他の事にも、阿蘇婆須云こあり、其事は、下卷朝倉朝、大御哥に見えたる、其處【傳四十二の三葉】に云べし、抑阿蘇夫云言の本は、今俗にも云こ同意なれば、何事にも云中に、哥舞管絃は遊の至極なる故に、殊に其名を負るなり、○稍取依、稍は、速ならざるなり、取依は、押退賜ひしを、又取依賜ふなり、○那麻那摩遜は、生々にて、凡て生まは、物の未満ひ熟らざるを云、物語書にも、なま／＼のかむたちめ、なま／＼の博士なきあり、【奈麻強の奈麻も是なり、さて那麻々々、奈麻強、みな中々の意あり、俗言に那麻那加爾も云り、中は半途にて、至るべき處まで未至らぬ意なる故に、生こ意通へり、】此は御心に入て熟くも彈給はず、しぶ／＼に、少しづ、彈給ふさまを云り、【上に稍こあるこ相叶へり、】さるは、神の命を信賜はず、御琴も彈かじこ所念せるを、人に強られて、御心ならず彈賜ふが故なり、○控坐、坐は伊麻志訓べし、【たゞ控賜ふこ意に添たる坐にはあらず、】控て坐すなり、○未幾久而は、伊

久陀母阿良受且訓べし、万葉五に、伊久陀母阿羅彌婆、十拜に、左泥始而何太毛、在者、【あらねばは、あらぬに云意なり】なごあるに依れり、幾程も無く、【俗言に間もなく、】云意なり、【万葉四に、不相見者幾久毛不有國、十一に、不相見而幾久毛不有爾、なごある幾久毛は、今ノ本の訓は、古言にかなはず、イクヒサ、ニモ或はイクバクヒサモなき訓べし、然れども此なるは、久を讀てはわろし、】○不聞は、伎許延受那理奴訓べし、【那理奴は、漸に絶たるなり、】○舉火は、字のまゝに訓べし、【舉を師はトモシテ訓れたり上卷に、燭一火なごもあれば、其もさるこなれども、此は、本よりも燈はありつらむを、近く取依せ舉て見奉れるさまに聞ゆるなり、但し沙庭には凡ては火は燭さぬ禮か、若然もあらばトモシテ訓べけれ、其は知りがたきこなり、又燈は無く、燎火なる故に、近く明して見奉むて、新に燭せるか、こまれかくまれ、阿宜且訓て惡からじ、】天武紀に、舉燭あるも、近く取依せ舉る意なれば、阿宜且ここそ訓べけれ、○既は、師の波夜久訓れたるに依れし、【俗言に、波夜云意なり、】此段、書紀には、【かの、神託は八年の事にて、】九年春二月、癸卯朔丁未、天皇忽有痛身而明日崩ありて、細書に、即知不用神言而早崩、一云天皇親伐熊襲、中二賊矢而崩也こあり、並異なる傳なり、【有痛身を、本にはナヤミタマフコトアリ訓れども、たゞ御病ならむには、痛身は書まじきにや、若しくは大御體の痛坐しにやあらむ、】

爾驚懼而坐、殯宮更取國之大奴佐而、以二種種求生、剝逆剝阿離溝埋屎戶、上通下通、婚馬婚牛、婚鷄婚犬、婚之罪類爲國之大祓而亦建、內宿禰居於沙庭、請神之命、於是教覺之、狀具如先日。



凡此國者坐汝命御腹之御子所知國者也

驚懼は、天皇の忽に崩坐ぬるを驚き神の御崇を懼むなり、○殯宮は、阿羅紀能美夜訓べし、其由は万葉三に、左大臣長屋王賜死之後、倉橋部女王歌に、大皇之命恐大荒城乃、時爾波不有跡雲隱坐、ある大荒城は、御喪の時を云て、同集中に、某尊殯宮之時、ある【下に引り】に同じければなり、【彼、大荒城を、地名として解たるは、いみしき強説なり、時にはあらねど、は、大荒城仕奉るべき時ならぬを云、そは此、長屋王は、謀反賜ふよし聞えありしによりて、窮問其罪、令王自盡、續紀に見えて、今、世武家にて切腹仰付らるゝが如し、されば御命の限りにて、殯坐るには非ざりしを、時にはあらぬ云るなり、】かくて荒城云意は、荒は、璞、瑣、なごの阿羅なり、其は新に死たるまゝにて、未、何とも爲あへぬほごの意にて、今、世にも其を阿羅某云こ多し、【阿羅亡者、阿羅齋、阿羅火なるまゝにて、未、何とも爲あへぬほごの意にて、今、世にも其を阿羅某云こ多し、】且、姑く收置、遺を阿羅紀云【ごこし】城は、墓の紀に同じ、されば新に死たるまゝにて、未、葬りあへざるほご、且、姑く收置、遺を阿羅紀云て、天皇なごのは、其、宮を阿羅紀能宮申せるなり、【今伊勢の己、郷松坂の俗に、人の新に死たる家には、細竹或は葦なごの長さ二三尺ばかりなるを、よきほご束ねて、堅に杖に結着て、二三日がほご門口に植置て、新喪の標こす、其名を阿羅加紀云り、これ荒城のころばへなるべし、かゝる事なほ諸國の俗を尋ねば、古き爲も名も遺れる事多かるべし、】書紀允恭卷に、殯宮、大夫玉田宿禰云々、【大夫は、殯を主れる職なり、】また、參集於殯宮、敏達卷に、天皇崩、起、殯宮於廣瀬、推古卷に、天皇崩、殯於南庭、云々、誅於殯宮、舒明卷に、天皇崩、百濟宮、殯於宮北、是謂百濟大殯、天智卷に、天皇崩、殯于新宮、天武卷に、天皇崩、起、殯宮於南庭、なごあり、【これらに依るに、殯宮は、宮中にも造られ、又他處に造られしこもありしなり、大荒木森云地、名も、古、の天皇の大殯宮の趾にぞありけ

む、さて殯は、書紀なごに、皆モガリ訓り、其は、或説に、喪あがりなり、仲哀紀に、无火殯斂此云、褒那之阿羅利、こあり云り、さもあるべし、師は此、仲哀紀の訓注に依て、殯を凡てアガリ訓れき、さて万葉考に、阿羅紀は、阿羅は假の意、紀は加理の約まりたるにて、も、阿賀理、同言なり、云れたるは、いかゞなり、阿羅紀、阿賀理、言は本より別なり、但し、殯、あるをば、二、の内何れに訓ても違はず、殯宮も、アガリノミヤミ訓むもひがこに非ず、然れども、此は然訓むよりは、アラキノミヤミ訓を直によく當れる、用言に殯なごある處は、アガリス訓て宜し、さて阿賀理てふ言の意は、まづ天皇の崩すを、神上し申す、こは底津根、國黃泉國に幸すこ申すこを忌憚て、其、反を以て、天に上坐し申しなせるものなり、かの僧を髮長、葦を余斯、反を云が如し、天皇のみならず、皇子等なごにも、天所知なき申し、事によりては、凡人にもさるさまに云るこある、皆同じ、かゝれば、死し時の事をも、天に上るをりの事云意にて、阿賀理は云なり、師の遠江人は、今も人の死て第三日の事するを、三日のあがりす云云云れたる、京なごにては、是を志阿宜云り、此も天へ送り上る事云意にて、同じこなり、さてかく人の死るを上るこ云より轉りて、凡て事の成畢るを出來上る、成し畢るを爲上るなごこ多し、又病の新に治きたるほごを、やみあがり雨の晴たるほごを、あまあがり、云類も多し、又下す云べきを、上る云こも多し、膳を上る、又神へ供たる物の下しを、上り云類なり、こは天皇の御位のごに就て、下す、下るは、忌言なる故に、例の反を云るにやあらむ、又事を終て退るを、あがる云こもあり、其は散るにてもあるべし、】又万葉二に、天皇、大殯之時見え、又日並知皇子、殯宮之時云々、高市皇子、尊、城上殯宮之時云々、明日香皇女、木聰、殯宮之時云々、なごもあり、【師の考には、天皇の餘は、別に殯宮は立られず、これらは一周まで御墓つかへする間を、凡て殯云しなりこあり、今按に、天皇のほかは、殯宮無き證も見えず、又正しく殯宮ありし證も見えぬも、既に殯宮之時あるうへは、たごひ其、宮は立ら



れずとも、殯宮云しこは明し、孝徳紀の制に、凡王以下及至庶人、不得營殯、あるに依らば、皇子は殯せしなり、又此制より前には、王以下も殯せしなるべし、さて右の如く殯宮之時云るは、御喪之時云義にて、必しも殯宮に坐はさのみを云に非ず、故端に右の如く標たる歌、いづれも既に葬奉れる後の事までをよめり、されば師の一周までの間を云云れたるは當れり、齊明紀に、皇孫建王八歳薨、今城谷上起、殯而收、云々、詔曰、万歳千秋之後、要合葬於朕陵、ある殯は、詔に依るに、此天皇の崩坐て、合葬奉むまで、斂置奉るなれば、尋常の殯は、こよなくぞありけむ、○坐は、麻世麻都理豆訓べし、其由は、玉垣宮段に、御子者坐檣櫓之長徳宮、而、こある下【傳世五の三十四葉】に云り、書紀には、於是皇后及大臣武内宿禰、匿天皇之喪、不令知天下、則皇后詔大臣及中臣鳥賊津連、大三輪大友主君、物部膽咋連、大伴武以連、曰、今天下未知天皇之崩、若百姓知之、有懈怠乎、則命四大夫、領百寮、令守宮中、竊收天皇之屍、付武内宿禰、以從海路還穴門、而殯于豐浦宮、爲无火殯斂、甲子、大臣武内宿禰、自穴門還之、復奏於皇后、是年由新羅役、以不得葬天皇也、○更は、復更めてにて、請神之命云云へ係れり、○國之大奴佐、國は、次に國之大祓ある國同く、諸國を云、但し此は筑紫國々を云るか師の云れたる、然もあるべし、【如此云きは、うちまかせては、天下諸國のこなれども、此は筑紫内の諸國にてもあるべく、又筑紫一國にてもあるべし、決めては云がたし、】國中のこ云こなり、大は、大祓の大同く、廣く國中より取ゆゑに云り、奴佐は、神に向る物をも云、【万葉、哥よめるは、みな神に向る奴佐なり、故幣も、幣帛も書たり、】又祓に出す物をも云、名義は、禱布佐にて、【泥疑中を切むれば、奴なる、】事を乞禱ぐて出すしなり、祓の奴佐も、其、罪穢を除清め給へし禱ぐ意を以て出すなれば、神に献りて禱ぐ、意はへなり、さて布佐は麻なり、古語拾遺に、好麻所生、故謂之總國、古語、麻謂之總也、今爲上總下總二國あり、【麻を布佐に

云しこ、此他には見えたるこなければ、總國云名を思ふに、信に然ぞありけむ、】抑神に向るも、祓に出すも、其物は種々ある中に、殊に麻をしも名に負へるは、あるが中に主する一種に就てなり、即麻書くも、此故ぞかし、【下に引る神祓令にも、戸別に出す物は、麻一種なるを以ても、主あるこ知れし、大神宮儀式帳に、三祭十六日、西川原、祓の儀を記せる處に、各奴佐麻令持而、先宮東方皆悉令向侍、而、人別之唐并後家穢、雜事令申明、然於御巫内人、各所持之奴佐麻一條分授、即御巫内人管集取持、其人別所申穢事、細令傳申明、云々あるも麻なり、奴佐麻は、奴佐に出す麻なり、【奴佐麻二には非ず、】さて此の奴佐は、大祓に出す祓物なり、祓物の事は、上卷千位置戸の下【傳九の初葉より六葉まで】に云るが如し、考、見古の大奴佐の意を知れし、【然るに今、京なごにたりては、大祓に、大奴佐云物、た名のみ存て、古のこは其、趣大く變りて、本意は亡たり、貞觀儀式大祓條に、神祓官領切麻云々、祓舉行大麻、次五位已上切麻、既而散去、あり、次、字の下なる字、己が見たる本、何れもさだかならず、振若くは撥なきにやあらむ、行大麻云こ、いかにしけるにか、おぼつかなし、江次第同條に、次行大麻、こありて、細書に、神祓官人以下執之、上卿以下座前引之、上卿辨大夫諸司料各異、西宮抄曰、上卿料祐曳、こあり、又古今集、哥に、大麻の引手あまたになりぬれば云々、顯昭云、大麻は、祓するに陰陽師の持たる串にさしたるしでなり、祓はてぬれば、是をおのく引よせつ、撫る物なれば云々云り、此、説によらば、引手あまたよめるは、江次第に座前引之、こあるは別事なり、思ひ混ふべからず、又公の大祓の大麻云名をかりて、私の祓にも、大麻云るか、大てふこあたらす、但し師の冠辭考に、引手あまたよめる大麻は、大きなるぬさなり云れたるに依らば、儀式なきに大麻あるも、切麻に對へて、大きなる由の名にて、古の大奴佐は本より別なるか、詳ならず、そはこまれかくまれ、古に大奴佐云しは、中昔よりこなたのこは、其趣異なるものぞ、さて又神事に、榊、枝に麻紙を垂たる



をも、奴佐云、紙は木綿の代なり、又神社より授る御祓大麻云物は、木綿麻を串に挟みたる形にて、此も紙を代りに用るなり、○取は、神祇令に、凡諸國須大祓者、每郡出刀一口、皮一張、鍬一口、及雜物等、戸別麻一條、其國造出馬一疋、さある如く、郷々戸々より、祓物を出さしめて取を云、如此して其國中の人民の、身身の罪穢を祓ひ清むるなり、天武紀に、五年八月、詔曰、四方爲大解除、用物則國別國造輸祓柱馬一匹、布一常、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、鍬一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且毎戸麻一條、また、十年七月、令天下、悉大解除、當此時、國造等、各出祓柱奴婢一口、而解除なご見えたり、然るに今、京なごになりては、例の大祓に、戸別人別なご、祓物を出すこは無かりつゝ見えて、貞觀儀式、延喜式なごにも、其事は見えす、儀式に、神祇官陳祓物、於朱雀門前路、南、分置六處、但馬在其南方、北向、さあれごも、此はたゞ神祇官より設置のみなり、四時祭式【六月十二月晦日、大祓條】に擧られたる種々物、これかの六處に分置、祓物なるべし、又別に、大麻切麻云物あれごも、古のさまに異なり、【上に云るが如し】、但し神官神事に犯ある人には、臨時祓を科せて、物を出さしむる事は、中古まで其法ありき、【延曆廿年五月、太政官符、定准犯科祓事、一大祓料物二十八種、馬一疋、大刀二口、弓二張、矢二具、刀子六枚、木綿六斤、麻六斤、庸布六段、鍬六口、鹿皮六張、猪皮六張、酒六斗、米六斗、稻六束、鰻六斤、堅魚六斤、雜腊六斤、鹽六升、海藻六斤、滑海藻六斤、食薦六枚、薦六領、坏六口、盤六口、柏十五把、乾四柄、楛四枚、席一領、右關三意大嘗祭事、及同齋月内、弔喪問病、判署刑殺文書、決罰食突、預穢惡之事者、宜科大祓、所輸雜物、具如前件、官人有犯、兼解見任、一上祓料物、二十六種、大刀一口、弓一張、矢一具、刀子二枚、木綿三斤、麻三斤、庸布三段、鍬三口、鹿皮三張、酒三斗、米三斗、稻三束、鰻三斤、堅魚三斤、雜腊三斤、鹽三升、海藻三斤、滑海藻三斤、食薦三枚、薦三領、坏四口、盤四口、柏十把、乾二柄、楛三枚、席一領、右關三意新嘗祭、鎮魂祭、

神嘗祭、祈年祭、月次祭、神衣祭等事、毘伊勢大神宮禰宜内人、及穢御膳物、并新嘗等諸祭齋日、犯弔喪問疾等六色、禁忌者、宜科上祓、輸物如右、一中祓料物、二十二種、刀子一枚、木綿一斤、麻一斤、庸布一段、鍬一口、鹿皮一張、酒一斗、米一斗、稻一束、鰻一斤、堅魚一斤、雜腊一斤、鹽一升、海藻一斤、滑海藻一斤、食薦二枚、薦二領、坏四口、盤四口、乾一柄、柏五把、楛二枚、右關三意大忌祭、風神祭、鎮花祭、三枝祭、鎮火祭、相嘗祭、道饗祭、平野祭、園神春日等祭事、毘物忌戸座御火炬、軒物忌女、及觸穢惡事、預御膳所、并忌火等祭齋日、毘祝禰宜、及預祭事、神戸人、犯弔喪問疾等六色、禁忌者、宜科中祓、輸物如右、一下祓料物二十二種、刀子一枚、木綿六兩、麻六兩、庸布一段、鍬一口、鹿皮一張、酒四升、米四升、稻四把、鰻六兩、堅魚六兩、雜腊六兩、鹽四合、海藻六兩、滑海藻六兩、食薦一枚、薦一領、坏二口、盤二口、乾一柄、柏五把、楛二枚、右關三意雜祭祀事、及齋日毘祝禰宜、并預祭神戸人、犯諸禁忌者、宜科下祓、輸物如右、以前被右大臣宣備、承前神事有犯、科祓贖罪、善惡二祓重科一人一條、例已繁、輸物亦多、事傷苛細、深損黎元、仍今弛張、立例如件、其毘傷若重者、祓淨之外、依法科罪、齋外毘打者、依律科決、不在祓限、又祝禰宜等與人毘打、及有他犯事、須科決者、先解其任、即決罰、神戸百姓、有犯失者、行齋之外、決罪如法、今具奏狀、奏聞、奉勅依請、ミ類聚三代格に見えたり、右の内に、大祓さあるは、大上中下に定められたる祓の品にして、國之大祓なご云大祓の謂には非ず、思ひ混ふべからず、齋官式にも、凡雜色人已上、與人毘打者、科上祓、凡寮官諸司、及宮中男女、修佛事、和奸密婚者、科中祓、なご見え、三代實錄十一に、内膳典膳、雀部、朝臣祖道、隱匿司中人死之穢、仍科上祓、これは神事には非れごも、穢事の罪なる故に、祓を科せたるなり、日本紀畧に、寬弘七年九月廿五日庚子、大原野社邊有葬送輩、仍預等負大祓了、なご云、こ見ゆ、○生剝逆剝、【生は伊伎訓べし、伊氣訓は非なり、】師の祝詞考云、古事記に、穿其服屋之頂、逆剝天班馬剝間所墮入、こあ



る是なり、生剥は、生ながら皮を剥なり、逆剥も一ッなるを、かく重云は、古文の文にて、かくさまに云例、い多し、生剥の逆剥心得べし、【或人逆剥を、死たる皮を剥なり云るは、ひがここなり、古も今も死たる獸の皮をはぐは、常の事にて、罪させざれば、さてはいかでか此罪條には入む、】こあるが如し、【但し死たる獸皮を剥は、常の事にて云々あるは、心得あるべし、此罪は、死たるにまれ、生たるにまれ、獸皮を剥を以て罪させるには非ず、生ながらに皮をはきたる馬を以て、忌服屋を穢せるを以て、罪はするなり、】古語拾遺にも、生剥逆剥ありて、細注に、逆剥生駒あり、【か、れば、生剥之、之を添て讀べき意なれども、此天津罪國津罪の條々は、皆罪の名目に云るにて、皆言短きを、此のみ生剥之逆剥云ては、他の例に違ふゆゑに、おのづから二事の如くに云ならへるなり、】逆剥は、尾の方より、首の方へ逆に剥故に云り、【獸皮を剥は、皆かくの如くにて、尋常なれば、た剥云ても同じこなるを、殊に如此云は、例の言の文なり、】書紀神代卷に、剥天斑駒云々、一書に、逆剥斑駒云々、○阿難溝理は、書紀神代卷には、春則重播種子、且毀其畔、秋則放天斑駒、使伏田中云々、一書に、春則重播種子、又秋穀已成、則且以絡繩、云々、一書に、春則廢渠槽、及埋溝毀畔、又重播種子、秋則掃獵伏馬なごあり、如此種々の事あるを、此には畧きて、た一ッを擧て、餘をば包たるなり、○尿戸は、久會幣訓べし、【尿をクシ訓るは、くそ云こを惡み避たるなれども、後世のここなり、古はさるここなし、書紀にも、糞糞此云俱蘇摩摩、ここを見えたれ、戸を斗訓るもわろし、】此は上卷に、亦其於下間看大嘗之殿、尿麻理散、こある是なり、戸は、【字は借字】幣理の理を省けるにて、【かく活く理を省く例常多し、知を斯、渡を和多、云類なり、】即麻理散を云、和名抄に、剉、久會比理乃夜万比、【又放屁、和名倍比流見え、また、噓、これらの比流も、本同言なり、又俚言に、尿の滑なるを、毘理尿云、】此比理通ひて同言なり、即今俗語に、小虫なごの、卵を生出して、物に着置を、幣理著るこ

云も此なり、【昔より此戸を幣訓べきこを知らず、古語拾遺細注に、以尿塗戸なご云るは、非なり、其他字に依て、戸の意に解る、皆あたらす、師は、處の意にて、尿處にするよしなり云れしかご、尿處のみ云ては、言足らず、そのうへ此に擧たる罪條の名目は、皆其所爲を以て云り、剉、埋、離、婚なごの如し、然れば此も其例に、必尿をして穢す其爲を以て云べきこ決し、此一ッ異なるべきにあらず、】さて生剥より是まては、皆須佐之男、命の犯賜ひし罪にて、上卷に見えたり、考合すべし、【傳八の初】大祓詞に、國中爾成出武天之益人等我、過犯家牟羅々罪事波、天津罪止、畔放、溝埋、種放、類蒔、串刺、生剉、逆剉、尿戸、許々太久乃罪乎、天津罪止法別氣豆、【これら皆天上にして犯し賜ひし罪なるが故に、天津罪云、儀式にも、此種々を擧て、已上天罪あり、師の考に云、此七の罪は、須佐之男、命の犯し給ひしを以て、後に國人の犯すをも、此類なるをば、天津罪云なり、】大神宮儀式帳に、天都罪止所始志罪波、敷蒔、畔放、溝埋、種放、串刺、生剉逆剉、尿戸、許々太久乃罪乎、天都罪止告分天、古語拾遺に、所謂毀畔、【古語阿波那知】埋溝、【古語美會字女】放種、【古語斐波那知】重播、【古語志伎麻伎】刺串、【古語久志佐志】生剉逆剉、尿戸、【生剉より下、古語云々こなきは如何、】○上通下通婚は、【舊印本、又一本なきには、下通二字脱たり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、其にこりて、上通の下にも、婚字ありしが脱たるかこも見ゆめれご、婚字は、元より下なる一ッなるべし、】意夜古多波祓訓べし、【此記の書さまの例をもていはば、意夜古多波祓ならば、祖子婚なごこそ書べけれ、上通下通なきは、書べくも非ず、さればなほ訓べき言あらむも思はるれごも、なほよく思ふに、此に擧たる種々の罪、皆其名目なれば、此も必名目なるべきに、字に隨ひて訓ては、餘の例に違ひていか、又親こ子このこを、上下云むも、古言にあらず、されば字は事の意を以て書るにて、言は字に拘るまじきなり、婚字の、上通の下には無くして、下に一ッあるも、上通下通をば、一ッに合せて、次なる四種の婚の名目同じさま



に讀べきが爲なり、多波禰は、交合まじき人に交通なり、字鏡に、奸犯婦也、太波久、【また、婦は、太波留も見え、万葉世に、多波和射なごあるも、本同言なり、】見え、書紀に、婦字奸字通字、又娶字婚字なごをも、交合まじくて、交通るをば、皆多波久訓り、さて此罪は、儀式又大祓祝詞なきに己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪ある四種を合せて云る名目なり、【但し種々の罪條の内畧きて云こ多ければ、彼四種の内の上二種を云るにて、下二種には涉らずも云べし、大神宮儀式帳なきには、上二種をのみ舉て、下二種をば畧けり、されば此は四種見ても、二種見ても、違ふこなき、さて上通は、己母犯罪にあて、書、下通は、己子犯罪にあて、書るなり、子與母犯罪は上通に母與子犯罪は下通に兼べし、さてかの四種の内、母與子犯罪云は、交合たる婦人の女子をも犯すを云、母は、其女子に對へて云なり、此を、師は他人の母を奸し、又其子が奸すなり云れつれど、他人の母云ては、人の母たる婦人を犯す罪の如く聞えていか、其意には非ず、若し他人の母ならば、人母こそ云べれ、たゞ母のみにては聞えず、次に子與母犯罪云は、交合たる婦人の母をも犯すを云、子は、其母に對へて云なり、仁賢紀に、住道人山寸、上奸玉作部、鯉魚女あるは此罪なり、さて上の二種に、己母己子、己云こを添へたるは、此下の二種の母又子に別むためなり、凡て此四種を言別たるさま、古語の優れたるものなり、後世人は、かくは得言ならぬこぞ、】親子婚いへば、四種にわたりて聞ゆ、○馬婚は、宇麻多波禰、○牛婚は、宇斯多波禰、○鶏婚は、登理多波禰訓べし、上卷八千矛、神の御哥に、迦禰あれきも、此は然訓ては似つかはしからず、此鳥は、たゞ鳥云も常のこなり、東の枕辭にも、こりがなく云を、万葉に、鷄之鳴かけり、○犬婚は、伊奴多波禰訓べし、凡て上牛割より此までの種々の擧さま、皆其罪の名目なれば、何れも其意を以て、體言に讀べし、【剝、離、埋、戸、婚、みな用言なれども、名目になるきは、凡て舛言になる格にて、其讀音も變るなり、抑罪條を名目に呼こ

こは、今世にも、人殺し、火放け、鷹銀爲、關所破りなき云が如し、此の罪條も、皆其こらばへに讀べし、さて又阿離なきは、畔を離ち云こ、ろ、馬婚なきは、馬に婚け云意なれども、凡て名目に呼言は、袁爾なきの助辭をば除きて云こ、古も今も同じく定まりなり、たゞは、舟に乗る事を舟乘、山に伏すこを山伏云たぐひなり、故に離阿なきは書ずして、阿離書き、於馬婚、婚馬なきは書ずして、たゞに馬婚なきかけり、名目に訓べきこ、是を以ても知べし、】さて右の四種の畜は、人家に養て、常に親近きからに、【天武紀に、制に、莫食、牛馬犬猿鶏之肉、】奸けし者もありけらし、【日本紀畧に、應和二年四月十九日丙午、齋院、今日出雲守橘秦胤宅下男一人與犬通婚云るこあり、】大祓祝詞に、國津罪止八、生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆虫乃災、高津神乃災、高津鳥乃災、畜什志、蟲物爲罪、許々太久乃罪出武、【此國津罪の條々、昔よりさまざま、解説あれきも、皆當らざるこ多し、其は皆古意を知らず、且都美云言の意を得ず、たゞ罪字に就て思ふが故なり、先都美云言の意は、次に委く云べし、考見て知べし、かくて此に擧たる國津罪もの中に、穢、惡行、災の三の差別ありて、生膚斷より胡久美までは、穢なり、生膚云々も、膚を斷て傷きたる穢にて、殺したる罪を取らば非ず、白人は白癩の類、胡久美は瘰癧の類にて、共に和名抄に見ゆ、これらも穢き物なるが故に入れり、儀式大嘗祭條に、可忌事六條中に、預穢惡事ありて、細書に、祓詞所云天罪國罪之類、皆神之所穢所惡也、こあるにて、此條々の中に、穢を取れるこあるを知べし、次に己母犯罪より、畜犯罪までは、惡行なり、昆虫、高津神、高津鳥は災なり、高津神の災は、雷にうたれて死る類を云なるべし、高津鳥は、虚空飛鳥云こにて、昆虫云たぐひなり、大殿祭詞に、天乃血垂飛鳥乃禍無久、こあるにて知べし、高は虚空を云なり、上代には、民の屋舎なきいさかりそめて、野山にまじり住る故に、鳥虫の難多かりこ、神代紀に、大己貴命



與<sup>レ</sup>少彦名命<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>攘<sup>ニ</sup>鳥獸昆虫之災<sup>一</sup>、則定<sup>ニ</sup>其禁厭之法<sup>一</sup>、<sup>レ</sup>あるなきを以て知べし、さて災も罪なることは、次に云を見て知べし、次に畜什云々は、又惡行なり、此一條上なる惡行の條々のつゞきに擧すして、災の條々を隔て、こゝに別に擧たるは、上なるは類異なるが故なるべし、上なるは人凶くする行には非ざるを、是は正しく人を凶くする行なればなり、さて右の三つの差別は、即ち文を變て云るにても知らるゝなり、其は穢なる條々をば、たゞ云々のみ云て、罪さいはず、惡行なるをば、云々罪云云、災なるをば云々災云云て、三種に分けたり、文を考へて知べし、師の考に、白人胡久美を、新羅人高句麗なりして、美字を屬の誤りし、己母犯より下四條の罪を、彼國人さもの、皇朝に參居たるが、犯せるなりして、皇朝の人は、母子相奸し事なきは假にも聞えざれば、白人胡久麗は、母子相奸事にかけて云るなり、さあるは心得ず、まづ美字を屬の誤りしは云がたし、儀式にも、故求彌、伊勢、儀式帳にも、古久彌あればなり、さて皇朝人は、母子相奸し事聞えずにても、此事無しとはいかてか定めむ、民間には、此事ありても、何のついでもなきに、さる内々の細事までを、古記には書すべきならねば、聞えぬを以て、此事無しし據はし難きをや、貞觀儀式には、右の條々の内の、高津神乃災、高津鳥乃災二つ無くて、餘は同じ、大神宮儀式帳には、國都罪止所始志罪波、生秦斷、死秦斷、己母犯罪、己子犯罪、畜犯罪、白人、古久彌、川入、火燒罪乎、國都罪止所給耳、犯過人爾、種々乃令祓物出天、祓清、止定給支、これに、白人古久美は、己母犯罪云々より下にあるを以て、新羅高麗人には非るこゝ明けし、さて川入は、川に溺れて死ぬるこゝ、火燒は、火に燒れて死ぬるこゝにて、此らも穢なり、或説に、カハイレホヤキ訓て、人を川に沈め、火に燒きて殺すこゝとするは、穢を罪するこゝを知らざる例のしひごとなり、さて國都罪止所始志罪波あるは、天都罪に効ひて思ふに、此罪條さものは、御孫命の天降坐て後、此種々の罪を犯し始めし事のありつるに因て、永く國罪の條目にはなれるにぞあらむ、○罪類、凡て都美は、都々

美の切まりたる言にて、古語に、都々美那久、又都々麻波受なき云る都々美こゝにて、諸の凶事を云、【都々牟は、都志牟こゝなるを、つゝしむは、凶事あらじ、あらせじとする方に云、つゝむは、凶事を露さじと隠す方に云、つゝみなくなきは、凶事なきを云、これら末は各異なるが如くなれど、本は一つなり、】其は必しも惡行のみを云に非ず、穢又禍なき、心爲るには非で、自然にある事にも、凡て厭ひ惡むべき凶事をば、皆都美云云なり、【然るを世、人罪字に泥みて、たゞ惡行のみ云心得て、都美てふ言の本義をわきまへざる故に、祓の罪條の中に、心得かねて、解を誤れるが多きなり、罪字は、たゞ惡行のつゝに就て當たるものにて、都美云云總ての意には當らざるこゝ多し、ゆめ此字に勿泥みそ、物語書なきに、人の容貌のわろき處なきを、罪なし云云るこゝ多し、これら中昔まで古意のこれるなり、然るを前世に惡業の罪なき故に、容貌美しく生れたる意なりなき強説なり、又災に遇ふなきを罪せざるをも、己がなしたる罪ある報に災にあふなり云も、同じ強説なり、皆罪字になつめるからの誤ぞかし、】類は、如此擧たる條々のみに局らず、餘にもなほ多かるを、包云言にて、かの大祓詞なきに、許々太久乃罪出武あるに同じ、【彼文も、擧たる外に、畧ける罪條なほ多き由にて、かく云るなり、】さて此に國津罪をも擧たる條々を按ぶに、たゞ奸の屬のみ馬牛鶏犬まで一別に具に擧て、奸に非る他の罪の種々多かるをば、一も擧ざるは、【いかなる如くなれど、】是ぞ古文の巧の美きなりける、其は他の罪をば故らに一も擧ず、奸屬一を種々に擧て、此に准へて、他の罪をも一屬ごに各、種々多かるこゝを思はせたるものなり、【他の罪の一條も無き心に著べし、】されば此の類云は、上の婚等の同類云には非ず、常に此婚等類へ連ねて言擧るくさくさの罪さも、云意なり、○種々求は、國中の人等の、天津罪國津罪の種々の中、何れにまれ犯したるこゝあるを、【穢災なきも、其事のあるが、犯したるなり、】探り求むるを云、かくて大祓詞なきに、許々太久乃罪出武あるは、然探求むるま



まに、犯したる罪ごもの、種々許多に顯れ出るを云なり、「古人は、心直かりしかば、身に犯ある者は、大祓には、大方隱さず顯はし申せしなり、顯し白せば、其罪祓に除り清まり、顯さざれば、清まらざればなり。」○國之大祓、國云、大云義は、國之大奴佐の下に云る如く、國中悉の祓なる由なり、「毎年の朱雀門前の大祓なごも、國中には非れごも、百官悉にするを以て、大祓云云。」書紀天武卷に、五年八月、詔曰、四方爲大解除、用物則云々、「上に引り」また、七年、是春將祠天神地祇而天下悉祓、祓之云々また、十年七月、令天下悉大解除、云々、「上に引り」また、朱鳥元年七月、詔諸國大解除、續紀に、文武天皇二年十一月、遣使諸國大祓、また、大寶二年十月壬戌、廢大祓、但東西文部解除如常、また慶雲四年正月、因諸國疫、遣使大祓、文德實錄に、嘉祥三年四月辛亥、爲除凶服、先遣大中臣氏人於五畿内七道諸國、以修大祓、「大嘗祭式に、凡大祓使者、八月上旬卜定差遣、左右京一人、五畿内一人、七道各一人、下旬更卜定祓使、差遣、左右京一人、五畿内一人、近江伊勢二箇國一人、在京諸司、晦日集祓、如三季儀、癸丑、帝吉服、大祓於朱雀門前、三代實錄に、貞觀七年七月廿九日戊申晦、先是武德殿前有三人死、仍大祓於建禮門前、以攘邪氣也、「小右記に、天元五年四月廿一日、作物所板敷下在大死、云々、廿三日、有大祓事、賀茂祭間、内裏有穢之時、先例被行大祓云云」なご見えたり、「師の祝詞考云、大祓の事、神代より傳はりて、橿原宮に初國しらし、御代にも、絶ず行ひ賜ひけむを、上代の記に、古事記の外には漏れて、後に天武天皇紀に見えたり、持統天皇紀にすべて見えぬは、漏たるならむ、天武天皇御代、始の紀には、臨時、大祓見ゆ、大寶元年に至て、六月十二月晦日の事、令條に擧られたり、かく定例なりぬるを思へばはやくより此、二度の大祓もありつるか、されき天武天皇御世に、二度七月の初にありつるに、文武天皇の御代始にも、此、六月十二月晦日の事の見えぬを思へば、此は大寶元年の御定、ごぞすべき、其後の紀には、定例なる故に、畧きて記されぬなり、大寶二年十二月晦日

には、廢られしは、是、月太上天皇崩坐し故なり、然るに文部が解除は、から國の流にて、皇朝の神事ならざれば、諫闈の中ながらもありしなり、抑諸國の大祓の儀は、記せる物なけれごも、朝廷にて行はる、式にて、准へ知べし、神祇令に、凡、六月十二月晦日、大祓、東西文部、上祓、刀、讀祓詞、訖、百官男女、聚集祓所、中臣宣祓詞、卜部爲解除、「文部がよむ祓詞は、義解に、文部漢音讀者也」ありて、此、詞も式の大祓、詞の末に載られたり、師の考云、こは文部が遠祖の時より傳、來たる文は聞えず、遙に後のさまなれば、漢國或は百濟なごの巫祝の唱る詞に依て作れるにぞあらむ、もごより皇朝には由なきごなり、又卜部爲解除も、上代の事に非ず、只令のころの定めなるべし、此、事大祓、詞の終の文に論あり、「續紀に、養老五年七月、始令、文武百官率妻女姉妹、會於六月十二月晦日、大祓之處、「令に、百官男女ある女は、女の官人なり、官人の妻女なごには非ず、然るに式に、妻女姉妹のこを云はざるは、百官男女云内にこめたるか、又思ふに、令の百官男女云文は、養老五年の時に、改められたるにて、これも妻女姉妹をこめて云るにもあるべし、四時祭式に、六月晦日、大祓、「十二月准此」云々、右晦日、申時以前、親王以下百官、會集朱雀門、卜部讀祓詞、「卜部讀祓詞あるは、決く後人の改めたるひがごなり、祓詞は、中臣こそ讀ごなれ、式文にかゝるひがごあるべくもあらず、太政官式に、凡、六月十二月晦日、於宮城南路、大祓、大臣以下、五位以上、就朱雀門、辨史各一人、率中務式部兵部等省、申見參人數、百官男女、悉會祓之、臨時、大祓亦同、なご見ゆ、なほ朱雀門前、大祓の儀、貞觀儀式に見えたれご其中に、祓の儀はた云々立定、神祇官頒切麻、訖、中臣趨就座讀祓詞、稱聞食、刀禰皆稱唯、祓畢行大麻、次五位已上切麻、既而散去あるのみなり、「刀禰云は、百官のこごなり、さて此、中に、願切麻、行大麻、なご、古の祓のさまごは聞えず、後世の事なるべし、令の時既に文部が漢文の祝詞をよむご、卜部の解除するごごありて、古に非る儀ごも雜りつれば、其後世々に轉變りぬるご、思ひはかるべ



し、中昔よりこなた、大方祓は陰陽家の職の如くなりて、江次第なきにも、六月十二月晦日にも、禁中の儀さまぐの事あり、況て私の祓は、凡て陰陽師にせさするこゝなれり、伊勢物語に、陰陽師かむなぎ召て、戀せじ云祓の具してなむゆきける、祓へけるまゝに云々、戀せじみたらし川にせしみそぎ、云々なごあるを見ても知れし、さて又大祓の漸に衰へたるこゝは、小右記に、天元五年六月廿九日、今日大祓所、公卿一人不參、仍以右少辨惟成爲上代、被行之、内侍等稱障、不向祓所、仍以女史爲内侍代、あるにて知らる、天元は圓融天皇の御代なり、世、人ひたすら佛事にのみ心をよせて、神事をばなほざりに思ふから、祓は己身々の祓なるこゝをも忘れたるなり、あなかしこ、あなかしこ、かくて參らぬを咎め賜へるこゝも聞えぬは、これ又神事をなほざりにおもほせるからなるべし、○亦是、復、再なり、請神之命、までへ係れり、○具、上卷八千才、神の御哥に麻都夫佐爾あり、○如先日、は、佐伎能如久爾且訓べし、【日ノ字は讀べからず、若し日ノ字をもよまむならば、先日を比登比訓べし】上卷に、爾反降、更往迴其天之御柱如先あり、さて此はかの西方有國、金銀爲本云々ありし事をも、又更に先の如くに諭し給へり云にや、又は其事は再返詔すべきならねば、たゞ凡茲天下は、彼天皇の所知看べきには非ず、彼天皇は、一道に向ひ給ふべくて、崩坐ぬ云云を、先の如く諭し賜へり云にや、さて如久爾且訓ゆゑは、次の凡此國者云々ある語、即先の如く諭し給へる其語より繼けて詔ふ語なればなり、○此國は、上文に、茲天下者ありしこ同くて、皇國なり、【書紀に、汝不得其國、唯今云々、其子有護あるに依れば、三韓を指るが如くにも聞ゆれ、然には非ず、かの書紀の汝不得其國も、此記には茲天下者云々こそはあれ】○汝命、抑此神の命は、大后に託坐て詔なるに、其大后を汝命あるは、少しいかなる如くにも聞ゆれ、天皇崩坐て、今は大后ぞ君主に坐せば、神の命を請奉るも、大后の請奉、給ふなれば、其詔言も、大后に教、覺し賜ふなれば、如此有べきものなり、○所知國

者也、上卷に天照大御神之命以、豊葦原之水穗國者、我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國言因賜而天降也、また、科、詔日子番能邇々藝命、此豊葦原水穗國者、汝將知國言依賜、あるに同じ、書紀には、御腹に坐御子の御事は、先度の神託【仲哀卷】の命にありて、【上に引るが如し】此には無し、此【神功卷】には、時皇后傷天皇不從神教而早崩、以爲知所崇之神、欲求財寶國、是以命群臣及百寮、以解罪改過、更造齋宮於小山田邑、三月、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武内宿禰令撫琴、喚中臣島賊津使主爲審神者、因以千縋高縋置琴頭尾而請曰、先日教、天皇者、誰神也、云々あり、【親爲神主、このさまを以て思ふに、神主云稱は、も此段の如く、神の命を請奉る時に、其神の託て命のりあるべき人を、初より定め設くる其人を云稱にぞありけむ、かくてまた神に奉仕る人を云稱なれるも、神託のために設くる人よりうつれるなるべし、以千縋高縋云々、かく琴頭琴尾に縋を置は、神の命を請奉る時の常の禮なるべし、波多は、布にまれ絹の類にまれ、凡て織たる物を云名なり、志豆波多云も、倭文布のこゝなるにても知れし、されば、縋を訓るも當れり、機具を波多云は、波多を織る具なるから云にて、末なり】

爾建内宿禰白恐我大神坐其神腹之御子何子歟答詔男子也  
爾具請之今如此言教之大神者欲知其御名即答詔是天照大神之御心者亦底筒男中筒男上筒男三柱大神者也  
今寔思求其國者於天神地祇亦山神及河海之諸神悉奉也



幣帛我之御魂坐于船上而眞木灰納瓠亦箸及比羅傳以音多  
作皆皆散浮大海以可度

我大神は、其神に對ひて申す詞にて、我大神なご申すに同じ、下卷朝倉宮段に、天皇の葛城神に對ひて、恐  
我大神申賜へり、万葉十九に、墨吉乃吾大神、【世に】須美乃延能、安我須賣可未なごも見ゆ、○其神、腹、其  
字は、坐ノ字の上にある意に見べし、【坐神腹】其御子ニ云意なり、其神ニ云にはあらず、さて神御腹こしも申せる故は、  
此ノ太后は、今神の著らされば、其御身は、即神の御身に坐ばなり、○何子歟は、那爾能美古叙母ニ訓べし、皇子か、  
皇女かご問奉る由なり、事が中に、先此事を問奉れる故は、天皇新崩坐て、よくせずは國の難も起りつべきをりふ  
しなれば、此御子あはれ皇子に坐せかしご欲する心の、切なればなるべし、【さらぬなべての時すら、腹なる兒は、ま  
だきより男女の知らまほしきは、世のならひなりかし、】○男子也は、比古美古叙ニ訓る宜し、○欲知は、斯良麻久本志  
ニ訓べし、【凡て欲ノ字を、今ノ人は、皆本理須ニ訓、ごも、然訓てはあしきも多した、牟ニ訓て宜きも多し、此、事前に  
委く云り、又本志ニ、本理須ニ、意は同じけれごも、用ひさま異なり、たごへば、哀しむ云ニ、哀しむ云のけぢ  
めの如くにて、本志ニ云は哀しむ云が如く、本理須ニ云は哀しむ云が如し、此差別を辨へて訓べきなり、】催馬樂、我  
門に、和可奈乎之良末久、保之加良波ごあり、○天照大神、【師は、大下に御ノ字脱たるか云れつれご、白檮原宮段  
にも、如此御ノ字は無くてあり、されご、何れもオホミカミごは訓べし、】○御心、凡て某神ノ御心ニ云ニごは、水  
垣宮段に例ごもを引て云り、【傳廿三の二十五葉】○底筒男、中筒男、上筒男、三柱大神は、上卷御禊段に出  
給へり、【傳六の七十葉七十一葉】さて此に天照大神には、御心ごありて、此三柱大神には、御心ニ云ニごなきは、

差別あるか、【若差別ありごしていはば、次に、我之御魂云々ごあるは、專此三柱神ノ御魂なれば、凡て此神託  
の詔は、此三柱神ノ詔へるにて、天照大神ノ御心ごあるも、此三柱神ノ詔へるごせむか、若然らば、此度ノ事、  
專此三柱神ノ行ひ賜ふ其本は、天照大神ノ御心にて、其大御命を、此三柱神ノ奉承給ひて、執行給ふよし  
を、詔ふ謂にや、】又たご同じごなるを、上なる御心を此へも響かせて、此には畧ける文が、【亦云辭によりて見れ  
ば、然るべきか、書紀の趣も、此差別は見えず、】書紀には、云々、請、曰、先日教、天皇者、誰神也、願欲  
知其名、逮于七日七夜、乃答曰、神風伊勢國之、百傳度逢縣之、折鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木殿之御魂、天疎  
向津媛命焉、亦問之、除是神有レ神乎、答曰、幡菰穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居之有也、問亦有耶、答曰、  
於天事代、於虛事代、玉籤入彦殿之事代神有之也、問亦有耶、答曰、有無之不知焉、於是審神者曰、今不答而、更  
後有言乎、則對曰、於日向國橋小門之水底所居而、水菰稚之出居神、名表筒男、中筒男、底筒男神之有也、問亦  
有耶、答曰、有無之不知焉、遂不言、且有神矣、時得神語、隨教而祭ごあり、【撞賢木は、齋賢木にて、  
伊豆の枕詞なり、神祭る賢木は、忌清むる物なる故につく、伊豆は、上卷御禊段に云る如く、清淨き意なり、さて天  
照大神は、伊邪那岐大神ノ御禊し給ひて、清まり坐る時に生出坐る故に、伊豆之御靈なり、天疎向津媛ご申すは、此  
國土より天日を仰瞻奉る意の御名なり、幡菰穗出吾也は、心得がたし、吾ノ字寫誤には非るか、尾田云々も、何國の  
地名ならむ、未思得ず、さて所居の下之有の上に、神名脱たり、前後の例もて知べし、其脱たる神名は、下文に天  
照大神ノ荒魂は、廣田國に、事代主尊は長田國に、表筒男等三神ノ和魂は、大津、淳中倉之長峽に祭れごある處ご、  
相照して思ふに、彼處には天照大神ノ次、事代主尊の上に、稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國ごあるを此には、其  
神無ければ、稚日女尊なり、橋小門は、伊邪那岐大神ノ御禊したまひて、彼三柱神ノ生出坐る地なり、】此記に右



の神たちの中に、於尾田云々所居ある神【稚日女尊なるべし】、事代主ノ神は無きは、畧ける傳へなり、書紀細書にも、未知誰神、願欲知其名時、神稱其名曰、表筒雄中筒雄底筒雄、如是稱三神名、且曰、吾名向置男間襲大歷五御魂速狹騰尊也、時天皇謂皇后、曰、聞惡事之言坐婦人乎、何言速狹騰也、此ありて、【速狹騰尊は、天照大御神にて、伊邪那岐大神天御柱以て天上に送上奉給ひて、天上に騰坐る由の御名なり、万葉にも指上日女之命あるが如し、さて是れ聞惡事ノ詔ふは、早く騰る云云を忌てなり、貴人の死坐を、阿賀理坐云故ぞ】彼二神の御名告は見えず、抑天照大御神は、殊に坐せば、申すも更なり、此をおき奉ては、住吉大神ぞ、此度の事は専行ひ賜ひつれば、此記には、下文にも、其荒御魂を祭賜へる事のみ殊に見えたり、書紀繼躰卷に、夫住吉大神、初以海表金銀之國、授記胎中譽田天皇、此あるも、此事を専ら此大神に係て云り、式遣唐使時、奉幣祝詞に、皇御孫尊乃御命以且、住吉爾辭竟奉留、皇神等乃前爾申賜久、大唐爾使遣佐牟止爲爾、依船居無一且、播磨國與理船乘止爲且、使者遣佐牟止所念行間爾、皇神命以且、船居波吾作牟止教悟給比支、教悟給比那我良、船居作給部禮波、悅己備嘉志美、禮代乃幣用乎、官位姓名爾令棒賣且、進奉久止申、臨時祭式に、開遣唐船居祭【住吉社】云々、右神祇官差使向社祭之、万葉十九、符贈入唐使歌に、墨吉乃吾大神、船乃倍爾宇之波伎座、船騰毛爾御立座而、佐之與良牟磯乃崎々、許藝波底牟泊々爾、荒風浪爾安波世受、平久率而可敝理麻世、毛等能國家爾なごあり、凡て異國に關れる事は、主此大神の所知看すなり、【又さらでもなべて海路の平安をも、主此大神に祈れり、万葉世に、須美乃延能安我須賣可未爾、奴佐麻都利伊能里麻乎之且、奈爾波都爾船乎宇氣須惠、云々なご見ゆ、今世にも、海路の守り神を齋祭るこも同じ】○註に、此時云々ある十三字、師は後人の加へたるなり云れつれど、必さしも聞えず、御名の顯るこは、先度に命を請奉りし時には御名告無く、何神も知られざりしを、此度問奉りしに依て、始めて如此御名告し賜へる

を云なるべし、水垣宮段に、大物主大神、顯於御夢曰、是者我之御心、此ある顯に同じ、彼處【傳世三の二十五葉】ミ考合すべし、【又は、顯は、此大神は、万葉六にも、住吉乃荒人神とよめる荒は、現にて、御形の人と現れ坐るよしなり、朝倉宮段に、葛木一言主ノ神の事を記して、彼時所顯也と見え、書紀景行卷、雄略卷なごに、現人神とあるも、人現れ坐る神にて、此と同じ、又津國風土記にも、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而、巡行天下云々、字佐八幡宮緣起にも、皇后將征異國、于時白髮老人來而奉導、云々、老翁者、住吉大明神也云り、此緣起の中には、いかなる事なごあれど、現人神と申すを思へば、いかさまにも、此時に御形現坐りし古き傳説ありしなるべし、されば此に顯あるは、御躰を現して出給へる謂かとも思へど、此は御名者とあれば、其事にはあらず、】さて天照大神の御名の、顯れ賜へるこをば申さずて、此三柱大神をのみ申せるも、此度の事に主坐るが故なり、【書紀に、和魂服玉身荒魂爲先鋒、なごあるも、何神もいはて、此神の御事なるも、同じ心ばへなり】○其國は、三韓なり、○天、神地、祇臨時祭式に、遣蕃國使時祭云々、右擬發使者、惣祭天神地祇於郊野、云々、書紀推古卷に、來目皇子爲下擊新羅將軍、授諸部、此あるも、諸神を祭るためにやあらむ、○河海は、宇美加波ミ訓べし、抑天神地祇いへば、其中に山海河の諸神もあるべきに、如此別に擧たるは、天神地祇云は、後に神祇官帳に載れる諸神社の如く、定まりて幣帛奉給ふ神社のこも、山、神河海、神云は、其外にて、此度韓國言向に幸行すこ、歴賜ふ道すがらの山海河の諸神なり、水垣宮段に、定奉天神地祇之社、云々、又於坂之御尾神、及河瀬神、悉無遺忘、以奉幣帛也とある類なり、○幣帛は、上卷に出、【傳八の四十三葉】○我之御魂は、三柱大神のなり、書紀には、和魂荒魂を分て申せるを、此にはた御魂あるは、惣て申せるなり、○船上は、韓國に渡幸す御軍の船中なり、○坐は、麻世且ミ訓べし、其由は、上に云るが如し、万葉十九に、墨吉乃吾大神、船乃倍爾宇之波伎座、船



鴈毛爾御立座而、【上にも引たり】書紀云、既而神有誨曰、和魂服玉身而守三壽命、荒魂爲三先鋒而導三師船、即得神教而拜禮之、因以依網吾彦男垂見爲三祭神主、【玉字は、王の誤ならむか】また、攝荒魂爲三軍先鋒、請和魂爲三船鎮、○真木灰、此真木は、書紀神代卷、又神武卷に、被此云三磨紀、和名抄に、玉篇云、椴木名、作柱、埋之能不腐者也、日本紀私記云、末木もある、【今、世にも麻紀云物なり】木か、又檜か、又た佳木云こか、辨へがたし、灰は和名抄に、灰、波比、○乾は、和名抄に、瓢瓠也、瓠也、可爲三飲器者也、和名奈利比佐古、また、杓、器也、和名比佐古あり、【比佐古は木瓢の名なりしが、水を斟器に作るに依て、其器の名にもなりて、木もて作れる杓をも、同く比佐古云から、瓢をば那理比佐古云か、又本斟水器の名より出て、瓢をも云か、其本末は未だ思得ず、いづれにまれ、那理比佐古云は、蔓になる故の名なり、今、世に、ひしやく云はひさこの訛なり、又しやくこのみ云も、ひしやくの畧なり、杓、字の音には非ず、○異稱日本傳云物に、韓國の書に、瓢公云々、瓢公、木倭人、初以瓢渡海而來、故號焉、云云、こあるを引て、今按瓢公云々非也、傳會神功皇后征伐故事也、此、記の此、段を引たるは、却りて附會なり】○比羅傳は、書紀神武卷に、作葉盤八枚、盛合饗之、葉盤、此云比羅耐、大嘗祭式に、凡供神御雜物者、大膳職所備、多加須伎八十枚、【高五寸五分、口徑七寸、無蓋、折足四所云々】並居葉碗、【久菩豆】覆以笠形葉盤、【比良豆、似笠形】以木綿結垂裝飾、比良須伎八十枚、【高及口徑裝飾、與多加須伎同、但し足不折云々あり、此は物を盛たる葉碗を、多加須伎に居るなり、多加須伎を、葉碗に居るには非ず、さて比良須伎云は、足なき故の名なり、足不折は、折し足無き由なり、かくて比良須伎に居る物も、同く葉碗に盛て、葉盤を覆ふなるべし、其事を云ざるは、裝飾與多加須伎同、云云にこめたるべし】延暦廿年の御制の祓物の中【上に引り】にも、柏十五把、【枚手六十枚、料】柏十把、【枚手四十枚、料】柏五把、【枚手二十枚、料】外宮儀式帳に、大御饌

爾供奉御枚手五十六枚、また、湯貴進御枚手、合千二百六十枚なき見ゆ、【字鏡に、菰夜菰藪なきの字を、久菩天、又比良天あるは、いこ心得ず】比羅傳云は、久煩豆に對ひたる名にて、淺く平なる由なり、其形右の式に、笠形あるにても、凡てを知れし、さて其は書紀に、葉盤書れたる如く、葉を刺合せて作れる物なり、【書紀釋に、葉盤柏葉爾盛物也、あるは、いさ、かたがへり、此にも作れば、たゞに柏葉に盛るを云にはあらず】神樂歌、韓神に、也比良天乎、天耳止利毛知天、【愚按抄に、やひらでは、八枚の平盤なり、柏葉にて刺て、神供を、盛る物なり】惠慶僧哥【新勅撰集に出】に、霜枯や楢の廣葉を八葉盤に、刺ぞいそぐ、神のみやつこ、【刺は、刺作るなり、今、世大嘗祭に用ひらる、葉盤も、柏葉を竹針にて盃の形に刺作りたる物なりとぞ、○葉碗は、葉盤と同じ物にして、たゞ形の窪く深きが異なるなり、うつほ物語俊蔭卷に、さまざまの物の葉をくぼてに刺て、椎栗柿梨芋野老なきを入れて云々、又嵯峨院卷に、神樂のいそぎの所に政所にくぼてなきす、山より神もてまされり、相模家集に神山の柏のくぼてさしながら、おひなほる身の榮ゆべきかな、】○多作は、箸比羅傳を云る如くなれど、多は、真木灰納たる瓢をもかけて云るなり、○皆々、たゞ皆云よりは、如此重ねて云は、勢ありて甚しくなるなり、又々、猶々なきの類なり、○散浮、そもく此物をもを、如此爲るこは、如何なる故、何のため云云こ知がたし、さるは、當時にはよく知れたる事なりしか、又は神の御はからひなれば、本より其所以は知がたきこなりしか、此も又知がたし、【真木、灰云々を、師は船中の占か云れつれど、此は神の然せよと教へ給ふなれば、占は由なし、若しくは灰も瓢も、輕くてよく水に浮む物なれば、御船の沈むこなくて、輕く速く行べき意の祝事にもやあらむ、比羅傳は、師は魚の食を盛るか云れつれど、箸比羅傳は、海神に御食を手向るにやあらむ、比羅傳をいへば、物盛こは、云はてもしるし】播磨國、風土記に、息長帶日女命、欲平新羅國、下坐之時、禱於衆神、爾時國堅大神之子、爾保都比賣命者國造



石坂比賣命教曰、云々、如此教賜、於此出賜亦土、其土塗天之逆梓、建神舟之艦軸、又染御舟裳、及御軍之著衣、又攬濁海水、渡賜之時、底潛魚及高飛鳥等不往來、不遮前、如是平伏新羅已訖云々、【神舟の神字は、御の誤か、舟裳は、後、世の暮の類なるべし、人の裳を着たる状に似たる故に、云ならむ】又書紀に、皇后還詣、櫛日浦、解髮臨海、曰、吾被神祇之教、賴皇祖之靈、浮涉滄海、躬欲西征、是以今頭、滌海水、若有驗者、髮自分爲七兩、即入海洗之、髮自分也、皇后便結二分、髮而爲髻、因以謂群臣曰、云々、吾婦、女、暫假男貌、云々云々、こもあり、○可度は、韓國になり、

故備如教覺整軍雙船度幸之時海原之魚不問大小悉負御船而渡爾順風大起御船從浪故其御船之波瀾押騰新羅之國既到半國於是其國主畏惶奏言自今以後隨天皇命而爲御馬甘每年雙船不乾船腹不乾桅檣共與天地無退仕奉故是以新羅國者定御馬甘百濟國者定渡屯家爾以其御杖衝立新羅國主之門即以墨江大神之荒御魂爲國守神而祭鎮還渡也

如は、碁登久斯豆訓べし、斯豆は、爲而の意にて、上文に、於天神地祇云々、散浮大海ある、種々の事を爲てなり、【斯豆云々れば、如云云、整軍云々へ係りて、意違へり】○整軍、登々能布は、呼立る意なり、万葉一

に、御軍士乎、安騰毛比賜、齊流、鼓之音者、三三三に、網引爲跡、網子調流、海人之呼聲、十三に、左男社鹿之、妻整登、鳴音之、十九三に、物乃布能、八十友之雄乎、撫賜、等登能倍賜、廿三に、安之我知流、難波能美津爾、大船爾、未加伊之自奴伎、安佐奈藝爾、可故等登能倍、由布思保爾、可運比伎乎里、安騰母比豆、許藝由久伎美波、又、許奈爾波都爾、船乎字氣須惠、蘇加奴伎、可古登々能倍豆、安佐婢良伎、和波己藝涅奴等、なごあるにて心得べし、【からぶみ、詩、大雅に、爰整其旅、三三三に依て、書る字かと思ふ人あるべけれき、然には非ず、もこより登々能問云る古傳の言なり】○雙船、雙は、都羅那米豆訓べし、連並べてなり、万葉十九三に、布勢乃海爾、小船都良奈米、眞可伊可氣、伊許藝米具禮婆、こあるに依れり、【た、那良倍豆訓むも、こもなけれき、此は調うるはしく、語の勢あるさまに訓べき處なり、師はアトモヒテ訓れたる、其も万葉に多く出て、古言なれきも、雙には當りがたし】又十五三に、安麻能乎等女波、小船乘、都良々爾字家里、なごもあり、攝津國風土記に、美奴賣松原、今稱美奴賣者、神名、其神本居能勢郡美奴賣山、昔息長足比賣天皇、幸于筑紫國時、集三諸神祇於川邊郡内神前、松原、以求三社福、于時此神亦同來集、曰吾亦護治、仍諭之、曰吾所住之山有須義乃木、各宜材、採爲吾造船、則乘此船而可行幸當有幸福、天皇乃隨三神教、遣命作船、此神船遂征新羅、【一云、于時此船大鳴響如牛吼、自然從對馬海、還到此處、不得乘、仍卜占之、曰三神靈所、乃留置】還來之時、祠祭此神於斯浦、并留船以獻、亦名此地、曰美奴賣、○魚不問大小は、字袁符母意富伎那流知比佐伎訓べし、【上卷海宮段にも此の如くあるをば、ハタノヒロモノハタノサモノ訓つれき、此は然訓べきには非ず、さて不問の字に依らば、大ナル小キヲイハズミ、書紀仁德卷に、不問三日夜、續紀卅一に、夜日不云見え、万葉、哥にも然あり、されき此は、下に悉こもあるを、不問を讀ては、あまり語重くなりて宜しからず、此二字は讀までも、おのづから其意はあ



るなり、書紀推古卷に、無ナク大小オホコトもあり、さて此を、トホシロキトホシロキなご訓るは、書紀神代卷、海宮宮段に、大小之魚オホコトノイサあるをトホシロキトホシロキイナドモイナドモ訓るに依れるなれど、彼訓心得ぬうへに、此は殊に然るさまに訓べき處に非ず、書紀神武卷に、魚無イサナク大オホキ、小コト、悉醉オホキチルヒヒサト而流ヒシラヒシ、雄畧オホキナラサヒヒサト卷に云々、事無コトナク巨オホキナラサヒヒサト、細コトナク並付ヒシラヒシ皇太子ミコノミコ、榮華物オホキチルヒヒサト語疑コトナク卷に、そのわたりの人の家々、大きなるちひさきわかず、云々、さて此處、書紀に、海中、大魚オホイサあるは、小字の脱たるか、又本より大魚のみか、○負御船オホイサノフネは、御船の腹に集著アツクて、背を以て擡持アツクつが如くにして行を云、○順風オホイサノフネは、湓比加是オホイサノフネ訓べし、書紀に、大風順オホイサノフネ吹フクあるに依れり、湓比風オホイサノフネは、負風の義なるべし、【又追風オホイサノフネかとも思へど、なほ然には非じ、何れにまれ、假字は湓比なり、】此、名万葉なごには見えざれども、【たましく漏ヒシたるなるべし、】後の言コトは聞えず、万葉世評オホイサノフネに、青海原風浪奈妣オホイサノフネ伎由久左オホイサノフネ都々牟許等奈久オホイサノフネ、船波早氣牟オホイサノフネ、○大起は、佐加理オホイサノフネ布伎互オホイサノフネ訓べし、【師は、ミサカリニフキテ訓れき、又順風を、マカゼ訓れたるは、いかゞなり、】○從浪は、師の那美能オホイサノフネ麻爾々オホイサノフネ由伎都オホイサノフネ訓れたるに從ふべし、【又字のまに、那美爾志多賀比都オホイサノフネも訓べし、】書紀に、隨波不勞オホイサノフネ櫓オホイサノフネ、○新羅は、斯良岐オホイサノフネ訓るに、浪のよせもてゆくに任せたるなり、○御船之波瀾オホイサノフネは、御船を寄せたる浪を云り、○新羅は、斯良岐オホイサノフネ訓るに、名義は、即字音を用ひたるなるべし、姓氏錄に、新良貴オホイサノフネ云姓あり、出雲風土記に、栲オホイサノフネ多志羅紀乃三埼オホイサノフネ、遠飛鳥オホイサノフネ宮段に、新良、書紀に新羅なごも書り、【或人、新羅は、斯良岐オホイサノフネ訓べし、岐は、具爾の約りたるにて、斯良岐は、新羅國の謂なれば、斯良岐之國オホイサノフネは云べきに非ず云り、是も一わたりいはれたるこゝなり、新羅新良なごも書、漢籍に、斯盧國オホイサノフネも云、れば、斯良オホイサノフネ云むオホイサノフネもあるべし、然れども、皇國言に、正しく斯良オホイサノフネ云る例を未見す、又百濟高麗を、久陀良岐オホイサノフネ、古麻岐オホイサノフネ云る例もなければ、斯良オホイサノフネのみ、國を岐オホイサノフネ云むオホイサノフネいかゞなり、然れば、岐オホイサノフネはたこひ本は國の謂にもあれ、久陀良古麻オホイサノフネ並べて、斯良岐オホイサノフネ云來つれば、斯良岐之國オホイサノフネ云むに、なてふこゝかあらむ、國名の淡海は即

淡海なれども、其海をばあふみの海オホイサノフネ云るに非ずや、次に引る万葉三卷の哥なるも、シラギノクニオホイサノフネ訓べけれシラノクニヨリオホイサノフネ訓むはいかゞなり、さて此處一本に、新羅木國オホイサノフネあれど、木は之を誤れるなり、新羅木オホイサノフネ書る例なきをや、】鷄林オホイサノフネあるも、此國のこゝなり、さて新羅の初は、書紀神代卷に、素戔鳴尊オホイサノフネ帥其子五十猛神オホイサノフネ降オホイサノフネ到於新羅國オホイサノフネ云々、【また韓郷之島オホイサノフネあるも是なり、】其後に、少名毘古那命オホイサノフネの天降坐オホイサノフネて、三韓をも、漢國をも、其餘の諸國をも、皆經營賜へるなるべし、かくて漢籍オホイサノフネにも云る三韓の事オホイサノフネも、かの周武王が朝鮮を箕子に封せしなごも、皆其より遙に後の事ぞかし、】万葉三卷オホイサノフネに、栲角乃新羅國從オホイサノフネ、云々、續紀十二に、新羅使金相貞入京オホイサノフネ、云々新羅國聊改オホイサノフネ本號曰王城國オホイサノフネ、因茲返却其使オホイサノフネ、○押騰オホイサノフネ、浪に押し云る例は、難波の枕詞に、湓志互流オホイサノフネ云を、師、説に、製立オホイサノフネる浪オホイサノフネつゞけたるなりあり、【湓志を製オホイサノフネして、オホシの約りたるなり云れたるはわろし、たゞに押しなり、】○半國は、久爾那迦良麻傳オホイサノフネ訓べし、【師はクニノミナカニ訓れつれど、半字を書る、其意は少異なり、】國の半分まで浪に没たるよしなり、【書紀釋に、潮満瓊、潮潤瓊大間云、此二種在何處哉、先師申云、元曆之比、宇佐宮監行之時、本宮注文、滿瓊潤瓊二種、在當宮之由注進之、然則留宇佐宮、重仰云、神功皇后征伐三韓之時、新羅海潮、滿彼宮庭、若令持此瓊、御賦、如何、先師申云、宇佐宮者、應神天皇、姫神、大帶姫三所鎮坐也、二種瓊已在當宮、皇后征伐三韓之時、就新羅海潮滿宮庭、思之、定令持此瓊、御賦、然而無體所見、凡神功皇后有得如意寶珠於海中、之由、見彼皇后紀耳云云、此にまぎらはしきこゝあり、此、大后の持し賜ひて、韓國言向賜ひし珠は、かの神代の二珠にやありけむ、將かの海中より得賜へる如意珠にやありけむ、さだかならず、若神代の珠ならば、其珠の後まで宇佐宮に在こゝは、此、大后の持し給ひし由縁なるべし、然れども、彼如意珠も、韓國御言向の時に、功のありつればこそ其を得給へりしこゝをば語り傳へけめ、何の功もなく、いたづらならむには、いかでか如意



珠名けて、其を得賜ひし事を語り傳ふべき、然ればそのかみ大后の持賜ひしは、かの如意珠にて、後まで宇佐宮に在るは、其珠なるを、誤て神代の二珠は申し傳へたるにやあらむ、但し宇佐宮縁起に、借三千珠滿珠於龍王云々、投此珠于海而、三韓降服云、二珠奉納于肥前國佐嘉郡河上宮云云、こは宇佐宮なるを、強て神代の珠とせむために、かくは云るにや、されど神代の珠の、彼宮にしも留る由縁こそおぼつかなければ、抑此は、神代の珠、如意珠との間のまぎらはしきを云にこそあれ、よしや其は何れにもあれ、今如此御船の浪の國半まで押騰りしことは、まことに其、珠の功なるべし、奇く靈き神の御所爲、申すもさらなり、書紀云、冬十月、從和珥津發之時、飛廉起風、陽侯舉浪、海中大魚、悉浮扶船則、大風順吹、帆船隨波、不勞檣楫、便到新羅、時隨船潮浪、遠速國中、即知天神地祇悉助、【飛廉云々の二句は、例の漢文の潤色にてうるさし】一云、皇后爲男束裝、征新羅、時神導之、由是隨船浪之遠及于新羅國中、○國主、主字諸本並王と作るを、今は師の改められたるに依れり、記中の例、皆國主とあればなり、【明宮段末、又遠飛鳥宮段なきに見ゆ、明宮段に、百濟國主とあり、國主と云る例は見えず、書紀には、國王とも、國主ともあり、】許爾伎志とも、許伎志とも訓べし、【からぶみ北史、又杜佑通典なきに、百濟王號於羅環、百姓呼爲健吉支、夏言並王也云云、今書紀を考るにも、コニキシコキシと訓を附たるは、百濟王のみにして、新羅高麗なきの王には訓を附せず、然れば此は百濟王に局れる稱にぞありけむ、さて朝鮮國の三國史記云物に、新羅の世々の王を記したるを見るに、始のはきは皆某尼師今とあるを、東國通鑑云物には、皆改めて某王と記せり、然れば新羅王の號は、尼師今と云しなるべし、然れども此、號は、書紀の私記、又釋、又今本の訓なきにも見えたることなければ今たやすく用ふべきに非ず、故姑百濟王の號を取て訓るなり、垂仁卷に、任那王、新羅王子なき訓る例もなきには非ればなり、さて又書紀釋に、王后、太子、私記曰、古爾於留、又古爾世之並百濟之語也云

り、此、私記の文は、世之下に牟字脱たるなるべし、書紀今本の訓、大后に斤於流、コムタルコムタル、王后にもコムタル太子にコムタルコムタルセシムなき附たり、コニキシコキシも云は、王に就たる號と聞ゆ、王子には、セシムと附たり、又大夫人に、ハシカシ、夫人にハシカシとも、オリケともオリクとも附たり、その中に、高麗のを云るもあり、北史、百濟傳に、王妻號於陸、夏言妃也と云るに依らば、オリケとあるは、クをケに誤れるにや、さて又百濟國主を、ニリムと訓る、往々あり、其外にも異なる訓とも見えたれども、寫誤なきもありと見えて、さだかならず、又雄略卷に、百濟王の弟の名に、軍君と云あるを、コニキシ、又コムキシと訓、細注に、崑支君也とみるし、百濟新撰云書を引たるにも、瓊支君とあり、王、號と同じきはまぎらはし、同卷に、崑支王と云名も見えたり、抑三國の中に、百濟のみ其、國言の號とも彼此傳はれるは、百濟は、中にも殊に親しく奉仕れる故なるべし、さて新羅の王の先祖なきの事は、輕島宮段末に云べし、【傳卅四の四のひら】○畏惶、諸本に惶字無し、今は眞福寺本延佳本に依れり、游邊詞志古美且と訓べし、○以後は、由久佐伎と訓べし、○隨天皇命而は、意富伎美能命能麻爾々々と訓べし、【マニクミ云下に、而字を添へて書る由は、首卷に云り、】○御馬甘は、【かひに甘字を書きこは、傳廿五の卅九葉に云り、】穴穗宮段にも、馬甘と見え、書紀雄略卷に、典馬此云于麻柯昆と見え、飼部馬飼なきもあり、【外宮儀式帳に、御馬甘、内人云もあり、】○毎年は、師の登志能波爾と訓れたるに従ふべし、万葉五叶に、得志能波爾、波流能伎多良婆、十六叶に、彌年之羽爾、十七叶に、伊夜登之能波爾、湊母布度知、可久思安蘇婆牟、又、伊夜登能波爾、十九叶に、如是許曾、見爲安伎良目米、立年之葉爾六叶に、毎年、如是囊見牡鹿、十九叶に、毎年爾云々、【毎年謂之等之乃波】なきあり、又十八叶に、年能波其登爾ともあり、○雙船は、此は布泥那米而と訓べし、万葉一叶に、船並且、且川波、○船腹は、布那波良と訓べし、【フネノハラと訓てもあるべけれ、次なるサチガチと對へて、語の



調よく讀べきなり。腹は、兩旁より下、水に没る處を掛けて云、魚なきの腹の如し。○不乾は、書紀に、ホサズミ訓る宜し、乾く間もなく、御貢物獻らむの由なり。○柁楫は、柁字、延佳本には施作り、同じこなり、今は真福寺本、又一本に依れり。佐袁加遲師の訓れたる宜し、万葉三に、竿梶母、無而佐夫之毛、榜與雖思、又十に、柁楫無而、祈年祭祝詞に、青海原者、棹枚不干、舟楫能至留極、書紀敏達卷に、柁楫なきあればなり、和名抄には、柁使舟捷疾也、和名加遲、また在旁撥水曰權、字亦作棹、漢語抄云、加伊、また柁棹竿也、刺船竹也、和名佐乎、また施正船木也、楊氏漢語抄云、柁船尾也、或作柁、和語云多伊之あり、然れば柁は多伊之にて今世に云梶なり、柁は今云楫、又加伊の類なり、然れども、師の祝詞考にも、古、哥に多伊之をよまず、万葉に、八十梶懸、又真梶繁負なきあるにて、今云梶には非るこを知るべし。佐袁加遲よめるは、多伊之は、句、調もかなはざればなり、祝詞も調をさるる物にて、哥に同じ云れたる如く、調をなすべき語には、佐袁加遲も、加遲佐袁も云るぞ古言なる、字は、たゞ船をやる具をば、彼此通はして、さまざまに書るなれば、泥拘るべきに非ず、字に泥みて、タイシカチなき訓むは、ひがこなり。書紀推古卷、新羅任那二國王の表に、天上有神、地有天皇、除是二神、何有畏乎、自今以後、不有相攻、且不乾船柁、每歲必朝、持統卷に、新羅元來奏云、我國自日本遠皇祖代、並舳不于柁、奉仕之國、續十八に、新羅王子金泰廉等拜朝、并貢調、因奏曰、新羅國王言、日本照臨天皇朝庭、新羅國者、始自遠朝、世々不絕、舟楫並連、來奉國家、云々、卅六に、新羅使獻方物、仍奏曰、新羅國王言、夫新羅者、開國以降、仰賴聖朝、世々天皇恩化、不乾舟楫、貢奉御調、年紀久矣、云々、書紀天智卷に、賜新羅王輪御調、船一隻、云々、見たり。○共與天地は、天地能牟多訓べし、天地登共爾訓むも、あしきには非ず。万葉二に、浪之共、彼緣此依、又、昇風之共、靡如、四昇に、浪之共、靡珠藻乃、九昇に、

神之共荒競不勝而、十に、峯上爾、零置雪師、風之共、此間散良思、十二昇に、風之共、雲之行如、十五に、可是能牟多、與世久流奈美爾、又、昇君我牟多、由可麻之毛能乎なきある、みな與共云こを、能牟多云り、古言なり、書紀神代卷に、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、万葉一に、天地與、共將終登、念乍、奉仕之、情遠奴、出雲國造神賀詞に、明御神能大八島乎、天地日月等共爾、安久平久知行牟、云々、○無退は、登許登波爾訓べきなり、此、無退、又右に引る書紀の無窮なき、たゞ意を以て漢文さまに書るなれば、字には拘りがたし、退字は、佛書に退轉なきつねに云る退の意以て書るか、又思に、過字を寫誤れるにもあらむか、若然らば、たゞに夜牟許登那久訓べし。凡て此新羅王が祈白せる詞を讀見るに、麗く華やかに調をさるるのへたる文なれば、其意を得て、祝詞なきの如く訓べきなり、書紀なる祝詞も同じさまなり、或人、こはもさより新羅國の語に非ず、此間の語に譯せる物なれば、さしも文を修るべきにはあらじか云に答ふ、彼國語を譯せるは、もさよりのこみながら、凡てかくさまの詞は、祝詞なきの如く、麗く言し例聞えたり、されば彼國王が申せし詞のさまはいかにもあれ、皇國の古言以て、當時に例の如く、麗く譯して語傳へたる雅詞なるを、なほさりに訓過すべき物かは。○定御馬甘かく定賜ふこは、彼王が祈白せし語の中にあれば、此は本彼方より申出たる事か、但其上文に隨天皇命こあれば、此方より仰せ賜へるを、諾奉りて申せるかとも聞えたれき、命の隨こは、凡てに保りて、服従すべき由を申せるにて、御馬甘こならむこは、なほ彼方よりぞ申出つらむ、抑あるが中にも殊に卑き此職をしも、仕奉む申せる故は、ひたぶるに、深く厚く服従ふ由なり、續紀十五に、免天下馬飼雜戶人等、因勅曰、汝等今負姓、人之所恥也、云々、書紀云、新羅王於是戰々栗々、厝身無所、則集諸人、曰新羅之建國以來、未嘗聞海、水、凌國、若天運盡國爲海乎、是言未諗之間、船師滿海旌旗耀日、鼓吹起聲、山川悉振、新羅王遙望、以爲非常之兵、將



滅己國一、龍焉失志、乃今醒之曰、吾聞東有神國、謂日本、亦有聖王、謂天皇、必其國之神兵也、豈可舉兵以距乎、即素旆而自服、素組以面縛、封圖籍、降於土船之前、因以叩頭之曰、從今以後、長與乾坤、伏爲飼部、其不乾船桅而、春秋獻馬梳及馬鞭、復不煩海遠、以每年貢男女之調、則重誓之曰、非東日更出西、且除阿利那禮河返以之逆流、及河石昇爲星辰而、殊闕春秋之朝、忍廢梳鞭之貢、天神地祇共討焉、一云、於是新羅王字流助富利智干參迎跪之、取王船、即叩頭曰、臣自今以後、於日本國所居神御子、爲內官家、無絕朝貢、○百濟は、久陀羅訓あり、【此名の古書に正しく見えたるは、和名抄に、攝津國郡名、百濟、久太良、續紀卅二に、縣造久太良云人、名あり、此百濟の謂なるべし、】名義未考得ず、【こは久陀羅云名のこなり、百濟云名は、からぶみ北史に、初以百家濟、因號百濟云云、】書紀繼躰卷に、扶余は、別に一國なりしを、百濟は扶余、別種あれば、後に百濟の名にもせしなるべし、又百濟王の姓は、多く餘云るを、唐書には、夫餘云れば、此も是國名を取れるにこそ、【こも見え、雄略卷に、對禮國さあるも是なり、】ネギヲフクニ訓るは、甚安なり、是もクダラノクニこそ訓べけれ、東國通鑑に、慰禮は百濟の舊名なるよし云り、【さて此國王の先祖、其餘の事も、明宮段に云べし、】傳卅三の十九葉、○渡屯家は、師の和多能美夜氣訓れたる宜し、海を渡りゆく彼方に在るを以て、渡は云なり、【凡て海を和多云も、渡る意なり、】書紀欽明卷に、海表彌移居、海北彌移居なりあり、【此海表海北なごをも、ワタノミ訓べし、表、字北、字なごは、意を以添へたる物なり、】屯家の事は、日代宮段【傳廿六の三七葉】に云り、抑外國なる百濟をしも、如此定められたるは、皇國內なる屯家に准へ賜へるなり、書紀雄略卷、高麗王が言に、寡人聞百濟國者、日本國之官家、所由來遠久矣、欽明卷に、百濟造丈六佛像、製願文曰、云々天皇所用彌移居國、俱蒙福祐云々、また、謀滅百濟官家、必招後患、孝德卷に、詔於百濟使曰、始我遠皇祖之

世、以百濟國、爲內官家、云々なごあり、書紀曰、於是高麗百濟二國王、聞新羅收圖籍、降於日本國、密令伺其軍勢、則知不可勝、自來于營外、叩頭而歎曰、從今以後、永稱西蕃、不絕朝貢、故因以定內官家、是所謂三韓也、あり、【西蕃を、ニシノトナリ訓、】又他卷に、蕃屏を、カクレマガキ訓るなご、皆訓べきかたなさのひが訓なり、隣は元より隣なるを、今更に稱隣なき云むこも、何の由ぞや、又かくれまがきも、字につきて強たるこもにて、さらに當らず、蕃を古はいかに云けむ、其稱傳はらざれば、知がたし、今事の意を以思ふに、字には拘らずして、美夜都古久爾訓べし、御臣國の義なり、さて三韓の事、漢國の代々の史を合せて考るに、先漢書に、韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁辰、あり、弁辰をば、弁辰韓とも、弁韓とも云り、下韓云も是なり、かくて馬韓は、西方にあり、三韓の中に、大にして、五十餘國あり、辰韓は、其東方に在て、十二國あり、弁韓は、辰韓の南方にて、此も十二國あり、魏志には、弁辰韓合二十四國云て、其擧たる國名は、二十六あり、此は辰韓弁韓を合せて云るか、まきはし、凡て彼書に、三韓の事を記せる、統理なく、くだしきこも多し、さて新羅國は、弁韓の中の一國にして、東、南方に海をうけて、皇國に最近き國なり、魏志に弁辰韓廿六國を擧たる中に、斯盧國云あり、是なり、唐書にも、新羅弁韓苗裔也云り、然るを北史に、新羅者其先本辰韓種也云るは、誤なるべし、辰字によりて、辰韓弁辰を思ひまがへたるこも、他書にも彼此あり、但地は弁辰の内なれども、も辰韓の種なり云こも、こまれかくまれ、弁韓の國なり、若辰韓するこきは、其南につきて弁韓あれば、東又南に海をうけたるに叶はず、又魏志に、馬韓の五十餘國の中にも、願盧國云あれき、其には非ず、さて百濟國は、後漢書に、伯濟さある國なるべし、魏志に、馬韓五十餘國の中に、伯濟國あり、是なり、北史にも、百濟、馬韓之屬也云り、新羅の西北方に在て、西方南方に海をうけ、北方にも小







は如何なる如く聞ゆれども、此は書紀を熟考するに、此御卷四十六年の下に遣新羅宿禰于卓淳國、卓淳王告新羅宿禰曰、甲子年、百濟人久氏彌州流莫古三人、到於我土、曰、百濟王聞東方有日本貴國、而遣臣等令朝其貴國、故求道路、以至於斯土、若能教臣等、令通道路、則我王必深德君王、時謂久氏等曰、本聞東有貴國、然未嘗有通、不知其道、海遠則乘大船、僅可得通、久氏等曰、然當今不復得通也、更遣備船而後通矣、仍曰、若有貴國使人來、必應告吾國、如此乃還、爰新羅宿禰即以下人爾波移、與卓淳人過古二人、遣于百濟國、慰勞其王、時百濟骨古王深歡喜而、云々便復開寶藏、以示諸珍異、曰、吾國多有是珍寶、欲貢貴國、不知道路、然今付使者尋貢獻耳、於是爾波移還告志摩宿禰、便自卓淳還也、四十七年、百濟王使久氏彌州流莫古令朝貢、時新羅國調使與久氏共詣云々、かゝれば、百濟國の朝貢初しは、同御世ながら、遙に後の事にして、新羅國を言向賜へる同時よりの事には非ず、されば此記に、定渡屯家、こあるも、後の事なるを、新羅を定御馬甘、云云の因に、此段に一に連ては語傳へたるなり、其王云々云々の無きも、此故ぞかし、又高麗國の朝貢しこは、百濟に准へて思ふに、書紀應神卷に、七年秋九月、高麗人百濟人任那人新羅人並來朝、こある、是れや初ならむ、假令此初には非ずとも、應神天皇の御世に至ての事なりけむ、されば此大后の御世の事に非るが故に、此記には、此に其國の事は云ざるなるべし、大かた百濟高麗なまの朝貢初し事は、右の如くなるぞ正しき傳へなるべきを、書紀に、此段に二國王云々あるは、例の撰者の私に、加へられたるこ、こ聞ゆれ、【若然らずは、彼、四十六年の趣、同御世の中にして、忽前後相違へるは、如何ぞや、かの四十六年の文は、甚委曲にして、實に古記の趣聞えたり、況や高麗國は、百濟より千餘里北方なりと見えて、皇國の今の路程百餘里距て、新羅へはまして遠ければ、此大后の新羅を征賜ふ事を傳聞て、さて人を遣て伺はせて、其人の還て後、其王新羅の御營

まで参らむには、速くも六七十日を経べし、然るに大后は十月三日に津島より御船開し給ひて、十二月十四日には、既に筑紫に還り坐て、御子生坐せり、こあれば、新羅國に止坐し間は、いくばくもあらじを、其間に彼王はいかでは御營に得参らむ、此らを以ても、かの此段の高麗百濟二國王云々は、撰者の加語なるほきをささるべし、さて又屯家と定、賜へるこを、百濟に局りて云る故は、三韓諸國の中にも、彼國は後まで殊に忠信に親く奉仕しかば、屯家國とも、取分てぞ云けむかし、○御杖は、書紀には、所杖矛あり、上に云る如く、古の矛は種々ありて、木のかぎりにて身無きも常なれば、其杖の如くつくをば、即杖矛云も違はず、【杖即矛なり】○門は、加那斗訓べし、遠飛鳥宮段、穴穗太子御哥に、加那斗加宜、【門蔭なり】、こあり、万葉に、金門と書る意なり、なほ彼御哥の下に云べし、【傳卅九の三十六葉】○衝立、かくのみにては、事の意足はぬ、ちす、其意書紀に記されたる如くにやあらむ、【次に引が如し】書紀云、遂入其國中、封重寶府庫、收圖籍文書、即以皇后所杖矛、樹於新羅王門、爲後葉之印、故其矛今猶樹于新羅王門也、爰新羅王波沙寐、即以微此已知波珍干岐爲寶、仍費金銀彩色、及綾羅繡絹、載于八十艘船、令從官軍、是以新羅王、常以八十船之調、貢于日本國、其是之緣也、【封重寶云云の二句は、例の漢文の潤色と聞ゆ、○墨江大神は、上に見えたる、底筒男中筒男上筒男三柱、神なり、此大神を墨江に祠られたるは、此より後なれども、如此後の名を以て語傳るは、常の事なり、○菅御魂、和御魂、荒御魂の事、書紀、此御卷に、此大神の御誨に、和魂服玉身、而守三壽命、荒魂爲先鋒、而導師船、こありて、和魂此云、珥技弭名摩、荒魂此云、阿遲彌多摩、注し、出雲風土記に、天神千五百萬、地祇千五百萬、并當國靜坐三百九十九社、及海若等大神之和魂者、靜而、荒魂者皆、依給、云々なごあるを以て、二御魂のさまを知べし、【書紀神代卷に、幸魂奇魂、こあるは、共に和御魂の徳川を云る名なり、その由は、上卷大國主神段、傳十二の廿葉に云るが如し、然るを



幸魂を荒魂に、奇魂を和魂に當たるは、非なり。又出雲國造神賀詞に、大穴持命乃申給久、皇御孫命乃  
 靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐、  
 云々、大神宮儀式帳に、荒祭宮、稱大神宮荒御魂宮、神名帳に、大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社、(神祇令鎮華  
 祭集解に、狹井者、大神之龜御靈也。此名之古書に見えたる、大方右の如し、凡て爾岐、阿羅、を對言、こも多し、  
 和多閉荒多閉、和稻荒稻、和海布荒海布、毛柔物毛龜物、爾基は、爾岐同言なり。なごの如し、此、和荒に、種々  
 の意ありて、荒金荒玉なごの類は、物の生れるまゝにて、未修治を加へぬを云、其に對へて、修治たる物を、和某  
 云、【右の荒稻和稻なごも是なり、此は生熟の字の意なり、爾岐多豆云地、名を、熟田津云書り、】又物の龜きこ精き  
 こをも云、強きこ柔なるこをも云、又人家なごの、荒るこ、饑ふこ、【此饑も同言ぞ、】又浪風の騒ぐを荒るこ云、  
 靜まるを和ぐこ云、神の心なきも荒るこ云和むこ云、【那具那岐那基牟なごも、爾岐爾基爾基牟なご、同言なり、】さて  
 又物の間隙の間遠なるを龜し云、【大間龜、あら、松原なごの類なり、】遠放るを荒ぶこ云、【万葉に、あらぶる君、  
 又あらびなゆきそなき云る是なり、】分散をあらぐこ云、【此に對へて、和云々云言は、未思ひ得ず、大かた爾岐阿  
 羅の右のくさぐさを、漢字にていはば、牛熟、精鹿、陸密なごに當れり、其中に、疎を阿羅云云こも多けれきも、其  
 對に密を爾岐云云こも未思得ず、爾岐波布なご是に近し、又剛柔の柔をば爾岐云云こも、其對の剛を阿羅云云  
 ここはなし、柔の對の阿羅は、強暴なごの字に當れり、】右の種々を思ひわたして、和御魂、荒御魂てふ名の義を度り  
 知べし、さて神の御靈を、此二に對言は、たゞ其徳用を云々名にこそあれ、全體の御靈は御靈にして、必しも此  
 二に分れたる外、無きには非ず、嚮に或人此二御魂のこを問へしに、己火に譬へたりしこあり、其はま  
 づ一の火あらむに、其を分取て、燭三薪に、着れば、燭にも薪にも移りて燃れきも、本の火も亦滅るこなく、滅

るこもなくして、有しま、なるが如く、全體の御靈は、本の火にして、和御魂荒御魂は、燭三薪に移し取たる火  
 の如し、【然るを世人此義を知らず、全體の御魂を、此二に分て、其片一方荒魂なれば、今片一方をば、おして  
 必和魂こ心得るは、非なり、たゞへ伊勢の荒祭宮は、大御神の荒魂に坐せきも、然りて本宮は和魂申す物には  
 ならず、全體の御魂に坐り、又津國の廣田神社も、天照大御神の荒魂なり、如此同神の荒魂の、一に限らざるも、  
 彼火をいくつも新に分取たらむが如し、又大和の大三輪は、大國主神の和魂なるに、狹井神社は、其大三輪神  
 の荒魂なるは、和魂神に、又荒魂あるなり、此は彼分取たる燭の火を、又分取て、薪に移したらむが如し、さてか  
 く大國主神は、大和國に和魂も荒魂も坐せきも、出雲國杵築大社も、亦同神の御魂に坐は、本の火もなほ本のま  
 まなるが如し、是又三輪の和魂なるに對へて、おして杵築荒魂せむは、非なり、杵築は全體の御靈に坐ここ、上に  
 引る神賀詞の文のさまにても知べきなり、或人問、書紀に、住吉大神の荒魂は長門國に、和魂は攝津國に、祠給ふに  
 ある、然らば其全體の御靈は、何の社ぞや、答、社を建て祀るこ、不るこは、此方の事にて、彼方の御靈のうへには  
 あつからず、されば、神代に尊き神たちの中にも、其主ごある社は、無きも多し、さりて其神は御靈無しは云べ  
 からず、且此度住吉大神を祭賜へるは、其和魂荒魂の御ちはひによりて、功成し故に、其を祭賜ふなり、かくて  
 和魂荒魂て、別物には非ず、即其神の御靈なれば、其外に、別に全體の御靈の社にては無きも、何事かあらむ、さ  
 て又何神にもあれ、社を建て、和魂も、荒魂もなくて、此處にも彼處にも祭ることある其も同じ御靈なり、必し  
 も和魂荒魂云に限れるこには非ず、但同神といへきも、其祭る社に隨ひて、其御魂もほごくに尊卑、大小、小  
 けぢめなきはある、此彼火を分取るに、燭薪にまれ、其餘何にまれ、着る物の大小多少に隨ひて、うつれる火も、  
 其けぢめあるが如し、さて又神に御靈ある如く、凡人といへきも、ほごくに靈ありて、其は死ぬれば夜見國に去



るこいへきも、なほ此世にも留まりて、福をも、禍をもなすこも、神に同じ、但し其人の位の尊卑き、心の智愚なる、強弱きなきに隨ひて、此世に魂ののこるこもけぢめありて、始よりひたふるに無きが如くなる者もあり、又數百千年を経ても、いちじろく盛にて、まことに神なる者もあるなり、さて然夜見國に去れる魂の、此世にも残るは、如何なるさまぞ云に、彼、本、火を他處へ將去往に、其、光りはなほ本の跡へも及びて、しばしは明きが如し、然れども將去る火の遠さかるまゝに、及べる本の跡の光りは、やうく微になりて消行如く、數多の年を経、久しくなれば、残れる靈は滅ゆくを、尊神なきは、黃泉國に去坐るも、此世に残り坐す御魂の、恒常に衰ることなく、熾なるは、火大なるが故に、持去て他處に到着ての後も、本、跡へ及ぶ光りも、なほ盛にして、かはること無きが如し、○國守神は、久爾麻毛理坐神訓べし、【字のまゝに、久爾毛理能神も訓べけれき、神の守り給ふを、山守野守、道守渡守なきの類と同じさまに申さむも、いかゞなればなり、されき古は、一に云しも知がたし、若さもあらば、字の隨に訓べきなり、】韓國を鎮めて、背くことあらせず、遠水に皇朝に服ひ朝貢るべく護賜ふ神なり、○祭鎮は、斯豆米麻都理立、訓べし、【鎮は、万葉七に、鎮齋見え、其外にも、必伊波布訓べき處々あれば、此なるも然訓べきかとも思へき、なほ此は】鎮は、今までは御船、上に令坐奉しを、社を建て、其處に鎮坐しめ給ふなり、【鎮まるは、止まる意なること、上に云るがごとし、】書紀には、於是、從、軍神、表筒男中筒男底筒男、三神、誨皇后曰、我荒魂、令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田袋見宿禰、啓于皇后曰、神欲居之地、必宜奉定、則以踐立爲祭荒魂之主、仍祠立於穴門山田邑、ありて、神名帳に、長門國豐浦郡住吉坐荒御魂神社三座、【並名神大】こある是なり、【三代實錄に貞觀元年正月、奉授長門國從五位下住吉荒魂神、從五位上、同十七年十月、授長門國從五位上住吉荒御魂神、正五位下、同十一月、授長門國從四位下住吉荒魂神從四位上、仁和二年十一月、授長門國

從四位上住吉荒魂神、正四位下、こあり、編年集成に、豐浦住吉あり、此、神社今も山田村に云にあり、】然るを此、記に、還渡也、云文の上に在りて、新羅國に鎮祭給ふ如くに聞ゆるはいかゞ、【國守神に云るも、韓國をたゞに國のみ云むは、其、國にての言なり、若、皇國に還坐て、長門にて云むには、韓國守神なきこあるべけれ、されば是、を長門の住吉のこもするときは、國守は異國を防きて、皇國を護賜ふ義、こすべし、又長門なるこは別に新羅國にも、鎮祭り給へるかとも云べけれき、なほ然にはあらじ、】さて書紀には、皇后之船、直指難波、于時皇后之船、廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之、於是天照大神誨之曰、我之荒魂、不可近皇居、當居御心廣田國、即以山背根子之女葉山媛、令祭亦稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國、因以海上五十峽茅、令祭亦事代主尊誨之曰、祠吾于御心長田國、則以葉山媛之弟長媛、令祭亦表筒男中筒男底筒男三神、誨之曰、吾和魂、宜居大津淳中倉之長峽、便因看往來船上、於是隨三神教、以鎮坐焉、則平得度海、云、こも見えたり、【此、みな前に御誨ありし神たちなり、皇居の居、字、本に后、作は誤なり、帝王編年記に、居こあるぞ宜き、廣田は、神名式に、攝津國武庫郡廣田神社、名神大、月次相嘗新嘗こありて、世に西宮に申す社なり、活田は、同國八部郡生田神社、名神大、月次相嘗新嘗こありて、生田、杜云是なり、長田は、同郡長田神社、名神大、月次相嘗新嘗こあり、大津、淳中倉之長峽は、和名抄に、同國兔原郡住吉郷ある、其處にて、今も住吉村に云、本住吉にて神社もあるなり、住吉村、古名ぬなくらの里に云しこぞ、此、地は武庫山の支別の、南方へ長く引延たる尾崎にて、まことに長峽に云つべき地なり、今海邊へは、村より七八町あり、さて今の住吉郡なる住吉は、後に移されたるころにて、此、淳中倉之長峽ある地には非ず、今の地にては、神功紀に云々、直指難波、于時皇后之船、廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之、云々、則平得度海、こあるに叶はず、兔原郡の住吉にてよく叶へり、傳六に、是を今の住吉の地とし



て云りしは、精しからざりき、さて今、地に移し奉られし事の考は、高津宮段に云り、【傳卅五の二十葉】  
 ○還渡也カウワリシは、新羅國より海を渡りて還り坐しを云、【此事上に云る如く、墨江大神の荒御魂を鎮祭云下にあるは、いかなるを、なほ強て助けて云ば、彼、荒御魂を鎮祭給へるは、長門國の事なるを、其より此方も、難波までは海路を還り上り坐すれば還渡は、大倭國に還り坐るまでをかけて云る語なる故に、下にあるなりとも云べけれ、なほさは聞えがたくして、新羅國より皇國の地に還り渡り坐りて聞えたれ、されば、此はも還渡云云は、門字の次に在て、次に即以云々ありけむ語を、阿禮が誦うかべたりし間なきに、次序を誤りやしつらむ、○此、大后の韓國を征伐賜へりし事を、儒者もなきの論ひて、新羅そのかみ皇國に寇せしこも聞えず、何てふ罪も無かりしに、故なく征給ふは、只寶貨を命賜へるにて、不義の擧無名の軍ぞなき申すなるは、たゞ己が私心の小き智を以て、物の義理を定むる例の漢國意にして、眞の道を知らざるものなり、抑此御征伐は、皇神の御心より起りて、悉に神の御所爲なれば、必如此あるべき義理あることにて、其義理は甚も微妙なる物なれば、さらに人の能測識べき限に非るを、左右言論ふは、いとも可畏く負氣なき非なり、【神の御所爲なり云を、虚誑妖妄なり云む、これ又漢國の私智をのみ恃むならひにて、まことの道を知らざる者の常言なり、又垂仁紀に見えたる事に因て、任那の爲に征給ふなり云も、漢意にへつらひて、かの無名不義云難を、強てのがれしめむとする私論にて、神の御誨なることをば忘れたるものなり、さて又朝鮮の三國史記東國通鑑なき云書に、百濟新羅高麗の世々を記せる中に、皇國の事を凡てたゞ同等の國のこゝ卑めて、記して、此、大后の征伐の事をば記さず、彼、三國共に服従ひ朝貢しさまを、凡て記さざるは、忌て隠したるものなり、三國史記に、新羅の阿達羅尼師今二十年夏五月、倭女王畢彌乎遣使來聘、また助賁尼師今三年夏四月、倭人狛至圍金城、王親出戰、賊潰走なき記せるは、ほのふこゝよりて聞ゆれ、賊

潰走なき云るは、あまりなる偽なり、東國通鑑には、これらの事をすら除きて記さず、凡て彼書もは、ひがこゝ偽のみ多くして、論ふにたられきも、世人は、戎書にだにいへば、信用するならひなれば、此らの書を見ては、古に此、三國の服従へりしことを疑ふ人もありませむ、いさ、かおごろかしおくなり、】

故其政未竟之間其懷妊臨產即爲鎮御腹取石以纏御裳之腰而渡筑紫國其御子者阿禮坐阿禮坐以禮號其御子生地謂宇美也亦所纏其御裳之石者在筑紫國之伊斗村也

其政コトは、韓國御征の事を云なり、凡て麻郡理基登云は、臣連八十伴緒の、朝廷に仕奉る事云義なる由、白禰原宮段【傳十八の七葉】に委云るが如し、故此は古は皆仕奉る人に就てこそ云へ、君に係て云る例はなきに、此に如此あるこゝは、此、度の御征は、天照大御神の大命を蒙賜ての御擧なるが故に、【其由は上に見ゆ】大御神に仕奉り賜ふ事なり、○未竟之間は、未、果し遂給はざる程に云意なり、竟は、倭建命段に、所遣之政、遂さある途と同じ、【未竟いへば、其事十の七八は既に竟て、今少し全くは竟ぬ如く聞ゆれきも、取石云々の御事いまだ新羅に渡り幸さぬ以前なれば、其意にはあらず、】○懷妊臨產は、波良麻世流御子阿禮坐牟登斯都訓べし、【師は、四字を、ミコアレマシナムトスミ訓れつれき、然のみにては事足はぬ、ちす、必波良麻世流云言もあるべき處なり、書紀推古卷に、皇后懷妊開始之日云々あるは、其、御子の御事を云處なる故に、かくのみ訓て宜きなり、】こはいまだ新羅國に渡り坐りし前、筑紫國にての事なり、○爲鎮は、伊波比賜牟多米爾訓べし、伊波比は、志豆米



こも訓べく多米爾は、登斯豆も訓べし、【登斯豆も訓べし、賜牟も、賜布も訓べし】此政竟て還り坐すまで、勿生坐  
 そを祝賜ふてなり、書紀崇神、卷に、以三忌登三鎮三坐於和珥坂上、「万葉三、又十三なまに、忌戸乎齋穿居、」万葉  
 十九、遣唐使に、御酒を賜ふ大御哥に、虛見都山跡乃國波、水上波地往如久、船上波床坐如、大神乃鎮在國  
 曾、云々、【同卷に、大船術真梶繁貫、此吾子乎、韓國邊遣、伊波敵神多智、こあるを以て鎮在の訓を思定むべし】同  
 反哥、四船早還來等、白香着朕裳裾爾、鎮而將待、これらの鎮、字、伊波比豆訓べき例なり、【然るを何れも今、本は、  
 訓を誤りて、凡、此字を、イハヒミ訓べきことを知らず、】さて伊波布てふ言は万葉十五に、眞幸く三妹が伊波伴伐、奥  
 つ浪千重に立ッも、障りあらめやも、又榜袂、新羅へいます、君が目を、今日か明日か、伊波比豆待む、又家人は、  
 還早來ミ、いはひ島、伊波比待らむ、旅行、我を、又白妙の、我衣手を、取持て、伊波敵吾兄子、たゞに逢ッまでに、十  
 九に、立別れ、君がいまさは、敷島の、人は我じし、伊波比豆待む、なまなほ多し、○取ッ石、次に引る万葉五の哥の  
 端書に依れば、肥前國彼杵郡平敷云地の石を、占あへるに因りて、取、用ひ給へるなり、【或人云、平敷云は、今  
 長崎に近き浦、上村平野宿云處にて、今も赤石白石の美好きが多く出るを、火打石にも、又磨りて緒結云物にもす  
 るなり、】○纏御裳之腰、纏は麻加志豆訓べし、【まき賜ひてなり、】其石を包みて、帶なまの如き物以て、御裳の腰  
 に引結着賜ふを云なり、【書紀には、挿腰、筑前風土記には、挿於御腰、万葉には、挿着御袖之中、實是御裳中矣、  
 あり、其文もは、皆次に引り、】さて此、御裳は、御下裳を云なるべし、下裳の事上卷【傳六の四十八葉】に云るが  
 如し、○渡筑紫國は、韓國言向竟て、還渡來坐るを云、故、渡を和多理伎坐訓べし、【ワタリマシこのみ訓ては、何  
 こかやこしたらはぬこちすればなり、】○阿禮坐は、生れ給ふなり、此事白檮原宮段【傳廿の卅五葉】に委云り、  
 ○謂三宇美、書紀にも皇后從、新羅還之、十二月戊戌朔辛亥、生、譽田天皇於筑紫、故時人號其產、處曰三宇瀨也、

あり、應神、卷に、生於筑紫之蚊田、こあれば、其處の舊名は、蚊田と云けむ、さて今も、筑前國糟屋郡に、宇瀨  
 村ありて、宇瀨神社もあり、【八幡大神を祭る云云り、愚管抄に、筑紫に還りて、うみの宮の槐にこりすがりて、應神  
 天皇をば生奉り給ひけるこあり、今も植繼て、社内に、大なる槐、樹ありとぞ、又帝王編年記には、還、筑紫、誕、生譽  
 田皇子、其產處、筑前國那珂郡宮崎濱也、記し、或説に、宮崎は、應神天皇の胞衣を、宮に入れて、此、地に埋みたる故  
 に、宮崎と名く、其、しるしの松、宮崎宮の邊にあり云云り、宮崎の松をよめる哥、拾遺集にあり、しるしの松よめ  
 るも、新拾遺集にあり、抑宮崎には、種々の説ありて、さだかならず、されき、此、御子に由縁ある地にてはあはるべし、  
 神名式に、筑前國那珂郡八幡大菩薩、宮崎宮、名神大、さて又次に引る筑前風土記の趣は、宇美も、子譽原も同處に  
 て、怡土郡と聞えたり、なほよく國人に問て、考へ定むべきなり、○伊斗村は、【斗、字、諸本に計こ作るは、誤な  
 り、今は、延佳本に依れり、】和名抄に、筑前國怡土【以止】郡、是なり、【續紀十九に、始築怡土城、令大宰大貳吉  
 備朝臣眞備、專當其事、焉こあり、宗像郡にも、怡土、郷あれき、其にはあらじ、】書紀仲哀、卷に、筑紫伊弉縣主祖  
 五十迹手、聞、天皇之行、云々、天皇即美、五十迹手、曰、伊蘇志、故時人號、五十迹手之本土、曰、伊蘇國、今謂、伊觀者、此  
 也、筑前風土記に、怡土郡、昔者穴戸、豐浦宮御宇、足仲彥天皇、將討、球磨、幸、筑紫之時、怡土縣主等祖、五十迹  
 手、聞、天皇幸、拔取五百枝賢木、立于船舳、上枝、挂、八尸瓊、中枝、挂、白銅鏡、下枝、挂、十握劍、參迎、穴門、引  
 島、獻之、天皇勅、問阿誰人、五十迹手奏、曰、高麗國意呂山自天降來、日梓之苗裔、五十迹手是也、天皇於斯舉、五十跡  
 手、曰、格乎、【謂、伊蘇志】五十迹手之本土、可謂、格勤國、今謂、怡土郡也、【右二書共に、此、地、名伊蘇國なる  
 を、伊斗云は訛れるなりとあれき、今思ふに、かの五十迹手云名も、此、地名に因れる加く聞え、又からぶみ魏志の  
 皇國傳に、伊都國云るも、正しく此、地のこ、聞ゆるを、彼は此、大后の御世のころのさまを傳、聞て記せる趣なる



に、既に伊都こあれば、訛には非るか、さて彼石の事は、書紀にも、秋九月云々、爰ト吉日而臨發有日、云々適當皇后之開胎、皇后則取石挿腰而祈之、曰事竟還日産於茲土、其石今在于伊都縣道邊、見之、開胎を、本にウムガツキニ訓たれき、右にも引る推古卷に、懐妊開胎之日もあるも、産坐むとする際を云るなれば、此も其意なり、筑紫風土記に、逸都郡子鑿原、有石兩顆、一者片長一尺二寸、周一尺八寸、一者長一尺一寸、周一尺八寸、色白而便圓如磨成、俗傳云、息長足比賣命、欲伐新羅國、軍之際、懷娠漸動時、取兩石挿着裙腰、遂襲新羅、凱旋之日、至芋渭野、太子誕生、有此因緣、曰芋渭野、謂産爲芋渭者、風俗言詞耳、俗間婦人忽然振動、裙腰挿石、厭令延時、蓋由此乎、子鑿原は、万葉に、子負原と書て、哥に、故布乃波良あり、さて俗間婦人云々の事、或人云く、今も筑紫の俗に、婦人の産むとする時、傍より力をつけむては、未々異國は治まらぬと云ふ事あり云り、筑前風土記に、怡土郡兒鑿野、在郡西、此野之西、有白石二顆、一顆長一尺二寸、太一尺、重卅一斤、一顆長一尺一寸、太一尺、重卅九斤、曩者氣長足姫尊、欲征伐新羅、到於此村、御身有娠、忽當誕生、登時取此二顆石、挿於御腰、祈曰朕欲西遊、來著此野、所産皇子、若此神者、凱旋之後誕生、其可遂定西遊、還來即産也、所謂譽田天皇是也、時人號其石曰皇子産石、今訛謂兒鑿石、朕欲の下に字脱たり、万葉五に、筑前國怡土郡深江村、子負原臨海丘上有二石、大者長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩、並皆隨圓、狀如鷄子、其美好者、不可勝論、所謂徑尺璧是也、或云、此二石者、肥前國彼杵郡平敷之石、當占而取之、去深江驛家、二十許里、近在路頭、公私往來、莫不下馬跪拜、古老相傳曰、往昔息長足日女命、征討新羅國之時、用茲兩石、挿着御袖之中、以爲鎮懷、實是御裳中矣、所以行人敬拜、此石、乃作歌曰、可既麻久波阿夜爾可斯故斯多良志比呼

可尾能彌許等、可良久爾遠武氣多比良宜豆、彌許々呂遠斯豆迷多麻布等、伊刀良斯豆伊波比多麻比斯、麻多麻奈須布多都能伊斯乎、世人爾斯呼斯多麻比豆、余呂豆余爾伊比都具可彌等、和多能曾許意根都布可延乃、宇奈可美乃故布乃波良爾、美豆豆可良意可志多麻比豆、可武奈何良可武佐備伊麻須、久志美多麻伊麻能遠都豆爾、多布刀伎呂可儻、反歌阿米都知能、等母爾比佐斯久、伊比都夏等、許能久斯美多麻、志可志家良斯母、怡土郡に、今も深江村ありて、肥前の唐津へ通ふ道の驛なり、子負原は、深江の西方にあり、古夫ミ夫を濁りて唱ふ、石は二つながら盗人のぬすみ持去て、今は無し、彼國人云り、久志美多麻よめるは、石を稱て、奇き御玉と云るなり、御魂にはあらず、さて此石は、長一尺餘りもありけるを、御腰にはいかて着給ひけむ疑ふ人もあるべけれき、彼、大后の御世より、奈良宮のころまでは、五百年あまりも経つる時なれば、小さかりしが、然大にになりけむこも、何か疑はむ、石も多くの年を経れば、漸に大なるこも今もつね然るをや、

亦到坐筑紫末羅縣之玉島里而御食其河邊之時當四月之上旬爾坐其河中之儀、拔取御裳之糸以飯粒爲餌、釣其河之年魚、其河名謂小河、亦其磯名謂勝門比賣也、故四月上旬之時、女人拔裳糸以粒爲餌、釣年魚、至于今不絶也。

筑紫、末羅縣、末羅は、名の由縁は、書紀に見えて、次に引り、肥前國なるに、肥國と云はずして、筑紫と云る、此、筑紫は西海九國の總名に見れば、事もなけれき、なほ然には非じ、肥前の域は、もミは筑紫國の内にて、肥國に屬た



るは、や、後かこおほしきこあるなり、【其由は、上卷傳五の十三葉に云り、考へ合すべし、】和名抄に、肥前國松浦、【萬豆良】郡あり、縣は、賀多訓べし、【コホリ訓はわろし、又マツラノアガタ訓もわろし、万葉の詞に、松浦縣あるは、漢文なれば云べきにあらず、】万葉五行に、麻都良賀多ある是なり、【此我多を瀉心得るは非なり、此哥、松浦がた、さよひめの子が、比禮ふりし、山の名のみや、聞つ、居む、こあるを思ふべし、佐用比賣が郷里を云りこしても、又下なる山へ係ても、瀉は何の由もなし、縣なるこしるきをや、】なほ縣の事は、志賀宮段【傳廿九の五十八葉より】に委云るが如し、末羅も、古御縣にぞありけむ、【凡て此記に、某縣あるは、古の稱のまゝにて、實に阿賀多云し地なり、書紀なきに、郡通はして、撰者の意以て書れたるは異なり、】万葉十六にも、松浦縣あり、さて此地をよめる歌は、同五行に、伎彌乎麻都、麻都良乃于良能、又行毛々可斯母由加奴麻都良能、又行吉民万通良楊滿、なほ多し、次にも引り、さて同五行に、多良思比賣、御船波豆家牟、松浦乃宇美、こあるに依れば、新羅より還渡り坐る時も、御船此浦に泊しなるべし、さて此より筑前に到り坐て、御子は産賜へりしなり、さて是に准へて思ふに、初に新羅へ御船發ありしも、此浦にぞありけむ、【さるは、初に御船發ありし地も、泊し地も、何地云こは、此記にも、書紀にも見えざるを、万葉に、かく此浦に御船泊つるよしよめるは、然語傳へたるこありしなるべし、凡て古韓國へ渡るには、多く此浦より船開せしにや、万葉五に見えたる、佐用比賣が故事なき思ふべし、】○玉島里、名の由知がたし、【土佐風土記に、吾川郡玉島、或説云、神功皇后巡國之時、御船泊之、皇后下島、休息磯際、得一白石、圓如鷄卵、皇后安于御掌、光明四出、皇后大喜、詔左右曰、是海神所賜白眞珠也、故以爲島名、こあるに准へて思ふに、此松浦の玉島も、さるたぐひの由縁なきありてや名けむ、】万葉五に、比等未奈能、美良武麻都良能、多麻志未乎、美受豆夜和禮波、故飛都々遠良武、○到坐は、書紀に依れば、か

の初御船發の時の事に非ず、又還り坐て、御船泊し時の事にも非ず、此は御船發より前に、別に筑前より筑後を経て、此地に幸し、事のありしなり、【此、事書紀に、まづ三月云々、其處曰御笠、これは、筑前御笠郡なり、次に、其處曰安、これも筑前夜須郡なり、次に、至山門縣、こあるは、筑後山門郡なり、さて次に夏四月に、此松浦縣に到こある故に、筑後を経て幸せりこは云なり、かくて又次に、詣櫃日浦云々の事あるを以て見れば、其時は又筑前へ還り坐つこ聞ゆる故に、此浦に到り坐て、年魚を釣賜ひしは、御船發のをりには非ず云なり、次に冬十月、津島の和珥津より、新羅に渡り坐しき、書紀に記されたる次第右の如し、然れども、此次第は、必しも悉く泥むべきにも非れば、詣櫃日浦云々は前の事にて、此松浦に到り坐るは其後にて、これ即ち御船發の時なりけむは知がたし、四月十月こも、もこより泥むべきに非ず、又和珥津より發し、は、此松浦より發して、伊伎を経て、津島に到り坐し、津島より御舟發なり、今も津島上縣郡に、鰐津鰐浦云ありて、秋冬のころ、朝鮮國に渡るには、其處より船出し、春夏のころは、佐須奈浦云より出、彼島人云り、或人いへり、】然るを此記に、此に記したるは、前事を追て、別に記せる物ぞ、【されば此は筑前にして御子産給ひし次へ續きたる事には非ず、亦云るにて、別段なるこはしるし、】○其河邊は、万葉五に、松浦川こも、玉島川こもよめる、是なり、多麻之末能許能可波加美爾、又麻都良我波奈々勢能與騰波、云々なき、なほ多し、次に引り、○御食は、美袁斯世須訓べし、倭建命段に、到坐尾津前一松之許、先御食之時云々、こある下【傳廿八の三十八葉】に云るが如し、世須は、爲を延たる古言にて、爲賜ふ云むが如し、○之時當の三字は、袁理志母訓べし、【をりしもあれ、年魚を釣べき佳き時節に當れるよしなり、】○四月は、宇豆紀云、然名けたる意は、未考得ず、【凡て月々の名きも、昔より説きもあれき、皆わろし、其中に、たゞ三月を彌生なり云るのみはよし、又師の考に、七月は穗含月、八月は穗發月、九月は稻刈月なり、云れたるなきは、さ



もあるべし、其餘はいかゞあらむ、又九月は稻熟月にもあらむか、但賀を濁るは、刈にても、熟にてもいかゞなるは、音便にて濁るか、はた異意か、決めたし、此外にも、己も考へ出て、さもあらむと思ふ彼此はあれど、十二月みながらは、未考へ得ざれば、今云ず、なほよく考へて云べし。○上旬は、波士米能許呂訓べし、又都紀多知能許呂も訓べし、【かみのこをかき云こは、信明集の哥にもあれど、なほ上代の言には非めれば、然訓はわろけむ、】都紀多知は、月立なり、【後に朔字を當て、ついたり云云、つきをつい云は、音便なり、】そもく上代には、一年をば、たと春夏秋冬に刻み、又其、四時を、各初中末に三に刻み云るのみにして、後の如く十二月に定めて、某月某月云こは無かりしかば、【一年を十二月に刻み定めて、其月々の名をもつけられたるは、仁徳天皇の御世なきにやありけむ、】此、御代のほごも、なほ然なりけむ、其由は、己さきに眞曆考云物を著はして、委辨へ云り、考へ見て知べし、されば此に四月上旬あるは、當時然言しには非ず、後の名を以て語傳へたるなり、○磯は、書紀に、石上書れ、【此をイソノウへ訓るは、此記に依れるなるべし、】万葉五の哥にも、伊志志あれば、石なるべきを磯書るは、古は、石を伊蘇も云り聞えて、いそのかみを石上書、万葉なきにも、磯を通はして石も書るこも多し、されば、此の磯は借字にて、石にぞありけむ、万葉五に、多良志比賣、可尾能美許等能、奈都良須等、美多々志世利斯、伊志遠多禮美吉、【三四の句は、魚釣す、御立しせりしなり、結の吉字は、志の誤、には非るか、或人云、今玉島川の岸に、大なる石あり、方七尺ばかりなり、俗に紫石云り、此、大后の釣し給ひし處なり、語傳ふ云り、又或人は、此、紫石の在所を浮島云所、玉島川との間の松原にあり云、方五尺ばかり云り、又今も此、石上にて、女の釣すれば、年魚を多く得るを、男の釣れば、得るこなしといへり、】○拔取御裳之糸、こは、其地の織たる糸をばつして、拔取て釣縊にし賜ふを云、【古今集に、藤衣はつる糸はわび人の涙の玉の緒ぞなりける、】○飯粒は、伊

比煩訓り、【煩の清濁は、未考へされども、姑常に云に従ひつ、】書紀安閑卷に、人名にも、飯粒云ありて、然訓り、播磨國の郡、名揖保伊比保、【和名抄】あるも、飯粒の意の名なるべし、【神名式なる揖保坐天照神社を、臨時祭式には、粒坐あり、】俗に云めしつふなり、【靈異記には、粒ヒコあるは、つぶこ通ふか、】御食し賜ふ、其、御飯の粒を、即取用ひ給ふなり、○餌は、和名抄に、四聲字苑云、餌以食誘魚鳥也、和名惠○年魚は、和名抄に、鮎本草云、鮎魚、蘇敬注云、一名鮎魚、和名安由楊氏漢語抄云、銀口魚、又云細鱗魚、崔禹錫食經云、貌似鱸而小、有白皮無鱗、春生夏長、秋衰冬死、故名年魚也、こあり、天智紀童謡に、美曳之弩能曳之弩能阿喻、々々擧會播云々、○註小河、書紀に、玉島里小河あり、小は、小長谷、小筑波なき云小にて、稱云辭なり、【必しも小き由には非ず、】小河云る例も多し、小田小野小濱なき云類なり、【万葉に、小國、小里、小林、小峯なきもあり、】○勝門比賣、【舊印本、延佳本には、勝の下に騰字あり、そは勝字を誤て、又別に加はりたるなるべし、一本には、騰字ありて、勝字なし、今は眞福寺本、又一本、又一本なきに依れり、】名義は、書紀に、此時大后祈ひ給ひしこありつれば、其意以て新羅に勝賜へる由にて、後に名けたるにやあらむ、門は、處の意か、比賣は、尊みて稱たるならむ、【或人、勝門をヨドミ訓べし、万葉に、松浦川七瀬の淀は、云々、神名式に、肥前國佐嘉郡與止比女神社あり、今浮島、玉島川との間一里ばかり川上に、淀姫大明神云社あり、是なり、浮島は、源氏物語玉葛卷に見ゆ云り、今按に、勝門をヨドミ訓べき由なし、若よこひめならば、勝は誤字すべし、さればなほ然には非じ、筑前國宗像郡に、勝浦云處あり、神功皇后新羅に勝てかへり給ひ、此浦にあがらせ給ふ故に、かつら名く三里人云傳へたり、かつら濁、名所にて、歌あり、勝浦村の西方、昔は遠く干潟なりしが、寛文十一年に、その潟を新田に開きて、今は潟はなしとぞ、こに勝門比賣云名は、肥前の玉島なれども、若はこの筑前の勝浦傳のまがひたるには非るにや、】○故四月上旬之時、云々、こ



は既に曆日を用ひらる、世になりての【曆日を用ひ初、賜ひしは、推古天皇の御世よりおぼゆ】語に聞ゆれば、月名はもよりにて、其上旬を月立云るも、當時の言なるべし、【これらの事、眞曆考を見て辨ふべし】○女人云々、此は此、大后の御故事を思奉りて、こゝさらにな爲る事のありしなるべし、【只何もなく、其ころ年魚を釣るこには非ず、四月、上旬のころ、年魚釣るこはめづらしからず、何處にも常の事なればなり、さて玉島川に、今世にも、此事遺りてありや、國人に尋ぬべきこなり、】万葉五に、松浦川の瀬光り、鮎釣るこ立せる妹が裳の裾ぬれぬ、松浦なる玉島川に年魚つるこ、立せる子等が家路知らずも、遠つ人まつらの川に若年魚釣る、妹が袂を吾こそ經め、若鮎つる松浦の河の川浪の、並にし思はど、吾戀めやも、【此、哥もよめるも、次なる詞を以て見れば、四月、上旬の事なりき、】書紀三云、夏四月壬寅朔甲辰、北到火前國松浦縣、而進食於玉島里小河之側、於是皇后勾針爲釣、取粒爲餌、抽取裳糸爲縲、登河中石上而投釣、祈之曰、朕西欲求財國、若有成事者、河魚飲釣上、因以舉竿、乃獲細鱗魚、時皇后曰、希見物也、【希見此云、梅豆遷志】故時人號其處曰、梅豆遷國、今謂松浦訛焉、是以其國女人每當四月上旬、以鈎投河中捕年魚、於今不絕、唯男夫難釣、以不能獲魚、

### 古事記傳三十一之卷

本居宣長謹撰

訶志比宮下卷

於、是息長帶日賣命於倭還上之時、因疑人心一具喪船、御子載其喪船、先令言漏之、御子既崩、如此上幸之時、香坂王忍熊王聞而、思將待取進出於斗賀野爲宇氣比、獨也、爾香坂王騰坐歷木、而是大怒、猪出堀其歷木、即咋食其香坂王、其弟忍熊王不畏其態、與軍待向之時、赴喪船將攻空船、爾自其喪船下軍相戰、此時忍熊王以難波吉師部之祖伊佐比宿禰爲將軍、太子御方者以丸邇臣之祖難波根子建振熊命爲將軍、故追退到山代之時、還立各不退相戰、爾建振熊命權而令云、息長帶日賣命者既崩、故無可更戰、即絕弓絃、欺陽歸服、於是其將軍既信詐、弭弓藏兵



爾自項髮中探出設弦一名云更張追擊故逃退逢坂對立亦戰  
 爾追迫敗出沙沙那美悉斬其軍於是其忍熊王與伊佐比宿禰  
 共被追迫乘船浮海歌曰伊奢阿藝布流玖麻賀伊多旦淤波受  
 波邇本杼理能阿布美能宇美邇迦豆岐勢那和即入海共死  
 也

因疑人心は、人能心宇多賀波志伎爾余理且訓べし、師は、人ノ心ヲウタガヒオモホセバ訓れき、其もあしくはあら  
 ねど、宇多賀布云ば、疑ふまじきをも疑ふにもなるを、宇多賀波志云は實に疑ふべき由のあるさまなり、香坂王  
 忍熊王の不服ざるべきさま、又諸人の其に服はむこなき測りがたく疑はしきに因てなり、○喪船は、柩を載たる船  
 なり、【書紀孝德、卷に、輜車をキクルマニ訓る例に依らば此も、紀布泥ニ訓べきかとも思へど、こはなほ母布泥ニ訓  
 てあるべきなり、】○一具は、比登都那幣且ニ訓べし、【一をモハラニ訓るはひがこなり、】一は、一艘云、具は、捕  
 設るなり、さて此は實は喪船には非るを、謀にて其狀に贖ひ成たるなり、【もし書紀に依ていはば、此、喪船即天皇  
 の御柩を載奉れる船にて、さて御子をも其船に載奉れるなりとも云べけれど、此、記の趣は然には非ず、此、記の傳に  
 は、天皇の、御喪船のこは畧きて云ざるなり、】○御子は、新に生坐る、品陀別命【應神天皇】に坐、○先きは、豫  
 て先だちて物するを云、○崩し申すこ字運能和紀郎子の下【傳卅三の七十八葉】に云べし、○令言漏は、俗に云  
 いひふらさするなり、漏しも云故は、たこひ御子實に崩坐も、【此、時世、中定まらざるほかなれば、】必其は隠す

べき事なれば、隠せるが、おのづから漏たるさまに云はせしなるべし、さて如此計賜ふゆゑは、香坂王忍熊王の心を、  
 弛へ怠らしめむがためなり、○如此上幸、書紀には、爰伐新羅之明年春二月皇后領群卿及百寮、移于穴門豐浦  
 宮、即收天皇之喪、從海路以向京云々、時皇后聞忍熊王起師以待之命、武内宿禰懷皇子、横出南海泊于  
 紀伊水門、皇后之船直指難波、ありて、此、記の趣は、大后も御子も、共に同海路を直に上り幸  
 すなり、○香坂王忍熊王、上に出、【傳卅の四葉】○聞而は、大后の上幸自由を聞てなり、さて太子の崩坐ぬ云  
 こは、此、王等も實に然り、信給へる趣なり、其さま次に見ゆ、○待取は、待迎へて撃なり、此、取は、撃を云、【此事  
 上に例をも引て、委く云り、】○斗賀野は、書紀仁德、卷に、三十八年秋七月、天皇與皇后居高臺、而避暑時、每夜、  
 自兔野有聞鹿鳴其聲窈亮而悲之云々、【兔野、此はトの假字なり、ツ讀はわろし、】攝津國風土記に、雄伴郡  
 有夢野、父老相傳云昔者刀我野有牡鹿云々故名此野曰夢野、なごある、野なり、雄伴郡云るは、何郡ならむ詳  
 ならず、【和名抄に、西成郡に雄惟郷ある、惟字は、寫誤見ゆれば、是雄伴にて、古は郡なりしにや、若然ら  
 ば、斗賀野は西成郡なり、或書にも、西成郡云り、仁德紀に、猪名縣佐伯部が、かの夜々鳴し、牡鹿を苞直に獻  
 りつゝありて、爲奈郷は、河邊郡にて、同郡に雄上郷云もあり、されど、其野に鳴つる鹿の聲の難波、宮のあたり  
 まで聞えたりしは、河邊郡には非じ、其は遠ければなり、なほ國人なきによく尋ぬべし、又万葉十一に、吾妹兒乎聞  
 都賀野邊能云々、こあるは此野か、別なるか、】○進出は、大和より、津國まで進出たるなり、【出の下なる、於、字  
 なき本もあり、同じこなり、】○宇氣比猶は、書紀に、祈狩書て、此云于氣比餓利、こありて、曰若有成事必  
 獲良獸、こある此、意以て云、名なり、書紀に、息長足姬尊の、若有成事者、河魚飲鉤、詔ひて、年魚を釣し、こ  
 同心ばへにて、上代に此類の事なほ多し、○歷本は、書紀景行、卷に、到筑紫後國御木、居於高田行宮、時、有



儼木長九百七十丈焉云々、天皇問之曰是何樹也、有一老夫曰是樹者歷木也云々、天皇曰是樹者神木、故是國  
 宜號御木國、こありて、公望私記曰、按筑後國風土記曰三毛郡云々、昔者倭木一株生於郡家南、其高九百七十丈云  
 云、儼木與倭木名稱各異、故記之、【倭字は棟を寫誤れるか】仁德卷に、當荒陵松林之南邊、忽生兩歷木、挾路  
 而未合、これら、久奴木と訓り、【或人、景行天皇此木に依て、其地を御木國と名けられたれば、久奴岐は、國木の意  
 なるべしと云るは非なり】かくて、和名抄には、本草云、釣樟、一名鳥樟和名久沼木、また本草云、舉樹、和名久沼木、  
 日本紀私記云、歷木、【釣樟と舉樹と、共に久沼木と記しながら、別に出せるは名同くて異物か、はた、別に出せるは  
 誤か】字鏡には檉標同久沼木とあり、古書にも、歷木と書るは、檉の意にて、例の偏を省けるなるべし、【漢ぶみに  
 も檉を通はして、歷と作るこあり、又檉と標と通はし書る例もあり、されど同物には非ず】さて久奴岐は、今も久奴  
 岐とも久能岐とも云木なり、【契沖くぬきは、今もくのぎと云てつるばみのなる木なりと云り、檉を久奴木の實とせる  
 は違へり、そは和名抄にも、檉標實也とあるに依れるなれ、檉は伊知比の實なり、久奴木の實には非ず、他知比を標と  
 書り、此字に依て混ふべからず】されど此記書紀の、歷木は久奴木に當て書りや非ずや決め難き故あり、【玉垣宮、  
 段なる、葉廣熊白樟の下傳廿五の甘葉にも云る如く、凡て魚鳥草木なきの名の漢字は、古は人の心々に當て書つ  
 れば、彼此と異なるこ多ければ、漢名に依ては定めがたし、されば此歷木も檉とは聞ゆれど、其は何樹にあてたり  
 や憺ならず、かの風土記に、棟とあるも、書紀の歷木と傳へ異なるにはあらで、たゞ記者の當たる漢名の異なるに  
 こそ】万葉十二に度會大河邊若歷木、吾久在者妹戀鳴、【此は、旅の哥にて、吾久此旅の日數の久くなりなば、家なる  
 妹が吾を、戀しく思ひむかひなり】此上句は、吾久此詞を疊む料の序なれば、歷木は必比佐岐なるこ著ければな  
 り、【本には此をも、クヌギと訓いたれど、さては若吾、詞の疊なるのみにて、久に縁なし、此哥は、久と云こ主

たるを思ふべし、又同四に、佐保河乃涯之官能小歷木莫刈焉云々、此小歷木をば、シバと訓る、まことに然訓べし、こ  
 は、何木にまれ、柴なるを云なり、故小字を加へて知させたり、然れども其を歷木ともしも書る意は、一種の木を思へ  
 るなるべけれど、何木も知がたし、河岸に多かる木なるべし、比佐岐は、同六にも久木生留清河原なごもあれ  
 ば、河邊も由あり、今も川邊なごにもよくある木なり、和名抄に唐韻云、楸本名也漢語抄云、比佐木とありか、れば、  
 此記書紀なきの、歷木も比佐岐ならむも知がたけれど、姑書紀の訓に依つ、○臚坐、朝倉宮段、大御哥に、和賀爾宜  
 能煩理斯、阿理袁能波理能紀能延陀、坐は、伊麻志と訓べし、其樹上に坐すなり、【た臚賜ふと云意に添へて云る坐  
 には非ず】○而是は、此まにては、語つかず、【もし、而字は、於草書や、似たれば、於是かとも思へど、然  
 には非じ】又た、歷木に臚坐のみにては何の由も無ければ而字の下に文脱たるか、【かならず臚坐而云々】と云  
 こ、あるべければなり】又思ふに、是字は見の誤か、そは樹上に坐て御狩人の、獸を狩るを、觀居賜ふなり、書紀  
 に、二王各居假殿、赤猪云々あるこ、合考ふべし、其さま似たり、故姑是字を、美多麻布爾と訓つ、○怒猪は、  
 師の伊加理章と訓れたる宜し、【俗に云、手負猪なり】書紀雄略卷に、嗔猪從草中、暴出逐人、猶徒緣樹、大懼、  
 拾遺集物名、【きさの木】哥に、いかり猪の石をく、みて嚙來しは象の牙にこそ劣らざりけれ、朝倉宮段に、一時天  
 皇登幸葛城之山上、爾大猪出、即天皇以鳴鏑射其猪、之時其猪怒而字多岐依來、故天皇畏其字多岐、登坐椽  
 上云々、○堀は、【堀字にて、手偏なれども、昔より土偏に書來れり、漢ぶみにも、堀を掘と通はし用ひたる例もあ  
 り】此は、根を掘破して、僵すを云り、○咋食は、書紀に、咋而殺焉、こあるが如し、○不其畏、其態こは、祈  
 狩に、如此くなるは甚不吉怪なれば、畏むべきこなるに、猶畏まざるを云、【た猪を畏まざるには非ず】○  
 待向、向は、迎の意なり、【迎を向と書る例上卷にもあり】白檉原宮段にも、登美能那賀須泥思古、興軍待向以



戰あり、さて書紀には、引軍更返屯於住吉とあれき、此記のさまは然は聞えず、進出たる斗賀野近きあたりにて、待迎へたりと聞ゆ、○空船は、牟那志布泥師の訓れたる宜し、【牟那志伎船といはては、言ひ、のはざるか如くなれども、古言には如此云格多し、哀き妹を、加那志妹麗き妻を、久波志賣云類なり、】軍士の乗らざるを云なり、さるは是を、實の喪船と思へるから、【上に云る如く、御子の崩坐ぬる云云を忍熊王の方には、實に然り、信たるさまなり、】軍士無く空くて攻易からむとして先此船を攻破らむとするなるべし、【又凡て何事にも實ならず、僞なるを空某といへば、此空船も、空喪船の義にもやあらむ、若然らば其僞なるをば知らず、實の喪船と思ひて、御柩を奪取むして、先此を攻るにやされき空船云云其意には非じ、】○下軍は、陽は喪船のさまに裝ひたれども、隠して乗せ置たる、軍士を船より出し陸に下すなり、書紀には、時鷹坂王忍熊王聞天皇崩亦皇后西征并皇子新生、而密謀之曰、今皇后有子、群臣皆從焉必共議之立幼主、吾等何以兒從弟、乎乃伴爲天皇作陵、詣播磨興山陵於赤石、仍編船緇于淡路島運其島石而造之、則每人令取兵、而待皇后、於是大上君祖倉見別與吉師祖五十狹茅宿禰共隸于鷹坂王、因爲將軍令與東國兵、時鷹坂王忍熊王、共出菟野而祈狩之曰、若有成事必獲良獸也、二王各居假廐、赤猪忽出之、登假廐、咋鷹坂王而殺焉、軍士悉慄也、忍熊王謂倉見別曰、是事大怪也、於此不可待敵則引軍更返屯於住吉とありて、此時に、戦ひし事は見え、○難波吉師部、此難波は、吉師部の郷里を云るなり、姓には非ず、故書紀には、難波はあらでた、吉師とあり、【書紀、卷々に難波、吉士云姓の人多く見えたるは別なり、思ひ混ふべからず、】吉師部は、姓なり、姓氏録、攝津國、皇別に、吉志、難波、忌寸同祖大彦命之後也、【難波忌寸、大彦命之後也とあり、】とあり、此なるべし、大彦命は孝元天皇の御子にて阿倍氏の祖なれば、【上に見ゆ、】此氏も阿倍氏の支別なるべし、さて吉師部と負るこは、本地名より出たるか、【今も島

下郡に吉志部村あり、是此氏の郷里なるべし、かくて、此地名はも、吉師の住けるより負るか、吉師云者之事は、明宮段阿知吉師の下、傳卅三の二十三葉に、委云べし、【はた、吉志舞より出たるか、續紀十二、四天王寺に、食封を施入せられし時、】に、攝津職奏吉師部樂とある是なり、【阿倍氏の人昔新羅國より、大嘗會の日に歸參りて、始めて吉志舞を奏し事、傳廿二の八葉に云るが如し、さて吉志舞と名けし由は先吉師と云稱は、も新羅より出たれば、此舞も其吉師の舞なるを、新羅より傳來つる故に吉師舞と云か、さて其此舞を舞し人の子孫相傳へて、大嘗會とこに、舞ける故に、其氏を吉師部と負るか、若然らばかの津國に吉志部と云、地名のあるは其氏人の郷里なる故に負るなり、然れども又、吉師部と云を、地名より出たりとせば、彼舞も吉師部氏の祖なりし人の始めて舞て、其氏に傳へたる故に、吉志舞と云も聞ゆ、】されば、此本末【地名より出たるか、舞より出たるか、】決めがたし、【さて又、書紀、繼躰、卷に、吉士老とあるを、始めて、卷々に吉士某と云名の人多く見えたるは、皆韓國の吉士に因れる稱にして、此氏人には非ず、是又、思ひ混ふべからず、】○伊佐比宿禰は、書紀に、五十狹茅宿禰、哥にも、伊佐智須區禰とあれば、比字は、地の誤りか、【記中に、地字を假字に用ひたる例も、上卷神名にあり、】伊佐地は、名の例も彼、此ありて、水垣宮段【傳廿三の七葉】に、擧たるが如し、然れども、此記には次にも比字を書れば決め難し、故比とあるに就て云ば、伊佐地は、勇都比の切れるにて、都は、例の助辭、比は彦姬なごの比にて、【彦姬なごの比の意は、傳三の十三葉に云り、】其を伊佐比と云はた、其助辭の都を省きて云るのみの異にやあらむ、【助辭の都は添へても省きても云る例多し、】さて、此人は、右に引る、姓氏録に依るに、大彦命の子孫なるべし、【此人の時は、いまだ吉師部と云姓には非ず、子孫を吉師部と云しは遙に後のこなるべし、】○將軍は、書紀に、伊玖佐能伎美と訓り、【古のかゝる類の、稱の例に依らば、伊玖佐能字志と云べし、】此稱、高津宮段にも【將軍山部大楯連】見え、書紀には、崇神、



卷より初て見たり、○太子、此御子は、大后の御腹に坐々しほきに、既く大御父天皇は、崩り坐ぬれば、實には御胎内よりして、天皇に坐々て、胎中天皇さへ申せれば、況て生坐ては、固天皇にぞ坐々ける、然はあれども、大御母命世に坐々て天下の政所聞看し、且神武天皇より以來、幼く坐々て天皇の御例も、いまだ坐まさりしかば、此ほきは猶姑く、日嗣御子ご申奉りけむ、【さて、長り坐々て後も大御母命の世に坐々しほきは、なほ初より申しならへるまゝに、日嗣御子ご申奉りしかはた、長坐々ては、天皇ご申奉りしか、そは今知がたし、此、次々にも、なほ御子ごあるは、建内宿禰命率ごある文に依るに、なほ幼坐まし、ほご聞えたり、そのうへ、大御父天皇の、御段の内なれば、此段には、天皇ごは、記奉るまじきごわりなり、】大かた此等の御事ごもは、後の御代御代の御定をも、漢國の例をも忘れて、皇朝の上代さまを、熟らにさごり得たる人ならずは疑ひつべきものなり、なほ末に委論ふべし、【書紀に、三年春正月丙戌朔戊子、立、舉田別皇子、爲太子、なごあるは、例の漢めかしく記されたるものごそれ、皇朝の古のさまに非ず、其由は、上にも既に論へるが如し、】○御方、日本紀畧にも、天慶三年十二月十九日庚戌、土佐國言八多郡爲海賊、燒亡、合戰之間、御方人并賊類多中、箭死者ごあり、後世に、味方ご書くは、由もなき非なり、【常にも、己が方さまの者を、美加多ご云、其も軍に云、御方より轉れるか又は、其は身方の意にて、本より別なるか、】○丸邇臣の事は、伊邪河宮段に云り、【傳廿二の四十六葉】○難波根子建振熊命、某根子ご云名の例、孝靈天皇の大御名の下【傳廿一の三十五葉】に云り、振の意は、未と思得ず、熊は、猛き意か、さて、此、人書紀に、此御卷には、和珥臣、祖、武振熊ご見え、仁德、卷六十五年の下に、和珥臣、祖、難波根子武振熊ごあり、【書紀の、年立に依るに、今年より、仁德天皇の、六十五年までは、百七十餘年を経たり、長壽き人にぞありけむ、】姓氏錄、和爾部、朝臣、條に、彦柁津命三世孫、難波宿禰ごある、此、人のごごならむかさて又、眞野臣、條に天足彦國押人命三世孫、彦

國尊命之後也、男大口納命、男難波宿禰、男大矢田宿禰、後氣長足姫皇尊、征伐新羅、凱旋之日、便留爲鎮守將軍、云云、【納字は、寫誤なるべし、】ごあるに依れば、難波宿禰は、彦國尊命の孫なり、【時代も右の趣大かた此に合へり、又彦國尊命の孫なれば、即彦柁津命の三世孫にあたり、彦柁津命の事は、傳廿二の四十八葉、彦國尊命の事は、廿三の七十四葉にいへり、】○追退は、上文の相戰ごあるより續きて、其時に太子の、御方の軍の、忍熊王の軍を、追退たるなり、○還立は、忍熊王の軍、追れて山城國までは引退きつるが、山城國にて、留りて、又軍立して還向ふなり、書紀に、忍熊王復引軍、退到菟道、而軍之ごある是なり、菟道は、山城の宇治なり、【但書紀は、此時までは、未戰ふごごは無くして、たゞ菟道まで、引退きし趣にて、此記ご異なり、】○各不退ごは、忍熊王の軍の此に到て、退かずして、又向ふに太子の御軍も、退かざるを云なり、書紀には、皇后南詣伊國、會太子於日高、以議及群臣、遂欲攻忍熊王、更還小竹宮、云々、三月、命武内宿禰和珥臣、祖武振熊、卒數萬衆、令擊忍熊王、爰武内宿禰等選精兵、從山背、出之至菟道、以屯河北、忍熊王、出營欲戰ごあり、【此に太子ごあるは、三年の文ご合さるか、されご此にかくあるぞ、古傳のまの文にはありける、書紀は、凡て漢文に傷はれたる中にをり、取はづして、かく古傳のまなるごごのあるなり、さて此段彼紀の趣は、太子をば武内宿禰に抱奉らしめて、南海路へ廻りて、紀國に到らしめ、大后の御舟は、直に難波を指して上り坐ししを、難波には泊給はて、紀國に詣坐て、太子ご一に會賜へるなり、此記の趣は、然らず、大后も太子も、もごより一海路を上り坐りご聞ゆ、】○令云々故無レ可更戰、さきに太子は、既崩ご云たり、今は又、大后も崩坐ぬれば、王【忍熊】を除て他に君は坐まさねば、戰ふべきご無しご云、しめて、忍熊王に歸服ふまねするなり、【上文に、自其喪船下軍相戰ごあるは、其時既に、實の喪船には非るごごを顯したる如くにも聞ゆめれご然らず、若其時に、顯したるごには、太子の崩り坐ぬご云しは、偽な



るこ、其時に敵方にも既に知たるべきに、今又太后崩坐ぬも同じさまの、偽事せむには、敵よも信まじければなり、されば、今又如此權りたるは、かの喪船より軍を下したる時もなほ喪船は實の喪船にして、其偽は、敵方には未知らず、太子もさきに既に崩坐ぬも心得居る趣なり、書紀は此處の趣異なり、次に引るが如し、○弓絃は、絃字は、弦の誤かとも云べけれど、古は通はしてかくも書けむ、由豆良三訓べし、万葉二に、梓弓都良緒取波氣、十四に、都良波可馬可毛なごあればなり、【波久流は、弓に弦を懸るを云、】されど、書紀仁徳卷の大御哥に依に、由豆流三訓むもあしからず、【古は、都良も都流も、云しなるべし、草の葛をも、今は都流三云り、さて右の万葉の都良緒を、師は、連なり緒の意なり云れつれど、いかゞあらむ、】和名抄には、弦由美都流三あり、○欺陽は、伊都波理三訓べし、【陽は、伴同くして詐なり、】○歸服は、麻都漏比奴三訓べし、○其將軍は、伊佐比宿禰なり、○既は、【舊印本に、誤りて帥三作るを、師は即字三せられつれど、諸本皆既三あり、】盡の意なり、【此事上に云り、】○信は多能美豆三訓べし、○弭は波豆志三訓べし、【此假字古書に見あたれば、豆は、受ならむも知らねど、姑世に書きならへるに従へり、なほ考ふべし、又波自伎も訓べきか、万葉十四に、美知乃久能安太多良末由美波自伎於伎且三ある、是弦を弭し置を云り、】○藏兵三は、拔持たる刀を鞘に入れなきする類を云、○頂髪中は、多藝布佐能那加三訓べし、書紀に、此を髪中三あるを然訓、又景行卷に、箭藏頭髪崇峻卷に、作三天王像置三於頂髪三なごあるをも、皆然訓り、多藝は、髪を揚たるを云、布佐は、其揚て集めたる髪を束ねたる處を云、總又物の多きを統集むるを、布佐奴三云なき、同言なり、【万葉に、髪たぐも多きよめり、揚るこなり、又物の多く繁きを、布佐三云、】されば、頂髪は、後に云、本取のこなり、【故師は、即モトドリ三訓れつれど、其は中古よりの名こ三聞ゆれ、】さて是よりは、太子の御方の事なり、○設弦は、麻氣多流都留三訓べし、【麻氣は、麻字氣なり、麻字氣三云は後に、音

便に宇の流りたるにて、古言は麻氣なり、都留は、都良も訓べし、】然るを師は、此を宇佐由豆留三訓れたり、其も又さるこなり、然れども、なほ熟思ふに宇佐由豆留は、尋常の定りにて、必備くる物なれば、今敵を欺きて、弓弦を皆絶捨るはさならむには、其宇佐由弦をも必共に絶捨すはあるべからず、【若し然爲すは、敵必疑ひつべし、】されば其定まれる、宇佐由弦は皆絶捨て、此は又別に隠して備置たる弦なる故に、其を分むために宇佐由豆留は記さるなるべし、【若し宇佐由弦三記したらむには、かの定まれる三紛ふが故なり、】こさら、髪中に隠したるこをよく思ひて、定まれる宇佐由弦は別なるこを知べきなり、【定まれる、宇佐由弦は隠す物には非ず、但し此下なる、註無き本に従はば、なほ宇佐由豆留三訓むもひがこには非じ、其故は、顯に設るこ、別に隠して設けたるこの差別こそあれ、共に設けたるにはあれば、何れをも、宇佐由弦三云むに違ふまじければなり、然れども此、記の例を思ふに、若し宇佐由豆留三讀むべくは、假字に書べく若し其を、設弦三か、ば、訓云三宇佐由豆留三注すべきに、然は注せず、彼此を思ふに、なほ然は訓まじきこ、】○註に、一名宇佐由豆留三ある真福寺本には、此、注なし、師も後、人の所爲なり云れたり、【かく云れたる意は、思ふに本文の設弦を、即ウサユヅル三訓べければ、かゝる注あるべき由なしと思はれたるなり、】其も謂れたるこなり、【其故は、宇佐由豆留三云名は、仁徳紀の、大御哥に見えて甚古ければ、直に本文に然云べきこ、こそあれ、かく一名にて、注にすべきに非ず、若し又此名の外に、麻氣豆留三云、古名ありて、其を以て記すならば、此、一名をば注するまでもあるべからず、されば本文の、設弦即宇佐由豆留なるを、後、人然は得知らず、大御哥を思ひて、別に如此は注したるなりとも云べければなり、】然れども、猶思ふに、本文は定れる、宇佐由弦に非るこ、右に云るが如くなる故に、設弦三、書て、其分を知らせられども、世、人なほ定まれる宇佐由弦に思ひ混へて、然訓むこを恐ひて、然は訓まじきこをなほ體に示さむために、一名三注して、分てる



にもあるべし、【或人疑て云、もし設弦を、宇佐由豆留は訓まじきことを示すならば、宇佐由弦は、別なる由をこそ注すべけれ、一名云々にては、たゞ同物に聞ゆるはいかに、答、そはまことに、さることにて、いままぎらはしき注のさまなり、今、人ならばかくは注せじを、古は凡てかゝる物の注のしさまなきも、然こまやかにあらざらば、大らかなりしかば、今、人の聞ては、隨に當らざる如く聞ゆること常多し、されば、此注も其意を得て見れば、如此もあるべきものなり、其故は、顯に設くる隠したるこの、差こそあれ、此も、宇佐由弦の外ならねば、非、宇佐由豆留なきも、注しがたければ、一名云々を注して分るなるべし、宇佐由豆留をば、一名云々なきは、直に然は訓まじきこと知らるればなり、かくの如く見るべきは、此注必しも、後、人のしわざも、決めがたくなむ、故姑、諸本の隨に記しつ、宇佐由弦は掛替に備置弦なり、書紀仁徳、卷、大御哥に、于磨臂苦能、多菟履虚等太豆、于礎山豆流、多由磨菟餓務耳、奈羅陪豆毛餓望、【うま人は、貴人を云、契冲物部のここにされるは非なり、首の此二句は、宇佐由弦に係れる事には非るをや、虚等太豆は、舛言に讀べし、太字は、濁音の例なり、万葉十八に、世、人能多都流許等太豆、これも同じ、同卷に、大伴等云々、立流辭立、これは用言に云り、上下の語以て辨ふべし、さて此、御哥の意はたこへば、弓弦の絶たる時の掛替に、宇佐由弦のある如く、貴人の立る事立なれば、后妃を並べ置まほし詔ふなり、】又此段には、備置ありて、チサユツルミ訓り、【袁は、宇ミ殊に近く通音なり、さて此訓たゞ、仁徳紀にのみ依れるならば直に、ウサユミこそあるべきに、チサユミしも訓るは通はして然も云る古言の世に遺れるに依れるなるべし、契冲此名を釋て、藏弓弦の畧なるべし云り、藏云むこいかに、】軍防令に、凡兵士【云々】毎人弓一張弓弦袋一口副弦二條見え、江家次第、【賭射條】に、射手【云々】若弦斷者以替弦掛之當弓場柱張之、又【射場始條】射手弦斷者跪地以替弦懸之云々、【中右記、弓場始、下に、替弦從懷中取出懸弓云々】なき見えたり、書紀云、時武内宿禰令三軍悉

令推結、因以號令曰各備弦、藏于髮中、且佩木刀、既而舉皇后之命、誘忍熊王曰吾勿食天下、唯懷幼主、從君王者也、豈有距離耶、願共絕弦捨兵與連和焉、然則君王登天業以安、席高枕專制萬機、則顯令軍中悉斷弦、解刀、投於河水、忍熊王信其誘言、悉令軍衆解兵、投河水而斷弦、爰武内宿禰令三軍出備弦、更張、以佩真刀、度河進之、○逢坂、名の由縁書紀に見えて次に引り、孝徳紀大化二年、詔に、凡畿内東云々、南云々、西云々、北自近江、狹々波合坂山以來、爲畿内國、ありて、山城近江の堺にて近江に屬り、【今大津の西なる、坂路是なり、】万葉六、大伴坂上郎女奉拜賀茂神社之時、便超相坂山、望見近江海、云々、木綿疊手向乃山乎、今日越而、【手向山、即逢坂山なり、】十、吾妹兒爾相坂山之皮爲酢寸、十三、相坂乎打出而見者、淡海之海、白木綿花爾浪立渡、又未通女等爾相坂山、丹手草麻取置而、十五、和伎毛故爾安布左可山乎、故要豆伎豆、○逃退は、忍熊王の軍なり、○對立は、又留りて、太子の御軍に向ひ立なり、○亦戰、是にて戰ふこと三度なり、○追迫敗は、太子の御方よりなり、上に追退云、次に追擊云、此に至て追迫云、漸に迫る次序なり、【凡て、世牟云は、令追迫なり、故、此記に、多く、追、字を書り、】上卷に、建御名方命云々、逃去、故追往而追、到科野國之洲羽海、將殺時云云、○沙々那美は、近江國の地名にて、其由師の冠辭考に委く説れたるが如し、【志賀は、古より廣き名にて、郡名にもなれるをなほ古は、沙々那美は志賀よりも廣き名にやありけむ、万葉の哥にも沙沙那美の志賀多くよみて、志賀の沙々那美よめるはなし、又九、卷には、樂浪之平山もあれば、比良のあたりまでかけたる名にぞありけむ、綺語抄に、今按近江國志賀郡さなみ山あり、志賀のさなみ云べきをさなみや志賀の云傳へたるはあるやうあるにやあらむ、】明宮段、大御歌に、佐々那美遲【遲は路なり、】こもあり、○出は、眞福寺本に依れり、此字、諸本皆於こ作り、【出に於こ、草書はいこよく似たる故に誤ることあり、出雲風土記を本にも、此二字相誤れる



【さころ多し】於此あるに依るべきは、上の敗へ回りにて沙々那美爾敗且訓べし、【沙々那美にて敗るなり、書紀此御卷、哥に、于泥瑯等選倍菟ある類なり、彼も宇治にて捕へつなり、又思ふに敗字は、到の誤にもあらむか、】然れども此は出云云、おもしろし、其はまづ、山城の宇治より、山科を経て逢坂までは山含處なるに、逢坂ノ山を東へ越離るれば、沙々那美の地にて、湖に向ひて打晴たるは、まことに出云云べき地形なり、右に引る万葉の哥に、逢坂乎打出而見者云々なごあるをも思ふべし、又後に此あたり、打出濱云名あるも其意なり、【拾遺集に、近江なる打出の濱の打出て云々、】○其軍は、忍熊、王の軍なり、書紀云、忍熊王知被欺謂倉見別五十狹茅宿禰曰吾既被欺今無儲兵豈可得戰乎上與兵稍退、武内宿禰出精兵而追之適遇于逢坂以破、故號其處曰逢坂也、軍衆走之及于狹々浪栗林、而多斬、於是血流溢栗林、故惡是事、至于今其栗林之葉不進御所也、【狹々浪栗林は、催馬樂の鷹子に安波川乃波良乃美久留須乃ある處なるべし、粟津、原は志賀郡にて、大津より、勢多にゆく間にあり、書紀に、沈瀨田濟、而死あるによくかなへり、此あたり、古は沙々那美の地なり、】○浮海は、陸路をば迫られて行べき方なき【瀨田濟の岸に到迫れるなり、】故に、海に浮べるなり、書紀に、忍熊王逃無所入則喚五十狹宿禰而歌之曰、云々あり、○伊奢阿藝は、率吾君なり、伊奢は人を誘ひ起す詞にて此は結の迦豆岐勢那云々へ係れり、阿藝は、明宮、段、天皇の大御言にも、佐邪岐阿藝【佐邪岐は、大雀、命を詔へるなり、】書紀同卷、大御哥にも、伊裝阿藝ある皆吾君なり、崇神、卷に號叩頭之處曰吾君あるは、神名帳に、和伎ある地なり、【山城國相樂郡和伎坐、天乃夫支賣、神社これなり、此、社を今涌出宮申すは、も吾君の意なることを知らで、妄に涌させるひがこなり、】是を以て知べし、臣をも子をも對ては、君呼こ常なり、【契沖吾子させるは、非なり、】此は、伊佐比、宿禰を詔へるなり、書紀には此次に伊佐智須區爾云句あり、○布流玖麻賀は、振熊之にて、太子の御方の將軍の名、上に出た

り、書紀には此句、多摩根波屋于知能阿會餓句夫菟智能三句なり、○伊多豆波受波は、不負、痛手二者なり、痛手の事は白檮原、宮ノ段に、五瀬命於御手、負登美昆古之痛矢申、故爾詔云々負賤奴之痛手、ある處に云り、【傳十の三十八葉】さて、此不負者は、負むよりは云意なり、是古語の一格にて、万葉の哥に廿餘首此、例あり、己さきに詞瓊、論【七、卷古風、部】に、皆引出て云るが如し、何れも皆かくあらむよりは、如此こそあるべけれ云云を、如此あらすは云々云り、【其中の一首を以て今云む、一、卷に、如此許戀作不有者高山之磐根四卷手死奈麻死物乎あるは、かくばかり戀つゝあらむよりは死むものをなり、餘も皆此に同じ、然るに此、格を世によく心得たる人なくして、哥ごにさまぐむつかしく解れも皆明らかならず、此の哥をも契沖、痛手を負ては身もかなはねば入水もなりがたからむ、さまでの疵をも被らずは詔ふなり云る、いし心得ず、今死むる際に、さまでの疵を被らずは云むはさらに聞えぬこなり、負むよりは見るこきは、甚明らかなる物をや、】○暹本杵理能は、鵬鷗之なり、和名抄に、郭璞方言注云、鵬鷗、野鳧小而好没水中也、和名暹保【此文、誤あり、楊子方言に野鳧其小而好没水中一者謂之鵬鷗、大者謂之鵬鷗、あり、】あり、今かいづぶりに云鳥なり、處によりては、今も暹本も美本も云、さて此は、次の一句を隔て、迦豆岐の枕詞なり、【後、世の哥に、にほてるや近江の海よむは、此、哥のつとよきに依て此、句を直に次、句の枕詞心得、又にはほりを、にほてるを誤れるものなり、又近江の湖をにほの海よむも、此、枕詞の誤りより出て、青丹よし國內押照宮なき云類なれど、暹本は、此、海に由なきこなり、抑此にほてるや、又にはほの海にさまぐむの說あれども、皆強説なり、本を考へて知るべし、】書紀に合せて知べし、又明宮、段、大御哥にも、美本杵理能迦豆伎云云、万葉十四に、爾保杵里能可豆思加和世乎、【此も潛く意の云かけなり、】四に、二寶鳥乃潛池水なきあり、【なほ師の、冠辭考を考へ見べし、】○阿布美能宇美邇は、淡海之海になり、【淡海即湖なれども、國名こなりては其、淡



海國の湖云意にて、かくは云なり、書紀の建内宿禰の哥に、阿布瀨能瀨もよめり、【字を省く例多し】さて書紀には、此、一句は無し、○迦岐勢那和は、潜爲む吾なり、【吾者あるべきなれば、和の下に、波、字脱たるか師の云れつるは、書紀の此、上なる哥に、伊裝阿波那和例波なごあるに依てなるべけれご、吾のみにても宜し】書紀には、和ノ字なし、潜は、頭衝云意の言にて、頭を衝入れて逆に水中に沈むを云、故、水鳥の水、中に没を、海人の魚捕に海に没をも云り、【然るを、後世にはたゞ、海人のしわざのこにのみ、心得たるはひがこごなり】此は海に没て、死む云こごなり、勢那は、勢牟云に同じ、牟を、那云る例、書紀万葉の哥に多し、是も、詞、瓊綸にあまた出せり、披見てさるべし、【但し、牟云は、己がうへにも、人のうへにも、物のうへにも、廣く用る辭なるを、此、那はたゞ自然せむご欲るこごにのみ用ひて、他のうへには云ぬ辭なり、是牟の差なり】書紀の此、上なる哥に、伊裝阿波那ごあるも逢むなり、此にても知れし、【契冲が、勢那はせむな、なり阿波那は、あはむな、なり云云るは違へり】○一首の意は、今は左ても右ても通れがたきに、建振熊になほ迫られて、其が痛手を負て苦目見むよりは吾はひたぶるに、此ノ海に落入て早く死む、いざゞ吾君も諸共に然爲よご詔ふなり、○共は、伊佐比宿禰共になり、書紀に、則共沈瀨田濟、而死之于時武内宿禰歌之曰、阿布瀨能瀨、齊多能和多利珥伽豆區若利、梅珥志彌曳泥慶異根迺倍呂之茂、【末の二句は、二人の屍の見えざるをいふせみたるなり】於是探其屍而不得也、然後數日之出於菟道河、武内宿禰亦歌曰、阿布瀨能瀨齊多能和多利珥伽豆區若利、多那伽瀨須疑且于泥珥等遷倍菟、【みらへつ云言は、鳥の由なり、攝津志に、河邊郡中山寺村、中山寺、寺後有荒墳一曰鍵塚、相傳必熊王墓】

故建内宿禰命率其太子爲將禊而經歷淡海及若狹國之時於

高志前之角鹿造假宮而坐爾坐其地伊奢沙和氣大神之命見於夜夢云以吾名欲易御子之御名爾言禱白之恐隨命易奉亦其神詔明日之旦應幸於濱獻易名之幣故其旦幸行于濱之時毀鼻入鹿魚既依一浦於是御子令白于神云於我給御食之魚故亦稱其御名號御食津大神故於今謂氣比大神也亦其入鹿魚之鼻血鼻故號其浦謂血浦今謂都奴賀也

率は、韋豆麻郡理豆訓べし、【師は、豆を除きて、韋麻郡理豆訓れき、まごごにこごわりを以思へば、るてまつるごは云べきに非ず、他言に然てふ辭を添へて、てまつるご云例もなければなり、然れごも此はいかなればか、古より、るまつるごは云はず、豆を添へて、るてまつるご云る例なり、】書紀清寧卷に、小楯等奉億計弘計到攝津國、孝徳卷に、皇太子乃奉皇祖母尊間人皇后云々往居于倭飛鳥河邊行宮、また奉皇祖母尊間人皇后赴難波宮、これらの奉を皆然訓、又物語書等にも、るてたてまつるご云り、【尊みて、云云奉ご云云奉を古言には、麻郡流云るを、中古よりは、多豆麻郡流云り、さればるてたてまつるご云るは、古言のるてまつるに當れり、】○禊は、上卷に出、【傳六の四十三葉】御を添へて美々會岐訓べし、【さて此は、太子をして、御禊せしめ奉らむごするなれば、禊セサセマツラムトシテなご訓べきに似たれご、なほ禊セムトシテ訓て宜しかるべし、】○經歷淡海及若狹國、そも、此、御



禊は何事に因て云々知られず、按ふに上代には禊祓は、貴きも賤きもいさゝかも心にかゝる罪穢、又禰事、又祈願ふ事なきある時は固にて、又何なき時にも爲しにぞあらむ、さて其、輕き禊は郷里近き海川にてし、重きはや遠き國の海邊に行ても物せしなるべし、【万葉四に、君により言の繁きを故郷の飛鳥の川に潔身にゆく、一尾云龍田こえ三津の濱べに潔身にゆく、六に其、佐保川に云々解除てましを、往水に潔てましを、十一に玉久世の清き川原に身祓して齋命は妹がためこそ、】さて又、一處にも限らず數處を重ねても爲しなるべし、【齋王の、伊勢に赴き給ふ路の間にて六處の塚川の御禊あり、又京に歸坐す時は、難波に下坐て、三處の御禊あり、これら上代の式の遺れりしなり、又後、世に大七瀬小七瀬靈所七瀬云て、禊する定まれる處あり、大七瀬は、難波田籬島河後大島橋、小島佐久那谷幸崎なり、小七瀬は皆鴨川にて川合一條土御門近衛中、御門大炊、御門二條等の末なり、靈所七瀬は、耳敏川河合東瀧松崎石影西瀧大井川なり、河海抄に見えたり、これらも上代に數處を重ねて物せし爲ののこれるに依て定めたるものなり、源氏みをつくしの巻に、源氏君難波にて、七瀬の祓の事見ゆ、又源氏の君難波にて祓の事明石巻の末にもあり、】されば此も、淡海、又若狹の海邊なきにて、御禊しつ、經歷賜ひしなるべし、○於高志前之角鹿高志は、越國にて上卷【傳十一の三葉】に出、其前は越前國なり、前の事上【傳廿一の五十葉】に云り、和名抄に越前、古之乃三知乃久知あり、角鹿の事は下に出たり、さて此の文のさま云々之時あるは、高志前云處も、淡海若狹の内にある如聞ゆれども、此は古、文のさまにて、淡海若狹を経て、高志前に到り坐る時に其國の角鹿に云意なり、經歷あるにて、【閉斯訓べし此斯は過し事を云辭なり、】淡海若狹は、既に經過しこ知らる、【さては、淡海若狹を経て、經歷云々用なきに似たれどもかく云て、此國々を経て處々に御禊しつ、幸行る由を顯したるものなり、】さて越前國に到坐るもなほ御禊のためなるべし、○假宮は上に出、【傳廿五の卅葉】○坐は、麻世麻都理伎訓べし、其由

も上に云り、【傳廿五の三十四葉】○伊弉沙和氣大神之命は、氣比大神の御名なり、【龍田大神を、天、御柱、命國、御柱、命と申し、出雲國造、神賀、詞に、彼國の熊野大神を、櫛御氣野、命、大三輪大神を、倭大物主櫛玉命と申せる類なり】さてかく何なく神、御名を擧るに、之命云る例は無きこなるを思へば、此命は御名に附たるには非て、夢に見えて詔へる御言を謂るにもやあらむ、さて此、段書紀には、十三年春二月命武内宿禰、從太子令拜角鹿簡飯大神、あれども、此記の趣は上に云る如く、此、浦に御禊し給はむとて、此處には到り坐るにて、【此、大神を拜、賜はむこには非ず、】さて此地に來坐るに因て、此、大神は夢に見え賜へるさまなり、何の傳、か正しからむ決めがたし、【書紀に依て云は、此記の文は誤あるか、越前まで御禊しに幸行むはあまり遠くていかゞなればなり、又此、記に依ていは、書紀は、此記の如く記せる古記を心得誤て記されたるものか、此、大神をしも拜に幸行しも何の由も聞えざればなり、】さて此、神社を仲哀天皇を祀る云説、【帝王編年記仲哀天皇、段に、今、氣比大明神、此、天皇也、いへり、】は信がたし、【此、説は書紀仲哀卷に二年二月幸角鹿、即興行宮、而居之是謂簡飯宮、】あるこ、此、太子の拜に參り坐るこあるを合せて心得誤れるより起れるなるべし、【如何なる神にか詳ならず、】承和六年に、遣唐使の船の歸着難にせしに依て、住吉神、此、氣比神に幣を奉て、歸着むこを祈、賜ひし事續後紀に見えたり、住吉と同じく此、事をしも祈、賜ひしを思へば、いかさまにも、異國の事に故ある神なるべし、其に就て書紀垂仁、卷の、都怒我阿羅斯等が事、又天、日槍が事にいさ、か思ひ依れる事もあれざるべし、【云がたし、】○夜夢、夢を夜、夢云るこ、万葉五叶に、奴波多麻能流能伊味仁越都伎提美延許會なきは多し、さて此は太子の御夢には非て御供人の夢なるべし、【そはまづは建内、宿禰、命のならむか他人のにもあるべし、】太子ならむには、御夢あるべければなり、○以吾名、欲易御子之御名は、阿賀那袁美古能美那迦幣麻久本斯訓べし、かく詔へる意は吾、名を更て、御子の御名を賜はりて、吾、



名にせまほしきなり、易は、吾名を更るにて互に相易むには非ず、【以吾名とある字面に依るべきは、吾名を以て、御子の御名せむ云意も有りて互に相易む詔如く聞ゆめれき、然には非ず、以字はた、袁云辭に當て書る例なれば拘るべからず、たと吾名をかへむにて、御子の御名を易む云意は無し、思ひまがふべからず、互に相易ることは上卷に各相易佐知欲用とある如く、文のさま異なり、見くらべて別まふべし】○言禱は、許登本岐且訓べし、大殿祭祝詞に、天津璽乃劍鏡乎、捧持賜天言壽【古語云許止保企、言壽詞如今壽觴之詞】宣志久云々、書紀持統卷に、壽詞なごあり、本具てふこは、下なる御哥に、加牟本岐云々とある下に云べし、此は此大神の御易名の事を壽白すなり、【師は、この言禱二字を此處に由なし、此は御子答白之とありて、言禱は下なる故亦稱其御名との間に入べしと云れつれき、本のまゝにてもなてふこかあらむ】○恐は、速に諾して承る言にて上卷に見えて其處に例ごもを引て云り、【傳九の廿六葉】○易奉は、御子の御名を大神の御名に讓、獻むとなり、然爲るは、大神の御名を易るなれば易とは云なり、【必しも互に相易るには非ず】さて此御子の御名は、大輅和氣命亦名、品陀和氣命とあるを、今此大神に讓奉り給ふは、此二つの内何れならむと云に後までも、品陀天皇と申奉れば此御名には非ず大輅和氣の方を讓り奉賜へるならむ、【然れば此より後は、此御子は、大輅和氣命と申さざりけむ】然れば此大神の御名本は、伊弉沙和氣大神と申せりしを、此時よりは、大輅和氣大神とぞ申しけむ、【然るにたゞ、氣比大神のみ申して此御名の世に傳はらざるはたましく物に見えざるにて、かの出雲の熊野大神の御名、櫛御氣野命、三輪大神の御名、櫛毘玉命など申すも、かの神賀詞をおきて他には世に知れる人なきと同じとぞ】然るを、書紀應神卷に、一云初天皇爲太子、行于越國、拜祭角鹿、御飯大神、時大神與太子名、相易、故號大神、曰去來紗別神、太子名、豐田別尊、然則可謂大神、本名、豐田別神、太子、元名、去來紗別尊、然無所見也、未詳とあるは、一書の誤なり、【此、一云は、一書の

の説にして、此記の傳、似たれども、此記の趣なる傳、を心得誤りて記せるものなり、さて然則云より下は、撰者の論ひなるを、此論もなほ此記の趣をよくも心得ずて、たと大よそに見られたる故に疑はしかりなり、此記をよく辨ふるときは、義理明らけきものをや、【○白之は、麻袁志伎訓べし、此段は太子の未幼く坐まして、建内宿禰命奉るれば、言禱も御答へも皆太子の御自白し給ふには非ず、彼宿禰の白し給へるなればなり、【さて、事の次序を思ふに、易奉るに申せるは、先にして、言禱は、其後に申すべきを言禱を先に云るは、次序たがへるが如くなれども、然らず、かく云も文の一の格にて、次序は易奉むと白して、言禱白しき云意なるを、然云ては、白と云ふは、煩はしく重なる故に、言禱を先に云るは返りて古文のめてたきなり、】○亦其神詔、上の言禱云々は、かの夢に見え賜ひし明朝の事なるべければ、此は又其日の夜詔へるなるべし、さて此も又同じく夢に見えて詔なるを、夢と云ざるは、上に既に夢とあれば准へておのづから著ければなり、○明日之旦は、阿須能阿斯多師の訓れたる宜し、【万葉十五に、安久流安之多とあり、又書紀に、明旦をクルツアシタなき訓れき、此は然るべからず、】○濱は、角鹿の濱なり、○應は、幸は、太子になり、○易名之幣は、那加能草夜士理訓べし、【俗言に云、ば改名の祝儀の音物なり、】易名とは、大神の御名を更賜へるを云、日本紀竟宴集に、得木兔宿禰、【源兼似、】都玖數久彌須女羅加美許那加幣世流許已路波幾瀾遠伊婆布奈理氣利とあるは、互に相易給へるなり、【これに泥みて、此の易名を思ひ混ふべからず、必しも、互に相易ざれども、名を易るを易名と云り】幣を、草夜士理訓は、師の遣唐使時奉幣祝詞に禮代乃幣帛乎云々とある考に、代とは、其奉る物實を云、古事記、安康段に、爲其妹之禮物、令持押木之玉纒、而貢獻、崇神天皇紀に、取倭香山土裏領巾頭、祈日是倭國之物實云々、又出雲國造神賀詞に、神乃禮自利臣能禮自登、御禱乃神寶獻良久登奏、云々とある考に、神乃禮自利は、穗日命より次々の神たちの、禮物なり、臣能禮自は國造が禮物なり、利を畧けるは唱への調のためならむ、さ



て上に禮代ミ書たるにて、大よそは聞ゆれども、其を自利ミ云る利は、留志の約にて、禮のしるし云こなり、紀に物實を、ものしろ訓るも同意なり、是まで師の考、ミあるに依れり、此は殊に神より君、【太子】に獻り給ふ、幣なればかの神乃禮自利ミ、全同じければなり、【そも、幣字は、常には、ミテグラ、又ニギテなきのみ訓ミも、其は大かた神に獻る物に云り、神に獻るも君に獻るも意は同じけれき、神より君に獻り給ふ物を然云むは何ミかや似つかはしからず、聞ゆ、又人におくる物には、マヒも訓れども、此はまひも云べきに非ず、なほるやじり云ぞよく當れる】○獻は、大神より太子になり、○其且は、都登米且ミ訓べし、夜ありし事を云て、其明且のこを然云り、白檮原宮、段高倉下の處にも、此言あり、物語書に常多き詞なり、○幸行于濱は、【于字多くの本になし、無もあしくは非ず、今は、書紀釋に引るミ、眞福寺本に依り、】太子なり、○毀鼻入鹿魚、毀鼻は、波那夜夫禮多流ミ訓べし、【又加氣多流ミも訓べし、】此事は次に云む、入鹿魚は和名抄に、鯨鮪臨海異物志云、鯨鮪大魚色黒一浮一没也兼名苑云、鯨鮪一名鯨鯢、野王按一名江豚、和名伊流可、出雲風土記島根郡南入海所在雜物、中に入鹿あり、字鏡には、鮪伊留加ミ記せり、貝原氏、海豚此魚に當て、長さ六尺許色黒く形海鮪の如く又豚に似たり、ひれありて足に似たり尾に岐あり鱗なし、背は鯨魚の如く上下共に長くして尖れり、皮厚く油多き魚なり云り、【今漁人に問。こころみるにも、此説の如く云り、さて漢籍を考るに、鯨鮪も江豚も海豚も一物ミ聞えたり、】○既依一浦【眞福寺本には、浦字を津ミ作り其もあしからず、】既は、太子の到り坐るより先に早既になり、一浦は浦に滿たるを云、【俗に、浦一坏云意なり、】書紀神代卷に、盛一箕あるも、箕に充滿たるを云て同じ、うつは物語に、いかき者ども、一山にみちて、大和物語に、一寺求めさすれき、更に逃て亡にけり、【一寺は、寺の内こみくくなり、】源氏物語須磨に、一宮のうち忍びて泣のへり、蜻蛉日記に、一京なきもあり、涙を、一目浮てもあるも、目に滿るを云り、さてか

く此魚の依れるは、大神の太子に、御饌の料に獻り給へるにて、即是かの易名の幣の物なり、さて今此魚の悉く鼻の毀れたる所以は、大神の既に捕らしめて獻り給ふ由なり、【その令捕賜ふは、幽事なれば、人の目には見えず、】さるは古に此魚を捕るには、鼻を衝てぞ捕らむ、故鼻の毀れてはありしなり、【養栗宮段、御哥に、志思都久こあり、万葉の哥にも然よめり、鮪は今世にも口を衝て捕ミ云り、入鹿はいかにして捕にかしらねきも、此段を以て思ふに古必鼻を衝て捕しなるべし、紀國の熊野浦の漁人の語りけらくは、此魚多くは長八九尺ばかりあり、中に最大なるは一丈二三尺ばかりなるもあるなり、入鹿の千本つれ云て、頭をもたけておびたしく群來る物なり、逃ここ早くして、船をいかに早くこぎても追及がたし、故これを捕るには、毛理云物に、夜那波ミて四十尋の繩をつけ、其端に泛を付て、その毛理を投る、此毛理を負ながらなほにぐるを、又二の毛理を投て捕なり、さて一捕れば必二捕らるゝなり、其故は、一ッが毛理を負て逃るに後れぬれば、友をあはれむにやあらむ、群の内の今一ッ必後れて遠くは去らざる故に、それをも捕なりミ語りき、抑毛理は虚空へ高く投げ上げたが、魚の上に至りてそらより、あまくだりに、落降りて其魚を衝物なり、かくて入鹿は、鼻の、上に向ひたればその鼻を衝べきなり、然らざれば、毀鼻云ここ由なし、谷川氏が、蓋此魚鼻向上而有聲故云毀鼻云云るは心得ず、こはから書に海豚、鼻在腦上二作聲噴、水直上云るに依て云るなれき、其は凡て此魚の常なれば分て殊に、毀鼻云べきに非るをや、さて鼻毀ミ書すして、毀鼻ミ書るは、鼻を毀りて捕たる由なり、然れども、今太子の見賜ふころは、既に鼻の毀れたるなれば、ヤプリタルこは訓ず、ヤプリタルミ訓べきなり、】○令白、太子は、いまだ幼坐せば御親は白し給はず、太子の命ミして、建内宿禰の申すなるべし、故たに白は云ヤ令白云なり、○御食之魚は、美氣能那ミ訓べし、【又魚を、麻那ミも訓べし、上卷に、眞魚あるミ同じければなり、】大神の御饌の料の魚なり、【又御食を、太子へ係て、太子の御饌の



料の魚も見ても通ゆ、天皇は凡て己命の御うへにも御某に詔ふこと常なれば、太子も准へて御自も御氣に詔ふべし、されど於我に我あるよりのつゞきを思ふに、なほ大神の御食の魚を見る方まさるべし、魚は、食料にするをば、凡て那云例なり、【此事上に既に出】さて如此我に御食の魚給へりこある、一言に、大神の御恵を深く、辱み喜び謝し賜ふ意おのづから備はりて聞ゆ、【古語は簡にして、かく美かりき、かの書紀の漢さまの潤色の語の多くうるさき思ひ比ぶべし、】○故亦、亦きは、既に己命【太子】の、御名を献り賜へるうへに、又此御名を稱奉り賜ふを云、○御食津大神に申す號、【津の下に、之を附てよむは、非なる由既に上に云るが如し、津即之の意なれば、津之に重ね云例なきことなればなり、】外宮儀式帳天照大神の御誨言に、我御饌都神等由氣大神、神名式に、神祇官坐御巫祭神八座の中に御食津神、【祈年祭祝詞に、これを、大御膳都神あり、】大膳職坐御食津神社、三代實錄二に、河内國恩智大御食津比古命、神恩智大御食津比呼命、神、此、外もなほあり、皆同神には坐まさるめれども、御食に由れる神をかく申せり、今此大神も御膳の料の魚を、太子に献り給へるに因て、此御號を稱奉るなり、○氣比大神、御名義氣は、食なり比は、産靈なきの靈なるべし、【靈の事傳三卷に云り、書紀に、笥飯に書れたれども、此字の義にはあらず、】御食津大神を稱奉れるに因て、其意を以て食靈大神に申すなり、さて又此御號に因て此大神の坐す地、名をも、氣比とは云なり、書紀垂仁卷に、既に此地、名見え、又仲哀天皇二年にも笥飯宮あるなごは、後の名を以て語傳へたるものなり、さて此御社は、神名帳に、越前國敦賀郡、氣比神社七座並名神大、【或説に七座を、御食津大神仲哀天皇應神天皇神功皇后建内宿禰若武彦命建功狭日命なりこいへり、おほつかなし、若武彦命、建功狭日命は、國造本紀に依て云るなるべし、】持統紀に、六年九月越前國司獻白蛾、詔曰獲白蛾於角鹿郡浦上之濱、故増封笥飯神二十戶、通前續紀卅に、云々奉幣於越前國氣比神、卅四に、始置越前國氣比神宮司、准從八位官、續後紀四に、坐越前國正三位勳

一等氣比大神祝禰宜、准鹿島能登兩大神祝禰宜、令以把笏、八に、承和六年十二月、奉授越前國正三位勳一等氣比大神從二位、文德實錄二に、嘉祥三年十月授越前國氣比神正二位、三代實錄二に、貞觀元年正月、奉授越前國正二位勳一等氣比神、從一位、寛平五年十二月廿九日、格に正一位勳一等氣比大神宮あり、【万葉十二に、飼飯乃浦爾依流白波、三に、飼飯海乃庭好有之、これら此浦をよめるか詳ならず、飼字も心得ず、笥思ひたがへて書るにや、又十七に、赴參氣比大神宮云云あるは、氣多を氣比に誤れるなり、氣多社、能登國羽咋郡にあり、】○其入鹿魚、【其字舊印本、又一本に、毀鼻と作るは誤なり、】○鼻、血は、【鼻字舊印本、又一本に、其字作き、又一本に、其鼻血と作り、並誤なり、】鼻の毀れたる疵より出たる血なり、○鼻は、【鼻の俗字と字書に云り、】久佐加理伎と訓べし、字鏡に、曉暎同久佐之、また鼻久佐志あり、此は、一浦に依れる其許多の入鹿なれば其血の氣も鬨浦に薫り満てぞ鼻かりけむ、故浦の名には負るなるべし、【書紀皇極卷に、茨田池水、大鼻大小魚、鼻如夏爛死云々、茨田池水漸變成白色、亦無鼻氣、】○血浦は、知字羅と訓べし、【師はチノウラと訓れたり、其は能字ハ、奴と切りて、都奴賀に音近し、されど又字奴も相近くして、通ふ例多ければ、なほチウラとごよむべき、】○都奴賀は、血浦の轉れる名なり、【又血之臭のうつれるにやこも聞ゆ、】又書紀垂仁卷には一云、御間城天皇之世額有角人乘一船泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿也云々あり、異なる傳なり、此二の傳、何れか正しからむ知がたけれ、應神天皇の大神哥に既に都奴賀とよまし給へれば、【若初は、血浦と云たらむには、其名の由縁、即此天皇の御目のあたりの事なれば、即血浦とごよみ賜ふべけれ、又彼御世のほごは、此名の始より、いまだいくばくも經ざれば轉りて、都奴賀と云には、至るまじければなり、】書紀の方や正しからむ、【但かの、額に角ありし人の名を都奴賀阿羅斯等と云みあれば、角鹿は、此人の名に依て負る地名の如く聞ゆれども、彼名は皇國言の加くなれば、本よりの名には非ず、此



間にてつけたるなるべし、此も額に角ありしに因りてぞ、然はつけつらむ、本よりの名は、亦名にて記せる方なるべし、さて額に角ありしは、實の角には非じ、頭に冠りたりし物の形を角に見たるなるべし、さて此名又後には、都流賀云、和名抄に、越前國敦賀【郡留我】郡これなり、書紀武烈卷に、角鹿之鹽の事見たり、國造本紀に、角國造志賀高穴穗朝御代、吉備臣祖若武彥命孫、建功狹日命定賜國造、神名帳に、敦賀郡角鹿神社、万葉三評に、角鹿津乘船時笠朝臣金村作哥、越海之角鹿之濱從云々、後撰集別に、我を君思ひつるがの越ならばかへるの山は惑はざらまし、【二の句、思ひ出るを敦賀に云かけたり】

於、是還上坐時其御祖息長帶日賣命釀待酒以獻爾其御祖御歌曰許能美岐波和賀美岐那良受久志能加美登許余邇伊麻須伊波多多須須久那美迦微能加牟菩岐本岐玖流本斯登余本岐本岐母登本斯麻都理許斯美岐叙阿佐受袁勢佐佐如此歌而獻大御酒爾建内宿禰命爲御子答歌曰許能美岐袁迦美祁牟比登波曾能都豆美宇須邇多且且宇多比都都迦美祁禮加母麻比都都迦美祁禮加母許能美岐能美岐能阿夜邇宇多陀怒斯佐佐此者酒樂之歌也

還上坐は、太子の、角鹿より倭の京【書紀に、三年春正月立皇太子、爲皇太子、因以都於磐余、是謂若櫻宮、】こあれば、此京なるべし、】になり、○御祖、記中凡て御母をば、御祖に申せる例なり、○待酒は、物より來る人に飲しめむ料に醸備て待つ酒なり、万葉四に、太宰帥大伴卿贈大貳丹治縣守卿遷任民部卿歌、爲君釀之待酒安野爾獨哉將飲友無二思手、【此は、縣守卿、大貳にてありしほぎ、京に上られたるこありしに、即民部卿になりて、筑紫へは還られざりし時に、帥の京へ贈られし哥なり、】又十六に、味飯乎水爾釀成吾待之代者曾無直爾之不有者、【直爾之不有者こは、待人の直に來ねばなり、】是も待酒なり、書紀に、十三年云々太子至自角鹿、是日皇太后宴太子於大殿皇太后舉觴、以壽于太子因以歌曰、云々、○許能美岐波は、此御酒者なり、○和賀美岐那良受は、非吾御酒にて、吾釀て獻る御酒には非ず云意なり、次々の詞にて知れべし、書紀崇神卷の哥にも、首に此二句あり【次に引り、】日本後紀に、延暦廿二年遣唐使藤原葛野麻呂に、御酒を賜ひて大御哥、許能佐氣波於保瀨波阿良須、多比良可爾何陪理伎末勢止伊婆比多流佐氣、○久志能加美は、酒之上なり、そは横井千秋云、久志は、酒の本名にて、應神天皇の大御哥に、須々許理賀迦美斯美岐酒和禮惠比邇祁理許登那具志惠具志爾和禮惠比邇祁理こある、二の具志これなり、【こは上より連ける言ある故に、具濁れり、】さて御酒白酒黒酒なご云伎は、此久志の約まれる名なり、【そを、佐氣も云は、亦、名にて、縣居大人の説に、酒を、佐氣も云は、是を飲ば心の榮ゆる故の名にて、佐加延の約りたるなりこあるが如し】加美は、上なり、長子を、子上云、書紀に、長首魁帥尊長なごを、ヒトコノカミ、座長を、クラガミ、氏上を、コノカミ、氏長を、ウチコノカミなご訓、又諸司に各其長官を加美云、これらの、加美も同くて、酒の首長云意なり【此の加美を、人皆神心得たるそれもなく穩に聞ゆれども、吾大人の考、の如く、記中、神の假字はみな、迦微書て、美字を用ひたるこなれば、此は神には非ず】さて少名毘古那神を如此稱し賜ふは、此神殊に酒を掌



賜ふ事は物に見えざれども、大穴牟遲神相並ばして、國土を作堅め給ひ、書紀に、大己貴命與少彥名命戮力一心經天下、復爲顯見蒼生及畜産則定其瘵病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至令咸蒙恩賴、もありて、凡て萬の事も物も此二柱神の恩賴なれば、【万葉六に、大汝少彥名能神社者名着始鷄目云々、七に大穴道少御神作妹勢能山、十八に、於保奈牟知須奈比古奈能神代欲里伊比都藝家長久云々なごあるが如く、本を此二柱神に係て云こ多し、】書紀崇神卷にも、天皇以三田田根子令祭大神、是日活日自舉、神酒獻天皇、仍歌之曰、許能瀨根破和俄瀨根那羅羅那那殊於朋望能農之能介瀨之瀨根伊句臂佐伊句臂佐、如此歌之宴于神宮、もある如く、酒の本を此二柱神に係て其首長たる神の獻り賜ふ御酒ぞよみ賜へるなり、【以上千秋考】云り、此考、宜く聞ゆ、久志の事なほ彼、應神天皇、大御歌の下【傳卅三の四十五葉】に云を考、合すべし、【契沖は、奇の神なり云るを、師は、奇は用語なれば、之云べからず、樂之神なり、須理の約志なり云れたり、信に奇之は云はぬこごぞ、又樂の神云むも然るこにて正しき由あり、此は御酒を祝て詔ふなれば殊に由ありておほゆ、然はあれども、神の假字に美を用ひたる例なければ、なほ上の、千秋の考、にぞ従ふべき、又万葉七に、梯上二上山云こごあり、此梯上も若くはクシノカミ訓て、此同じからむかこも思ひしかども、此はもこより異事なるべし、さて酒の首長云こ、今俗に物の首長の所を水上云、水上源、同じければ、此神を酒の源、酒の首長云意にも通ひて聞ゆれば、いよ、當れるこ、おほゆ、さて私記に、少彥神是造酒神也、今有其遺迹云云云云、據あるか、又た、此御哥に依て云るか、又遺跡はいづくにあるにか、此も云云云は詳ならぬこ、聞ゆ、】○登許余邇伊麻須は、常世國に坐なり、上卷に云々、然後者其少名昆古那神者、度于常世國也、こありて、此神は、常世國に坐す神なり、其國の事は、彼處【傳十二の九葉】に、委く云り、【又思ふに、此は彼、常世國を云には非て、常世は不變坐

意にてもあらむか、常世はに變らぬを常世云る例も傳十二同處に云るが如し、さて常世國とするときは、常世はの意はなく、常世はの意とするときは、常世國の意は無きなり、何れにまれ一方に見べし、上代の哥の意は、ひたぶるにてかくさまのこを二方を兼るこなきはなかりき、さて又常世國の、常世は借字にして、此字の義に非るこ上に云るが如し、】○伊波多々須は、石立すなり、多々須は、多都を延たるにて、【上卷に訓立云多々志】立賜ふ云むが如し、さて此句の意契沖云、私記云、言如石之立、今按た、すは、立ておはしますにはあるべからず、常磐に坐を云なるべし云り、こは立を軽く見たるなり、私記の意も石の立るが如くにて坐云なるべければ、同く常磐に坐意におつめり、壽歌なれば然もあるべきこなり、又神名帳に、能登國羽昨郡、大穴持像石神社、同國能登郡宿那彦神像石神社あり、又傳十二【十一葉】に引る、文德實錄八、齊衡三年云々の事なきを思ふに、此二柱神に、石は彼此由縁あれば、常世國に於て其御靈の石にて立賜ふにもあるべし、【又常世國に坐は、此神の大凡を詔ひ、石立は、皇國にて處々に御像石にて立給ふこを、詔へるにもあるべし、又こよにいますを、常世はの意とするときは、石立し常世に坐すこつて、意にて、御像の石にて立給へば、常世はに坐す云にもあるべし、神名帳に、大和國添上郡天乃石立神社云もあり、こは何れの神ならむ、しらす、】○須久那美迦能能は、少名御神之にて、少名昆古那神なり、万葉七にも少御神あり、御神云る例は、大御神、万葉十七に、久爾郡美可未、十八に、於伎都美可未なき見たり、○加牟善岐は、神壽なり、出雲國造神賀詞に、神賀吉詞、奏賜波久登奏、持統紀に、天神壽詞、【これも神壽語を思はざりしなるべし、】なき見ゆ、加牟は、神集神議、神祝なきの、神と同じ、善岐は、大殿祭祝詞に、言壽古語云許止保全、万葉十八卷に、知等世保久等會、十九卷に、千年保伎保伎吉等餘毛之惠良々々爾仕奉乎見之貴



左【吉字は、言の誤か】又伴千年保久等會、六符に、禱豐御酒爾吾醉爾家里【倭姫命、世記に、云々止國保伎白支、また云々止國保伎給支、なごもあり、さて此の御哥に、本岐云言四ある、三は皆本岐書るに、此、一のみ菩字を書るは、唱にけぢめあらむかこも思へき、然しも非じ、師も此字に心を着て、濁音ならむ云れつれき、此、字上卷神名に用ひたるも清音なり、さて此言岐の清濁の事、此記に、岐字は首卷に云る如く、清にも濁にも書たれば、定めがたきを、万葉十八十九に共に、保久云あれば、岐清音にやありけむ、許登本岐を後世に、許登夫伎云も、夫を濁り伎を清むを思ふにも、伎は本より清音なりし故ぞ思はる、然れども今はなほ姑く尋常に唱ふる如く、濁音こそ、なほよく考ふべし、さて、本岐を延へて、本加比も云り、其事は次なる、酒樂の下に云べし、○本岐玖流本斯は、壽令狂なり、万葉四符に、相見而者幾日毛不經乎幾許久毛久流比爾久流必所念鴨、凡て、久流布は物の定まり靜まらずして、左、右に動き蓋ふを云、此は左右に事を悉してさまさま壽を詔へり、さて、久流本斯は、久流比云云は、かはりて其事を、くるはしむるなり、万葉六に、打酒歌、燒大刀之加度打放大夫之禱豐御酒爾吾醉爾家里【打酒は、祈酒の誤なるべし、禱もホグミ訓べし、ネグ又ノムなご訓るはわろし、又初の二句は、誤字あるべし、此、初、二句も、壽態をよめるなるべし、さて以上二句、書紀には、次の二句も、前後に入りかはれり、○登余本岐は、豐壽なり、豐は豐樂豐榮登【豐御祝も云り】なごの、豐に同じ、【これら、事に云る例なり、物に云るはなほ多し】、○本岐母登本斯は、壽令廻なり、まづ廻るを、母登本流云云は、古言の常なるを、【既の上に】母登本須云云は、【もこほらすにて】廻らすなり、さて廻るを俗言に、麻波流云云、廻らすを、麻波須云云て、萬の事に一に定まらず、此をも彼をも、此處をも彼處をも、爲廻るを、麻波須云事多し、【撫まはす、扣まはすなごの類なり、】又思ひまはす、言まはすなご云も、左、右に思ひ考へ、左、右に言めぐらして、善さまに云なすを云、かくて、母登本須も、此、俗

言の麻波須に當りて、【契沖が、今の俗語ならば、祝ひまはりなり云云、さるこなり、但し母登本理母登本斯この差あれば、此は祝ひまはし云に當れり、】さまんに壽意にて、上の玖流本斯同じさまのこなり、【養栗宮、段、哥に、斯麻理母登本斯あるは、直に廻らすこなり、】宇治拾遺物語に、翁仲あがり屈まりて、舞べきかぎりすぢりもぢりゑい聲を出して、一庭を走りまはり舞ふこある、此さま玖流本斯母登本斯に近く似たり、さて以上二句、書紀には、加牟菩岐の上にあり、○麻都理許斯は、獸り來しなり、獸るを、たゞ麻都流のみも云り、万葉一に、山神乃奉御調等、十八符に、萬調麻都流なご多し、さて此は、少毘古那神の、常世國より【又登許余を、常こはの意こするこきは何處にまれ、此、神の御許よりなり、】獸りて來つるよしなり、【來しは、少毘古那神の來坐るこには非ず、御酒の來たるなり、凡て、遣せたる物にも、來云は、古も今も常のこなり、】○美岐叙は、【三言二句】御酒ぞなり、○阿佐受袁勢佐々は、阿佐受は阿佐々受か、其はまづ池川なごの水の無くなりて、濁るを、阿須【阿勢阿須流も活く、】云云は、令調を、阿佐須云べし、【俗言にいへば、あせさすなり、万葉十四に、駒を令馳を、はさせて云り、】されば、阿佐々受は、不令調なるを、同音の重なる言は一省きても云例【旅人を、たびこ、留るをこまる云類多し、此、事上にも云り、】にて、阿佐受は云るか、若し然らば、御盃を乾涸さず、引續々々々飲賜への意なり、又書紀の私記に、師説、阿布佐須も釋るは、【契沖、いまだ其意を知らず云へれき、】不放の意聞えて、此も謂れたる説なり、阿布佐受は、波布良佐受にて万葉十九符に、四方之人乎母安夫佐波受賜者【夫、字を、本には、天に誤れり、】光仁紀、宣命に、大臣之家内子等乎母波布理不賜失不賜慈賜波牟、源氏物語玉葛卷に、落し阿布佐受取しため給ふなごある、皆同じこなり、若し此意ならば、なほさらに放らさず賞て飲賜へこなり、【延佳は、不餘も傍に注したり、いかゞ、又契沖は、佐こ加こ同韻にて通へば、不飽か云れき、不飽を、あさずこは云べきに非ず、又師は、不淺なり云れしは、



淺からずの意か、おほつかなし】袁勢は、飲めなり、明宮段國主人の歌にも、云々意富美岐宇麻良爾岐許志母知袁勢  
 あり、食ふをも飲をも、共に、袁須云云り、書紀神代卷に、飲食、景行卷に、飲其水なごあり、佐々は、書紀、私  
 記に、謂樂也、万葉集、神樂佐々、樂浪佐々奈美訓云、又契沖、同書の、審神者の釋に、沙庭云々、師說、沙者唱、  
 進之義也、言出居神樂稱沙佐之庭也、云々云云を引て、佐々は、私記に、唱進之義也、云、今の俗にも物を強る  
 とき、佐々云へば、其義か、されども、古事記には答歌の終にもあれば、おほつかなし、但し其は、自所聞食むこ  
 の詞も云べきか、万葉に、神樂浪をさ、なみ訓、畧して、樂浪書ても同く訓、たれば、私記に、出居神樂稱沙佐  
 之庭也、注せるに合せて、祝語にや、【以上契沖說】云云り、先万葉に、佐々云に神樂も樂も書るは、神樂に、  
 佐々唱るこある故なり、佐々那美を、神樂聲浪書る、聲字を以て知べし、【神樂浪樂浪なご書るは聲字を畧  
 きたる物なり】此事の由は上卷石屋戸段【傳八の五十四葉】に云り、考合すべし、【私記に、謂樂也注せるは、万  
 葉をあしく心得て佐々をやがて、樂のここ思へるにや、其は非なり、樂を佐々云こは無し、さて出居神樂稱沙佐  
 之庭也云云、此も神樂には佐々唱るこある故に、然るなるべし、是を沙庭の注に引たるは非なり、沙庭の義  
 は異なり、さて其神樂に唱る佐々、今此の佐々、本一なるべし、其は、彼石屋戸の時の吉例に依て、凡て  
 神樂の時は更にも云はず、人に酒食を進むるにも、自飲食にも祝て佐々云なるべし、【抑かの、石屋戸の爲は種々  
 の幣を獻り、神樂をして、天照大御神の石屋を出坐むこを、催しいざなひ勸め奉れる、爲態なりしかば、其例に依  
 て、飲食の祝言となりけむこ宜なり、されば、彼私記に、唱進、義也云云るも、祝言になれる方には叶へり、然れ  
 も此はた、沙庭の注には由なし、此文を契沖が、此處に引たるは、謂れたるこぞ、【書紀崇神卷に、活日云人の、御  
 酒を天皇に奉る哥の結に伊句臂佐伊句臂佐あるも、己名を白して佐々勸奉れるなり、【伊句臂は、作者の名二つの、佐

は、即此の佐々同きを、離して二たひに云るなり、凡ての哥のさまの此の御哥同きを以ても知べし、然るを、私記  
 にも、契沖も、これをば、幾久なり注したるは非なり、祝て、幾久云むは、いたく後世の語なるをや、万葉にも、  
 幾久云こはあれき、そは意異にして、祝語にはあらず】さて今世には、飲食のみならず、何事にも人を催し誘ふ  
 に、佐々云は、又飲食の祝言より轉れるなるべし、【但し、かの石屋戸の神樂に、大御神の出坐むこを催しいざな  
 ひ奉りし意に就て見れば、飲食のみならず、萬の事に云むもこよりなり、さて契沖が今の俗にも、物を強る時、佐  
 々云云るは、つくさず、此は今も凡て、事を催しいざなふ言にして、必しも、強る時には限らざるをや、又契沖、今  
 世女の詞に、酒を、佐々云は、此御哥の遺風にや云るはあらず、其は酒の、佐を重ねて云なり、凡て今兒女の言に  
 は、頭の一言を、重ねて云こ多し、鳥を登々、尿を志々、香物を香々、云たぐひなり、其外飯を、麻々乳を知々、  
 手を互々、云たぐひなほ多し、】○獻大御酒、上に讓待酒、以獻云て、此に又如此云るは、言重なりて煩はしく拙  
 きに似たれき、然らず、此はたこへば、造某物、以獻大御饌、なご云む語同くて、上の待酒は其品を云、此の大御  
 酒は定まりて御酒所聞食すを云て、御膳云むたぐひなり、されば、大御酒爾、爾を添へてよむ意に心得べし、○爲  
 御子、爲は、美多米爾訓べし、書紀敏達卷に、大伴金村大連奉爲國家云々、崇峻卷に、奉爲護世四天王云々、天  
 智卷に、奉爲天皇云々、万葉七卷に、妹御爲私出菟なごあり、さて此時太子は、未幼坐が故に代りて答、奉  
 れるなり、○許能美岐袁は、此御酒をなり、○迦美祁牟比登波は、醸けむ人はなり、【祁流いはずして、祁牟云る  
 は、其人誰しなき故なり、大后の御哥に、少名御神の獻賜ふこあるを承て、誰が醸たりこも、其人は知られぬさま  
 に、かくは云るなり、】○曾能都豆美は、其鼓なり、凡てかゝる處に、其云こ、古哥に多かるは、皆上に指事ある  
 を、此は指るこ詳ならず、【是に一つの考あり、次に云、】鼓は、和名抄に、鼓、和名、都々美、また、大鼓和名、於保



豆々美、今案俗或謂之四鼓、又小鼓有二二三之名、皆以應節次第取名也、【これは古本に依れり、今本は今案  
 ミ云より小鼓ミ云まで十一字異にして、一云、四乃豆々美、今案細腰鼓ミあり、さて古に凡て鼓ミ云しは、今世の大  
 鼓のこゝにて、今鼓ミ云物は、鼓の中の一種なり、又和名抄に、大鼓ミあるは、今の大鼓の中の一種なり、但し今も、雅樂  
 に大鼓ミ云物は、かの大鼓なり、俗間に大鼓ミ云物は、古の鼓なり、又雅樂に、大鼓小鼓ミ云あり、其は今世に  
 云鼓の中の大小なり、古に大鼓小鼓ミいへるは是にあらす、凡てこれら、古に今名のかはりあることを辨ふべし、  
 よくせずはまぎれつべし、】また槌、一名、抱字亦作桴所以擊大鼓也、俗云、豆々美乃波知、また摺鼓俗云、須利都  
 都美、また鼗鼓、和名不利豆々美、また腰鼓、俗云三乃豆々美、本朝令云、腰鼓師腰鼓讀久禮豆々美、今吳樂所用是  
 也、【右の外に、鉦鼓、鞀鼓、なご見えたれき、和名なし、】なごあり、或人云、都豆美は、都曇の字、音なり、唐書禮  
 樂志に、天竺伎都曇鼓あり、白孔六帖に、都曇答臘本外夷樂都曇似腰鼓而小答臘即蟠鼓也、こありこいへり、【都曇  
 ミ云も、答臘ミ云も本其、音によりて着たる名、聞ゆ、さて皇國にて、都豆美ミ云は、阿豆美を、阿曇ミ書る例なきを  
 思ふにも、まこゝに、都曇の字音なるべく思はる、然らば皇國に、本より有りし物には非ず、外國より來つる物なるべ  
 ければ、此、大后の御世には未有まじき物なるに、此の哥によめるはいかに、故つらく按ふに、此時皇國に、鼓あ  
 りしには非ず、此はさきに、新羅國御征の時に、此宿禰命も彼國にて、此物を擊を初て見聞て、甚めづらかに  
 所思しを、今思ひ出てよまれたるなるべし、さてこそ其鼓はよまれけめ、其こは、大后の御哥に、常世に坐すこあ  
 るを承て、其常世國ミ、指るにて、其常世國、人のかめづらかに見聞し、鼓ミ云物をうちはやして醸つらむミ云る  
 にやあらむ、如此く見れば、此時に鼓をよめるこも疑なく、又其ミ辭も指ミこ有てよく叶ふべきにや、】○字  
 須邇多豆々は、白に立てなり、鼓を白の邊に立置てうつを云、【契沖これを、酒造る米を春時の事なりミ云るは、醸ミ

云へつときたる詞なるこを忘れたるにや、米を春を、加牟こはいかてかいはむ、】明宮段に、吉野之國主等於吉野  
 之白樓上作橫白、而於其橫白釀大御酒、獻其大御酒之時、擊三口鼓爲伎而歌曰、加志能布邇余久須袁都久理  
 余久須邇美斯意富美岐宇麻良邇岐許志母知袁勢麻呂賀知、【余久須は、横白なり、】こもありて、上代には、白に酒を  
 醸しなり、其事彼處に云べし、【傳卅三の四十四葉】○宇多比都々は、歌ひ乍なり、儀式大嘗會儀に、造酒童女先春御  
 飯稻、次酒波等共不易手且春且歌、【歌詞當時制之、】こあるは、稻を春時の事なれき、醸時も准へて思ふべし、○邇  
 美祁禮加母は、醸けれかもなり、祁禮加母は、祁禮婆爾夜ミ云意なるを、かゝる所の婆を畧ける例古哥に多し、【詞  
 の玉緒七卷に、多く出せり、】万葉十七卷に、孤悲家禮許會波、【此も戀ければこそはなり、】こもあり、此の句書紀  
 には、伽彌鷄梅伽塞こあり、【梅は、メの假字なり、ムに非ず、】○麻比都々は、舞乍なり、○迦美祁禮加母、書紀には、  
 以上二句なし、【今此哥をよく誦味ふに、此二句なくては、甚く劣れり、書紀には脱たるにこそ、】○許能美岐能は、此  
 御酒之なり○美岐能、【三言一句】如此上なる句の詞を、二たび復し重ねて歌ふ例多し、倭建命段の哥に、那豆岐能、  
 多能伊那賀良爾伊那賀良爾ミある類なり、書紀には此句なし、○阿夜邇、【三言一句】此言のこミ上卷、阿夜詞志古泥  
 神の下又沼河比賣の哥の下に云り、【傳三の四十四葉、十一の二十六葉、契沖、美岐能阿夜邇ミ六字一句なるべし、】云る  
 はあらず、○宇多陀怒斯佐々は、【諸本に、多字を脱せり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】轉樂佐々なり、轉は、上  
 卷須佐之男ノ命の、惡御行を轉ミある下【傳八の十一葉】に云る如く、事の彌進みて甚しくなるを云言にて、宇多豆ミ  
 も、宇多々こも通はし云り、【宇多々陀怒斯ミ云べきを、同音の重なる言は一省く例にて、多を一省けるなり、】さて此  
 は、此御酒の、飲めば飲むまに、彌益樂しミ云なり、【契沖が、宇多は宴の下畧なるべしミ云るは非なり、又師  
 は、哥樂なり、哥ミは上の御哥を云ミ云れたれき、さては御酒のあやにミ云よりつきたるに叶はず、】佐々は、書紀釋







因て、此、天皇を倭建、命の御子には非じなき、疑ふは中々に非なり、こは疑ふべき方を疑はずして、疑ふまじき方を疑へるものと、彼、紀の紀年の違ひ多きはめづらしからぬことなるをや、又稚足彦、天皇四十八年立爲、太子、時年三十一、あるも、一年の違ひあるなり、○舊印本真福寺本又一本なきに、此、間に壬戌、年六月十一日崩也、云十字の細書あり、此、例の細書の事は、上【傳二十三】に、論、へるが如し、さて壬戌、年は、書紀にては、成務天皇の五十二年なれば、十八年差へり、【又成務天皇、段の細書に、乙卯、年崩、こあれば、其、明年を、此、天皇、元年として、壬戌、年は七年に當れり、】又月日も書紀にては、二月五日なれば合、ず、これらも古の一の傳、なるべし、○河内、惠賀之長江、惠賀は、應神天皇の御陵も、惠賀之裳伏、岡、見え、書紀雄略、卷又顯宗、卷に、御香市、【續紀三十に、任、會賀市司、】云、こ見ゆ、】崇峻、卷に、御香川原、天武、卷に、衛我河なきある處なり、【御香川は、石川、も云て石川、郡より北へ流れて、古市、郡を經、志紀、郡の東、堺を經て、大和川に入る川なり、】長江は、允恭天皇の御陵も、惠賀、長枝、こある、同、地なり、さて此、御陵書紀には、神功、卷に二年冬十一月丁亥朔甲午葬、天皇於河内國長野陵、こ見え、諸陵式には、惠我、長野、西陵、穴門、豐浦、宮御宇、仲哀天皇、在河内國志紀郡、兆城東西二町南北二町、陵戸一烟守戸四烟、こあり、かくの如く書紀にも式にも、長野、こありて、彼、允恭天皇の御陵も、書紀には、長野、原式には、惠我、長野、北陵、こありて、共に長江、こ見え、ず、【さて又、二陵共に、式には、惠我、こあるを、書紀には、共にたゞ長野、このみにて、惠我、こも無し、長野、云地、名は、神名式に、志紀、郡長野、神社もあり、さて續紀十八に、遣使、於大内山科惠我直山等陵、云々、こ見えたる、惠我は、西陵か、北陵か、さだかならず、】このあたりに長江、云地、名の他に見えたるは、神名式に、志紀、郡志紀、長吉、神社あり、此、吉、字延、訓て、同、地ならむか、【師は、書紀式共に、長野、こあるに依て、江、字は、沼の誤、か、云れつれき、允恭の御も、長枝、こあれば誤字に非ず、又かの長吉、神社は、或説に、今丹北、郡長原村にある、日蔭明神、これなり、云り、若、然ら

ば、此、長江は別なるべし、彼、日蔭明神、社も、志紀、郡、堺には近けれきも其、西、方なるに、惠賀は、應神允恭の二、御陵共に志紀、郡の東、邊、にして、惠賀川も東、堺なればなり、然れきも、長吉、神社を、かの日蔭明神なり、云も、さだかなる證はなければ、必しも其、在、所に拘るべきにも非ず、】さて此、御陵河内志紀に、在丹南郡岡村、陵畔有家、六、云り、【岡村は、續紀に、志紀、郡、今も其、郡、堺に近し、又かの長野、神社も、今は丹南、郡に入て、葛井寺村に在て、此、岡村に近き地なり、又允恭の御陵より西、方なれば、西陵、申すにも叶へり、然れきもなほ思ふに、惠賀、云地は、志紀、郡の東、邊、聞えたるに、岡村は、や、さかりて西、方なり、殊に長江、又長野、云は、惠賀の内の小名なれば、其、地、しも廣くはあるまじきに、二、御陵共に同じ長江、長野、なれば、西陵も岡村よりは、今少し東にて、北陵、こ相近き地にあるべく思はるゝなり、されき、いまだ此、あたりの、地、理、をよく知、されば強ては云がたし、さて又俗に錦部、郡長野、莊上原村にあるを、此、御陵なり、云て廟記なきにも然記せるは、いみじきひがこなり、其は地方の甚く遠へるを、長野、云名によりて誤れるものなるべし、又筑前、國大保村、云に、大靈石、神社、云あり、此、天皇を祀る、云り、其、社の前に冢のあるを、此、天皇の御陵なり、云なるは、穴戸、豐浦、宮に遷し奉、む、するほき、少時、斂奉、し跡なきにやあらむ、おぼつかなし、又播磨、國明石、郡にもあるは、香坂、王忍熊、王の造、給ひし陵なるべし、其事は、書紀に見えたるが如し、】○諸本共に、此、次に皇后御年一百歲崩葬、于狹城楯列、陵、也、云、十六字の細書あり、後、人のしわざなり、師の云れたる、此は決なく然り、文のさま此、記の例に非ず、又御代々、段、終、の細書の例にも異なればなり、【そはまづ皇后、申す、こも下卷に至ては二所に見えたるも、此、卷には例なき文字なり、又凡て御世々々の天皇の御年の數、多くは書紀、異なるに、此、一百歲は彼、紀、同きも、中々にいかゞ、又狹城楯列も書紀の文字のまゝなり、此、記には、狹木又沙紀、書、多他那美、書るをや、されば此、細書は、後、世になりて、書紀に依て書、入、たるものなり、上なる



壬戌年云々、なごの例の細書はそのさま、書紀に大異なるに比べて、此は古に非ることを知べし、然るに、延佳本には、彼壬戌年云々の例のをば、皆除きて此の皇后云々をのみ入れたるは、書紀と同じきを悦べるにて、中々にひがこなり、凡て何事も書紀に合へるを悦びて、異なるを嫌ふは、世の學者の、漢意の癖ぞかし、彼紀にいさゝかにても異なるこそ、一々の古の傳説は聞ゆれば、故今は除きつ、然れども、此、大后は大かた一御代の天皇の如くに坐々しかば、此にも天皇の御例のまゝに申しはしつべし、書紀に、六十九年夏四月辛酉朔丁丑皇太后崩於稚櫻宮【時年一百歳】冬十月戊午朔壬申葬於城后列陵是日追尊皇太后曰息長足姬尊是年也大歳己丑見ゆ、【是日追尊云々は、いこ心得ず、此は漢國にて、葬りて諡を著る例に效て書なされたる例のしわざなるべし】御年或書には、一百一十一あり、御陵は諸陵式に、狭城盾列池上陵磐余稚櫻宮御宇、神功皇后在大和國添下郡兆城東西二町南北二町守戸五烟あり、此、御陵の事、成務天皇の御陵の處【傳廿九の六十五葉】に云るが如し、【續後紀に、承和十年夏四月、楯列陵守等言去月十八日食時山陵鳴二度、其聲如雷、即赤氣如飄風、指離飛去、申時亦鳴其氣如初、指飛巨遺、參議正躬王、加三檢察、伐陵木七十七株、至楮木等不可勝計云々、使參議藤原朝臣助掃部頭坂上大宿禰正野等、奉謝楯列北南二山陵、依去三月十八日有奇異、搜檢圖錄有二楯列山陵北則、神功皇后之陵南則、成務天皇之陵、世人相傳以南陵爲神功皇后之陵、偏依是口傳、每有神功皇后之崇、空謝成務天皇陵、先年緣神功皇后之崇、所作弓紐之類、誤進於成務天皇陵、今日改奉神功皇后陵、百練抄に、永保三年五月廿日、諸卿定甲、神功皇后山陵樹木燒亡、同廿一日被仰廢朝三箇日】○此、記息長帶比賣、命の御世をば立す、【其、御事をば、仲哀天皇、御段の末に記せり】仲哀天皇、御段の次は、直に應神天皇なるを、書紀には、其、間に此、大后の御卷を立て、仲哀天皇崩坐し、明年を其、攝政元年とし、其、六十九年云々に崩坐までをば、其、御世にして、其、明年をなむ、應神天皇の元年はせられける、【是に、世の識者くさ

ぐさの論あり、】今此、異を論はむに、先此、記の趣は、當昔の實のありかたの傳のまゝに記せるもの、書紀は、漢國の例、後、世の意を以てきはやかに定められたるものなり、【さるは、古書にも其趣に記しなせるが有しに依られたるか、はた撰者の意か、其はしらす、】然云故は、凡て上代のさまは天皇崩坐ぬれば、即其太子の御代にて、太子又即天皇に坐り、【然るを、某、年某、月某、日即、位なご、きはやかに、界を立て定め申すは、も漢國にならへる、後の事にこそあれ、上代には、凡て然る事はなかりき、】されば、仲哀天皇既に崩坐しては品陀別命御腹内より、おのつから天皇に坐して、其、御代にぞありける、【胎中天皇申す、御稱のありしなごも、此、故なり、又忍熊王戰の處に大后、御方ごは云すして、太子、御方ご云るなごも、此、太子の御世なるが故なり、但し天皇申さずして、なほ太子申せる由は次に云べし、又太子申す御稱も某年月日立爲皇太子なご云、きはやかなることは、上代にはあらざりき、】然れども未生坐さず御腹内に坐々しほごは、臣連八十伴緒こごに、大后に仕奉り、【其間に、新羅國の事なご大業あり、】生坐ても幼坐し、ほごは、さらにも申さず、成長坐て後も、大后の世に坐々ける限は、大御親に坐ませず敬ひ仕奉り賜ひて、よろづ其御心に隨ひ賜ひつべければ、御子はおのつからなほ太子の如くに坐々て、大后ぞおのつから天皇の如くには坐々ける、【故津國風土記なごには、此、大后を天皇ししも記せることもあるぞかし、然れども、又眞に其、御代申すべきにはた非ず、又攝政なご云稱もそのかみは無かりしことなり、然るを、世の物知人ごも、ひたぶるにきはやかなる、漢國の例、後、世の定めにのみ泥みて、かにかくにこの是非論ひ、儒者なご或は、大后御位を食り惜みてぞ、太子に譲り賜はざりけむ、なごも申すなるは、あなかしこ、上代のありかたのよろづ然きはかなることは無かりしことを思ひはからざる漢意のひがこごなり、實はもこより御子の御世にして、大后の御世には非れば、何をかは譲り給はむ、かの攝政の御世なご云こごは、後、世より定めたるものごごをわかまへなば、凡て



かゝる論ひはあらじをや、抑萬の事漢國の如くきはやかなるは、正しくうるはしきが如く大らかなるはしげなく、みだりなるに似たれども、實は然らず、大かた人の世は、何事もより然きはやかなるこは無き物にて、たゞ大らかなるぞ、眞のありかたにはありけるを、かの漢國なごは、も三人の心悪くて事の亂れの多かりしから、其を防がむためにこそ、萬をこまかにきはやかに定めつるなれ、こは何れの國も、世降り人の心悪くなりみだりなる事多くなりもてゆくまに、萬の定はいよ、ますくきはやかになりゆくを以てはかり知るべし、然れども又實には本より此御子ぞ、天皇には坐々して、大后の御世に申すには非るが故に、此記には、其御世をば立ざるなり、【然れども、大后の世に坐々けるかぎりは、おのづから其御代の如くにして、御子はなほ太子の如くに坐々ける、故に、其間の事をば、越國の角鹿に幸行し事なごをも、大后の御事のつぎに記して天皇は申さず、なほ太子に記せるなきかくの如く、きはやかならざるぞ、當時の實のありかたのまゝにはありける、】然るを、書紀に、此大后の御卷を立て、攝政の御世とし、其紀年を以て記されたるこは、彼紀は凡て上つ御代々々をも、漢國の例後、世の定、の如くに記しなされたる書なれば、此間をも必きはやかにせざるこあたはず、是彼紀のおのづからの勢となり、ざるはなほ義を以て、正さむこならば、大后の御世をば立すして、【近世に水戸中納言光國卿の撰ばれたる史なき然り、】かの攝政元年、年せせられたる、年を、直に應神天皇元年、年せむも可かるべけれ、其も彼も共にみな後世より強て定むるにこそあれ、固の事には非れば、何れにてもあるべき中に、彼、書紀の定めも、天皇は書さずして、なほ皇太后に書し攝政させられたるなきうけりたる、其御代には非るけちめ著き記さるに、皆理あり實のありかたにはた甚く背かず、【攝政云稱、又其世の紀年を殊に立られたるなきは、そのかみのありかたにはあらざれども、うけりて天皇には坐さざる差をあらはさむこするには、攝政なき云稱をも立ざるこえず、又既に一御世に立るうへは、その年をも紀すはある

べからず、若かの攝政元年、年をたどに應神天皇元年、年とするときは、返りてまたまこのありかたにたがふかたもあれば、此間の記しさまは書紀の趣もみな謂れたるこなりかし、】また正史にてもあるなれば、さてあらむも何てふこかあらむ、











娶云々、生子品陀、真若王、此王之女三柱女王、一名云々なごあるべきが、此にあるは、例に違へり、然れども又後に書加へたる物は見えぬ、本よりのまゝとぞ見えたる、○故高木之入日賣命之御子は、諸本に命字無し、師は命生御子とあるべきを、命生二字の落たるなりと云れき、今次々の例を考るに、中日賣命之御子云々、弟日賣命之御子云々、此あれば、此も必命字あるべきなり、故補へつ、【生字は、次の二柱女王の處にも無ければ、此も無くてあるべし、然るに又師の云れしは、此處三柱女王云々のより、伊奈之真若命云々までの文、先々の例に異なるは、亂したりし本を、後に如此は書なしたるなるべし、三柱みな之御子とある、之は生とあるべき例なりと云れき、まことに此處の記しさま、娶某之女某、生御子某々、云云はず、又細注のさまなごも、凡て他の例には異なるれども、亂れたる文にも非ず、後に書なせるさまにも非ず、本よりかくぞありけむ、かくてもあしくは非ず、又此記しさまにては、何れも生と云ふは無くてもありぬべきなり、】また御子二字も、多くの本に無きを、眞福寺本に子とあり、延佳本にのみぞ御子とある、【御字は新に補へたるか、こまれかくまれ、次の例の如く、御子とあるべき處なり、】○額田大中日子命、額田は地名にて、彼此にある中に、和名抄に、大和國平群郡額田【奴加多】郷、これか、書紀仁德卷に、額田大仲彦皇子、將掌倭屯田云々の事あり、【此を大山守命を誤れるなりと云は、中々に非なり、】又六十二年に、此御子闕難に獵して、氷室を見賜ひし事も見ゆ、又和名抄に、河内國河内郡額田【沼加多】郷、これにてあらむか、河内は御母方に由あり、【今額田村に、此皇子の社ありと或人云り、】○大山守命、御名の事、下に出たる處に云べし、○伊奈之真若命、崇神天皇の御子に、同御名あり、【傳廿三の七葉に出】○大原郎女、大和國高市郡に大原あり、万葉二に歌あり、【大原乃古爾之鄉爾、云々、こは天武天皇の、藤原夫人に賜へる大御歌なり、藤原夫人、字曰大原大刀自、三万葉八に見えたり、今も大原村あり、】○高目郎女、此御名師の許牟久と訓れたるに従ふべし、高字は、記中に高

志なき、この假字に用ひたる例なり、【目は母久とも訓べし、されき卷向をも、万葉なきに、卷目とも書たれば、牟久にてよろし、】さてこは地名にて、和名抄に、河内國石川郡紺口郷、神名帳に、咸古神社もある、此なり、書紀仁德卷に、十四年掘大溝於咸玖云々、書紀云々、先是天皇以皇后姉高城入姫爲妃、生額田大中彦皇子、大山守皇子、去來真稚皇子、大原皇女、潯來田皇女、【今本に、潯來田の來字脱たり、潯は字書に、濼と同くて、積水也とも、滝也とも注せり、仁德紀に、將防北河之潯、築茨田堤、なごあり、】○木之荒田郎女、神名帳に、紀伊國那賀郡荒田神社あり、此地に因れる御名なるべし、【和名抄、同郡に荒川郷ある、川字は、田を誤れるには非るか、】○大雀命、書紀仁德卷に、初天皇生、日、木菟入子產殿、明且譽田天皇喚大臣武内宿禰、語之曰是何瑞也、大臣對言吉祥也、宿當昨日臣妻產時、鷓鴣入子產屋、是亦異焉、爰天皇、曰今朕之子與大臣之子、同日共產、並有瑞是天之表焉、以爲取其鳥名、以各相易名子、爲後葉之契也、則取鷓鴣名以名太子、曰大鷓鴣皇子、取木菟名、號大臣之子、曰木菟宿禰、とある、是御名の由縁なり、和名抄に、鷓鴣和名佐々木、文選鷓鴣賦云、鷓鴣小鳥也、生於蒿萊之間、長於藩籬之下、字鏡に、鷓加也久支、又左支、高津宮段の哥に、佐那岐登良佐泥、○根鳥命、御名、義未思得ず、此、王の御子たち、末に見ゆ、【傳卅四の六十二葉】書紀云、二年春三月、立仲姫爲皇后、后生荒田皇女、大鷓鴣天皇、根鳥皇子、○阿倍郎女、阿倍地名なり、此地の事、境原宮段、阿倍臣の下に云り、【傳廿二の七葉】○阿具知能三腹郎女は、阿具知は書紀に淡路とあれば、具字は波の誤、【草書はを以たり、】かと思へ、阿波知は、記中に處々見えたる、皆淡道と書たるに、此は假字なるは疑あり、【若くは本は阿波知なりしを、古記に、波字を具誤り書たりしを、阿禮も其まゝに誦唱へしからに、如此は書るにやあらむ、】故姑本の隨にてあるなり、されき阿具知てふ言いかゞなれば、訓は書紀に従ひつ、和名抄に、淡路國三原【美波良】郡、○木之菟野郎女、紀



伊國伊都郡に、宇野云處今もあり、此なるべし、書紀欽明卷に、河内國更荒郡鷓鴣野、邑云見えたれき、此は木之、其には非じ、○三野郎女は、美濃國に因れる御名か、書紀には、皇后弟姫、生阿倍皇女、淡路御原皇女、紀之菟野皇女、こありて、此、女王は無し、【但し是、天皇男女、併二十王也、こある數足らず、十九王見えたれば、三野郎女一柱、後に脱たるなるべし、然るを一本に、三野郎女云あるは、又後、人の補へたるなり、郎女をば、書紀には、みな皇女改めて記されたる例に違へばなり、さて舊事紀五には、弟日賣命の御腹には、菟野皇女の次に、大原皇女、滋原皇女ありて、合せて五柱なり、○五柱は數違へり、【若は一柱の御名の脱たるかと思へき、然らず、】下に女王十五こあるにも合はず、五は四の誤なるべし、さて此、中、日賣命、弟日賣命の御腹の女王たちの御名に、畿内にもあらざる紀國、又淡路なきを責せるは、いかなる由にかあらむ、○丸邇之比布禮能意富美、丸邇は姓なり、此姓、伊邪河宮、段に出、【傳廿二の四十六葉】比布禮は名なり、名義は未思得ず、意富美は名の下に附て云一の號なり、此事委くは下卷穴穗宮段、都夫良意富美の下に云べし、【此、名書紀には、和珥臣祖、日觸使主にあるに就て、意富美は、使主ならむかの疑あるべけれども、然らず、凡て此、意富美臣、大臣、使主、混ひたる例、彼此あり、此、まぎれの事、及使主の事なき、下卷穴穗宮段、都夫良意富美の下、傳四十の十七葉に委、云べし、】さて此、名、下卷廣高宮段、師木島宮、段にまぎらはしきあり、其事は其處に云べし、【傳四十の十七葉】○宮主矢河枝比賣、【河字を、阿、作る本ももあり、誤なり、】宮主は、【師はミヤジ、訓れしかき、そは後に宮主云職ありて、然呼故なめれき、此は字のまゝに、美夜奴志訓べきなり、】上卷にも、稻田宮主云々云名あり、【彼は然云べき由顯なるを、】此はいかなる由にて資けむ、詳ならず、八河江比賣云々名も、上卷にあり、名義其處に云るに同じ、【傳十一の七十一葉】さて天皇の、此、比賣に初て御娶坐し事、下に見えたり、○宇遲能和紀郎子、和名抄に、山城國宇治郡、宇治郷、久世郡宇治郷あり、【一の宇

治郷、一地にて、二郡にわたれるなり、】此、王菟道宮に坐し事、書紀仁德卷に見ゆ、【山城風土記に、謂宇治者、輕島豐明宮御宇、天皇之子、宇治若郎子、造桐原日桁宮、以爲宮室、因御名、號宇治、本名曰許乃國、矣、こあるは、本末たがへり、此、王の御名は、此地に住坐るに因て資、給へるにこそあれ、凡て出雲風土記なきにも、某、神の住坐しに因て、某、號く、地名を説るには、此、本末の違なるも多く見ゆるなり、】和紀は、若なり、凡て若をば、和紀も、和久も通はし云り、【鴨別雷神も、若雷の義なり、和紀訓べし、又佐衣物語に、篠のわきば云云、こあるも、若葉なるべし、又若子をば、和久基云、若産靈を、和久産巢日こあり、さてかく和加和紀和久通へきも、此、王の御名は、和紀あるに依て訓べきを、和加郎子よむはわろし、古語拾遺に、稚子を腋子云説は、云にたらぬ、こなれども、是も和紀子も云しから、かゝる説もあるなり、】郎子は、伊良都古訓べき、こ、郎女に對へて知べし、郎女の訓、又伊良の意なき、皆上に出たり、【傳廿一の十葉廿二の七十葉】郎子申す御名の例は、仁德天皇の御子に、波多毘能大郎子、繼躰天皇の御子に、大郎子なきあり、さて此、王の御事、末に出たり、なほ其處に云べし、○八田若郎女【若は、御兄の例に效ひて、和紀訓べし、田は清てよむべし、高津宮段の大御哥に、夜多こあり、】は、和名抄に、大和國添下郡矢田郷、神名帳に、矢田坐云々神社もあり、此、地なるべし、此、女王の事、高津宮段に出、【傳卅六】○女鳥王、御名、雌鳥に由縁ありしなるべし、此、女王の事も、高津宮段に見ゆ、【傳】の七葉其處なる大御哥に、賣理能和賀意富岐美こあり、書紀云、次妃和珥臣祖、日觸使主之女、宮主宅媛、生菟道稚郎子皇子矢田皇女、雌鳥皇女、【舊事紀には、此、王たちの御母を、物部多遲麻、大連女、香室媛云ひ、又五卷には、山無媛云り、】○袁那辨郎女、名義、書紀に書れたる字の如きか、【舊事紀には香室媛弟、小嗣媛云り、玉垣宮段に、袁那辨王、申すあるも、邪字は、那を誤れるにて、同名なるべし、】○宇遲之若郎女、これも宇治にぞ住居坐し、其、由あり、



下に云べし。此、女王の事、高津宮段にも見ゆ、書紀三云、次妃宅媛之弟、小願媛、生菟道稚郎姬皇女、小願此云鳥備謎、【此謎字に依てヲナメ訓は非なり、謎字、此は漢音を取て、べの假字なり、仲哀紀にも、御願云彌那倍、こあり】○昨侯長日子王は、上に出、【傳廿九の四十一葉】○息長真若中比賣も、上に出、書紀には、河派仲彦女弟媛、生稚野毛二派皇子、派此云摩多、こあり、又釋に、上宮記曰、一云、凡牟都希王、娶經侯那加都比古女子名弟比賣麻和加生兒、若野毛二侯王、娶母恩已麻和加中比賣生兒大郎子、【凡牟都希王は、應神天皇なり、經字は寫誤なり、母恩の間に姉もしくは弟、字脱たり、恩已は、息長の誤なり】こありて、此、名御弟の弟比賣こまがへり、【まづ此記には、倭建命段に、昨侯長日子王の御女三柱見えて、息長真若中比賣は第二、弟比賣は第三女なり、又此段の末に、若野毛二侯王、娶其母弟百師木伊呂辨、亦名弟比賣真若比賣命、生子大郎子、こあり、かれば、弟比賣は、若野毛二侯王の御妻なるを、書紀及上宮記には、此、天皇の妃として、二侯王の御母とし、又上宮記には、中比賣をば其御妻こせり、かくて書紀には、二侯王の御妻の事は見えざれば、御母を弟比賣こせるも、異なる傳、こしてあるべきを、上宮記はいさ、か心得ず、其故は、まづ中比賣、弟比賣云々名にて、中比賣は御姉なりしこは論なきに、御母の御姉を御妻こし賜はむこは、いかざればなり、古は母の弟をば妻こせし例、これかれあれきも、母の姉を妻こせむこは、あるべくもおぼえず、されば此は此記の傳へぞ正しかるべき、抑此、まぎれば、中比賣をも、息長真若こひ、弟比賣をも弟比賣真若こ云れば、真若の同じきよりまぎれけむ】○若沼毛二侯王、御名義、若沼毛は、成務天皇の御子に、和詞奴氣王ありて、其處【傳廿九の四十八葉】に云るが如し、二侯は地、名ならむか、其地考ふべし、【神名式に、周防國都濃郡二侯神社あり】此段の末に、此王の御子たちを擧たり、○櫻井田部連、櫻井は、和名抄に、河内國河内郡櫻井郷あり、是なるべし、【なほ此地の事は、傳廿二の廿八葉、櫻井臣の下に云るが如し】書紀

崇峻卷に、河内國言於三御香川原云々、爰有櫻井田部連藤原所養之犬云々、これ彼國に此、氏人のありし據なり、田部は、屯家の御田を佃らしむる料に、定め置く、民の部なり、此事日代宮段【傳廿六の三十二葉】に委く云り、考見べし、かくて此、氏は、河内の櫻井に住居て、田部を掌りつる氏なり、書紀安閑卷に、以櫻井屯倉、與每國田部給賜香々有媛、また云々、以河内縣部曲爲田部之元、於是乎起、【これも、日代宮段に委曲に引て云り、考合すべし、河内、縣は、河内郡なり】こある、此、氏これらに由あるべし、【万葉三に、櫻田部云々云哥あるは、尾張國の佐倉云地の田なれば、此にはさらに由なし、思ひ混ふべからず】さて此、氏は、誰の子孫云々、物に見えたるここなければ、【姓氏錄にも載らず】先祖知がたし、た、國造本紀に、穴門國造、經向日代朝御世、櫻井田部連、同祖邇伎都美命四世孫、邇都鳥命、定賜國造、こあれば、此、邇伎都美命云々が末こは聞ゆれき、此、名も未物に見えたらず、なほ考ふべし、天武紀に、十三年十二月、櫻井田部連、賜姓曰宿禰、三代實錄に、氏人これかれ見ゆ、【讚岐國にもあり】○鳥垂根、鳥は地、名か、垂根云例は、伊邪河宮段に出、【傳廿二の五十二葉】○糸井比賣、地名なるべし、神名帳に、大和國城下郡糸井神社あり、此地なるべし、姓氏錄大和國、諸蕃に、絲井造あり、【續紀廿九に、絲井部云姓も見ゆ、和名抄に、但馬國養父郡糸井郷伊土井】書紀安寧卷にも、糸井媛見え、敏達卷に、絲井王云も見えたり、○速總別命、御名集に由縁ありしなるべし、和名抄に、鶴和名八夜布佐、準訓同上、こあり、下卷高津宮段、哥に、多迦由久夜波夜夫佐和氣云々、此王の御事、なほ彼段【傳三十七の七葉】に出、書紀云、次妃櫻井田部連男御之妹系媛、生準總別皇子、○日向之泉長比賣、泉は、和名抄に、薩摩國出水【伊豆美】郡、これなるべし、【古に大隅薩摩までかけて、日向云々、上に云るが如し、さて書紀景行卷に、諸縣君泉媛云名も見ゆ】長はいかなる由ならむ、詳ならず、【書紀孝安卷にも、長媛云見ゆ、神功卷にも】○大羽江王、小羽江王は、御名、義未思得



す、【光榮、或生なきの意にもや、】書紀安寧孝昭孝安、卷に、磯城縣主葉江、(顯宗、卷に、黃媛、【黃此云波曳、字書に、草木初生貌云云り、】なき云名見ゆ、書紀云、次妃日向泉長媛、生大葉枝皇子、小葉枝皇子、○幡日之若郎女、上の例に依らば、此上にも、妹あるべきことなり、御名、義未思得ず、地、名にや、【機の梭に由れるかと思へき、仁徳天皇の皇子の御名にも負坐れば、梭にはあらじ】さて此、女王は、仁徳天皇の御女にて、御母日向、髪長媛なるが、日向、泉長媛の名の似たるに因て、まぎれて此にも入たる物見ゆ、書紀に、此處には、此女王は無きぞ正しかるべき、○迦具漏比賣は、倭建命の御曾孫にて、日代、宮段【傳廿六の十二葉】に出たり、さて彼、天皇【景行】の、此、比賣を娶たりあるは、此、應神天皇の娶たり云るが紛れつるものにて、其由彼處に云るが如し、かくて此に此、天皇の娶りあるも、又紛れたる傳にて、實は若沼毛二俣、王の御妃、ここを聞ゆれ、其故は、此、段、末に、若沼毛二俣、王、娶、弟日賣真若比賣命、生子、云々ある、此、弟日賣を、書紀及上宮記には、此、天皇の妃とせり、【此、まぎれの事、上に委く云り、】かくて此に迦具漏比賣の生る御子、忍坂、大中比賣と申すは、二俣、王の、彼、弟日賣の腹の御女に、同名なるあり、【又登富志、郎女も、同王の御女の、琴節、郎女も同人の間ゆ、なほ彼、御女たちの事、此、段、末、傳卅四に出て、其處に委、云を、考、合すべし、】又かの弟日賣も、同く倭建命の御曾孫にて、其父の御名長日子王を、書紀には仲彦とある、此、迦具漏比賣の父の名、大中日子と同じ大かた右の趣きもを以て考るに、此、迦具漏比賣と云は、彼、弟日賣と一なりけり、【故、此、天皇の妃にはあらで、二俣、王の妃なるが、まぎれたるなりは云なり、】されば書紀には、此、迦具漏比賣の事見えず、此、腹の五柱の御子も見えず、其ぞ正しかるべき、【故、思ふに、此、五柱も、皆二俣、王の御子なるが、まぎれるにぞあるべき、】○川原田、郎女、地、名に由れる御名なるべし、○玉、郎女、ほめたる御名か、○忍坂、大中比賣は、此、段、末、若沼毛二俣、王の御女に同名あり、其處【傳卅四の五十二葉】に云べし、【此は其がまぎれたる、こゝに、

右に云るが如し、】○登富志、郎女、これも二俣、王の御女の、琴節、郎女も同人なるべきこと、右に云るが如し、なほ彼處【傳卅四の五十二葉】に委、云べし、【彼、名を合せて思ふに、此は登の上に、許字の脱たるかとも思へき、若、然らば、彼も同く琴節と書べきに、假字なるは、此はもとより許はなく、登富志とぞ傳へたりけむ、】○迦多遲、王、地、名にやあらむ、○葛城之野、伊呂賣、野も、伊呂も、例多き名なり、並上に出、【師は、賣の上に比、字脱つらむと云れしか、某女と云名も例多かり、】○伊奢能麻和迦王は、高木之入比賣命の御腹の御子たちの中に、既に出たるに、又あるは誤なるべし、是れを入ては、併、廿六王、男十一、とある數にも合ざるなり、【師は、上に出たるを、衍として、此なるをば除くべからずと云れき、其は、御母を擧て、此、王一柱なれば、此は、衍なるまじく、上なるは五柱の中なれば、衍なるべし、こなるべし、然れども此は何方を衍と云ふは決めたし、まづ御母の御名、入比賣と、伊呂賣と似、又葛木と高木ともや、似たれば、何れにまれ、此よりぞまぎれつらむ、されば實は野伊呂賣の腹なりけむを、高木之入比賣の御腹と誤れるか、又は入比賣と野伊呂賣とは、名の傳への異にて實は一人なるを、別人と心得て、其御子をも別に擧たるにもあるべし、】

於是天皇問大山守命與大雀命詔汝等者孰愛兄子與弟子  
 皇所問賜之大御情而白兄子者既成人是無悞弟子者未成人  
 是愛爾天皇詔佐邪岐阿藝之言  
 皇所問賜之大御情而白兄子者既成人是無悞弟子者未成人  
 是愛爾天皇詔佐邪岐阿藝之言



大山守命爲山海之政大雀命執食國之政以白賜宇遲能和紀郎子所知天津日繼也故大雀命者勿違天皇之命也

問大山守命與大雀命詔、此詔字は、讀ムべからず、こは漢文に、問某曰、かく日ノ字の格にて書るなれど、其格に讀てはわろき、こ首卷に云るが如し、此天皇御子たちはあまた坐ます中に、此事を此二柱御子にしも問賜ふゆゑは、此二柱、和紀郎子三柱は、本より日嗣、御子に坐るが故なり、【大山守命は、御母高木之入日賣命、大雀命は、御母中日賣命にて、共に御母尊くませは、太子に坐むこもこより由あり、宇遲能和紀郎子は、御母は尊からされきも、天皇の御愛の殊なりしこ、此段にて知らる、】上代には、太子は一柱には局らざりしこ、日代、宮段【傳廿六の十六葉】に委云るが如し、さて三柱の本より太子に坐し由の事も、彼處に云るを考ふべし、○兄子は、阿爾那琉古、弟子は意登那琉古に訓べし、【此を書紀に、長與少あるに依らば、ヒト、ナレルトワカキト訓べきに似たれど、兄子弟に書るは、其意には非ず、子の中には、兄なる弟なる云意なり、書紀の長少も其意なり、其うへ次の文に、兄子者既成人ある成人を、ヒト、ナレリとは訓べければ、兄子をば然は訓まじきこ明けし、又延佳本に、イロエノコ、イロトノコに訓るなきは、みだり訓なり、さては已が兄弟の子に聞えて、甥の事なるをや、又師は兄子をセコ、弟子をテゴに訓て、万葉にて云るこあり、はてこの意なり云れたれど、是も皆當らざる訓なり、万葉なる手兒は、いまだ母の手を放れざる由の稱なり、又せこは、吾兄兒なきこ云れ、子の中の兄なるを、然云る例なし、】○愛は、波斯伎に訓べし、【次々なるも同じ、】玉垣宮段に、孰愛夫與兄あり、此言の例、彼處に云り、【傳廿四の卅葉】○所以發是問者は、加久登波志那流由真波に訓べし、【此の細書を、師は後人の注

なり云れき、發是問の三字、書紀の文に同きなきは、疑なからずしもあらねど、なほ本よりの注なるべし、後人の爲こは見えす、○愛三兄子こは、あるべき理のまに申給へるなり、○知は、書紀に、豫察天皇之色こある如く、早くさこり賜ひてなり、○成人は、比登々那理都禮婆に訓べし、万葉五に、何時可毛、比等々奈理伊豆天、云々、續紀卅詔に、白壁王波、諸王乃中爾、年輪毛長奈利なきあり、【師は、ヒタシナレ、バに訓れたれど、わろし、】○無愾は、伊夫世伎許登那伎袁に訓べし、万葉四評に、久堅之、雨之落日子乎、直獨、山邊爾居者、爾有來、八評に、隱耳、居者、爾愾、又、雨、隱、情、爾愾、出見者、九評に、牽而座在者、見而師香跡、愾憤時之、十一評に、水鳥乃、鴨之住池之下、爾無、爾愾君、今日見鶴鴨、十二評に、得田價紫、心、爾愾、又、母我養蚕乃、眉、隱、馬聲、蜂音、石花、蜘蛛、荒鹿、異母二不相而、十八評に、手枕末可受、比毛等可須、未呂宿乎須禮波、移夫勢美等、情、奈具左爾、なきあり、又意富都加那伎許登那伎袁も訓べし、万葉八評に、春山乃、於保束無毛所念可聞、十評に、今夜乃、於保束無荷、又、春去者、紀之許能暮之、夕月夜、爾束無裳、山陰爾指天、なきあり、又師は、伊布加志美那志に訓れたり、此もよし、【但し、いかに訓も、無は那伎袁に訓べきなり、】万葉四評に、言借吾妹、十評に、爾三、妻戀爲良思、十一評に、下言借見思有爾、又下伊布可之美、念有之、妹之容儀乎、なきあり、【大かた伊夫世志、伊布加志、意富都加那志、又意富々志、此四は本一言聞えて、意も同じ、故万葉に、通はして共に爾愾に書り、其訓は、上下の語に隨ひて、右の四の異あるべし、今、本は、互に誤りて、悪く訓る處々多し、又ユカシに訓るなきも非なり、さて右の四言、後世には、各少しづ、意異なるが如くなるは、後におのづから然分れたるなり、さて伊布加志の布、又意富都加那志、意富富志の富、共に後世には濁して讀めども、万葉に皆清音に書り、さて伊布加志に准ふるに、伊夫世志の夫も、清音なるべく思はるれども、万葉十八に、夫字をかき、十二に、蜂音に書るも、濁し聞ゆれば、此は今も濁ししつ、】又書紀



にも、此の文無憾矣ありて、伊伎村本理那志訓る、其もよし、神功、卷の哥に、淡海之海、瀬田の濟に潛く鳥、目にし見えねば異相廻倍呂之茂、万葉十九に、伊伎騰保流、心の裏を思ひ延、なきあり、【伊伎村本流は、後世には、たゞ心の怒をのみいへむ、怒を云のみには非ず、此も悞字の意なり、悞は、字書に、不安也とも、憂也とも注せり、】下卷朝倉宮、段に、不忍於悞もあり、○弟子者、此者の下に、會云、辭を添へて、波會讀べし、此は必會云辭あるべき處なり、【者は、兄子者云々に對へて、未成人へ係たる辭、會は、愛さへ係たる辭にて、】兄子弟子の中に、弟子會愛さ、云意なり、波會重ね云る例は、万葉六に、吾者叙退、遠杵土左道矣、十二に、不相念、公者雖座、肩懸丹、吾者衣戀、君之光儀、【六の十二丁長哥にも有、】○未成人は、伊麻陀和詞祢禮婆訓べし、【伊麻陀云て、受又奴な云、】常のこなり、此言は、必受奴な云こ、心得たるは、未字に泥めるひがこなり、さて此下なる是字は、讀べからず、上なるも同じ、和詞伎は、即未長らざるにて、書紀なごに稚書、又幼字をも訓り、【中昔の物語書なごにも、幼稚きこを、和詞志云るこ多し、】○佐那岐阿藝は、雀吾君にて、大雀命を指して詔ふなり、阿藝のこは、詞志比宮、段の哥に、伊奢阿藝ある下に云り、【傳卅一の廿葉】○詔別は、上卷御宇氣比、段にも、云々、如此詔別也あり、【傳七の五十八葉】大祓詞にも、云々乎天津罪止法別氣豆、【こは國つ罪、天つ罪を告分るを云り、法は借字なり、】○山海は、宇美夜麻訓べし、【そを反さまに山海書るは、漢文の格なり、此類日月、晝夜、男女、山野なご、此方漢國云々異れるこ多し、】○政、此言の意、白禰原宮、段【傳十八の七葉】に云るが如し、○爲は、麻袁志多麻門訓べし、【字のまに訓ては、古言に叶はず、】次に白賜あるこ同意なればなり、【記中同事を二三記すに、一をば古言のまに、一をば漢文さまに書て、互に相照して訓べく書たる例多し、此、事初卷に云り、】さて此、職は、下文に、此之御世、定賜海部山部山守部に見え、書紀にも、五年秋八

月、令諸國定海人及山守部、こ見えて、此等の部の民を定賜て、其業々を奉仕るを、大山守命には、此部々を統領るこを任し賜ふなり、【書紀、此御卷に、阿曇連祖、大濱宿禰を、海人之宰、こし給へるこ、】又顯宗、卷に、吉備上道、臣等が、山部を領れりし事、また來目部、小橋を山官に拜て、姓をも山部連賜ひ、吉備臣を副して、山部を以て民すこある、又韓袋宿禰云々、兼守山、隸山部連なごあるも、皆同じ類なり、【但し書紀には、令掌山川林野あるは、傳の少異なるにて、海の政は、任賜はぬにやあらむ、】此記にては、林野をば山に攝、川をば海に攝て、山海云るなるべし、但し書紀は、凡て漢文の傍多ければ、字に就て細なる事は云がたし、さて大山守申す御名は、海人部山部山守部を領せる中の、一に就て、負賜へるなり、【御自山を守給ふ由には非ず、山守の督なる由なり、】大は御名に就たる稱言なり、【山につけて云にも非ず、山守につけて云にも非ず、同じ言ながら、万葉二に、神樂浪乃大山守、こある大は、山守を稱へたるにて、此の御名は同じからず、其由は下に云べし、○書紀仁德、卷初に、額田大仲彦皇子、將掌倭屯田、云々、是屯田者、自本山守地、是以今吾將治、云々、然後大山守、皇子每恨先帝廢之非、立、而重有是怨、云々、この額田大仲彦皇子あるを疑ひて、大山守皇子ならむと思ふは、中々に非なり、此は釋に、額田大仲彦皇子、大山守皇子、同母之兄也、故以屯田稱山守之地、者、可爲弟大山守田地之由也、云云、如く、大仲彦皇子は、大山守命同母兄弟なる故に、山守の地なれば、吾治む詔へるなり、古は同母兄弟は、甚々親きこ、父子の如くなりしかばなり、さて大山守命の、重有是怨こあるも、同母兄弟なる人の、望みし事の遂ざりし怨なり、】○食國は、上卷【傳七の八葉】に出たり、天皇の所知食す天下を總言稱なり、○執以白賜は、【白字、舊印本延佳本に、自こ作るは誤なり、其餘の本にも、みな白あるをや、】登理母知且麻袁志多麻門訓べし、【白字を自こ作る本に就て訓る訓もは、論にたらず、】執以云る例は、上卷に、次思金神者、